

平成30年
2 月 宮崎県定例県議会会議録

平成30年 2 月 22日 開会

平成30年 3 月 20日 閉会

平成30年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

2月22日（木曜日）

1.	出席議員 -----	3
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	3
1.	開 会 -----	4
1.	会議録署名議員指名 -----	4
1.	議会運営委員長審査結果報告 -----	4
	松村悟郎議会運営委員長 -----	4
1.	会期決定 -----	4
1.	議案第1号から第84号まで上程 -----	5
1.	知事提案理由説明 -----	5

自2月23日（金曜日）

至2月27日（火曜日） 休 会

2月28日（水曜日）

1.	出席議員 -----	15
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	15
1.	代表質問 -----	16
	井本英雄議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	16

- ・知事の政治姿勢等について
- ・JR九州のダイヤ改正について
- ・地方創生について
- ・産業振興について
- ・観光・スポーツランドみやざきの振興について
- ・文化振興について
- ・南海トラフ地震・津波対策について
- ・福祉保健行政について
- ・TPP11、日EU・EPAについて
- ・農政水産行政について
- ・県土整備行政について
- ・教育行政について
- ・警察行政について

	黒木正一議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	40
	・重点施策について	
	・財政運営について	

- ・ 地方創生について
- ・ 農業の競争力強化について
- ・ 中山間地域の農業振興について
- ・ 美しい宮崎づくり推進について
- ・ 建設業の経営基盤対策について
- ・ 事業承継について
- ・ 観光振興について
- ・ 環境森林行政について
- ・ 労働力確保について
- ・ 福祉保健行政について
- ・ キャリア教育について
- ・ 企業立地について
- ・ 地域おこし協力隊について
- ・ 消防常備化について
- ・ 地域公共交通の維持・確保について
- ・ 企業局における地域貢献の取り組みについて
- ・ 農政水産行政について
- ・ 国体への取り組みについて
- ・ 手話言語条例について
- ・ いじめ・不登校について
- ・ 私立高校の振興について

3月1日（木曜日）

1. 出席議員	71
1. 地方自治法第121条による出席者	71
1. 代表質問	72
岩切達哉議員質問（県民連合宮崎）	72
・ 知事の政治姿勢について	
・ ひなた生活圏づくりについて	
・ 指定管理者制度について	
・ 母子生活支援施設全廃について	
・ 子どもの性的問題について	
・ 農産物の海外輸出について	
・ 収入証紙制度について	
・ 総務人事行政について	
・ 福祉行政について	

- ・林務行政について
- ・労働者保護について
- ・美しい宮崎づくりについて
- ・避難所機能の強化について
- ・小水力発電の普及について
- ・県立病院従事者確保について
- ・いじめ問題、児童生徒への朝食提供について
- ・警察行政について

重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 95

- ・平成30年度当初予算について
- ・人口減少対策と若者定着について
- ・世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくりについて
- ・働き方改革と県庁職員の人材確保について
- ・南海トラフ地震対策について
- ・福祉行政について
- ・森林環境保全対策について
- ・インバウンド対策について
- ・人権同和対策について
- ・農林水産業の振興について

3月2日（金曜日）

1. 出席議員 -----	115
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	115
1. 一般質問 -----	116
函師博規議員質問 -----	116

- ・知事の政治姿勢について
- ・障がい者就労及び雇用について
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律について
- ・高等学校再編計画について

来住一人議員質問 ----- 126

- ・知事の政治姿勢について
- ・森林環境・警察行政について
- ・教育行政について

松村悟郎議員質問 ----- 135

- ・本県農水産物の販路拡大等について
- ・農業大学校について

<ul style="list-style-type: none"> ・地域の核となる図書館づくりについて ・安全・安心なまちづくりについて ・国道10号の整備について 	147
中野廣明議員質問 -----	147
<ul style="list-style-type: none"> ・観光みやざき未来創造基金について ・都市計画について ・国民健康保険制度改革について 	
自3月3日（土曜日）	
至3月4日（日曜日） 休 会	
3月5日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	161
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	161
1. 一般質問 -----	162
渡辺 創議員質問 -----	162
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・L G B Tについて ・県有体育施設整備と宮崎市のアリーナ構想について ・県内就職促進の基本的な考え方について ・首都圏での情報発信について ・警察署協議会について ・みどりの少年団について ・投票率の向上対策について 	
外山 衛議員質問 -----	177
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・地域交通対策について ・環境森林行政について ・地域振興について ・商工観光行政について ・東九州自動車道について ・県立日南病院について ・女性警察官採用・登用拡大について 	
河野哲也議員質問 -----	190
<ul style="list-style-type: none"> ・総務・総合行政について ・観光行政について ・福祉・保健行政について 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工労働行政について ・ 文教警察行政について ・ 代表質問関係 	
山下博三議員質問	199
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者不明土地の現状と課題について ・ 平成28年農業産出額について ・ 土地改良事業について 	
3月6日（火曜日）	
1. 出席議員	213
1. 地方自治法第121条による出席者	213
1. 一般質問	214
右松隆央議員質問	214
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場における今日的課題について ・ 本県の医療・福祉政策について ・ 本県の産業振興・経済政策について 	
満行潤一議員質問	228
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元定着・U I Jターンの取り組みについて ・ 防災対策について ・ 健康寿命日本一の取り組みについて ・ J R九州のダイヤ改正・ワンマン化について ・ 貨客混載の取り組みについて ・ 商工観光施策の振興について ・ 働き方改革について ・ 再生可能エネルギーの推進について ・ 警察本部の取り組みについて ・ 株主還元（配当・優待）の現状について 	
徳重忠夫議員質問	240
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 健康寿命日本一について ・ 林業大学校について ・ 観光みやざき未来創造基金について ・ 宮崎牛の海外輸出について ・ 教員採用試験について ・ シートベルト着用の徹底について ・ 選挙の投票率について 	

坂口博美議員質問 -----	252
・知事の政治姿勢について	
・災害への対応について	
・国土強靱化政策について	
・建設業の健全育成について	
・J R九州問題について	
1. 議案第54号及び第84号採決 -----	267
1. 議案第1号から第53号まで及び第55号から第83号まで並びに請願委員会 付託 -----	267
自3月7日（水曜日）	
常任委員会（補正）	
至3月8日（木曜日）	
3月9日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	271
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	271
1. 常任委員長審査結果報告（議案第55号から第83号まで） -----	272
二見康之総務政策常任委員長 -----	272
右松隆央厚生常任委員長 -----	273
渡辺 創商工建設常任委員長 -----	274
後藤哲朗環境農林水産常任委員長 -----	275
新見昌安文教警察企業常任委員長 -----	276
1. 討 論 -----	277
前屋敷恵美議員 -----	277
1. 議案第70号及び第72号採決 -----	278
1. 議案第83号採決 -----	278
1. 議案第55号から第69号まで、第71号及び第73号から第82号まで採決 -----	279
自3月10日（土曜日）	
休 会	
至3月11日（日曜日）	
自3月12日（月曜日）	
常任委員会（当初）	
至3月15日（木曜日）	
3月16日（金曜日）	
特別委員会	
自3月17日（土曜日）	
休 会	
至3月19日（月曜日）	
3月20日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	283
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	283

1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第53号まで及び請願）	284
二見康之総務政策常任委員長	284
右松隆央厚生常任委員長	286
渡辺 創商工建設常任委員長	288
後藤哲朗環境農林水産常任委員長	290
新見昌安文教警察企業常任委員長	292
1. 討 論	294
前屋敷恵美議員	294
来住一人議員	296
1. 議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号及び第46号から第53号まで採決	298
1. 議案第2号、第3号、第5号から第21号まで、第23号から第28号まで、第30号、第31号、第33号から第37号まで、第39号及び第41号から第45号まで採決	298
1. 請願第24号採決	299
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	299
1. 特別委員長調査結果報告	299
黒木正一みやざき経済振興対策特別委員長	299
中野一則海外経済戦略対策特別委員長	302
満行潤一2025年問題対策特別委員長	304
1. 議員発議案送付の通知	307
1. 議員発議案第1号から第6号まで追加上程	307
1. 討 論	308
来住一人議員	308
1. 議員発議案第4号採決	309
1. 議員発議案第1号から第3号まで、第5号及び第6号採決	309
1. 閉 会	309
<hr/>	
1. 資 料	311
平成30年2月定例県議会日程	313
議案送付文書	314
代表質問時間割	317
一般質問時間割	318
議案委員会審査結果表（平成29年度補正予算関係）	319
議案・請願委員会審査結果表（平成30年度当初予算関係）	321

閉会中の継続審査・調査申出一覧	324
1. 議案議決件名一覧表	325
1. 議員発議案等	333
宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	335
宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	336
洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書	338
2025年国際博覧会の誘致に関する決議	339
J R九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求める意見書	340
北朝鮮による日本人拉致問題の早急な全面解決を求める意見書	341
1. 請願一覧表	343
1. 議事経過	349

2月22日（木）

平成30年2月22日（木曜日）

午前10時0分開会

出席議員（37名）

- | | | |
|-----|-------|-----------------|
| 1番 | 武田浩一 | （自由民主党くしま） |
| 2番 | 有岡浩一 | （郷中の会） |
| 3番 | 重松幸次郎 | （公明党宮崎県議団） |
| 4番 | 来住一人 | （日本共産党宮崎県議会議員団） |
| 5番 | 渡辺創 | （県民連合宮崎） |
| 6番 | 岩切達哉 | （同） |
| 7番 | 後藤哲朗 | （宮崎県議会自由民主党） |
| 8番 | 右松隆央 | （同） |
| 9番 | 二見康之 | （同） |
| 10番 | 日高博之 | （同） |
| 11番 | 野崎幸士 | （同） |
| 12番 | 日高陽一 | （同） |
| 13番 | 蓬原正三 | （同） |
| 14番 | 西村賢 | （自由民主党 青の国） |
| 15番 | 凶師博規 | （愛みやざき） |
| 16番 | 河野哲也 | （公明党宮崎県議団） |
| 17番 | 前屋敷恵美 | （日本共産党宮崎県議会議員団） |
| 18番 | 高橋透 | （県民連合宮崎） |
| 19番 | 徳重忠夫 | （宮崎県議会自由民主党） |
| 20番 | 丸山裕次郎 | （同） |
| 21番 | 中野一則 | （同） |
| 22番 | 中野廣明 | （同） |
| 23番 | 松村悟郎 | （同） |
| 24番 | 外山衛 | （同） |
| 25番 | 濱砂守 | （同） |
| 27番 | 井上紀代子 | （県民の声） |
| 28番 | 新見昌安 | （公明党宮崎県議団） |
| 29番 | 田口雄二 | （県民連合宮崎） |
| 30番 | 満行潤一 | （同） |
| 31番 | 太田清海 | （同） |
| 32番 | 緒嶋雅晃 | （宮崎県議会自由民主党） |
| 33番 | 黒木正一 | （同） |
| 34番 | 井本英雄 | （同） |
| 35番 | 山下博三 | （同） |
| 36番 | 坂口博美 | （同） |
| 37番 | 星原透 | （同） |
| 39番 | 横田照夫 | （同） |

地方自治法第121条による出席者

- | | |
|----------|-------|
| 知事 | 河野俊嗣 |
| 副知事 | 郡司行敏 |
| 副知事 | 鎌原宜文 |
| 総合政策部長 | 日隈俊郎 |
| 総務部長 | 桑山秀彦 |
| 危機管理統括監 | 田中保通 |
| 福祉保健部長 | 畑山栄介 |
| 環境森林部長 | 川野美奈子 |
| 商工観光労働部長 | 中田哲朗 |
| 農政水産部長 | 大坪篤史 |
| 県土整備部長 | 東憲之介 |
| 会計管理者 | 福嶋幸徳 |
| 企業局長 | 凶師雄一 |
| 病院局長 | 土持正弘 |
| 財政課長 | 川畑充代 |
| 教育長 | 四本孝 |
| 公安委員長 | 江藤利彦 |
| 警察本部長 | 郷治知道 |
| 代表監査委員 | 高橋博 |
| 人事委員長 | 濱砂公一 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------|-------|
| 事務局長 | 甲斐正文 |
| 事務局次長 | 上山伸二 |
| 議事課長 | 長倉健一 |
| 政策調査課長 | 谷口浩太郎 |
| 議事課長補佐 | 濱崎俊一 |
| 議事担当主幹 | 山口修三 |
| 議事課主査 | 沼口恭一郎 |
| 議事課主任主事 | 森本征明 |

◎ 開 会

○蓬原正三議長 これより平成30年 2月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○蓬原正三議長 会議録署名議員に、坂口博美議員、岩切達哉議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○蓬原正三透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

閉会中の去る 2月15日の議会運営委員会において、本日招集されました平成30年 2月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計84件、その内訳は、当初予算20件、補正予算15件、条例31件、予算・条例以外18件であります。このほか2件の報告があります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査をいたしました結果、会期については、本日から 3月20日までの27日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、2月28日から 2日間の日程で代表質問、3月2日から 3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った

上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。3月7日から 2日間の日程で常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち補正関連議案を審査の上、3月9日の本会議において、各常任委員長の審査結果報告及び採決を行います。その後、3月12日から 4日間の日程で同じく各常任委員会で、当初関連議案等を審査の上、3月20日の最終日の本会議において、議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。また、同じく最終日には、今年度設置しております3つの特別委員会の調査結果報告を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○蓬原正三議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○蓬原正三議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3月20日までの27日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第84号まで上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第84号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成30年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、ただいま提案いたしました平成30年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

ことは、私にとりまして、知事として県民の皆様から負託をいただいた2期目の仕上げの年となります。振り返りますと、7年前、平成22年の春に発生した口蹄疫からの再生・復興に全力で当たること、そして、あすの宮崎の礎を築くことをお約束し、第53代宮崎県知事として県政を担わせていただくこととなりました。

1期目は、知事就任日に発生した高病原性鳥インフルエンザ、その数日後の新燃岳の噴火、さらには東日本大震災の発生など、本県も我が国も、かつて経験したことのないような災害に見舞われ続けた、大変厳しい状況でのスタートとなりました。この難局から立ち上がり、一刻も早く復興をなし遂げること、そして、宮崎の豊かな未来への道筋を切り開くことを私の重要な使命として、疲弊した県民生活や県内経済を立て直しに全力を尽くしてまいりました。

そして、2期目におきましては、「復興から新たな成長へ」を県政の基軸に据え、フードビ

ジネスやグローバル戦略、みやぎきブランドづくりなどの施策に取り組んでまいりました。

こうした取り組みを進める中で、東九州自動車道の整備や航空網の充実など、交通インフラ整備が大きく前進し、大型案件を含む企業立地の進展や農業産出額及び輸出額の大幅な増加、さらには世界農業遺産の認定やユネスコエコパークの登録、三大会連続となる宮崎牛の内閣総理大臣賞受賞など、本県発展の礎となる成果があらわれてきており、県全体に明るい話題が続いているところであります。これも県議会の皆様を初め、県民の皆様の御理解、御協力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。

今のこのよい流れにさらに弾みをつけるため、本県の将来を見据えながら、これまで築いてきた社会基盤や成果を生かして新たな未来を切り開くとともに、次代を創造していく必要があると考えております。

今後、2019年にはラグビーワールドカップが、2020年には東京オリンピック・パラリンピックや本県での国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が開催され、2026年には2巡目の国民体育大会や全国障害者スポーツ大会が予定されております。このような本県が大きく飛躍できる絶好のチャンスを逃すことなく、国内外へ向けた各種施策を強力に進めてまいります。

一方、本県を取り巻く情勢を見ますと、本格的な少子高齢化・人口減少を迎える中で、中山間地域の維持や医療・福祉サービスの確保、産業基盤の充実、地域や産業を担う人財の育成、南海トラフ巨大地震を初めとした危機事象への備えなど、重要課題が山積しており、本県は今、非常に重要な時期を迎えております。

このような状況を踏まえまして、平成30年度は、「未来を支える人財育成・確保と中山間地

域対策の強化」「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくり」「地域経済をけん引する産業づくり」の3点を重要施策として掲げ、本県が将来にわたって持続的に発展していくための取り組みを進めることとしたところがあります。

今後とも「対話と協働」を基本姿勢としながら、困難な課題にも真正面から向き合い、私が先頭に立って、県政をより力強く、さらに前へ進めてまいりたいと考えておりますので、県議会の皆様を初め、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、提案いたしました議案の御説明に先立ち、4点御報告をさせていただきます。

1点目は、先ほども触れましたが、高速道路の整備についてであります。

東九州自動車道日南北郷一日南東郷間の約9キロメートルが3月11日に開通する運びとなりました。このたびの開通は県南区間における初の供用であり、東九州自動車道の全線開通に向けた記念すべき新たな一歩であります。これまで開通に向け御支援をいただきました県議会の皆様を初め、御尽力をいただきました国土交通省や関係者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

また、九州中央自動車道につきましては、宮崎、熊本の両県境を結ぶ蘇陽―五ヶ瀬―高千穂間について、第3回目の九州地方小委員会が今月開催をされまして、新規事業化に向けた手続きが、これからさらに前進するものと大変うれしく思っております。

今後とも、東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期完成に向けて、全力で取り組んでまいります。

2点目は、都城志布志道路の梅北工区の開通

についてであります。

国及び鹿児島県とともに整備中の都城志布志道路において、本県が梅北工区として整備を進めてまいりました梅北―金御岳間の2.5キロメートルが、県議会の皆様を初め関係する方々の御尽力のおかげで、今月3日に開通いたしました。この道路の整備が進むことで、走行時間の短縮等により、防災、経済、医療など各方面においてさまざまな効果が期待されるところであります。引き続き、全線開通へ向け積極的な取り組みを進めてまいります。

3点目は、「ジャイアンツ対ホークスOB戦」についてであります。

「スポーツランドみやぎ」の礎を築いた読売巨人軍キャンプがことし60周年を迎え、その記念イベントとして「ジャイアンツ対ホークスOB戦」が、2月10日にサンマリスタジアム宮崎で開催されました。ジャイアンツ、ホークス、両チームの往年の名選手が一堂に会するとあって、県内外から多くのファンが集い、大変な盛り上がりとなりました。本イベントの開催により、長年にわたるスポーツキャンプ・合宿の受け入れの歴史をアピールすることができ、これは他県の追随を許すことのない本県の強みであり、「スポーツランドみやぎ」の一層のブランド力の向上が図られたものと考えております。

4点目は、防災拠点庁舎建設工事の安全祈願祭及び起工式についてであります。

去る1月22日に、防災拠点庁舎の建設予定地におきまして、蓬原議長を初め県議会の皆様、工事関係者や地元関係者など約70名の方の御出席をいただき、建設工事の安全祈願祭及び起工式をとり行いました。

防災拠点庁舎は、大規模災害時には県民の生

命と財産を守るための災害対策本部機能を有することとなる重要な施設であり、平成31年度の竣工予定であります。防災拠点庁舎の建設に当たりましては、引き続き、品質確保を最優先としながら早期整備に努めるとともに、完成後の新庁舎における災害時の体制等についても着実に準備、検討を進めてまいります。

それでは、今議会に提案いたしました平成30年度当初予算案について御説明申し上げます。

平成30年度当初予算案編成に当たりましては、「第四期財政改革推進計画」に基づく取り組みを不断の取り組みとして着実に実行しながら、選択と集中の理念のもと、本県の抱えるさまざまな課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた施策について積極的な展開を図るため、「みやぎの更なる飛躍と新たな挑戦」に取り組む予算として編成したところであります。

このような方針に基づき編成いたしました結果、一般会計5,817億9,000万円、特別会計2,212億34万2,000円、公営企業会計500億2,287万円となります。

このうち一般会計の歳入財源は、県税989億7,000万円、地方交付税1,772億8,800万円、国庫支出金853億1,936万5,000円、繰入金294億9,878万7,000円、県債647億3,500万円、その他1,259億7,884万8,000円であります。

この中で、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催等を本県観光産業のさらなる発展への好機と捉え、食やスポーツ・文化等の強みを生かした誘客等に取り組み、国内はもとより海外からも選ばれる観光地宮崎としてのブランド力を高め、交流人口の一層の拡大とそれに伴う経済の活性化を図ることを目

的に、「観光みやぎき未来創造基金」を設置することとしたところであります。基金規模は20億円であります。この基金を活用して、国際水準の「スポーツの聖地みやぎき」への進化や、何度行っても飽きないオンリーワンのおもてなし、外国人にもやさしい快適な国際観光都市へのレベルアップを図る取り組みを進め、世界から選ばれる「観光みやぎき」を目指してまいります。

また、この基金設置に加え、引き続き、地方創生に向けた取り組み、防災・減災対策の強化及び地域経済の活性化を積極的に推進する観点から、30年度においても特別枠を設け、「観光みやぎき未来創造基金」を活用した事業を3.4億円、「県営電気事業みやぎき創生基金」を活用した事業を9.4億円、「大規模災害対策基金」を活用した事業を6億円及び公共事業を45億円、総額63.8億円を追加で措置することといたしました。

このうち公共事業につきましては、国の予算措置の状況等を踏まえ、補助・交付金事業を20億円、きめ細かな事業を展開することのできる県単独事業を25億円、それぞれ上乗せし、総額で29年度と同規模の予算額を確保したところであります。これらの公共事業の執行によりまして、社会資本の着実な整備と防災・減災対策の強化を図るとともに、地域経済の活性化にも資するものと考えております。

以下、平成30年度当初予算案の主な事業について、3つの重点施策に沿って御説明申し上げます。

まず1点目は、「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」であります。

若者の県内での就職・定着を図るため、(仮称)みやぎき林業大学の開講準備を初め、さ

さまざまな分野における産業人財の育成・確保を一層進めるとともに、県内出身者が参加する同窓会等の機会も活用しながら移住希望者への支援を強化するなど、若者の県内定着とU I Jターンの促進に取り組んでまいります。

また、結婚や出産、子育てなどのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実・強化を図るとともに、働く女性のキャリアアップへの支援や、県内企業におけるワーク・ライフ・バランスの促進など、子育て支援と働き方改革の推進に取り組んでまいります。

さらに、中山間地域における公共交通の維持・確保のため、バス車両の小型化による低コスト化や、国の規制緩和を活用した過疎地域における貨客混載の取り組み、地域鉄道の利用促進を進めるとともに、農山漁村における農林水産業と福祉関係者とのマッチング体制の整備など、中山間地域の維持・活性化に取り組んでまいります。

2点目は、「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくり」であります。

まず、世界農業遺産やユネスコエコパーク、国の「国立公園満喫プロジェクト」に選定された霧島錦江湾国立公園など、本県の有する地域資源ブランドの磨き上げや国内外への情報発信、「美しい宮崎づくり推進条例」に基づく市町村や県民との協働による美しい景観づくりなど、世界ブランドのみやざきづくりの推進に取り組んでまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピック等へ向けた事前合宿の誘致及び受け入れ準備、プロスポーツキャンプなどの「観るスポーツ」や、サイクリング、ゴルフなどの「するスポーツ」を通じた県内各地への波及効果の拡大、さらに障がい者に対応した民間宿泊施設のバリア

フリー化への支援を行うとともに、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の着実な開催準備など、文化・スポーツを生かした地域づくりの推進にも取り組んでまいります。

3点目は、「地域経済をけん引する産業づくり」であります。

まず、本県農畜水産ブランドの総合的なプロモーションや、ICTを活用したスマート農業の促進、食品の機能性等の付加価値の創出など、フードビジネスのさらなる展開を図るとともに、物流コストの低減化や効率化への支援など、成長産業の育成加速化と県内企業の競争力強化に取り組んでまいります。

また、県産品の輸出実績のある企業を核とした県内輸出企業グループの形成や、EU向けの輸出食肉の検査体制の強化、鳥インフルエンザ対策の効果を「見える化」する取り組みなど、次代につながる新たな産業づくりにも取り組んでまいります。

当初予算案の概要については以上であります。あわせて、新たな予算を伴わずに県民サービスの向上を図る、いわゆるゼロ予算施策につきましても、民間企業、大学等との協定に基づく連携・協力の取り組みや、県有施設の情報発信拠点としての活用など、積極的に実施していくこととしております。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第21号「県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例」は、土地改良法の一部改正に伴い、農地中間管理機構が借り受けている農地について、所有者が農地を貸し付ける契約を解除した場合に特別徴収金の徴収が可能となったこと等から、関係規定の改正を行うものであります。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、工業技術センター等の機器及び高等水産研修所の研修室に係る使用料の新設等を行うほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴い、関係する手数料の改定等を行うものであります。

議案第23号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第24号「都市公園条例の一部を改正する条例」は、国の道路占用料の改定等を踏まえ、本県の道路占用料や都市公園の占用料の改定等を行うものであります。

議案第25号「宮崎県立病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、県立病院における分娩料の上限額について、算定基準としている国の助産施設分娩助料が改定されたことから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第26号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、関係する手数料の改定を行うほか、自動車保有関係手続ワンストップサービスの導入に伴い、オンライン申請による自動車保管場所証明に係る手数料の新設を行うものであります。

議案第27号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国における義務教育費国庫負担金の見直し等に伴い、教員特殊業務手当の改定等を行うものであります。

議案第28号「観光みやざき未来創造基金条例」は、先ほども触れましたが、本県観光の一層の活性化を図ること等を目的として、地方自治法第241条の規定に基づき、基金を創設する条例を制定するものであります。

議案第29号「宮崎県国民健康保険財政安定化

基金条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、基金運営等に必要事項を定めるための改正を行うものであります。

議案第30号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」は、国が定める財政安定化基金拠出率の見直し等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第31号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の権限に属する事務のうち、児童福祉法等に基づく事務の一部について、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するための改正等を行うものであります。

議案第32号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳ネットワークを通じて本人確認情報を利用できる事務を追加するための改正等を行うものであります。

議案第33号「宮崎県産科専門医研修資金貸与条例」は、産科医療の現場を支える医師の育成と安定的な確保を図るため、県内の産科で専門研修を受ける医師に対して研修資金を貸与する条例を制定するものであります。

議案第34号「宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例」は、平成30年度からの新たな専門医制度の開始に伴い、研修資金の返還免除に係る要件を変更するなどの改正を行うものであります。

議案第35号「宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、医師の勤務環境の改善等を図るため、修学資金の返還免除に必要な指定医療機関での勤務期間に係る取り扱いを変更するなどの改正を行うものであります。

議案第36号「宮崎県看護師等修学資金貸与条

例の一部を改正する条例」は、介護保険法の一部改正に伴い、修学資金の貸与等の要件となる特定施設等として新たに介護医療院を追加するための改正等を行うものであります。

議案第37号「宮崎県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例」は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、これまで条例に委任されていた規定が削除されたことから、条例を廃止するものであります。

議案第38号「宮崎県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年度以降の委員の任期を定めるための改正等を行うものであります。

議案第39号「宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院に係る運営等の基準を定めるための改正等を行うものであります。

議案第40号「宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、新たな障害福祉サービスが新設されることから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第41号「宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用する規定の改正等を行うものであります。

議案第42号「旅館業法施行条例の一部を改正する条例」は、旅館業法等の一部改正に伴い、旅館・ホテル等の施設の構造設備及び衛生の措

置の基準が緩和されたこと等から、関係規定の改正を行うものであります。

議案第43号「後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例」は、議案第33号「宮崎県産科専門医研修資金貸与条例」の制定等にあわせて、研修資金の貸与対象者に関する規定の整理を行うための改正であります。

議案第44号「宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する規定の改正を行うものであります。

議案第45号は、「包括外部監査契約の締結について」、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第46号から議案第49号までは、平成30年度の林道事業、農政水産関係建設事業及び土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条第2項等の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第50号から議案第53号までは、宮崎県医療計画、宮崎県高齢者保健福祉計画、宮崎県歯科保健推進計画及びみやざき子ども・子育て応援プランの変更について、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第54号は、教育委員会委員春日由美氏より平成30年3月31日をもって辞職したいとの申し出がありましたので、その後任委員として高木かおる氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとの申し出がありました。

次に、別冊にて同時に提案いたしております平成29年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、国の平成29年度補正予算及び公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計マイナス104億8,811万4,000円、特別会計マイナス16億1,795万9,000円であります。

なお、一般会計の歳入財源は、県税24億8,000万円、地方交付税24億5,152万6,000円、国庫支出金マイナス8億8,943万7,000円、繰入金マイナス80億6,476万3,000円、諸収入マイナス90億5,991万2,000円、県債22億3,551万円、その他3億5,896万2,000円であります。この結果、平成29年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,774億3,431万2,000円となります。一般会計は約105億円の減額となりますが、このうち、国の補正予算に伴う経費として233億5,971万2,000円を計上しておりますので、以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業につきましては、国から補助を受けて実施する道路や河川、土地改良、治山事業等の補助・交付金事業と直轄事業への負担金を合わせまして、約177億円を措置することとしております。

また、地域における少子化対策を推進する事業として、市町村が実施する子育てしやすい環境整備等への支援に係る経費を計上しております。

さらに、TPP等対策関連事業として、農水産業における力強い攻めの生産体制の強化に向けた施設整備、木材製品の国際競争力の強化を図るための施設整備、原木供給の低コスト化等に向けた路網や高性能林業機械の整備等への支援に係る経費を計上しております。

次に、平成29年度予算の翌年度への繰り越し

についてであります。

国の補正予算に係る公共事業等について、事業実施期間が不足することなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第70号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、課税免除措置を追加するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第71号「宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正に伴い、租税犯罪に係る調査及び処分の規定が整備されたこと等から、関係規定の改正を行うものであります。

議案第72号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、国家公務員の退職手当制度の改正を踏まえ、本県職員の退職手当制度について同様の改正等を行うものであります。

議案第73号「宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、国において基金事業の実施期限が延長されたことから、基金の設置期間を延長するための改正を行うものであります。

議案第74号「県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例」は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、登坂車線の標識番号が変更されたことから、同番号を引用する規定の改正を行うものであります。

議案第75号「都市公園、公園施設及び特定公

園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例」は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、これまで同施行令で定められていた都市公園に設ける運動施設の敷地面積の上限割合が削除され、条例に委任されたことから、関係規定の改正を行うものであります。

議案第76号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正に伴い、用途地域を追加するための改正等を行うものであります。

議案第77号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号尾平工区（仮称）尾平トンネル工事（1工区）、議案第78号は、同事業における国道327号佐土の谷工区（仮称）佐土の谷1号トンネル工事、及び議案第79号は、同事業における国道219号小春工区（仮称）小春2号トンネル工事の、それぞれ請負契約の締結について、並びに議案第80号は、同事業における国道327号佐土の谷工区（仮称）佐土の谷2号トンネル工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第81号は、細島港白浜地区の土地を木材の天然乾燥場に供するため、財産に関する条例第2条の規定により、当該土地の処分について議会の議決に付するものであります。

議案第82号は、県が日向灘沖合に設置した浮き魚礁が流出したことに関し、請負業者を被告として提起した損害賠償請求事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第83号は、退職手当の支給制限処分に対し審査請求がなされたことから、その裁決について、地方自治法第206条第2項の規定により、議会に諮問するものであります。

議案第84号は、公害審査会委員岡部匡氏が昨年5月7日に死去され、現在、委員1名が欠員となっていることから、その後任委員として河村隆介氏を任命いたしたく、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす23日から27日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時36分散会

2月28日（水）

平成 30 年 2 月 28 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	原田 幸二

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本 征明

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。いよいよきょうから代表質問でありますけれども、この後、一般質問、そしてまた予算委員会と、今議会は長丁場でありますので、だれんように、また心を引き締めて頑張ってみましょう。

オリンピックも終わって、楽しみがなくなったという感じがしますが、私が感動したのは、小平選手と李相花(イサンファ)選手の2人が寄り添うというのか抱き合うというのか、そして彼らの物語を聞いて、韓国にもやっぱりすばらしい女性おるんだなど、本当にそのことを思った次第でありました。

まず、代表質問に入る前に、知事にひとつお願いがあります。延岡市長選挙にかかわることですけれども、あの結果は、本当に私もびっくりしましたし、恐らく知事もびっくりしたんじゃないかなと思うんです。特に知事の場合は、自分の元部下であった永山さんを応援したということもあって、その結果は本当に不本意ではなかったのかなと思います。しかし、知事、これは終わったこと、ラグビーで言えばノーサイド、敵も味方もない。同じ宮崎県民で

ありますのでね。大体知事はおおらかな性格でありますし、根に持たん性格でありますから、恐らく何も余り考えていないかもしれませんが、ひとつここは、過去のことは水に流して、今後も延岡を今までどおり愛してあげていただきたいと思う次第であります。そしてまた、新しい市長の読谷山さんとも、大学も一緒だし、そして同じ総務省出身でもありますから、どうぞひとつ仲よくしてあげていただきたいなと思っている次第であります。これは私からのお願いであります。よろしくお願いします。

そういうことで、代表質問に入りたいと思います。

最初に、当初予算についてであります。今回も例によって、県議会に提示される前に、一部新聞に報道されるということが起きてしまいました。本来あるべき姿ではありません。今後気をつけていただきたいと思います。

平成30年度一般会計当初予算は、総額5,817億9,000万円、対前年度比0.7%増と、2年ぶりに前年度を上回る予算となっております。平成30年度は、河野知事の2期目の総仕上げの意味合いもあります。平成30年度当初予算の目玉と特徴について、知事にお伺いいたします。

次に、日銀の金融政策についてお聞きしたいと思います。これは県議会でも聞いてもらちが明かかるところでありますけどですね。一応、知事はどんなことを考えているのかということでお聞きしたいと思います。

2013年に黒田さんが日銀の総裁になられて、異次元の金融緩和ということを出しました。いわゆる黒田バズーカと言われるものがあります。この思い切った金融政策は、アベノミクスの最も重要な政策の一つと言われております。この日銀の積極政策で円安、株高の傾向が

進み、我が国の景況感が大きく改善したことは、黒田バズーカの成果と言えるかもしれませんが。しかし、日銀は、デフレ脱却のため、2年程度でのプラス2%の物価目標達成を掲げましたが、なかなかそれを達成することはできない状態です。それで、マイナス金利という政策まで持ち出しました。しかも、消費者物価上昇率は0.9%にとどまっております。日銀が量的緩和で買入れた国債の保有分は、発行残高全体の4割に達して、日銀が銀行等に供給するお金の量であるマネタリーベースは、5年前の約3.5倍にまで達しております。政府は先日、日銀の黒田総裁を再任すると、人事案を国会に提示したばかりであります。私は、この日銀の金融政策が、我が国経済の行く末に影を落とさないか心配しているところであります。識者によっては、「ギリシャよりもひどくなる」と言う人もおります。知事はどのようにこれについてお考えなのか。もし万が一の場合、せめてこの宮崎だけでも何とか助けてもらえんか、その影響を最小限にとどめることはできないものかと思うのでありますが、何かとり得る方策があれば、知事にお伺いするところであります。

次に、人材育成についてお伺いたします。鎌倉に本社を置く鎌倉投信という会社があります。投資会社であります。2014年のR&Iファンド大賞2013では最優秀ファンド賞を受賞しております。この会社はどんな会社でも投資するわけではありません。「日本でいちばん大切にしたい会社」という本がありますが、あの本に出てくるような会社にだけしか投資しない。私は一般質問で紹介したことがありますが、長野県の伊那食品工業、あのような会社にだけ投資する。三方よしではない。「三方よし」というのは近江商人の言う言葉ですが、三方よし

じゃない、八方よし。そういう会社にしか投資しない。それが今度、最優秀ファンド賞をもらったということでもあります。その企業にかかわる人がみんな幸せになるような経営姿勢があれば、たとえ赤字でも投資する、そういう会社であります。そこで、投資対象となる企業で共通していることは、社員を大切にすることです。海外のインドでも、HCLという9万人のIT企業が、従業員第一主義、顧客第二という理念を掲げ、飛躍的な成長を果しております。かつて日本がジャパン・アズ・ナンバーワンと言われたころの家族主義的経営が、再び見直されているのかもしれない。

さて、質問ですが、民間と公務員という違いもあると思いますが、職員を大事にするというトップの姿勢は、県庁においても通用するのではないかと思うのであります。知事のお考えをお聞かせください。

また、職員のやりがいを引き出すためには、評価が「見える化」されることが重要だと考えますが、県の取り組みについて、総務部長にお伺いしたいと思います。

次に、県立宮崎病院の改築整備についてお伺いたします。本件につきましては、来年度当初予算に、立体駐車場整備などの準備工事に要する費用のほか、新病院本体工事発注のための債務負担行為等が計上されております。この改築整備につきましては、事業費が、当初見込んでいた185億円から、基本設計を終えた段階で316億円と大幅に増大したことで、議会が一度待ったをかけたものであります。しかし、昨年の6月議会において、入札等を含め最終的に50億円程度の縮減をするとして、事業実施が承認された経緯があります。今回、予算案の計上に際し、コンストラクションマネジメ

ント業務を導入し、事業費を40億円縮減したということではありますが、具体的にどのような縮減を行ったのか、病院局長にお伺いしたいと思います。

加えて、マーケットサウンディングという、本県の公共事業においてこれまで実施した例のない取り組みをされたとも聞いておりますが、このマーケットサウンディングとは、一体どういったもので、今回の改築整備にとってどのような効果が上がるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

以下は質問者席で行ってまいりたいと思いません。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、当初予算についてであります。平成30年度当初予算におきましては、新たに「観光みやざき未来創造基金」を設置することといたしました。今後、全国的には、ラグビーのワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなど、また県内では、国民文化祭や全国障害者芸術・文化祭など、観光・交流の飛躍的な拡大が期待されるスポーツや文化での大きなイベントを控えているところであります。この好機を逃さず、スポーツランドみやざきの取り組みや、神話や神楽など記紀編さん記念事業の取り組み、世界農業遺産やユネスコエコパークなどの世界ブランドへの取り組み、さらには宮崎牛などの食への取り組みなど、本県がこれまで築いてきた強みを生かした誘客等に取り組み、「世界から選ばれる「観光みやざき」」を実現することを目指して、基金を設置するものであります。基金の総額は20億円、事業期間は5年とし、「国際水準の「スポーツの聖地みやざき」への進化」「何度行っても飽きないオン

リーワンのおもてなし」「外国人にもやさしい快適な国際観光都市へのレベルアップ」の3つの柱に沿って、事業を展開することとしております。

次に、日銀の金融緩和策についてであります。金融政策は、財政出動とあわせて景気の刺激を図るための重要な政策であり、日銀の現在の金融緩和は、いわゆるアベノミクスの柱の一つとして、貨幣供給量の増加や長期国債、上場投資信託などの多様な資産の買い増しなどを通じて、市中の資金流通量をふやし、消費を促すことで、デフレ状況の脱却を図ることを意図して展開されてまいりました。その結果、株価の改善や若干の物価上昇等に伴い、景気は回復傾向にあるものの、目標とする実質2%の物価上昇は、現在も達成されておらず、今後も緩和を継続していくことに対して、さまざまな懸念や意見が示されていることは認識しております。県としましては、我が国の経済が好調を維持している間に、本県経済を伸ばしていくことが大切だと考えておりますので、成長産業や中核企業を育成する仕組みをしっかりと機能させ、給与等の労働条件の改善を伴う良質な雇用の場の確保につなげてまいりたいと考えております。

最後に、職員の人材育成についてであります。県庁にとりまして、職員こそが財産であり、社会経済情勢の変化に対応しつつ、多様化する県民ニーズに応えるためには、職員一人一人がその能力を十分発揮できるよう、人材育成を図ることが重要であると考えております。私は日ごろから、職員には、チャレンジ精神に富み、プロ意識が高く、郷土愛を持ち、地域に根差して、また何よりも、人間性豊かで魅力ある職員であってほしいとの思いを持っておりまし

て、職員育成のための指針であります人材育成基本方針にも、目指すべき職員像として定めているところであります。この基本方針に沿って、計画的なジョブローテーションの実施や、みずから学び、持てる力を発揮するための研修の充実等を図ってきたところであり、昨年度からは、人材育成や組織の活性化を目的とした人事評価制度を導入したところであります。また、私自身も、折に触れ、全職員向けのメッセージの発信のほか、職員みずからの提案であります「かえるのたまご」や、チャレンジ枠予算の審査の場など、機会あるごとに直接職員と意見交換を行い、刺激を与え、また、そのアイデアを引き出すように取り組んでいるところであります。今後とも、職員一人一人を大切にしながら、職員の成長が県勢の発展につながるよう努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（桑山秀彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

職員のやりがいを引き出す取り組みについてであります。職員の意欲を引き出し、職員一人一人が持つ能力を高めるためには、日ごろの業務を通じて、上司が褒めたり、助言や指導を行うことが大変重要でありまして、そのことが本人のその後の成長ややりがいにつながっていくものと考えております。このため、県では昨年度から、人材育成や組織の活性化を目的といたします人事評価制度を本格的に導入したところであります。この制度では、ふだんからの上司と職員との緊密なコミュニケーションの積み重ねのほか、半年ごとに複数の上司と面談を行いまして、評価結果を本人に直接示した上で、職員のやる気を引き出す適切な助言等を適時伝えることによって、職員の成長を促しながら、組

織としての目標の達成を目指しております。引き続き、人事評価制度の適切な運用等に努めることによりまして、個々の能力を最大限に引き出すことで、職員が達成感を得ながら、やりがいを持って主体的に職務に取り組むことができる職場づくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○病院局長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えします。

まず、宮崎病院改築整備費の40億円縮減についてであります。宮崎病院改築整備に関しましては、基本設計ベースで約40億円を縮減し、最終的に、入札等を考慮しますと目標達成は可能と判断しましたことから、今回、再整備に関する予算案のお願いをしているところであります。その縮減対象は設計全般に及びますが、主なものは、建築内装や設備の仕様見直しのほか、既存施設の改修範囲の縮小による大幅な減額など、基本設計の見直しにより約25億円を、さらに、空調用設備等を専門業者がみずからの負担で設置から運用まで一体的に行うことで、初期費用やトータルコストを縮減することができるエネルギーサービス事業の導入等により約15億円を縮減し、これらを合わせて40億円程度の縮減となったところであります。

次に、マーケットサウンディングについてであります。マーケットサウンディングは、コンストラクションマネジメント業務の提案により取り組んだものであり、設計段階で、建設業者の技術や知見を取り入れ、発注条件の整理や建設工事におけるコスト縮減等を図ることを目的に、応募のあった県内外の建設業者8社から広く意見聴取を行ったところであります。今回のマーケットサウンディングは、現時点で事業費縮減に直接つながってはいないものの、これか

らの事業実施において、聞き取りました御意見を参考とすることで、建設業者の入札参加意欲が高まり、競争性の向上につながるほか、施工の効率化などのコスト縮減効果が期待できるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 JR九州のダイヤ改正についてお聞きいたします。

JR九州は、この3月からのダイヤ改正で、ただでさえ本数の少ないローカル線について、大幅な減便を行うことを昨年12月に発表し、大きな波紋を呼んでおります。突然の発表に、沿線市町村はもとより、九州各県においても、「唐突で一方的」「白紙撤回を」との声が上がりました。すぐさま県は、JR九州に見直しを要請いたしました。県議会としても、蓬原議長の提案により、九州議長会で、全会一致でJR九州本社に要請活動を行ったところであります。JR九州にどのくらい赤字なのかを尋ねても、「調べていない」との回答しかありません。これでは、県も沿線市町村もどう対処してよいかわかりません。確かに、利用状況を見ると、吉都線では1日466人で、JR九州管内でワースト2、日南線が1日779人でワースト3となっております。12年ほど前に、延岡と高千穂を結ぶ高千穂鉄道が台風の災害に遭いまして、結局、復興することができずに廃線となってしまいました。再びこのようなことが起きなければいいがなと心配するものであります。最も有効な対策は、乗って残す、つまり、沿線の方々が生活で利用することではありますが、人口減少が進み、車社会が根づいている本県では、なかなか簡単なことではありません。JR九州の3月のダイヤ改正による減便等について、県はどう対応し、今後どのように鉄道路線の維持に取

り組むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の減便等や特急ワンマン運転の拡大につきましては、県議会を初め沿線自治体や九州各県とも連携し、JR九州に強く見直しを要請しますとともに、県独自でも減便等の影響を調査して訴えてまいりました。その結果、吉都線の臨時便についての対応はありましたものの、減便など全体の見直しは実施されず、大変残念に思っているところであります。県としましては、今後のダイヤ改正も見据えながら、引き続きJR九州に地元の声を届けますとともに、特急のワンマン運転についても問題が生じないかということに注視し、検証も求めていくこととしております。

一方で、特に利用者が減少しております吉都線や日南線におきまして、レストラン列車やクルーズ船対象ツアーの企画など、地域外からの需要を掘り起こす即効性のある取り組みを、新規事業として今議会にお願いしているところであります。さらに、県内のローカル鉄道を応援いただける有識者や企業等から意見を伺うなど、将来にわたってより効果的な利用促進策や、その費用負担のあり方についても検討してまいります。県としましては、こうした取り組みを通じて、可能な限り輸送密度の維持・増加を図るとともに、今後とも、沿線自治体やJR九州と緊密に連携をしながら、鉄道路線の維持に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

それでは、地方創生についてお伺いいたします。

国は、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的に、地方創生を進めてまいりました。地方創生は本来、「東京」対「地方」という構

図と私は考えますが、今の政策は「地方」対「地方」で、一方がプラスとなれば他方がマイナスになる、ゼロサム競争になっているのではないかという気がするのであります。総務省が1月に発表した昨年の人口移動報告によると、東京圏への転入者が転出者を上回る転入超過は22年連続で、人口集中が一段と進んでいる状況が明らかになりました。なぜ東京に人口が集中するのか、なぜ人口が減少するのか、その原因解明のために、地方創生という対策が取り入れられたと思われるのですが、その対策になっているのでしょうか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 首都圏は、大企業や大学等教育機関、商業施設などといったさまざまな機能が、他のどの都市圏よりも集積しておりまして、給与等の労働条件や地方にない新しい文化等に引かれ、特に進学、就職を契機として、地方から若者の流入が続いております。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた投資も加速するとともに、今後、首都圏における高齢化による医療・介護の需要が急速に高まりますので、その担い手を求める力もますます強くなるものと懸念しております。御質問にありましたように、地方創生の目的は、地方の活性化を図りながら、東京一極集中の流れを是正することをごさいますして、地方においては、良質な雇用の場の確保はもとより、中長期的には、自然やスポーツ環境といった都市圏にない魅力を磨き上げることにより、若者や投資を呼び込んでいくことが何よりも重要であると考えております。このため、今回お願いしております当初予算案におきましても、「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくり」を重点施策の一つに掲げまして、そ

の推進に力を入れていくこととしたところでございます。

○井本英雄議員 次に、産業人財育成・確保緊急対策についてお伺いいたします。本県の昨年12月の有効求人倍率を見ますと、有効求職者数が減少する一方、有効求人数が1.45倍と増加するなど、集計を開始して以来の最高値を記録しており、人手不足の状況は深刻化しております。このような中、県では、「産業人財育成・確保のための取組指針」を策定したと聞いていますが、この人材不足の状況の中で、産業の振興・活性化についてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本格的な人口減少社会が到来する中で、地域や産業を活性化し、地方創生の実現を図るためには、企業の成長の促進や産業全般の振興はもとより、それを支える人材の育成・確保が重要であると考えております。県におきましては、これまでも、関係機関と連携し、人材の育成・確保に向けたさまざまな取り組みを進めてきたところでありますが、依然としてさまざまな産業分野での人材の確保が困難な状況が続いております。このため、改めて本県の産業人材をめぐる現状と課題を整理いたしまして、産学金労官が連携してそれぞれの役割に応じて進めていく取り組みを体系的に取りまとめまして、「産業人財育成・確保のための取組指針」を昨年末に策定したところであります。今後は引き続き、企業成長促進・産業人財育成プラットフォーム等を基盤としまして、フードビジネスを初めとする成長産業への支援等を行うとともに、本指針に定めた取り組みを関係機関が一体となって総合的に展開することによりまして、宮崎の将来を担う産業人材を育成・確保し、地域や本県産業の振興につな

げてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

知事から「産業人財育成・確保のための取組指針」についての答弁がありました。具体的にどのような取り組みを進めていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 「産業人財育成・確保のための取組指針」につきましては、

「次代を担う人材が育ち、働きたい場所として選ばれるみやざき」を目指す姿としておりまして、「みやざきを理解し、みやざきの将来を担う人材の育成」「働く場所の魅力向上」「みやざきで暮らし、みやざきで働く」良さの創出とPR」、この3つを柱としまして、キャリア教育の充実や、若者にとって魅力ある労働環境の整備促進、宮崎や企業の魅力の効果的な発信等に、産学金労官が連携して取り組むこととしております。具体的には、今月13日に、教育関係者と産業界の実務者で構成いたします次年度採用対策会議を設置して、必要な情報の共有や意見交換を行う取り組みをスタートさせたところであります。来年度はさらに、これまでの取り組みに加え、女性にターゲットを絞った県内定着対策の実施や、インターンシップに取り組む企業への支援のほか、東京、福岡に県外人材確保のためのコーディネーターを設置するなど、より一歩踏み込んだ緊急対策を展開していくこととしていただいております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

九州経済調査協会が発行しております「九州経済調査月報」の本年1月号に、「2018年九州の論点」というレポートが掲載されておりました。この中では、主要国内メーカーが拠点を国内に戻す、製造拠点の国内回帰の動きが取り上げられています。九州における事例として、熊

本県の本田技研工業とともに、キヤノンによる高鍋町のデジタルカメラの新工場建設が紹介されておりました。レポートによりますと、キヤノンが国内回帰したのは、製造の自動化への技術開発に加え、近年の円安が追い風となり、トータルコストで国内製造が海外を下回ったことが決め手となったとのこととあります。私は、今まで我が国の製造業は新興国に進出していき、国内は空洞化が進むばかりだと考えておりました。ですから、製造業の国内回帰の動きに対しては、驚きとともに期待を持って受けとめたところとあります。今後、このような動きが盛んになれば、本県の企業立地にも追い風になるのではないかと思います。製造業の国内回帰の背景と、それを踏まえた本県の企業立地の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 製造業の国内回帰の背景といたしましては、主な進出先であります新興国で、人件費を初めとする生産コストが上昇するとともに、品質管理上の問題や技術流出などの生産リスクが顕在化してきたこと、また、お話にありましており、国内において、産業用ロボットなどの技術革新により価格競争力が高まっていることや、近年の円安も国内回帰を後押ししているものと考えております。県といたしましては、この機会を捉え、県外の企業訪問や企業立地セミナー、さらには県内立地企業へのフォローアップ訪問などを通じまして、本県の立地環境を積極的にPRし、さらなる企業立地に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、観光・スポーツランドみやざきの振興についてお伺いしてまいります。

初めに、先ほど知事から、来年度予算の目玉と答弁のありました観光みやぎ未来創造基金について、お伺いいたします。基金の内容を見ますと、3つの施策の柱からできております。基金を積んで、これから5年間、予算を振り分けていくそうですが、これを見る限り、「国際水準の「スポーツの聖地みやぎ」への進化」に最も力を入れているように思われます。読売巨人軍が最初にキャンプ地にしてくれたこともあって、これまでの先人たちが築き上げてくれた「スポーツランドみやぎ」というブランドの強みが、我が宮崎県にはあります。これは、宮崎県の地域的特性として、一年を通しての温暖な気候があるからであろうと思われます。つい先日も、九州全体に雪が降っていた。しかし、我が宮崎県だけは降っていなかったという、本当に地域的特性であります。オリンピックの女子パシュートの方たちも宮崎で合宿したというのがテレビで映ってございましたけれども、宮崎はキャンプするには本当によいところだろうなという気がするのであります。

社会が豊かになると、健康が大きな関心事になります。そういう意味からも、今後、スポーツはますます盛んになるだろうと思われます。そのようなことから、私は、宮崎イコールスポーツというイメージをもっとつくり上げていってもいいのではないかと思うのであります。そこで、本県の観光は、スポーツを切り口とした観光誘客に特化して集中的に取り組んでいってはどうかと思うのであります。観光みやぎ未来創造基金でどのようなことに取り組むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この基金の活用に当たりますには、スポーツランドみやぎや食、また歴史・文化といった、本県がこれまで築いて

きた強みを最大限に生かしながら、観光客の誘致につながる施策を集中的に展開してまいりたいと考えております。その中でも、御指摘がありました、特にスポーツを切り口とした観光誘客につきましては、「国際水準の「スポーツの聖地みやぎ」への進化」を基金の取り組みの大きな柱の一つに据えているところであります。御指摘がありましたような、1月の宮崎合宿を経て平昌オリンピックで活躍したスピードスケートの日本代表チームのように、国内外の代表チームの合宿でありますとか、昨年の日向での世界ジュニアサーフィン選手権のような国際大会等の誘致・受け入れによりまして、そのレガシーの継承と有効活用を図ることで、スポーツランドみやぎのブランド力をさらに高めていくこととしております。また、スポーツ誘客による経済効果を県下全域に広げるために、市町村等と連携しながら、スポーツランドみやぎの全県化、通年化、多種目化を一層推進してまいります。さらには、本県ならではの恵まれた環境を生かしながら、サーフィンやサイクリングなど、みずから楽しむスポーツによる観光振興にも、さらに力を入れてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

かつて宮崎は、新婚旅行のメッカと言われてまいりました。今、宮崎はスポーツキャンプ地のメッカと言われるようになりたいものだなと思っているわけですが、そのためには、あらゆる方面におけるスポーツのバックアップ体制が重視されなければならないのではないかなど思っているところであります。他県、特に都会のスポーツジムとかアリーナとか、そういうところを見学しますと、メディカル的なバックアップ体制が非常に充実していること

に驚かされるわけであります。スポーツメディカル的なバックアップ体制にも、もっと力を入れるべきではないかと思うのでありますが、商工観光労働部長の御意見をお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） スポーツキャンプ・合宿誘致の地域間競争が激化している中、スポーツメディカルなどの新たな取り組みを推進し、受け入れのための付加価値を高めていくことは、大変重要であると考えております。そのため県では、宮崎大学医学部と連携したメディカルチェックや、疲労回復に効果のある高酸素カプセルの貸し出し、アスレチックトレーナーを派遣するトレーナーズバンクの設立のほか、合宿受け入れ経験の少ない宿泊施設の底上げ等を目的に、県栄養士会監修のアスリートフードレシピの提供などに取り組んでいるところであります。今後とも、スポーツキャンプ・合宿地のさらなる魅力向上に向け、アスリートのパフォーマンスの向上につながるような、スポーツメディカルなどのさらなるバックアップ体制の強化について、検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、宮崎版DMOについてお聞きいたします。本県では、みやざき観光コンベンション協会が、平成28年5月に地域連携DMOの候補法人として登録されております。みやざき観光コンベンション協会では、これまでも国内外からの誘客対策に取り組んでこられたものと考えておりますが、宮崎版DMOは、これまでの協会の取り組みと何が違うのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） みやざき観光コンベンション協会につきましては、これまで市町村や観光関連事業者等と連携しながら、

国内外からの誘客プロモーションを中心に取り組んできたところであります。一方、宮崎版DMOでは、こうした取り組みに加え、多様化する観光客のニーズに対応しながら、宮崎の強みを生かした新たな旅行商品を生み出し、観光消費額の増加につなげることで、持続可能な観光地づくりを目指すことが求められております。このため協会では、各種マーケティング調査等を実施しながら、観光客のニーズ等を把握するとともに、今年度、専門人材を新たに配置し、市町村等と連携しながら、地域での新たな旅行商品づくりなどに取り組んでいるところでございます。

○井本英雄議員 今年度、専門人材を新たに配置するというところでありますが、今のみやざき観光コンベンション協会の組織体制を見ますと、県あるいは観光関連事業者からの派遣職員が多いんです。ほとんどと言っていいぐらい。まだまだ組織としては専門性を高めていかなければならないのではないかなと思うのであります。そこで、宮崎版DMOを実現するためには、協会の体制強化や人材育成も重要であると考えますが、その取り組みについてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） みやざき観光コンベンション協会におきましては、今年度、DMO推進プロデューサーとして、本県での勤務経験がある旅行会社OBの方を採用し、協会職員とともに、地域の観光資源を生かした新たな取り組み、広域での周遊ルートづくりなどに取り組んでいるところであります。また、今年度から、協会のプロパー職員1名を研修生として県観光推進課に受け入れているほか、県と協会合同での勉強会を定期的に行い、より効果的な観光戦略づくりに向け、マーケティング

グ知識の習得にも努めているところであります。今後とも、協会と一緒に、宮崎版DMOの実現に向け、体制強化や人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

次に、外国人観光客の誘致対策についてであります。最近の傾向としては、個人旅行者がふえております。例えば、中国の訪日個人旅行者は、2012年では全体の約3割でしたが、2017年には約6割にまでふえております。これからのインバウンド対策においては、個人旅行者をいかに取り込んでいくかが非常に重要であると思うのであります。外国人個人旅行者を呼び込むために、どのように情報発信を行っていくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 個人旅行が大半を占めます外国人旅行者の多くは、フェイスブックやインスタグラムといったSNSを初め、ブログや口コミサイト、ガイドブックなどから、旅行に関する情報を収集していると言われております。中でもSNSは即時性や拡散性にすぐれており、効果的な情報発信のツールでありますことから、県では、人気の高いブロガー等を招聘し、宮崎の豊かな自然や食などの情報をSNS等で広く発信してもらいますとともに、本県を訪れた外国人が、その場で本県の魅力を発信できるよう、市町村等とも連携して、ネット環境の充実に努めているところであります。今後とも、より多くの外国人旅行者を呼び込むために、SNSはもとより、ホームページやガイドブックなど、さまざまな媒体を活用しながら、効果的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお伺いいたします。

次に、国立公園満喫プロジェクトについてお

伺いいたします。このプロジェクトのコンセプトが、「最大の魅力は自然そのもの」だそうであります。私の小さな経験からしても、日本は世界で最も四季がはっきりしておりまして、自然が美しい国の一つであろうと思います。私たちは、当たり前過ぎて、日本の自然の美しさにはぴんときないかもしれませんが、山紫水明の地というのが本当にぴったりの国じゃないかなど、私はかねがね思っているわけでありませぬ。これを売りにするという今度の政策は、なかなかいいところに目をつけたのではないかと思っております。国立公園満喫プロジェクトでは、霧島錦江湾国立公園の訪日外国人利用者数を、平成27年の7万1,000人から20万人に増加させることを目標に掲げております。国立公園満喫プロジェクトに選定された霧島錦江湾国立公園について、これまでの取り組みの成果と今後の取り組みを、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(川野美奈子君) 国立公園満喫プロジェクトにつきましては、「ステップアッププログラム2020」に基づき、重点取り組み地域において計画的に事業を実施しているところでございます。今年度は、えびの高原の池めぐりコースや御池の周回歩道の改修などに加え、フォトコンテストの開催や、誘客に向けた外国人アドバイザーの招聘などにも取り組んだところでございます。このような取り組みにより、各地域において地元が主体となった意見交換会やイベントが実施されるなど、プロジェクト推進の機運が高まってきたところでございます。来年度は、引き続き重点取り組み地域での施設整備を進めるとともに、民間活力の導入による宿泊施設の誘致や周遊バス等の実証運行、また、地元ガイドの育成やSNS等による情報

発信など、霧島地域への誘導策に、地元などと連携しながら積極的に取り組むこととしております。今後も、2020年の目標達成に向け、官民一体となった取り組みをしっかりと展開してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

次に、オルレを活用した誘客対策についてであります。「オルレ」といいますのは、韓国語で「家に帰る細い道」という意味のトレッキングコースのことを言うようであります。既に県内では高千穂コースが認定されております。近年、自然志向、健康志向が高まっており、オルレというトレッキングコースに人気が集まっているようであります。外国人観光客の誘致において、一つの有効な手段と考えられます。この高千穂町で取り組まれているオルレのような取り組みを、県内全域に広めていくことはできないのか、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 御質問にありました高千穂町のオルレを初め、日之影町や綾町、日南市で取り組んでおられます森林セラピー、さらに、えびの高原のトレッキングなどは、いずれも自然を身近に感じ、風景をゆっくりと楽しみながら心と体を癒やすことのできる魅力的なアクティビティーでありますことから、県では、これらの素材を生かした旅行商品の造成や情報発信などに取り組んでいるところであります。これらのアクティビティーは、近年の健康志向の高まりの中、外国人観光客にも人気が高いことから、今後とも、地元市町村等と連携し、世界農業遺産やユネスコエコパークの取り組みなどとも絡めながら、新たな素材の掘り起こしや磨き上げを行いますとともに、情報発信の強化に努め、さらなる外国人観光客の

誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

昨年6月に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークが決定されました。祖母・傾・大崩地域は、登山愛好家の間では以前から注目されていたエリアであります。登録決定後は来訪者も増加傾向にあると聞いております。しかし、一般の観光客がこの奥深い山岳地形を体感するのは、なかなか容易ではなかろうと思っております。私も一度登ったことがあります、とても素人というか初心者が登れるような山ではありませんでした。しかし、非常に景色はすばらしい。私は、県内の車よりも県外の車のほうが多いのにびっくりしました。彼らに聞きますと、「宮崎にはもったいない山だ」と言うんです。それぐらいいい山だ、こういうことを言っておりました。ただエコパークに指定されたら人が来るといわけではないではありません。やっぱり一般の人たちが行けるような仕組みをつくらないかんと思うのであります。そこで、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを活用し、一層の誘客促進を図るため、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺ひいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにつきましては、昨年6月の登録決定以降、大分県及び関係6市町と連携しまして、駐日各国大使などに向けたプレゼンテーションや、テレビの旅番組を活用したPRなど、県外への魅力発信等に取り組んできたところであります。今後は、インバウンドを見据えたホームページの多言語化やガイドの養成を進めるとともに、旅行エージェンシー等を対象としたモニターツアーの実施や、広域観光ルートの設定にも取り組む予定としておりま

す。また、県におきましては、県内外からのさらなる誘客促進を図るため、眺望のよい箇所への案内看板の設置や展望スペースの整備、道の駅等における情報発信スペースの整備など、当該市や町が行う受け入れ基盤の整備に対して支援していく事業を、新年度予算でお願いしているところであります。今後とも、ユネスコエコパークという世界ブランドを活用しまして、関係機関や団体とも連携し、人と自然が共生するこの地域の魅力発信に努めまして、一層の観光・地域振興を図ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークへのアクセス道路の整備も必要であります。傾山に向かう県道日之影宇目線、大崩山に向かう県道上祝子綱の瀬線、県道岩戸延岡線は、整備がまだまだの状況であります。これらの県道整備の取り組みについて、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） お尋ねの県道3路線につきましては、山間部の急峻な地形を通過していることから、抜本的な道路整備を行うには、多くの予算と時間が必要であります。しかしながら、これらの路線は、地域の方々にとって重要な生活道路でありますことから、地元の要望を踏まえ、部分的な拡幅や待避所設置などの、いわゆる1.5車線の道路整備も順次進めているところであります。これらの県道の整備は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークを生かした地域の振興にもつながるものと考えられますことから、今後とも、地域の皆様の意見を伺いながら、道路を利用される方々が安全に走行できるよう、引き続き必要な整備を行ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

次に、本県の首都圏のアンテナショップである新宿みやざき館KONNEについて、お伺ひいたします。新宿KONNEは、平成10年の開業以来20年間、営業を行ってまいりました。このたびリニューアルすることになり、4月28日には営業を再開される予定と伺っております。そこで、新宿みやざき館KONNEのリニューアルに当たり、新たにどのような取り組みを行うのか、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 新宿みやざき館KONNEにつきましては、首都圏の活力を取り込み、本県の経済活性化につなげることを目的に、今回リニューアルを行い、情報発信等の機能強化を図ることとしております。具体的には、新たに催事コーナーやチャレンジコーナーを設け、市町村や企業等が行うPRイベント、テストマーケティングなどへの支援のほか、デジタルサイネージを設置し、行き交う多くの通行者に対し、観光や物産、歴史・文化など本県のさまざまな魅力をPRすることとしております。また、2階に新たに設置するレストランでは、本県の農産物をふんだんに使用した本格和食料理の提供やフェアの開催などにより、食の魅力発信を図ることとしております。今後、新たに生まれ変わる新宿KONNEを中心に、宮崎の知名度向上や県産品の販路開拓、観光誘客などに、オールみやざきの体制で取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

次に、文化振興についてお聞きいたします。

日本の文化と言われるものは、ほとんど江戸時代に生まれたものであります。歌舞伎にしても、お茶にしてもお花にしても、相撲にしても

も、ありとあらゆるものが、ほとんど江戸時代に生まれたものであります。文化は精神的な余裕がなければ育つものではありません。江戸時代はそれだけ平和な時代だったのかもしれませんが。戦後70年、日本は、戦争こそありませんでしたが、常に激動の中にあつたような気がしております。今も、グローバリズムの中にあつて、国民は平穏な生活と言うにはほど遠いような気がいたします。このような中にあつて、平成32年には国民文化祭が我が県で実施されようとしております。今日、県が文化振興に力を入れるのはどのような意義があるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 文化は、豊かな人間性や創造性を育みますとともに、人生を豊かにし、日常生活にゆとりや潤いをもたらすものであります。また、地域の祭りや伝統行事、地域に根差した文化活動等は、地域の連帯感や魅力の向上にもつながり、社会の活力を生み出すものと考えております。県としましては、人口減少や少子高齢化が進展する中で、このような文化の効果を生かして、県民の生きがいづくりや地域の活性化につなげるため、文化の振興に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 2020年には、本県で国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が開催されることになりました。昨年10月、県実行委員会で基本構想が承認され、文化関係者等の意見等を踏まえ、具体的な取り組みが検討されているようであります。しかし、一部新聞等で、何か不協和音が聞こえてくるようであります。県には、これらの大会を成功に導くため、リーダーシップをとっていただき、万全の準備をお願いしたいと思います。国民文化祭、全国障害者芸術・文

化祭に向けた準備状況と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開会式、閉会式など、県主催事業の準備状況につきましては、昨年10月の基本構想決定の次のステップとして、日程、場所、事業構成などをまとめた実施計画策定に向け、有識者で構成します企画会議等の意見をいただきながら、検討を進めているところであります。また、市町村と文化団体が主体的に行う事業である分野別フェスティバルにつきましては、全市町村に対して個別説明、意見交換を行いまして、今年度中に市町村実行委員会を設立するよう要請するとともに、文化団体への説明会も開催し、事業参加の周知を図ったところであります。さらには、今月2月号の県広報紙での特集掲載や大会ロゴマークの公募などを通して、周知・広報にも努めているところであります。今後とも、市町村や文化団体と十分に連携を図りながら、実施計画を策定するなど、着実に準備を進めるとともに、県民の皆様の機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、平成30年度における重点施策の「文化・スポーツを生かした地域づくりの推進」に、「文化振興のためのプラットフォームの構築に向けた対応」とありますが、プラットフォームとはどのようなもので、どのように構築していくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県といたしましては、国民文化祭に向けてはもちろんのこと、その後も引き続き、県民の文化活動の裾野を広げるとともに、その活性化やレベルアップ

を図ることが必要であると考えております。そのため、文化振興について知見を持つ専門的人材を配置し、文化活動へのアドバイスや効果的な情報発信、人材育成等を一元的に行うプラットフォームの構築を検討しているところであります。平成30年度は、その構築に向けて、専門家をアドバイザーに委嘱し、市町村の職員や文化団体関係者等からも意見を聞きながら、本県の実態に合ったプラットフォームの具体的な形態等について検討を進めてまいりたいと考えておりました。今議会に、そのための事業を新年度予算としてお願いしているところであります。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

次に、県立美術館についてお伺いいたします。書道関係者の話によりますと、国立美術館を初め他県の美術館では、空海や王羲之などの著名な書を収集しております。しかし、県立美術館には、書が1点も収蔵されていないということでもあります。なぜ県立美術館がこれまで書を収集してこなかったのか。また、今後の書の収集についてどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) 県立美術館は設立当初から、瑛九を作品収集の核として、関連するシュールレアリスムなどの海外作品や郷土出身作家の作品など、絵画や彫刻を中心に収集を行い、県立美術館としての特色づくりに努めてまいりました。書は、我が国の伝統文化であり、県民にすぐれた書の鑑賞機会を提供することは大切であると認識しておりましたが、書の収集方針が整理されていなかったことや、厳しい財政事情等によりまして、書の作品の収蔵には至らなかったところであります。こうした中、国富町にゆかりのある書家で、戦前の小学生が皆

使用した書き方の教科書を書かれたり、昭和天皇の皇太子時代に習字の指導をされたりしておられた、故日高秩父氏のはがきや手紙などの資料寄贈の申し出がありましたことから、先般、収集をしたところであります。今後、本県の書文化の向上を図るために、専門家などの意見も伺いながら、収集すべき書家等の調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

次に、南海トラフ地震・津波対策の推進についてお伺いいたします。

東日本大震災以降、国は、津波による人的被害を軽減するため、海底を震源とする地震と津波について、従来よりも早く検知し、住民に情報伝達するための地震・津波観測監視システムの設置を進めております。これまでに、北海道沖から房総沖までの海底にS-net、紀伊半島沖から室戸岬沖の海底にD O N E Tを整備し、既に運用を開始しております。しかし、日向灘海域は、これらの観測網の空白地帯となっております。日向灘海域に、一刻も早く地震・津波観測監視システムを整備する必要があります。国は、平成30年度予算案に、システム整備に向けた調査費を盛り込んでいるようですが、地震・津波観測監視システムの早期整備に向けて、今後、県はどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(田中保通君) 日向灘海域への地震・津波観測監視システム(D O N E T)の整備につきましては、お話にありましたように、国の平成30年度当初予算案に、システム設置に向けた調査費が盛り込まれたところであります。しかしながら、実際の整備は平成31年度以降となり、さらに日向灘海域の設置面積は広大となるため、他地域で運用されているD

ONE T等の整備実績を踏まえますと、日向灘海域での整備完了までには、多額の費用や一定の年数がかかることが想定されます。県といたしましては、南海トラフ地震の発生確率が非常に高くなっていることから、国に対し、システム整備のための予算確保や、早急な運用開始ができる整備手法の検討、そして採用などをさらに強く要望してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひします。

次に、国民健康保険制度についてお聞きいたします。いよいよ平成30年度から国民健康保険制度の改革が実施されます。国保事業はこれまで、市町村において市町村単位で実施してまいりました。新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなりました。今回の制度改革は、国保制度発足以来の大改革と言われております。その準備状況について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 平成30年度以降、議員のお話にありましており、県が国保運営の中心的な役割を担うこととなりますが、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を図るため、県と市町村で、これまで延べ40回以上協議を重ね、準備を進めてまいりました。昨年末には、その協議内容を取りまとめた本県国保の統一的な運営方針を策定したところであり、1月には、この運営方針に基づきまして、市町村が県に納付する国保事業費納付金や標準保険税率を算定し、市町村に提示したところでございます。今後、各市町村がそれぞれの実情を踏まえて、最終的な保険税率等を決定することとなります。平成30年度からは、県も市町村とともに国保の保険者となります。これまで以上に市町村と連携を図りながら、財政運営の責任主

体としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 今回の制度改革では、平成30年度から、全国規模で約1,700億円の公費拡充が図られております。先ほどの答弁では、県が算定し、平成30年度の市町村が県に納付する国保事業費納付金や標準保険税率等を提示したとのことでありますが、その算定において公費拡充の効果はどの程度あったのでしょうか。また、公費の拡充で国保事業の財政上の課題が解決されるものなのでしょうか、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 国が実施する約1,700億円の公費拡充のうち、本県には約19億円の配分を見込んでおります。平成30年度の保険税必要額は、28年度と比較しまして、県平均で1人当たり5,000円程度の減少となり、これは公費拡充の効果であると考えております。また、この財源を活用して、激変緩和措置を行っておりまして、当面は、被保険者の保険税負担の急激な上昇を抑制することができると考えております。しかしながら、国保は今後とも、高齢化や医療費の高度化等によりまして、所得水準が低く、医療費水準が高いといった構造的な課題がさらに顕著になると見込まれますので、将来にわたり国保の安定的な運営を確保するため、医療費適正化や収納率向上などの取り組みを、一層推進していく必要があると考えております。また、今後の医療費の増大に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国庫負担割合の引き上げ等を講じるよう、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひします。

次に、自殺対策についてお伺ひいたします。平成28年の日本の自殺者数は3万人を切り、2

万1,017人となりました。この中で、我が宮崎県の自殺者数は205名で、平成27年と比べ、自殺者数はマイナス50名、全国順位もワースト3位から11位と改善してきております。これまでの県の自殺対策の評価と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県の平成28年の自殺者数は、平成21年の自殺対策行動計画策定以降、最も少ない状況となっております。自殺予防における普及啓発や、うつ病患者や自殺未遂者等のハイリスク層への対策など、これまでの総合的な対策が一定の成果を上げたかと捉えております。今後は、これまでの県の取り組みにあわせまして、住民に身近な市町村の取り組みの一層の充実が必要不可欠であると考えております。このため県では、昨年末にはトップセミナーを開催し、各市町村長に対しまして、地域に根差した自殺対策の必要性を説明したところでありますし、また、あす3月1日には、宮崎県自殺対策推進センターを設置し、市町村における自殺対策計画の策定を促進するなど、支援を強化してまいります。今後とも、市町村を初めとする関係機関などと、より一層の連携強化を図りながら、自殺対策を推進してまいります。

○井本英雄議員 これまでの自殺対策については、一定の成果が出ているということではありますが、10代、20代、いわゆる若年層の自殺者がほぼ横ばいであります。これは、先進国の中でも、若者の死因で自殺というのが、日本がトップだということでありまして、これを何とか対策を打たないかんとということではありますが、若年層の自殺の原因とその対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 警察庁が発表

した自殺統計によれば、一般的に自殺の原因や動機としましては、健康問題が多い中、10代、20代につきましては、学校問題や勤務問題、男女問題などが多くなっており、他の世代とは違う傾向が見られるところであります。こうした中、県では、相談機関等の情報入手の窓口となる自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」や、子供・若者が電子メールで相談できるホームページの運営、さらには、自殺予防の啓発等のため、中高生や大学生向けの出前講座も実施しております。今後は、これらの対策を引き続き推進していくとともに、若者が抱えるさまざまな困難・ストレスへの対処法を身につけるための「SOSの出し方に関する教育」を新たに実施するなど、教育機関や民間団体等とも連携を強化しながら、若年層の自殺予防に一層努めてまいります。

○井本英雄議員 よろしくお伺いいたします。

次に、子供の貧困についてお聞きいたします。人は、この地上に生まれ落ちたときには、みんな同じスタートラインでスタートするというのが理想であります。しかし、現実には、生まれ落ちたときに既に貧富の差があります。結果の不平等というのは、ある程度仕方ないにしても、せめて機会の平等だけは、政治の力で少しでも確保してあげたいものであります。貧富の連鎖を断ち切る最も有効な方法は、教育を受ける機会を確保することです。そこで、子供の貧困対策のこれまでの成果と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」に基づきまして、関係部局が連携して、教育の支援や経済的支援、保護者への就労支援などに取り組んでお

り、現在、計画の数値目標の一つであります「生活保護世帯の子どもの高等学校進学率」が向上するなど、一定の成果が図られているところであります。また、市や町におきまして、実態調査や計画の策定が進められており、民間におきましては、関係団体の組織化が図られ、子ども食堂の実施や奨学金の支給などの支援の輪が広がっているところであります。県におきましては、これまでの取り組みに加え、来年度からは、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」を実施し、学習の習慣づけや進路相談などの支援を新たに行うことにより、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。今後とも、市町村や民間団体などと連携を深めながら、子供の貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

次に、子ども食堂についてお伺ひいたします。現在、子ども食堂の取り組みが県内でも広がりがつあります。子ども食堂は、生活に困窮する家庭や、ひとり親家庭などの子供への食事の提供はもとより、同世代の子供との会話や大人数での団らんの楽しさを通じて、社会とのつながりを感じることでできる取り組みであります。また、子供を通じた、親への支援のきっかけづくりとしても貴重な場となっております。そこで、県内に広がる子ども食堂の取り組みについて、県としてどのように支援していくのか、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 子ども食堂は、食事の提供を通じまして、支援が必要な子供を早期に発見できる場所であることはもとより、幅広い世代が交流できる観点からも、重要な役割を担っていただいているものと認識しております。県におきましては、子ども食堂を運

営する民間団体からの、衛生管理や運営面などの相談に丁寧に対応するとともに、関係団体で構成する「みやざき子ども未来ネットワーク」と、運営資金や食材の支援を希望する企業とのマッチングを行うなど、活動の支援に努めているところであります。また、来年度からは、子ども食堂の運営等に関する研修会などを実施し、新規参入の促進や、既に取り組んでいただいている方々のノウハウの共有などを図りたいと考えております。今後とも、民間団体、企業などとも連携しながら、子ども食堂の取り組みがさらに県内に広がるように努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

次に、医師不足対策についてお聞ひいたします。昨年12月に発表された、国の医師偏在対策の中間取りまとめによれば、幾ら全国的な医師の絶対数をふやしても、実効的な対策が講じられなければ、地域における医師不足の解消とまらないということが指摘されております。そこで国は、法改正が必要な事項も含めて早急に対応する必要があるとして、医師偏在対策を取りまとめたようであります。これらを踏まえて、県として医師の偏在解消にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺ひします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今回の中間取りまとめでは、医師偏在対策が十分に図られなければ、地域や診療科における医師不足の解消にはつながらないといった認識のもとで、都道府県がこれまで以上に地域の医療提供体制に責任を果たせるよう、医師確保計画の策定・実行や入試制度に係る大学への要請など、都道府県の権限、役割の拡大が予定されているところであります。本県におきましても、医師総数は増加しておりますが、地域や診療科の偏在は解消

しておらず、これまで、推薦入試制度や医師修学資金の貸与のほか、高校生段階から地域医療を守る重要性を伝えるなど、医師の育成、県内定着に取り組んできたところがございます。県としては、今後新たに付与される権限も十分に生かしながら、大学、医師会等とより一層連携し、医師確保と偏在解消に向けて主体的に取り組んでいきたいと考えております。

○井本英雄議員 なかなか大変だろうという気はいたしますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

次に、診療報酬改定についてお伺いします。今月7日、2年に一度見直される医療サービスの公定価格の診療報酬を話し合う中央社会保険医療協議会が開かれました。そこで診療報酬改定が決定され、答申が行われました。国民医療費が急増していく「2025年問題」を乗り越える医療体制をいかにつくるかが焦点だったようです。そこで、今回の診療報酬改定のポイントについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今回の診療報酬改定につきましては、介護報酬との6年に一度の同時改定となりますことから、人生100年時代を見据え、どこに住んでいても適切な医療や介護を安心して受けられる社会の実現や、国民皆保険制度の安定性・持続可能性の確保、医療・介護現場における新たな働き方の推進を基本方針としております。このため、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降を見据え、質が高く効率的な医療提供体制を構築していくことを目指して、地域包括ケアシステムの構築、医療と介護の連携強化や、急性期から在宅医療までの医療機能の分化連携の推進、さらには、情報通信技術の活用による効率的な医療・介護の提

供の推進などが、改定のポイントとされております。

○井本英雄議員 今回の診療報酬改定のポイントとして、地域包括ケアシステム構築ということが挙げられました。地域包括ケアシステムにつきましては、今回、同時改定となった介護報酬におきましても、その推進がポイントとなっているようであります。2025年問題を控え、いよいよ待ったなしという状況であり、今後、県や市町村はもちろんのこと、医療機関や介護事業所、また医師会などの各専門職団体、そして地域の住民が一体となって、地域包括ケアシステムの構築をさらに推進していくことが重要であろうと考えております。そこで、地域包括ケアシステムの構築について、本県の状況と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域包括ケアシステムにつきましては、市町村が主体となって、入退院時のルールづくりといった医療と介護の連携、住民みずから運営する「通いの場」での介護予防、認知症の早期発見・早期対応を目指す初期集中支援チームの設置など、さまざまな取り組みが進められております。県では、これらの取り組みを支援するため、市町村職員や医療・介護の専門職等を対象としたスキルアップのための研修会や、先進自治体から直接支援を受けるモデル事業などを実施してきたところがございます。中でも高齢者の自立支援・重度化防止を図る地域ケア会議については、全国的に注目される市町村も出てきております。県としましては、今回の診療報酬・介護報酬の改定も踏まえ、在宅での医療・介護の提供体制の整備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが県内全域で加速化されるよ

う、市町村や県医師会等の関係団体とも緊密に連携しながら、引き続き積極的な支援を図ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

TPP11及び日EU・EPAについてお伺ひいたします。

国の試算によりますと、この2つの合意により、農林水産物については、TPP11で900億円から1,500億円、日EU・EPAで約600億円から1,100億円の生産額の減少が試算されております。これを受けて県が試算した本県農林水産物の生産額の影響についても、TPP11で約27億7,000万円から52億4,000万円、日EU・EPAで約24億5,000万円から48億9,000万円とされているところであります。日本の農林水産業は、これまで以上に国際競争にさらされ、本県の農林水産業への影響も非常に懸念されるものであります。発効を見据えて万全の対策を講じる必要があると考えます。TPP11や日EU・EPAの発効を見据え、農林水産省はどのような対策を行うのか。また、県は今後どのように対応していくのか、農政水産部長にお伺ひいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農林水産省は、「総合的なTPP等関連政策大綱」に沿って、平成29年度補正予算で3,170億円の予算を措置し、生産コストの低減や品質向上に向けた体質強化策を講じることにしています。本県では、国で措置された産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業、農畜産物輸出拡大施設整備事業等を含め、農林水産業分野で補正予算と当初予算の合計で約189億円を、本議会に御提案しているところでございます。今後、国際化の大きな流れの中にあっても、生産者が安心して経営に取り組んでいけるよう、セーフティー

ネットや競争力強化に向けた諸対策に鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

それぞれの協定が発効された場合、本県の基幹産業である農林水産業への影響が懸念される一方で、関税引き下げや規制緩和等により、輸出面でのプラス効果もあるのではないかと考えております。こうしたプラス効果を捉えて、輸出に取り組む企業を積極的に支援するなど、県内産業振興に向けた攻めの取り組みも必要ではないかと思ひます。そこで、県は今後、県産品の輸出拡大に向けてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 議員御指摘のとおり、TPP11や日EU・EPAが発効した場合、輸出面ではプラス効果があると考えられますので、その効果を本県経済の活性化につなげていくことは大変重要であると考えております。現在、県におきましては、みやざきグローバル戦略に基づき、海外の重要市場に事務所や輸出促進コーディネーター等を配置し、県内企業の海外展開を支援しておりますけれども、今後、これらの取り組みに加え、本議会でお願ひしております「地域輸出グループ海外展開支援事業」等によりまして、輸出に取り組む企業の裾野の拡大に一層力を入れていくこととしております。引き続き、ジェットロ等関係機関との連携を図りながら、県内企業の国際競争力の強化や県産品のさらなる輸出拡大に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

次に、県域JA構想についてであります。現在、県内には13のJAがあります。組合員15万人を抱えた大きな組織であり、本県農業の根幹をなす団体であります。先月、この13JAとJ

A宮崎中央会、経済連などの連合会、それに45の全ての関連会社を1つに合併・再編する「県域JA構想」に、JAグループが着手するとの報道がありました。今回の、この県域JA構想について、県はどのように捉えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業を取り巻く環境は、農家の高齢化や担い手不足、国際化の進展など、大きな転換期を迎えております。そのため、JAグループ宮崎では、グループの統合・合併により組織の基盤を強化し、スケールメリットを生かした農畜産物の販売や、肥料、農薬等の生産資材の統一によるコスト削減など、組合員の所得向上に向けた取り組みを一層充実するために、県域JA構想の検討を開始したと伺っております。県としましては、地域農業の振興や農家経営の安定を図る上で、JAグループの役割は大変重要でございますので、今後の構想の検討状況を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、水産業の資源管理対策についてお伺いいたします。近年、本県のみならず、我が国の水産資源の多くが減少傾向にあります。水産資源の減少は、漁業経営の悪化や漁業者の減少を招いております。そのため我が国では、一部の水産資源に対してTAC制度を導入し、漁獲可能性を定めて、対象資源については今後さらに拡大していきたいと考えているようであります。現在の我が国の管理方法の主流は、限られた数量を早い者勝ちで取り合う、いわゆるオリンピック方式ですが、この方式は、漁船装備の過剰な投資が生じるとともに、過当競争を引き起こし、それが引き金となって漁業経営の悪化を招いているようであります。一方で、ノルウェー、アメリカなど多く

の国で導入されているTAC制度の管理方法は、我が国のオリンピック方式とは異なり、漁獲可能性をあらかじめ漁業者ごとに割り当てる、いわゆるIQ方式であります。この方式では、早い者勝ちで資源を取り合うことがないため、公平で計画的な操業ができますし、過剰な投資の抑制にもつながるといった利点があります。国もIQ方式の導入を検討しているやに聞いておりますが、我が国のTAC制度におけるIQ方式についてどのような取り組みがなされているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 我が国では、水産資源の適正な管理を目的に、資源の維持が可能な漁獲量を定め、関係漁業者には、その範囲内での漁獲を求めるTAC制度が運用されております。IQ方式は、この漁獲量を漁業者ごとに割り当てる方法でございますが、現在、ベニズワイガニの1種におきまして、IQ方式による管理が行われている状況であります。また、水産庁では、東北沖合のサバ類につきましても、平成26年から4年間の検証を終了しまして、現在、IQ方式の導入に向けて、関係団体と協議が行われているところであります。さらに、来年度からは、新たな魚種での導入可能性調査も行う予定と伺っております。県におきましては、今後ともこういった国の動向を注視しますとともに、本県漁業への対応についても検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、九州中央自動車道についてお伺いいたします。現在、計画段階評価手続中の蘇陽一五ヶ瀬一高千穂間については、平成27年3月に2回目の地方小委員会が開催されてから3年かかって、ようやく今月16日に3回目の地方小委員会が開催されたところでありま

す。これほどまで期間があいたのは、熊本地震の影響もあったと思われます。熊本地震では、九州の東西軸の脆弱性が露呈し、復旧活動や日常生活にも支障を来しました。九州の東西軸を担う九州中央自動車道を、一日も早く全線開通させる必要があります。そのためにも、蘇陽―五ヶ瀬―高千穂間の来年度の新規事業化を、何としても実現させなければなりません。九州中央自動車道蘇陽―五ヶ瀬―高千穂間の新規事業化の実現に向けて、県としてどのように取り組んでいるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州の東西軸を担います九州中央自動車道は、大規模災害時の緊急輸送ルート確保はもとより、沿線の広域観光や地場産業の振興などを通じて、九州の一体的浮揚にもつながる大変重要な道路だと考えております。このため、あらゆる機会を通じて、国に対して強く要望してございまして、昨年6月には、初めてでございますが、熊本・大分両県知事と3県合同で要望活動を行っております。また、本年1月には、私が石井国土交通大臣に直接お会いし、早期整備の必要性を強く訴えたところであります。このような中、蘇陽―五ヶ瀬―高千穂間の第3回目の地方小委員会が今月開催され、集落へのアクセス性などを確保した別線整備の案が妥当と判断をされまして、新規事業化に向けた手続きが大きく前進したところであります。一昨日も、私が改めて国土交通省に参りまして、新年度での新規事業化について強く要望したところであります。県としましては、新規事業化を早期に実現させ、また、高速道路の整備効果が早期に、かつ広範囲に波及するように、アクセス道路の整備など、国と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。今後とも、九州中央自動車道が一日も早く全線開通

するよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次は、無電柱化についてお尋ねいたします。昔、視察でパリに行きました。凱旋門に続くシャンゼリゼ通りに立ちますと、えらくすっきりしているな、なぜだろうと思いましたが、まず看板がない、そして電線がないということですね。ああ、なるほどなと思ったところでありました。政府は、インバウンドと称して、2020年の訪日外国人旅行者数を4,000万人と決めました。このような折、政府も、電線地中化のさらなる推進を考え始めたと聞いております。また、宮崎県でも、「美しい宮崎づくり推進計画」の中に電線地中化は取り入れられております。加えて、電線・電柱は美化の妨げになるだけでなく、東日本大震災の際、電柱が倒れて交通を遮断し、救済・復旧の妨げにもなったところでもあります。このようなことから、無電柱化に向けた一層の取り組みが必要であると考えますが、県ではどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 無電柱化につきましては、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点から、大変重要な取り組みと認識しており、本県でも主要な駅周辺や緊急輸送道路で整備を行っているところであります。このような中、現在、国においては、近年の災害の激甚化や、訪日外国人を初めとする観光需要の増加等により、無電柱化の必要性が高まっていることから、無電柱化推進法に基づき、来年度から3年間を計画期間とした、施策の基本方針となる推進計画を策定中でありまして、また、県では、景観を資源として活用するための環境づくりとし

て、無電柱化を「美しい宮崎づくり推進計画」に位置づけたところであります。県といたしましては、国の推進計画も踏まえながら、今後とも、無電柱化の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひします。

次に、治水対策についてお尋ねいたします。平成27年9月の関東・東北豪雨により、茨城県の鬼怒川が氾濫し、流域全体にわたり極めて甚大な被害が発生しました。また、平成28年8月には、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道や東北地方では中小河川が氾濫し、岩手県では、要配慮者利用施設において高齢の入所者が逃げおくれで犠牲になるという、大変痛ましい被害が発生いたしました。そして昨年7月、九州北部豪雨によりまして、福岡県や大分県の山間部の中小河川が氾濫し、家屋や重要な施設に甚大な被害が発生しております。これらを受けて、国においては、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめたようであります。そこで、九州北部豪雨等、近年の豪雨災害を踏まえ、本県の治水対策にどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県では、延岡市を流れる北川など大規模な災害が発生した箇所を重点的に、宅地かさ上げや堤防などの整備を行うとともに、住民の避難に必要な水位等の情報提供に努めてきたところであります。さらに、近年の豪雨災害を踏まえ、国とともに水防災意識社会の再構築に取り組んでおり、昨年6月には「大規模氾濫等減災協議会」を設置し、タイムラインやホットラインの運用を開始するなど、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を目指す取り組みを進めております。また、「中小

河川緊急治水対策プロジェクト」においては、祝子川など13河川で河道掘削や堤防等の整備、仲瀬谷川など8溪流で透過型砂防堰堤等の整備、さらには、新たに67カ所の水位計の設置を、平成32年度を目標に推進してまいります。県といたしましては、今後とも、県民の生命・財産を守るため、ハード、ソフト一体となった治水対策にしっかりと取り組んでまいります。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。

平成27年に教育委員会制度が改正されました。改正前の教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくく、問題が起きて迅速に対応できないなどの課題がありました。そのため、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化等を目的として、制度の改正が行われました。その主な改正点として、1つ目に、教育委員長と教育長を一体化した新教育長の設置、2番目に、教育長を知事が直接任命する、3番目に、総合教育会議の設置、4番目に、教育に関する大綱の策定などがあります。総合教育会議の招集、大綱の策定については、地方公共団体の長が行うことになりました。従来の教育委員会制度は、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として機能を果たしてまいりました。今回の改正により、教育に対する知事の関与の度合いが大きくなりましたが、制度改正後も教育委員会の独立性は保たれているのか、教育長にお伺ひいたします。

○教育長（四本 孝君） 今回の教育委員会制度改正の目的の一つは、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題などを共有して、より一層民意を反映し

た教育行政の推進を図ることであり、その目的を実現するための取り組みとして、教育に関する大綱の策定や総合教育会議の設置が求められております。本県におきましては、平成27年9月に大綱を策定しておりますが、改正法にも明記されておりますとおり、この大綱の策定をもって、教育委員会の職務権限に変更が生じるものではなく、教育委員会の独立性は、従前と変わりなく保たれております。また、総合教育会議につきましては、本県では毎年度2回程度開催をして、知事と教育委員会との積極的な意見交換等を行っているところでございます。今後とも、相互の連携を強化し、宮崎の子供たちのために、よりよい教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、アクティブラーニングについてお聞きいたします。今、アクティブラーニングというのが非常に話題になっております。このアクティブラーニングというのは、生きる力に呼応した新しい学力を身につけるために考えられた方法であろうと思います。この新しい学力がどれほど身につけているのかを審査する判断方法として、PISAの調査結果を見ればわかるということになっております。これを見ますと、アクティブラーニングが最も進んでいるアメリカの順位は、低いところにとどまっております。逆に、アクティブラーニングを取り入れていない日本は、高い成績をおさめているのであります。ですから、アメリカの教育法をそのままねすることには、私は疑問があります。日本の教育法はそれほど間違っていないのではないかと考えているところであります。日本には日本独自のアクティブラーニングがあるはずであります。授業の方法は先生たちに任せるべきであろうと思います。今話題と

なっているアクティブラーニングは、指導方法を一定の型にはめ込むことになるのではないかと懸念されるのでありますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） アクティブラーニングは、子供たちの主体的・対話的で深い学びを実現することを目指して提唱されたものでありまして、子供たちに確かな学力を身につけさせるために、授業を改善していく上での視点となるものであります。そのため、授業に新たな指導方法を導入し、普及させるといったものではなくて、アクティブラーニングの視点を生かしながら、これまで積み重ねてきたさまざまな授業実践を継承し、絶え間ない授業改善を行うことが望まれているところであります。私といたしましては、子供たちが、わかった、できたと実感できることが、何よりも大切であると認識をしておりますので、そのためにも、教師自身が、日々、創意工夫をしながら、よりよい授業をつくり上げていくことが大変重要だと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、総合学科についてお聞きします。総合学科は、平成29年度現在、全国で約300校に設置されており、本県には現在、3校に総合学科が設置されております。総合学科は、生徒が自分で科目を選び、自分だけのカリキュラムをつくります。これこそ、能力や個性に応じた究極の教育ではないかと思うのでありますが、総合学科は志願者が少ないようであります。総合学科の特徴と現状、今後の方向性について、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 総合学科は、将来の職業選択について深く考えさせる科目である「産業社会と人間」や、生徒がみずから課題を

設定し、その解決に向けて取り組む課題研究に力を入れるとともに、幅広い選択科目が設けられているなどの特徴がございます。議員の御質問にもありましたとおり、近年、生徒募集に苦勞している状況でございますが、地方創生をテーマにしたビジネスプランが全国レベルのコンテストで入賞したり、地元産業界や大学と連携した取り組みが実際の商品開発につながるなど、総合学科における学びの成果も出ております。また、昨年度の総合学科卒業生の県内就職率は約8割と高く、多くの生徒が地元に残っております。県教育委員会といたしましては、特色ある学びの提供や、それぞれの地域とのさらなる連携強化に努め、教育内容をなお一層魅力あるものにしてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

次に、図書館におけるワークショップについてお聞きいたします。現在、多くの図書館で参加型講座、いわゆるワークショップが開かれております。図書館で地域の課題解決を図るワークショップを行い、それによって市民力がより高まっていくという事例もあります。考えてみますと、図書館には、向学心があり、地域課題に関心のある市民が多く来ているのではないかと思いますのであります。そこで、図書館の機能を活用して、住民の知見も生かせるようなワークショップなどの参加型講座を実施してみてもどうかと思うのですが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 図書館は、地域の情報拠点であり、また、利用者の多い社会教育施設でありますことから、議員の御質問にありました、ワークショップ等を図書館で行うことは、住民が互いに学び合い、自己を高めていく機会となりまして、地域の課題解決にもつなが

るような有意義な取り組みであると考えております。県内でも、日向市におきまして、認知症の当事者やその家族、市民ボランティアや各専門家が交流し情報交換をする、全国でも先駆的な取り組みが行われておりまして、県では、県内図書館職員等を対象とした研修におきまして、その事例を紹介したところであります。今後も、県内外のすぐれた取り組みを収集し、市町村への周知を図るとともに、県立図書館における対応について、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

その地域でしか収集できない広報や学校文集などを幅広く収集するのは、図書館でしかできない機能であろうと思うのであります。県立図書館では、地域資料の収集をどのように行っているのか。また、地域資料を収集するための納本条例というのがあるそうですが、これをつくることについてはどう考えるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 県立図書館におきましては、全県的な視野に立ちまして、市町村立図書館等と役割分担をしながら、歴史的、社会的に見て本県に関係の深い地域資料の収集・保存に努めているところであります。地域資料は、そもそも書店で取り扱っているものが少なく、県で得られる発行の情報も限られますため、これまで県立図書館のホームページ等において寄贈等と呼びかけてまいりました。今後とも、機会あるごとに地域資料の寄贈等に関する広報・周知に努めてまいります。

また、納本の制度づくり、お尋ねの納本条例につきましては、今後、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 最後になりました。ちょっと

時間がありますが。

警察本部長にお伺いします。先日、警察学校の学生がわいせつ容疑で逮捕され、懲戒免職処分となったと報道されました。犯罪を取り締まる立場の警察官が、犯罪を犯して逮捕されるなど、あってはならないことであります。今回のような事件が発生すると、県民は警察を信頼することはできず、ひいては、警察の業務にも大きな影響を与えることになると思います。今回は、採用後間もない警察学校の学生の犯行ということでもあります。まず、警察官採用試験で、警察官として適性のある優秀な人材を選考する必要があります。そこで、警察官を採用するに当たって、どのような基準や方法で選考しているのか、警察本部長にお伺いしたいと思いません。

そして、採用後は、警察学校などでしっかりと指導教養を行い、県民が信頼することができるような警察官を育てていただきたいと思うのであります。採用後はどのような教育がなされているのか、あわせてお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 今回、警察学校の学生を逮捕した事案の発生については、大変遺憾に思っております。被害関係者の方々を初め県民の皆様にも、心からおわびを申し上げます。

警察官の採用試験を所管する人事委員会と、事件を機に、一層、人物重視の面接試験となるよう、そのあり方などについて再検討してまいります。

採用後は、警察学校において、職務倫理の養成や気力・体力の錬成のための武道訓練などを行います。今回、学生の家族に協力いただき、立派な警察官になってほしいとの、事件後も一層強いメッセージを資料にまとめました。

こうした資料等を活用して、学生の自覚を促すとともに、今後、警察を目指す若者や御家族にも見ていただき、優秀な人材の確保に役立ててまいります。また、警察学校等では、事件後、警察官の不祥事が県民に及ぼす影響について、みずから考えさせる討論会を開催するなど、全力を挙げて再発防止に取り組んでおります。以上です。

○井本英雄議員 私も、家族からのメッセージというのを読ませていただきました。なかなかよくできているなという感じでありました。こういう事件は、ほかの部署でももちろん起こってはいけないけど、特に警察では起こってはいけないことでもあります。どうぞひとつ、二度とこういうことが起きないように、よろしくお願い申し上げます。

少々時間は余りましたが、これをもって私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 県議会自由民主党の黒木正一でございます。私の質問には珍しく、傍聴者がおられます。はるばる諸塚からも来ていただきました。ありがとうございます。

日本選手の活躍で尻上がりに盛り上がりまし

た平昌オリンピックが終わった途端に、春の気配が感じられるようになりました。ことしは大変寒い厳しい冬でありました。「寒さが強かった年は桜がきれいだよ」と多くの人がいいます。ことしの春は桜の開花が楽しみであります。

もう一つ、ことしの春の楽しみは選抜高校野球であります。52年ぶりに宮崎県から2校が出場ということでもあります。私は今から50年——まだ50年はたっていないと思いますが、それぐらい前に、日向市にあります富島高校のグラウンドのバックネット裏にあった下宿屋の2階で3年間を過ごしました。そこからたまに野球部が練習しているのを見たことがあります。ですから、非常に甲子園出場は感慨深いものがあります。どうか延岡学園と富島高校とで甲子園に春の花を何とか一花咲かせていただきたいと、期待をしているところであります。

それでは、通告に従いまして質問をしていきます。

まず、来年度の重点施策について伺います。

平成30年度一般会計当初予算は、「みやざきの更なる飛躍と新たな挑戦」に取り組む積極予算として編成し、テーマに沿って3点を重点施策としていますが、その概要と決定過程について、知事に伺います。

次に、本県の財政運営について伺います。

平成30年度の一般会計当初予算は、前年度より約40億円増の5,817億9,000万円となっております。その増加要因の一つに、建設事業などインフラ整備に係る投資的経費が約43億円増加しており、その主なものの一つは、現在建設中の防災拠点庁舎整備事業とのことであります。防災拠点庁舎の概算工事費は約132億円で、平成30年度の当初予算は約36億円であり、平成31年度

の当初予算額はさらにふえることが想定されます。

このほか、県立宮崎病院再整備に総事業費340億円程度、また2026年の宮崎国体に向け、今年度整備方針を決定した陸上競技場、体育館、プールの国体関連主要3施設や県総合運動公園への津波対策など、施設整備に総額約400億円程度かかると見込まれており、これから先、本県の財政を圧迫することは明らかであります。

大幅な歳入増が見込めない中、高齢化社会における医療や福祉などの社会保障関係費は年々ふえ続けており、9年前の平成21年と比較すると、一般財源ベースで約346億円も増加していますが、これらはいわば義務的経費であり、少子高齢化が進めば進むほど、抑制や削減は困難な状況と考えられます。そこで、健全な財政運営のために、8年後の国体開催に向けた施設整備についてどのように取り組むのか、総務部長に伺います。

次に、地方創生について伺います。

午前中の井本議員の地方創生に関する質問に、人口移動報告の話がありました。東京圏は昨年も12万人弱の転入超過となっておりますが、同じ調査で、宮崎県は昨年、全国で唯一、全市町村で15歳から64歳の生産年齢人口が転出超過となっております。本県は、平成27年9月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生のトップランナーを目指していますが、進捗状況はどうなっているのか、知事に伺います。

また、戦略を進める上で、地方創生推進交付金の活用が重要であると思います。国も積極的な予算を組んでいるものの、全国で推進交付金を申請していない自治体が4分の1を占めており、煩雑な手続を嫌って申請に消極的な自治体

の利活用を促すために、申請業務の支援にも乗り出すと聞きます。使い勝手が悪ければ、地方の実情に応じた、自由度の高い弾力的な運用のできる制度のあり方を求めていくべきと考えますが、この交付金制度のあり方についてどう思うか、知事に伺います。

次に、農業の競争力強化について伺います。

TPP・EPA交渉が進展する中で、我が国の近年の農業施策は、競争力強化あるいは産業政策に向けた動きが強まっています。昨年の通常国会で、農業の競争力強化を目的とした8つの法案（農業競争力強化関連法）が可決・成立しました。これによって、今後も一層農業の生産性を高めながら、持続的に発展できる農業経営の育成に重点を置いた政策が進められると考えられます。

我が国は、「食料・農業・農村基本法」以降の農業政策で、農業の多面的機能や多様な担い手、農村振興を重視する方向性を持っておりました。しかし、近年の農業政策は産業政策的な傾向を強め、産業としての農業の発展を妨げる規制の撤廃を掲げて、法改正や新法制定が進められております。産業政策に傾斜した農業政策によって、小規模な生産者を退出させ、一部の競争力のある経営の展開に重点を置けば、平場への集中と中山間地域からの撤退も進み、食料自給率の低下にもつながることが懸念されます。国の進める農業の競争力強化のための取り組みについてどのように考えているのか、知事に伺います。

次に、中山間地域の農業振興について伺います。

本県の人口の約4割、面積の約9割を占め、食料生産の場として、また農業の有する多面的機能の維持・発揮などの面でも重要な役割を担

う中山間地域は、傾斜地が多く、平地に比べ営農面においても不利な条件にあります。加えて、鳥獣被害も受けやすく、人口減少、高齢化、担い手不足などの厳しい状況に置かれています。

本県においては、中山間地域対策をほぼ毎年、重点施策として掲げ、さまざまな事業に取り組んできました。しかし、とりわけ過疎地域においては、人口減少が著しく、それを食いとめる特効薬はなかなか見出せないものの、定住可能な所得対策など、地道に取り組んでいくことが必要であると思います。農政水産部長はこれまで、みずから「100万泊県民運動」を実践し、県内を歩き、中山間地域の所得対策にも取り組まれています。中山間地域の農業振興について、これまでの取り組み内容と今後どのような取り組みを行っていくのか伺います。

次に、美しい宮崎づくり推進について伺います。

本県は、昭和44年に全国に先駆け沿道修景美化条例を制定し、沿道のすぐれた自然景観及び植物を保護するとともに、利用者に潤いと安らぎを与える花と緑にあふれた道路環境の創出と保全に努めたことが、観光宮崎の大きな礎になっていると思います。私は、このように緑豊かな自然景観や沿道景観など、地域固有の景観を生かした魅力ある地域づくりを進めることは、地域の振興を図る上で不可欠であると考えております。

県では、昨年4月に、沿道修景美化条例の理念を継承し、発展させた「美しい宮崎づくり推進条例」を施行するとともに、知事を本部長とする「美しい宮崎づくり推進本部」を設置し、11月には、全庁を挙げて「美しい宮崎づくり推進計画」を策定されました。この計画に

は、受け継いだ景観を守ることはもちろん、より価値の高いものへと磨き上げ、次世代に引き継いでいくためのさまざまな施策が盛り込まれており、大いに期待しているところです。美しい宮崎づくりを推進する上で、今後どのようなことに取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

以上で壇上からの質問は終わり、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、平成30年度重点施策についてであります。重点施策は、政策評価の結果や新たな政策に係る庁内での十分な議論を踏まえまして、次年度の当初予算編成におきまして、どこに力点を置くのかという観点から決定をしているものであります。

来年度につきましては、人材確保の必要性が高まっていることや、国民文化祭等への準備を本格化させる段階にあること、また、世界ブランドへの登録や全国和牛能力共進会等の成果を次の発展に結びつける取り組みが求められていることなどを考慮し、「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくり」「地域経済をけん引する産業づくり」の3つを重点施策として掲げたところであります。お話にありました富島高校、延岡学園の甲子園での活躍も、スポーツを生かした地域づくりへの弾みとなるのではないかと楽しみにしているところであります。

平成30年度は、アクションプランの最終年度でもありますので、目標達成に全力を尽くし、「躍進するみやざきづくり」に向けて着実に成果を上げてまいりたいと考えております。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と地方創生推進交付金のあり方についてであります。「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、合計特殊出生率や新規の企業立地件数、県内への移住世帯数などが改善してきており、一定の手応えを感じているところでありますが、一方で、平成27年の国勢調査結果を見ますと、人口減少に歯どめがかかっておらず、引き続き、重要課題として取り組んでいく必要があると考えております。

このような中で、地方創生の取り組みを進めるために、国の地方創生推進交付金は大変有効な制度であると考えております。本県では、高校生の県内就職の促進や、産学金労官プラットフォームによります中核企業育成の事業などに活用しているところであります。

交付金の取り扱いにつきましては、一定の弾力化が図られてはいるものの、地方の実情に応じた効果的な取り組みを実施するためには、さらなる改善が必要であると考えておりますので、国に対しては、引き続き、その旨要望を行いますとともに、交付金を積極的に活用した事業の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、農業の競争力強化についてであります。農業分野におきまして、国際化が進展する中、国は、農業競争力強化プログラムを策定し、「生産資材価格の引き下げ」や「戦略的輸出体制の整備」「収入保険制度の導入」など13項目について取り組みを進め、農業の競争力強化を実現することとしております。

本県では、そのような国の制度や事業等を活用するとともに、ブランドの確立や販路開拓などにも積極的に取り組んでいるところであります。最近の話題としましては、世界最高峰の映

画の祭典であります「第90回アカデミー賞授賞式」——これは3月4日、米国ロサンゼルス市で開催されるわけではありますが——の後に行われるアフターパーティーで提供される料理に、宮崎牛が使用されることが決定したところがあります。宮崎牛の魅力というものを広く世界に向けて発信できる貴重な機会をいただいたものと、大変楽しみにしているところがあります。

一方では、本県は、県土の約9割を中山間地域が占め、生産条件が厳しい状況にありますことから、中山間地域にふさわしい、本県独自の対策にも十分留意していく必要があると考えております。世界農業遺産に認定された高千穂郷・椎葉山地域に代表されるように、魅力ある地域資源や公益的機能等を踏まえた中山間地域の振興策にも鋭意取り組みながら、本県全体の農業競争力強化につなげていきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（桑山秀彦君）〔登壇〕 お答えします。

今後の施設整備と財政運営についてであります。国体に向けた施設整備につきましては、教育委員会において、整備内容や手法について検討が行われているところでありまして、その中で、整備費用についても精査をしていくこととなります。施設整備に係る財源につきましては、国庫補助金・交付金の活用、県債の発行、そして一般財源により賄うこととなりますが、この一般財源部分につきましては、県有施設維持整備基金を活用することとしております。

しかしながら、この基金は、国体関連の施設整備のほか、公共施設の老朽化対策などにも活用することとしておりまして、中長期的には不足することが予想されますことから、今議会に提出しております2月補正予算において、歳出

予算の減額により確保された一般財源のうち、9億円を積み立てることとしております。この結果、平成30年度当初予算編成後の基金残高は、232億円程度となる見込みであります。今後とも、さらなる積み増しを行っていく必要があると考えているところでございます。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（大坪篤史君）〔登壇〕 お答えいたします。

中山間地域の農業振興についてであります。中山間地域は、本県にとって「県土の源」とも言える地域でありまして、その振興を図ることは、県全体の安定的発展の観点からも大変重要であります。そのため、農業分野におきましても、長期計画の重点プロジェクトとして、中山間地域における所得向上や地域ブランドの構築、農村コミュニティの強化対策等を進めてまいりました。

特に今年度は、「農山漁村で年収100万円アップ」を目指したチャレンジメニューを作成しますとともに、新規事業として、農家所得向上のためのプランづくりや機械導入等の支援も実施しているところであります。そのような中で、例えば、キンカンやホオズキなど、地域の特性を生かした収益性の高い品目も定着してきましたし、日之影町では、農作業受託法人の設立や、用水路を使った小水力発電所の整備など、新たな取り組みも始まっております。

また、中山間地域は、本県の玄関口に位置するところも多く、農業や食などをテーマに、県外からの観光客誘致や移住促進等に十分期待が持てる地域でもあります。来年度は、農政水産部に「中山間農業振興室」を設置する予定ですので、こういった中山間地域の農業や地域の振興に、一層積極的に取り組んでまいりたいと存

じます。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（東 憲之介君）**〔登壇〕 お答えします。

美しい宮崎づくりについてであります。昨年11月に策定いたしました「美しい宮崎づくり推進計画」では、国民体育大会などの本県開催を見据え、「景観による地域のブランド力向上」「景観を生かしたおもてなし」「宮崎を美しくする人づくり」の3つの重点施策のもと、市町村や県民、事業者の皆様と一体となって、愛着と誇りを持てる美しい宮崎の創造と継承に取り組むこととしております。このため、全庁的な連携を図るとともに、官民連携で関連施策を推進することを目的として、「美しい宮崎づくり推進室」を設置いたします。

また、今回お願いしております新年度予算では、各部局において重点施策に関連する事業を展開することとしており、県土整備部においても、これまで取り組んできた沿道修景美化などの事業に加え、今回、アダプト制度を盛り込んだ「美しい宮崎の道」愛護活動推進事業や、各種団体に対する活動費の支援を盛り込んだ「美しい宮崎づくり推進事業」などを進めることとしております。県といたしましては、引き続き、知事を先頭に、県民や事業者の皆様と一体となって、世界に誇れる美しい宮崎づくりにしっかりと取り組んでまいります。〔降壇〕

○**黒木正一議員** それぞれ答弁いただきましてありがとうございました。最初に知事に、重点施策の決定過程について伺いました。平成30年度はアクションプランの最終年度であり、目標達成に向けて3点を重点施策としたということですが、当然と言えば当然のことかもしれません。しかし、アクションプランの重点施策とほぼ重なっており、3つの重点施策を合わ

せると130を超える事業があり、平成30年度、喫緊の課題として、果たして何がしたいのかがメッセージとして伝わってこないのではありません。平成20年度の重点施策は具体性がありました。事業の検証の意味で、以下、伺っていきま

す。平成20年度重点施策の1つ目は「中山間地域・植栽未済地対策」で、当時、木材価格の低迷などにより、多くの植栽未済地があることから、植栽未済地を3年でゼロにすることを掲げていました。それを受けて、既存の植栽未済地の解消や新たな発生の抑制のため、新規事業を設け、取り組んでいます。その成果はどうだったのか伺います。また、10年前と比べ、新たな木材需要により山が大きく動き、皆伐が進み、植栽未済地が発生しやすくなっていると思われませんが、その対策にどのように取り組んでおられるのか、環境森林部長に伺います。

○**環境森林部長（川野美奈子君）** 植栽未済地につきましては、伐採後3年以上経過しても、人工造林や天然更新がなされていない箇所として、平成20年8月現在で、県内に約2,000ヘクタールが確認されておりました。平成20年度重点施策では、この時点での植栽未済地を、平成20年度からの3カ年で解消することを目標とし、植栽未済地解消対策事業などの取り組みを進めた結果、平成22年度末で全て解消に至りました。

その後、木材需要の拡大に伴い伐採が増加した結果、平成28年度末では、728ヘクタールの植栽未済地が確認されております。このことから、県といたしましては、国の予算確保を図りつつ、森林整備事業や森林環境税を活用し、山会議による合意形成を図りながら、地域の実情に応じた再造林対策を推進しているところであ

ります。今後とも、植栽未済地の解消に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 平成20年度重点施策の2つ目は「子育て・医療対策」で、医師の地域偏在や小児科など特定診療科の医師不足が大きな課題となっていることから、特に小児科医を初め、さらなる医師確保に努めるというものでした。それを受けて、平成20年度から、将来、県内の小児科での勤務を希望する研修医に対し、研修資金を貸与し、小児医療の現場を支える医師の安定的な確保を図るため、その対策に取り組んでいます。10年経過し、取り組みの成果があらわれてきているのか、小児科医の確保状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 国の調査によりますと、平成28年12月の小児科系の医師数は、県全体で133人で、10年前の平成18年12月と比較すると、10人、約8.1%の増となっております。

平成20年度から開始した小児科専門医育成確保事業は、本県で専門研修を受ける若手医師に対して貸与を行うもので、平成29年度までの10年間に宮崎大学医学部等の計39人に貸与し、地域における小児医療の確保に寄与するとともに、貸与後も16人が小児科医として本県で勤務をしており、一定の成果を得ていると考えております。

しかしながら、依然として地域偏在が見られることから、その育成・確保は大変重要であると認識をしております。宮崎大学医学部等との連携もしっかりと図りながら、今後とも小児科医の育成・確保に取り組んでまいります。

○黒木正一議員 医師の確保につきましては、特に確保が困難な僻地勤務医について、自治医

科大学卒業医師の計画的派遣などで大変配慮していただいていることに感謝を申し上げます。

次に、平成20年度重点施策の3つ目は「建設産業対策」で、建設投資の大幅な減少に加え、入札制度改革により、建設業を取り巻く経営環境が大変厳しい状況にあることから、新分野進出に対する支援など、総合的な対策を講じるというものであります。

平成19年度から建設業の新分野進出に対する支援がスタートし、その後、建設産業育成総合対策事業などで、経営相談窓口を県内各地に設置したり、新分野進出に関するセミナーの開催や新分野進出企業への指導・助言など、事業の定着化を支援してきました。これまでの建設業者の新分野進出に対する支援の件数と成果について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県では、質問にありましたように平成19年度から、建設業に軸足を置きながら、農業や製造業、サービス業などの新分野への進出を図る建設業者に対し、これまでに128の事業者に、延べ173件の経費の一部補助を行っております。

支援を行った事業者に対しましては、毎年、現況の調査を行っておりますが、回答いただいた事業者の中には、食品の製造・販売や介護事業の分野で利益を上げている事例もあり、また、その約8割が、現状の維持、または事業拡大を考えているという状況であります。

一方では、課題として、「人材育成」や「販路開拓」「資金」なども挙げられております。県としましては、こうした状況も踏まえながら、今後とも、県産業振興機構などの支援機関や関係部局・団体とも連携し、一層の支援に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 公共事業の減少などにより、

建設業者数は減少しており、人手不足も深刻さを増しております。そこで、建設業の経営基盤対策について伺います。

現場技術者の高齢化や離職者の増加、若年入職者の減少といった構造的な問題が生じており、特に、後継者難などによる事業承継の問題は顕在化し、廃業や解散における大きな要因となっております。先日の民間会社の調査によると、県内建設業の休廃業・解散件数は、全体の約4割を占めていますが、このままでは、事業承継の断絶はもとより、遠くない将来、災害対応の空白地帯が生まれるのではないかと懸念しているところであります。

こうした状況の中で、地域建設業が将来にわたりその役割を果たしていくためには、企業存続とともに、社会資本の整備や災害対応を担う人材の確保・育成を官民一体となって取り組んでいくことが必要であります。その前提として、地域建設業の経営基盤の強化と安定を図ることが必要不可欠です。今後、県として、このような状況に対し、どのような対策を講じるのか、その考えを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 建設業の経営基盤の強化と安定を図るためには、将来を見通すことができます経営環境の整備を図り、建設産業の担い手を育成・確保していくことが重要であると考えております。このため、まずは、安定的な事業量を確保するため、先月も私は国土交通省を訪れ、本県への予算の重点配分を強く要望してきたところであります。引き続き、公共事業予算の確保に全力で取り組んでまいります。また、適正な利潤が確保できます予定価格の設定や発注の平準化など、改正品確法に基づく取り組みを推進してまいります。

加えて、人材の確保は大変重要な課題であり

ます。産業開発青年隊によります若手技術者の育成を初め、働き方改革の実現に向けた週休2日の確保や、女性が働きやすい環境の整備、ICTの活用による生産性向上を進め、若者にとって魅力ある建設産業を目指してまいりたいと考えております。建設産業は、社会資本整備の担い手として、また災害への対応など「地域の守り手」として、大変重要であると考えておりますので、しっかりとこれらの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 県内においては、休廃業・解散は建設業が最も多いようですが、事業承継対策について伺います。

団塊の世代の大量リタイアが引き金となり、日本の企業の3社に1社、127万社が2025年に廃業危機を迎えると言われ、6割以上の経営者が70歳を超え、半数の企業で後継者が不在となり、大廃業時代がやってくると予測されています。廃業する企業の約半数が経常黒字で、事業がじり貧になっているわけではなく、後を受け継ぐ者がいないため、仕方なく廃業を選ぶ経営者がふえている状況にあります。

事の深刻さから、中小企業の事業承継支援を盛り込んだ条例をつくり、対策を充実させている県もあるようですが、本県は休廃業・解散率が九州で最も高く、その対策が求められています。県内企業の休廃業・解散の状況と事業承継対策について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 平成29年の県内企業の休廃業・解散は、民間の調査会社によりますと、330件となっており、近年、年間300件を上回る高い水準で推移しております。企業の休廃業は、地域経済を支える中小企業の雇用や技術の喪失につながることから、事業承継対策は喫緊の課題であると認識いたしており

ます。

このため、県におきましては、国や商工団体、金融機関等から成る関係機関連絡会議の開催や、商工会議所連合会への相談員の配置など、宮崎県事業引継ぎ支援センターとも連携しながら、事業承継対策に取り組んでいるところであります。

また、国におきましても、事業承継を強力に促進するため、相続税の猶予割合を8割から10割とする税制面からの支援拡充などが検討されております。県としましては、今後とも、関係機関と連携・協力し、円滑な事業承継の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 商工会などから要望のあります税制面からの支援拡充について、国も強力に対策を進めるようで、期待したいと思っております。

次に、話題を変えまして、観光振興に関して、まず、国際定期路線を充実させる取り組みについて伺います。1月27日、ちょうど1カ月前になりますけれども、宮崎県農泊ビジネス推進セミナーに参加しました。そこでは、民泊新法、農泊ビジネスの推進に関する講演があり、大変興味深いセミナーでありました。

その講演は、「昨年、2017年には訪日外国人が2,869万人訪れ、有史以来の外国人が来日、まさに観光開国の年であった。日本全国で多様な宿泊をしており、訪日客の約15%、350万人以上が民泊である。しかし、闇民泊が多く、闇民泊を排除する想定で、今回、民泊新法ができる。民泊新法を初め、旅館業法、通訳案内士法など、観光関係の法律が片っ端から変わる。ルールが変わるとき、社会が大きく変わり、大きく変わるときがチャンスであり、旅行業界の大転換期である。ただ、観光で地域振興をしたいと

いう自治体は多いが宿がない。宿泊型でなければ地域にはお金が落ちない。そこで、民泊・農泊の活用が期待される」という内容でありました。

本県の外国人観光客も増加していますが、観光客をふやすためには、航空国際定期路線の充実が不可欠だと思います。国際定期路線は、外交・治安・災害・為替レートなどの外的要因により需要が左右されやすいため、インバウンドとアウトバウンドの両方向からの安定的な需要が求められています。そこで、国際定期路線の維持・発展のために、インバウンド・アウトバウンド双方における利用促進が大事だと考えますが、それぞれどのような取り組みを行っているのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、国際定期路線は、観光や経済、文化、スポーツなど、さまざまな分野での国際交流を図る上で、大変重要な交通基盤であると考えております。その維持・発展のためには、インバウンド・アウトバウンド双方において、利用者の増加を図ることが重要であります。

このため、インバウンド対策としまして、最近、個人旅行がふえているという状況がございます。これを踏まえて、SNSを活用した情報発信や、サイクリングやウエディングなど、新たなニーズを取り込んだ旅行商品の造成等に取り組んでいるところであります。

また、アウトバウンド対策としまして、パスポート補助を初めとします県民が渡航する際の助成や、就航先の食や文化を紹介するイベント、先日は台湾に関して行ったところでありますが、県民の渡航需要を喚起するための取り組みも行っているところであります。

県としましては、本県初の海外LCCの就航

でありますとか台北線の増便など、新たな需要の掘り起こしが期待できる状況にあることから、今後、観光目的の若者を対象としました情報発信や、教育旅行を促進する取り組みの強化などにより、利用者の増加を図り、路線の維持・発展に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 若者を対象とした取り組みを強化するというところでありますけれども、例えば、日本人の出国者数ですが、この20年間、年間約1,700万人ということで、ほぼ横ばいでありましてけれども、20代が同じくこの20年間で、463万人から282万人と4割近く減少しています。その理由として、若者が近場で休日を過ごす傾向があることとか、スマートフォンの影響などが考えられるそうですけれども、若者が海外旅行をしやすくする取り組みも必要だと思いきし、県庁の若い職員にも海外に出て行くような雰囲気づくりをしていただきたいと思っております。

次に、通訳案内士について伺います。リピーターを中心とする訪日外国人旅行者の増加、文化体験や自然体験など、訪日外国人旅行者のニーズが多様化している中、今回の観光関係法改正の一つに通訳案内士法があります。現在、通訳案内士は全国に2万人余りいるものの、東京や大阪など大都市に偏る上、大半は英語対応のガイドで、英語を話さない国・地域の訪日客に対応するのは困難な状況にあると聞きます。この通訳案内士について、本県はどのような状況なのか、また、今回の法改正で制度がどう変わったのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県において登録されております通訳案内士は、昨年度末現在で6カ国語、延べ57名であり、その内訳は、英語が40名と最も多く、次いで中国語7名、フランス語4名などとなっております。

ことし1月に施行されました改正後の通訳案内士法では、通訳ガイドの数を確保する観点から、無資格者でも有償で通訳ガイドができるようになるとともに、新たに自治体が地域に特化して資格を付与する地域通訳案内士制度が創設され、大幅な規制緩和が図られたところであります。一方で、質の確保を図るため、従来の通訳案内士が全国通訳案内士とされ、資格取得試験の科目の追加と定期研修の受講が義務づけられたところでございます。

○黒木正一議員 次に、民泊新法について伺います。住宅の空き部屋などに有料で人を泊める民泊を全国で解禁する民泊新法が、6月に施行されます。個人や企業は自治体に届け出れば営業ができるようになるようですが、その概要について伺います。

また、民泊新法では、地域の実情に応じ、自治体の条例で独自に上乘せした規制も導入できることから、公衆衛生や火災、防犯上の問題、責任の所在が曖昧なことや闇民泊が横行していることなどから、ホテル・旅館業界から、民泊施設許可の地域限定化や許可施設の情報開示など、県独自の条例の制定を求める声がありますが、独自条例の制定に関する本県の見解もあわせて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法は、急増するインバウンドや多様化する宿泊ニーズに対応するため、民泊サービスの活用を図り、健全な民泊を普及するためのルールを定めた法律でございます。具体的には、都道府県等への届け出を行うことで、年間180日以内であれば、住宅を民泊サービスに提供することができるようになりますが、それに際しては、衛生確保措置や苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備えつけなどが義

務づけられたところであります。

また、民泊新法では、都道府県等の条例で、区域を定めて、民泊サービスの実施期間を制限することができるかとされておりますが、制限条例の制定につきましては、外国人観光客の受け皿をふやすという国の方針や法の趣旨を踏まえつつ、市町村の意向等を伺いながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 最近、民泊については、いろんな事件が起きて、大きな課題になっておりますけれども、一方で、農泊というのに期待する声が非常に大きいわけであります。

農泊について伺います。民泊新法の施行により、一定の条件下で住宅による民泊業が可能になり、旅館業法の許可による従来の農家民宿とあわせ、農泊などの取り組みに選択肢が広がることで、ふえ続けるインバウンドの受け皿として、また空き家の活用にもつながり、農山漁村の地域活性化、所得向上に生かせるのではないかと期待が寄せられています。

政府も、観光立国や地方創生など各分野の方針で「滞在型の農山漁村の確立」を打ち出し、強力な支援に乗り出しています。そこで、本県における農泊の取り組み状況と今後の可能性について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農泊は、都市と農村の交流促進や、農村地域の活性化等に大きな効果が期待できるものであります。そこで県では、これまで農作業等の体験メニューの開発や衛生・安全管理に関する研修会等への支援を行ってきたところでございます。そういう中で、県内の農家民宿数は169軒と年々増加している状況にあります。

さらに、今回の民泊新法により、農家民宿の開業が容易になりますことから、農泊の流れは

さらに進展することが見込まれます。農泊は、「農山漁村で年収100万円アッププロジェクト」を推進する観点からも、有効な手段でありますので、来年度は、県内における受け入れ体制の整備やネットワークの構築など、さらに取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 最近、よく関係人口というのを聞くわけでありましてけれども、農泊の取り組みがその受け皿となり、また、先ほど部長は中山間農業振興室を設置すると言われましたけれども、これらの取り組みが中山間地域振興につながることを期待したいと思います。

次に、環境森林行政について伺います。

昨年でありましたか、防衛議員連盟で対馬に行きました。そのとき気になったことがあるので伺いたと思います。宮崎県は水源地域保全条例を策定しております。この状況について伺いたと思います。

対馬に視察に行きますと、韓国人観光客であふれておりました。その数は急激に増加しており、人口の10倍以上になっているということでありました。気になりましたのは、海上自衛隊対馬防備隊本部の隣接地が韓国資本に買収され、韓国人相手のリゾートホテルができ、民宿や釣り宿など一部の不動産も韓国資本に買収されていると聞いたことであります。

数年前、北海道を中心とした相次ぐ外国資本による水源地の買収問題が起きて、それに歯どめをかけるため、平成24年、北海道は全国に先駆けて、北海道水資源の保全に関する条例を施行しました。外国資本の買収があっても、助言をすることはできても強制力がなく、従わない事案を公表するだけにとどまり、また外国資本と見分けがつかない事例があるなど、実態把握が困難なのが実情のようでありましてけれども、

平成27年現在、条例ができて以降、水源地の森林は約1,800ヘクタール余りが外国資本に渡っているとのことであります。

本県は、平成26年3月に宮崎県水源地域保全条例を制定し、水源地域内において森林の土地取引を行う場合、事前届け出が必要となりましたが、条例制定後、条例に基づく事前届け出の件数及び面積はどうなっているのか。また、外国資本による事例はあるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 宮崎県水源地域保全条例に基づく届け出件数及び面積につきましては、条例が施行された平成26年度が191件で382ヘクタール、平成27年度が345件で1,254ヘクタール、平成28年度が375件で778ヘクタールとなっております。これまで提出された届け出の中で、外国資本が関連する届け出は確認されていないところでございます。

○黒木正一議員 本県においては、外国資本がかかわったものはないということですが、地籍調査で登記簿上から所有者が判明しなかった林地の割合は25.6%、全国の4分の1もの森林が持ち主不明の状況と言われております。全国で所有者不明土地が大きな問題となり、現在、国のほうでは、利用権の拡大、相続登記の義務化や簡便化などが検討され、ルールが変わろうとしています。このように制度が変わり、訪日外国人が急増している節目には、外国資本が全て悪というわけではありませんが、取り返しがつかなくなることはないよう注視していくことが必要ではないかと思えます。

次に、森林環境税について伺います。戦後急速に進められた植林が山林の多様性をなくし、手入れが不十分なため、山林の荒廃に拍車をかけている。このような背景のもと、全国の山村

の町村長らが、荒廃した日本の森林を早期に整備し、森林の持つ大気浄化機能、水源涵養機能などを回復・強化する目的で「森林交付税」構想をスタート、そして森林環境・水源税、さらに森林環境税と名称を変えながら、その実現に長年努力をしてきました。そして、いよいよ国は、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することになりましたが、この税の概要について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 国の森林環境税は、国民皆で森林を支える仕組みとして、平成36年度から個人住民税の均等割に合わせて課税され、税率は1人年額1,000円、国全体で約600億円ほどの税収が確保される見込みであります。

一方、森林環境譲与税は、市町村みずからが不採算森林の管理を行う新たな森林管理制度のスタートに合わせ、平成31年度から、私有林の人工林面積や林業就業者数、人口を基準として、市町村及び都道府県に譲与されるものでございます。

本県への譲与額は、国の算定基準によれば、初年度が約5億円、その後段階的にふえ、最終的には約17億円と見込まれ、そのうち9割が市町村へ譲与されることとなります。その用途は、市町村が行う間伐や担い手の確保・育成、また、県が行う市町村への支援などに充てることとされ、その詳細は、今後、国がガイドラインとして示す予定となっております。

○黒木正一議員 譲与税につきましては、全国に先駆けて山が動き出した本県にとっては、前倒しでの対応はありがたいと思えます。しかし、新税の導入では、市町村の担う役割が大きくなることで、その対応や県税版森林環境税と

の関係など、整理しなければならない課題も多くあります。

また、森林環境税の導入で、森林・林業の課題がなくなるものではなく、さらに、安易に税に頼る意識につながるようになってはなりません。国勢調査においても、林業就業者は前回調査に比べ17%の減少となっており、何よりも人材・担い手の育成・確保を急がなければなりません。

産業づくりは人づくりであります。そこで、林業大学校について伺います。県は、昨年6月に「みやざき林業大学校」を設置する考えを示し、ことし2月に基本計画をまとめ、カリキュラムを作成するなど、開校に向けた具体的な準備を進めていますが、どのような人材を育成していく考えなのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 林業大学校では、本県の林業成長産業化に向け、知識や技術力はもとより、宮崎に定着し、森林・林業・木材産業に対する深い愛着と情熱を持った人材を、関係者が一体となって育成してまいりたいと考えております。このため、本県が取り組んでいる研修の質的・量的な充実強化を図り、1年間の長期課程では、ICTなど最新技術の習得に加え、将来のリーダーとしてのコミュニケーション能力など、人間力の向上を目指した内容も盛り込むことにしております。

また、林業技術者や林業経営者等のキャリアアップにつながる短期課程や経営高度化課程を設けるほか、林業振興、地域おこしのリーダーを養成する課程や、青少年や一般県民を対象とした公開講座など、幅広く総合的な人材育成に取り組むこととしております。

○黒木正一議員 ことし4月に本格開校する高知県林業大学校は、四国森林管理局と人材育成

に関する連携・協力協定を結び、国有林の活用や講師の派遣など、相互に協力していくと聞きます。本県では、林業大学校の運営を支援するサポート体制を立ち上げるようですが、サポート体制とはどのようなものか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 林業大学校のサポート体制につきましては、本県林業の次代を担う受講生が安心して充実した研修を受けられるよう、官民が一体となり、就学前、就学中、就学後のそれぞれの場面において、オールみやざきで支援するものであります。具体的には、就学前には、受講生の募集及び確保を、また就学中には、講師派遣や機材・実習フィールドの提供、インターンシップの受け入れや住宅提供などを、さらに就学後には、林業分野への就職支援を行うこととしております。

このサポート体制の構成メンバーとしましては、市町村や林業関係団体、民間企業、教育機関等を想定しております。来年度の秋ごろには、サポートチームの結成を目指しているところでございます。

○黒木正一議員 昨年、京都府林業大学校に行ったとき、「自然を尊敬できる人を育てたい」という話を聞きました。本県は、オールみやざきで人間力の向上も目指すということであり、林業人材の育成なら宮崎を見習えと言われるような、全国をリードする林業大学校になることを期待いたします。

次に、労働力確保についてであります。林業における人材育成・確保について伺いましたけれども、労働力不足の中で大きく増加している外国人技能実習制度について伺います。技能実習生は前年より20%以上ふえており、農業・

漁業や建設、繊維、機械、金属などの実習先で、25万人を超す人が働いていることとなります。

さまざまな職種において深刻な人手不足が言われ、制度の拡大が求められる中、「途上国への国際貢献」を掲げながら、労働力の確保に利用されている実態もあり、賃金不払いや違法残業なども横行していることから、昨年11月、制度の拡大と実習生の保護強化を目的とした新制度がスタートしました。新制度の概要について伺います。また、県内の外国人技能実習生の人数についても、あわせて商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 外国人技能実習制度は、開発途上地域等の経済発展を担う人材の育成を目的としておりますが、制度の適正な実施と技能実習生の保護を図るため、いわゆる技能実習法が昨年11月に施行されたところであります。

その主な内容としましては、実習生ごとに実習計画を作成し、国の認定を受けることとされたほか、実習生の受け入れ窓口となる監理団体についても、国の許可制となるなど、管理監督体制が強化された一方で、優良な実習実施者、監理団体につきましては、受け入れ人数枠が拡大されるとともに、受け入れ期間も最長3年から5年へ延長されるなど、制度の拡充が行われたところでもあります。

なお、県内の技能実習生は年々増加しております。厚生労働省の統計によりますと、平成29年10月末現在で2,342人となっております。

○黒木正一議員 今回の制度改正に伴い、県内の農業団体から、「事務処理や受け入れ対応などに手間がかかるようになった」などの声を聞いております。制度の趣旨を踏まえ、適正かつ

円滑に取り組みが進むよう、関係機関・団体などへの情報提供や支援をお願いしたいと思っております。

次に、外国人の農業就労を認める国家戦略特区について伺います。農業労働者の絶対数の不足が深刻さを増している中、昨年、国家戦略特別区域法改正により、外国人労働者の農業分野での雇用を可能とする農業支援外国人受入事業の実施が決定しました。本事業は、即戦力として活躍できる外国人を雇用し、労働力不足の解消を目指す内容であり、技能実習制度とは目的と仕組みが大きく異なるものと聞きます。

当面は特区限定の事業であるものの、既に農業現場からは早期の全国展開を求める声もあるようです。本事業の概要について、また、本県の農業団体からも特区申請の要望がありますが、県の考え方を農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業支援外国人受入事業は、特区に指定された地域内で、関係自治体で構成する協議会の管理のもと、外国人を農家や農業法人に派遣することができるようにするものでございます。この特区指定に際しましては、自治体等からの提案が、1、大きな経済的・社会的効果を生じること、2、特区の区域外も含めて広い波及効果を有すること、3、その内容が先進性や革新性を有することなどが要件とされているところであります。

現在のところ、全国で本事業を実施しているところはまだなく、今後の追加指定のスケジュールなども未定の状況であります。本県でも、農業分野における多様な人材の確保や活用は重要でございますので、この制度の導入を含めて、県内の関係団体等への情報提供や意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 国のほうでは、さらに新たな

制度も検討しているようでありまして、ここに注視していく必要があるのではないかと思います。

次に、保育人材の確保について伺います。第一生命保険はことしの1月、大人になったらなりたい職業の調査結果を発表しました。女の子のトップは21年連続で食べ物屋さんで、2位が看護師さん、3位が保育園・幼稚園の先生で常に上位を占めているものの、看護師、保育士の人手不足が問題となっています。

まず保育士ですが、幼稚園・保育所の在籍者は増加しており、昭和35年では143万人だったのが、平成28年には367万人に膨れ上がっています。ゼロ歳から5歳の人口に占める割合にすると、15%から61%への増加となっており、共働き世帯の増加により、早い年齢から長時間預かってくれる保育園児のほうが、幼稚園児より多くなって、昔と逆になっています。

このような背景もあり、保育士不足が言われ、その要因の一つに、待遇面の悪さが指摘されています。保育人材の確保のためには、処遇の改善とキャリアアップが必要と考えますが、どう取り組むのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 保育人材の確保が全国的な課題となる中、本県においても認定こども園への移行が進んでいることなどから、その確保が困難な状況となっております。このため県では、これまで平均勤続年数に応じた人件費の加算など、処遇改善に取り組んでまいりましたが、今年度は、全ての職員を対象に2%の給与改善を行うほか、長く働くことができる職場を構築するため、一定の経験を持つ保育士等を対象に、職位や職務内容に応じ、月額最大4万円の加算を行っております。

また、保育人材の資質向上も重要であります

ので、従来の研修に加え、先ほど申し上げました処遇改善の対象となる保育士等に対し、職務内容に応じた専門性の向上を図るキャリアアップ研修に取り組んでおり、来年度はその大幅な拡充も予定しております。県としましては、子供たちの健全な育成を図るため、今後とも、保育人材の安定的な確保や資質の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 将来の成長に大きく影響する時期であります。保育士の資質向上について、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

次に、看護人材の確保についてであります。本県の看護人材は、全国と同様、准看護師を除き増加傾向にあるものの、有効求人倍率は高い水準で推移しています。本県には、看護師・准看護師養成所が23校あり、1学年定員は1,222人ですが、卒業者の県内就職率は50%台半ばであります。県内就職率向上対策など、看護師確保策にどう取り組んでいるのか伺います。

また、県内に新たに就職する看護職員の約6割が医師会立看護師・准看護師養成所の卒業生ですが、医師会立養成所はいずれも経営が厳しく、多いところでは、運営費の約4割を地元医師会からの繰入金で賄っているところもあります。さらに、教員の確保など、運営費用が年々増加し、授業料の値上げを余儀なくされている状況から、経済的支援を求める要望があります。医師会立養成所への支援の考え方についても、あわせて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 看護師確保策としましては、看護学生への修学資金の貸し付けや、看護師等養成所に対する運営費補助、離職防止としての新人看護師研修を行うほか、県ナースセンターによる無料職業紹介や潜在看護

師への講習会開催、離職時の届け出制度を活用した看護師の復職支援などに取り組んでおり、来年度からは求人情報等の情報発信強化にも取り組む予定でございます。

また、看護師等養成所への運営費補助につきましては、県内就職率に応じた本県独自の調整率を設定しておりまして、県内就職率の高い医師会立養成所には、補助の割り増しを行っております。今後、高齢化の進展に伴い、看護師の需要拡大も見込まれますことから、引き続き関係団体と連携を図りながら、看護師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、訪問看護体制づくりについて伺います。政府は、医療費の抑制も狙い、入院患者を在宅医療に移す流れを進め、2025年に在宅医療を受ける人が現在の1.5倍以上となる100万人を超えると推定しています。このようなことから、4月からの診療報酬改定により、介護と連携して、在宅医療や施設でのみとりを進めるとの報道がありました。

医療体制の「入院から在宅」へ向けて、在宅医療体制が一層手厚くなるようですが、在宅医療の需要が高まる今後を見据え、本県では、訪問看護の体制づくりについてどのような取り組みを行っているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 訪問看護の体制づくりを進めるためには、訪問看護ステーションの整備促進や、訪問看護を担う人材の確保を図っていく必要があると考えております。このため県では、訪問看護ステーションの新規参入を促進するため、開設時の初期費用を支援しているところであります。

また、人材の確保につきましては、訪問看護未経験の看護師に対する訪問看護への就業意欲

を高める研修を初め、今年度から、新卒の訪問看護師を養成するため、育成プログラムによる研修や経費の支援などを行っております。

さらに来年度は、訪問看護ステーションが設置されていない地域を対象に、運営可能なモデルを構築する新たな事業に取り組むとともに、既存の小規模な事業所の基盤を強化するため、訪問看護師の新たな雇用等に要する経費を支援する予定としておりまして、訪問看護体制の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、キャリア教育について伺います。

地域人材の確保の面から、キャリア教育の推進について伺います。少子高齢化の到来、産業経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化などが進む中、就職・進学を問わず、子供たちの進路をめぐる状況が大きく変化しており、進路選択に目的意識を持つことの大切さを教えるキャリア教育の充実がますます重要となっております。

このような中、地域を担う人材育成のため、小・中・高等学校を通じて、地元産業の理解を深めるキャリア教育の推進や、地元に基づく人材育成の促進が進められようとしています。子供のころから切れ目のない取り組みが必要ではないかと思えます。本県の取り組みについて、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向けまして、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育でありまして、小学校から中学、高等学校に至る継続的・発展的な取り組みが必要であると考えております。このため、県教育委員会では、キャリア教育支援センターにおける「よのなか教室」

の普及や中学生キャリアフォーラムの開催、高校生を対象とするライフプランニングや労働法の授業などに取り組んでおります。

また、県内7地域で開催しております「県民総ぐるみ教育推進研修会」は、小・中・高等学校の教職員と産業界・地域の関係者等が議論を交わす場となっております。全県を挙げてキャリア教育に取り組む機運を醸成しております。県教育委員会では、今後とも、児童生徒の発達段階に応じた小・中・高等学校間の「縦」の連携と、学校と産業界・地域の「横」の連携によるキャリア教育を充実してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、金融教育について伺います。先日、会派の研修会で、金融教育について話を聞きました。金融知識・判断力を問う調査の都道府県別のデータで、宮崎県については3点気になるところがあり、それは、第1に、働く世代の金融リテラシー（知識・判断力）が全国で5番目に低く、月に一度も金融経済情報を見ないという割合が全国で4番目に高いこと、第2に、個人でお金を借り過ぎと認識している割合が全国で2番目に高いこと、第3に、金融教育の必要性を感じている割合が全国で5番目に高いにもかかわらず、実際に受けた人の割合は低いという話でありました。

これらの結果を踏まえて、社会に出る前にお金との付き合い方を教える必要があることから、今月、宮崎大学で金融リテラシー講座が開設され、その折、総合政策部長と教育長が基調講演をされたのではないかと思います。そこで、実践的金融教育の必要性について、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） お金の価値を実感し、お金をしっかりと扱う態度を身につける金

融教育は、全ての子供たちにとりまして重要であると考えております。現在、小学校では、計画的なお金の使い方を考えたり、中学校では、市場経済の仕組みについて正しく理解したり、高等学校では、生涯の生活設計（ライフプラン）を考えるなどの学習を行っているところであります。

特に、クレジットカードや電子マネーを使って買い物をする機会がふえておりますので、県民に対し金融に関する教育活動を行う宮崎県金融広報委員会の指定を受けた学校におきまして、生活環境の変化に対応した金融教育の効果的な指導方法を研究しているところであります。今後とも、子供たちが実生活に生かすことができる実践的な金融教育に努めてまいります。

○黒木正一議員 次に、企業立地について伺います。

日本立地センターによりますと、立地企業が自治体に求める強化対策として、1番目が人材確保・育成、2番目が税制・補助金等優遇策、3番目が交通アクセスの向上ということであり

ます。本県は、温暖な気候と大自然に囲まれた抜群のロケーション、利便性の高いアクセス環境、真面目で穏やかな県民気質のすぐれた人材の確保、専門技術を育成できる教育機関の充実、人材・資金などの強力なバックアップなどを掲げ、企業誘致に取り組んでいます。県総合計画アクションプランにおいては、企業立地件数の目標を定めていますが、企業立地の状況について、商工観光労働部長に伺います。特に、中山間地域の状況についても答弁をお願いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県総合計画アクションプランでは、平成27年度から30年

度までの4年間で、新規企業立地件数150件を目標に取り組んでおりますが、ことし1月末までの約3年間の企業立地件数は、全体で135件、進捗率は90%と順調に推移しており、平成28年度には日機装、29年度にはキヤノンといった大型案件の立地も相次いで決定したところであります。

また、中山間地域の立地につきましては、件数が65件となっており、その内訳は、製造業が39件、情報サービス産業が15件などとなっております。特に、これまで宮崎市を中心に立地しておりました情報サービス産業では、日南市や小林市、西都市などに立地が決まるなど、広がりが出てきているところであります。

○黒木正一議員 企業立地は順調に進んでいるということですが、県内に人材を確保するには、魅力のある企業の誘致と既存企業の育成強化が重要であります。他県を見ましても、新規学卒者の地域定着率の高いところには、世界的な企業などが立地していることが多く、本県においても、そのような企業の立地は、県内の産業人材確保につながると期待されます。

本県においては、近年、大型の企業立地が決まり、大変喜んでいるところですが、しっかりとしたサポート体制づくりが重要と考えます。来年度予算において、宮崎日機装を貸付先とする先端産業高度化支援事業が上がっていますが、その内容について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） お尋ねの先端産業高度化支援事業につきましては、本県産業の高度化や高付加価値化を図るため、地域総合整備財団の貸付事業、いわゆるふるさと融資を活用いたしまして、先端産業分野であります航空機部品の製造を行う宮崎日機装に30億円

を貸し付けるものであります。

なお、ふるさと融資の貸付原資は、自治体が発行する地方債で賄うこととされており、この制度を活用することで特別交付税が措置されますことから、県の実質的負担は地方債に係る金利の25%程度となる見込みであります。

○黒木正一議員 先ほどの答弁で、宮崎市を中心に立地していた情報サービス産業は広がりが出てきているということですが、情報サービス産業の中山間地域への立地について伺います。会社以外の場所で働けるテレワーク制度の導入企業が増加しており、都会、地方に関係なく、時間にも場所にもとらわれず働くことができるメリットがあることから、人口減少に悩む過疎地域においても、移住や定住促進につながることを期待されています。

このような中、総務省の「ふるさとテレワーク推進事業」に椎葉村が採択され、テレワークに従事する人材育成セミナーを開催するなど、中山間地域の雇用拡大を図ろうと取り組んでいますが、このような情報サービス産業の中山間地域への立地に向けた取り組みについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 情報サービス産業は、通信インフラが整っていれば都市部に限らず立地が可能であり、中山間地域を含めて本県への企業立地が期待される分野でありますことから、県といたしましては、企業立地の重点産業分野の一つとして位置づけ、積極的な立地に取り組んでおります。

このような中、さらなる中山間地域への立地に向け、来年度からコールセンターに対する補助要件を緩和するとともに、過去10年以上立地のない地域においては、情報サービス産業に対する補助金を増額するなど、支援策を拡充す

ることといたしております。今後とも、中山間地域における働く場の確保につながるよう、地元市町村ともしっかり連携しながら、企業立地の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 中山間地域への情報サービス産業の立地への補助要件の緩和、10年以上立地のない地域への補助金の増額など、支援策を充実するとのことでありますが、過去10年以上立地のないところは、人口減少率の大きい県北山間部であります。高速道整備の効果もあり、平場では企業立地が進むものの、交通アクセスが悪く人口の少ない地域には、企業も来ないのが現状であります。情報サービス産業の立地、さらに、豊富にある森林資源を活用した新しい木質建材加工技術による企業立地の可能性など、調査・研究を進めていただきたいと思います。

企業は来ませんけれども、最近ふえているのが、地域おこし協力隊であります。総務省が昨年発表した定住状況調査によりますと、隊員のうち20代から30代が75%を占め、4割が女性、任期終了後、6割以上が活動した市町村または近隣市町村に移住しているとのことでした。

同一市町村に定住した人のうち、起業した人が約半数と増加しています。また、農林業や観光のほか、継承が難しくなった伝統産業の職人や訪問看護師として働く人もおり、人材難と話題になっている地方議会選挙に立候補し、当選する人も出てきています。もちろん成功ばかりではありませんが、急激な人口減少に悩む地域においては、定住促進に期待する声は大きいものがあります。本県の地域おこし協力隊の人数、仕事の内容、定着率について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県で活動す

る地域おこし協力隊の人数は、平成30年1月末現在で、19市町村で66人となっております。隊員の仕事の内容としましては、観光や移住・定住に関するPR活動、また農林業への従事、買い物代行等の住民の生活支援など、地域活性化などにつながるさまざまな活動に従事していただいております。

また、定着率につきましては、これまで52名が任期を終了しておりますが、お話にもありましたけれども、そのうち、約6割に当たる29名が本県に定住されております。県としましては、引き続き、都市部における隊員募集セミナーの開催や、地域づくり団体とのネットワークの構築など、隊員の確保や任期終了後の定住促進に向けて、市町村を支援してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、消防常備化について伺います。

移住希望者に限らず、都市部の人からよく聞かれることは、山間地域における医療体制、特に救急医療についてであります。本県には、消防本部や消防署のない自治体が1町3村あります。離島を除き、全国の非常備町村は8町村で半分が本県にあり、救急業務にかかわり、命の格差にもつながるもので、大きな問題であります。この1町3村のうち、美郷町、椎葉村、諸塚村については、新規の支援事業で協議会が発足し、消防常備化に向けた検討が行われていますが、取り組み状況と今後の見込みについて、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 東臼杵の美郷町、諸塚村、椎葉村、3町村の消防常備化につきましては、一昨年12月に3町村による検討協議会が設置されまして、課題の抽出や実現可能な方策について検討が進められております。

この中で当地域は、広大な面積に加え、今後さらなる人口減少が見込まれており、常備化に向けましては、財政負担や人員配置をどうするかなどが大きな課題となっております。

このため協議会では、段階的に常備化を実現する方法を協議中でありまして、まずは、119番通報の受付等、通信指令業務の共同運用ができないか、検討されているところであります。県におきましては、協議会運営に対する財政支援とともに、必要な情報提供や助言等を行ってきておりますが、将来にわたり持続可能な常備化が実現できるよう、今後とも支援してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 このような事業を通じて、人口減少が進む中、広域な面積を抱える地域に適した救急システムの確立に期待したいと思っております。今後のさらなる御支援をお願いしたいと思います。

次に、地域公共交通の維持・確保について伺います。

J R九州の大幅な減便が問題になる中、鉄道などのない地域では、赤字バス路線などの切り捨てにつながるのではないかという不安を抱えています。人口が減少し、乗客数も減少しているものの、交通手段を持たない、特に高齢者にとっては、地域公共交通は大きな役割を担っています。路線バスを初め、将来にわたって持続可能な地域公共交通網の維持・確保に向け、県はどのように取り組むのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 路線バスを初めとする地域公共交通につきましては、少子化等の影響により、利用者数は大変厳しい状況にあります。通勤・通学や買い物、通院など、地域住民の移動手段として大きな役割を果たし

ていることを鑑みますと、路線の維持は非常に重要な課題であると認識しております。

このため県では、広域行政の立場から、複数市町村間をまたぐ広域的なバス路線について、国や市町村と協調して支援を行うとともに、日向・東臼杵地域では、県内で初めて地域公共交通再編実施計画の国の認定を受け、路線の再編にも取り組んでいるところであります。

また、地域公共交通を担う事業者の収支を改善する取り組みとして、地域の実情に応じた路線バス車両の小型化の支援や、タクシーやコミュニティバスとの連携による貨客混載の実証実験などを、新規事業等として今議会にお願いしているところであります。今後とも、国や市町村、交通事業者と緊密に連携を図りながら、持続可能な地域公共交通網の維持・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 J R九州の減便というのが大きな話題になる中、地域公共交通に対して、いろんな可能性を探っていただいていることに本当に感謝したいと思います。

次に、企業局における地域貢献の取り組みについて伺います。

企業局では、健全経営のもとで県民福祉の増進を図るという経営方針に基づき、電気事業、工業用水道事業及び地域振興事業の3つの事業に取り組まれておりますが、その中でも、主力事業である電気事業については、宮崎県企業局経営ビジョンにおいて、「本県の豊かな水資源を生かした水力発電の取組を通して地域に貢献する」という基本姿勢が掲げられております。

ちなみに、本県の電気事業は、大正7年12月の県議会において、水力電気事業経営の建議がなされて以来、全国有数の豊かな水資源の活用を県政の重要課題として位置づけ、水力発電が

進められたことから始まるもので、現在の企業局の取り組みにつながるものであります。

ことは、県議会での建議がなされてちょうど100周年、また、昭和13年に企業局の前身である県営電気建設部が発足して80周年となります。そこで、企業局の電気事業の基本姿勢にある水力発電を通しての地域貢献について、具体的にどのように取り組まれるのか、企業局長に伺います。

○企業局長（図師雄一君） 企業局の主力事業である電気事業は、県内の豊富な水資源を有効に活用し、電力の安定供給を図るとともに、二酸化炭素を排出しない水力発電を通じ、地球温暖化の防止にも貢献しているものと考えております。

具体的な地域貢献の取り組みといたしましては、収益の一部を地域に還元するため、これまで一般会計への貸し付けを行ってきたほか、現在、県営電気事業みやざき創生基金の原資として、一般会計への繰り出しを行っているところであります。このほか、これまで培った技術やノウハウを活用して、小水力発電導入に取り組む市町村等への技術支援なども行っております。

さらに、来年度からは、新たな地域貢献として、発電所の所在する市や町へ防災用品を支給する「企業局地域防災力向上支援事業」や、県の試験研究機関と連携し、局に関連する課題についての研究成果を県内産業の振興につなげることなどを目指した、「企業局課題研究連携推進事業」に取り組むこととしております。企業局といたしましては、今後とも、健全経営を維持し、地域貢献に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 県議会の先輩方が100年前に水

力電気事業経営の建議をされた。その果実を今、本県の活性化に活用させていただいていることに感謝したいと思います。

次に、農政水産行政について伺います。

まず、全国和牛能力共進会についてであります。全国和牛能力共進会、いわゆる全共は、和牛の能力向上を目指す大会として、昭和41年から5年ごとに開催されています。昨年9月、宮城県で開催された11回目の全共に参加しました。大勢の参加者で大変な熱気でありました。出品牛のすばらしさに圧倒されましたが、会場でいただいた大会資料の過去の大会テーマに興味を持ちました。

今から52年前、昭和41年に行われた第1回岡山大会のテーマは、「和牛は肉用牛たりうるか」であります。私が子供のころ、農家のほとんどが牛を役牛として飼っていました。この第1回大会は、農業の機械化・近代化を強力に後押しした農業基本法が施行された5年後であります。耕運機、トラクターが急激に普及し、第1回大会後の50年間で農家数は35%減少、農業機械と離農が相乗効果となって農業構造が変わり、農村の労働力が大都市へと流出。選択的拡大政策として畜産の振興が図られていた時代であります。

昭和52年の第3回宮崎大会のテーマは、「和牛を農家経営に定着させよう」になり、そして、平成4年の第6回大会は、「めざそう国際競争に打ち勝つ和牛生産」がテーマで、牛肉とオレンジの輸入自由化に揺れたガット・ウルグアイ・ラウンドの時期に重なります。このように、過去の大会テーマは和牛生産の方向性をはっきりと示されていますが、今日の開催意義についてどう考えているのか、また、鹿児島県も大分県も次回大会での優勝を目指すと言って

いるようですが、次回の全共に向けた本県の取り組みについて、郡司副知事に伺います。

○副知事(郡司行敏君) 全共は、その時々々の社会経済情勢や消費者ニーズなど、和牛が直面する課題をテーマに掲げ、御指摘にございましたように、時代に応じた改良の方向性を示すなど、我が国の和牛生産に重要な役割を果たしてまいったと、そのように考えております。本県はその中で、前々回鳥取大会では、種牛、肉牛の両部門で、また前回長崎大会では、種牛部門で内閣総理大臣賞を受賞するなど、素晴らしい実績を上げながら全国をリードしてまいりました。

今回の宮城大会では、各県が打倒宮崎を掲げて、大変厳しい戦いを強いられた中、史上初となる3大会連続での内閣総理大臣賞を獲得し、肉牛日本一を発信できますことは、チーム宮崎が連携して取り組んできた成果であり、今後の宮崎牛のPRにも大きく寄与するものと考えているところであります。

次回の全共は4年後、鹿児島県で開催されますが、優秀な種雄牛の造成や高い能力を有する雌牛の保留に取り組み、肉用牛生産基盤の安定・強化を図りながら、再び日本一の栄光が勝ち取れますように、最大限の努力と準備をしておきたいと、そのように考えております。

○黒木正一議員 次に、宮崎牛の販売戦略について伺います。地域独自の農林水産物・食品のブランドを守る地理的表示、いわゆるGIで宮崎牛が登録されました。国からのお墨つきが得られたということで、今後ますます販売力の強化につながっていくことが期待されます。現在、欧州に向けても食肉処理加工場が建設中であり、台湾にも輸出が可能となるなど、今後の販路拡大が期待されます。

今回は、鹿児島黒牛と近江牛も新規登録され、この結果、但馬牛、神戸ビーフ、特産松阪牛、米沢牛、前沢牛と合わせ、8製品が牛肉としてのGI登録となります。宮崎牛のGI登録の意義と販売戦略について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(大坪篤史君) 宮崎牛につきましては、40年以上にわたる本県独自の種雄牛造成や、全共での3大会連続内閣総理大臣賞受賞など、長年の取り組みが評価され、本県産品で初めてGI登録がなされたところであります。この登録によりまして、1、宮崎牛にはGIマークが付与され、他の産品との差別化が図られること、2、海外、中でもGIに関心の高いEUへの輸出拡大が期待できることなどの効果を想定しているところであります。

県としましては、GIのメリットを最大限に活用し、国内外に向けて積極的なPRを展開しながら、宮崎牛のさらなるブランド力強化に取り組んでまいります。

○黒木正一議員 先ほど知事から、第90回アカデミー賞の授賞式後のパーティーで宮崎牛が使われるということでありましたけれども、宮崎牛がきちんと表記されて、新聞では136キログラムがステーキなどに使われるということでもありますけれども、これは生産者にとって大きな励みになるのではないかと思います。

次に、アユの資源管理について伺います。五ヶ瀬川のアユ漁獲量が大きく減少し、資源の枯渇が危惧される中、県は28年11月、「五ヶ瀬川水系のアユ資源回復に向けた取組方針」を策定しました。

2021年までの5カ年計画で、アユ資源回復プロジェクトに取り組んでいます。プロジェクトでは、1年目には延岡湾での稚アユ採捕許可を

停止し、回復しない場合は2年目も停止し、3年目からは、許可停止を門川湾、日向湾に広げ、1年ごとに資源状況を検証して次の対策を講じることとしています。このプロジェクトを進め、資源を回復するには、海面漁協、内水面漁協、養殖業者との協力体制が重要と思われませんが、このプロジェクトの取り組み状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 五ヶ瀬川水系のアユは、水郷延岡の風物詩であり、地域経済を支える重要な資源であります。しかしながら、昭和47年に約90トンあった採捕量は、平成20年以降、10トン前後にまで減少し、資源の早期回復が課題となっております。

このため県では、平成28年11月に「五ヶ瀬川水系のアユ資源回復に向けた取組方針」を策定しまして、海に下った稚魚の採捕停止と、成魚を捕獲する河川での瀬がけ漁の期間短縮等を段階的に進める取り組みを開始いたしました。

その結果、途中経過ではございますが、平成29年5月の河川での資源量は、前年の2倍程度に増加したところであります。こういったことから、県としましては、関係者の皆様の御理解をいただきながら、五ヶ瀬川水系のアユ資源を回復させるための取り組みを進めていきたいと考えております。

○黒木正一議員 漁獲量規制を行っているのは、全国で本県を含め5県ということですが、関係者一丸となった対策で五ヶ瀬川アユの復活につながるように、関係者としっかりと連携をとって進めていただきたいと思います。

次に、燃油価格高騰対策について伺います。この冬は何度も寒波がやってきて、とりわけ日本海側を中心に記録的な大雪となり、農業用ハウスの被害が拡大していると聞きます。さらに

ことは、燃油価格の高騰が生産現場を襲い、幅広い作物に影響が及んでいる上、厳しい冷え込みが続いたことから燃油の使用量も多くなり、農家の負担増に拍車をかけています。産地は、ハウスの被覆をふやしたり、省エネ設備等の導入に取り組んできていますが、本県の施設園芸における燃油価格高騰の影響とその対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 燃油価格につきましては、施設園芸の暖房が始まった昨年10月以降も上昇を続けておりまして、農家経営に影響が出てきております。例えば、ハウスピーマンの場合ですと、標準的な35アール規模の農家で、燃油価格が1リットル当たり10円増加しますと、年間に約40万円の経費増になると試算されます。

このため県では、燃油価格が一定の基準を超えた場合に農家に補填金が交付されます、国のセーフティーネット制度への加入を勧めているところであります。また、燃油使用量の削減を図るため、保温効果を高める資材等を活用した省エネ技術の普及を進めるとともに、ヒートポンプなど省エネ暖房機の導入を促進しているところであります。

○黒木正一議員 カツオ漁船などは、漁場が小笠原諸島や沖縄周辺など遠く、値上がりが重くのしかかっているようです。燃油価格の高騰による漁業への影響とその対策についても、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 漁業経営の中で、燃油代は大きなウエートを占めておりまして、例えば、カツオ一本釣り漁業では、年間約1,000キロリットルの燃油を消費しますので、1リットル当たり10円の価格高騰により、約1,000万円の支出増加につながります。

このため県では、燃油価格が一定の基準を超えた場合に燃油の使用量に応じて補填金が支出されます「漁業経営セーフティーネット構築事業」への加入を勧めているところであります。さらに、燃油価格の高騰下におきましても安定した経営を築いていくことができるように、漁船の小型化や省エネ型エンジンの導入を促進しているところであります。

○黒木正一議員 話題を変えまして、国体への取り組みについて伺います。

2026年、47年ぶりに本県で開催予定の国体に向けて、昨年、県準備委員会が設立され、「県民総参加型のおもてなしの心あふれる大会を目指す」とする基本方針を確認するなど、大会成功に向けて準備が本格スタートしました。

前回の宮崎国体は、台風の影響で悪天候となり、一部競技が中止となりましたが、天皇杯、皇后杯とも本県が1位となりました。本県も開催県にふさわしい成績を上げることが求められると思いますが、競技力向上に向けた選手強化策などをどのように行うのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 昭和54年の宮崎国体は、本県選手団の活躍によりまして天皇杯を獲得し、県民に大きな感動を与えますとともに、スポーツランドみやざきの礎を築くなど、大変意義のある大会でございました。2巡目国体におきましても、天皇杯獲得を目標に掲げ、計画的に競技力の向上に努めてまいり所存であります。

そのため現在、県教育委員会では、選手の育成や強化はもとより、指導者の確保・養成などを柱とした競技力向上基本計画策定の詰めの作業を鋭意進めておりまして、来年度の早い時期から、その実施に取り組んでまいりたいと考え

ております。今後とも、競技団体や関係機関等と連携を図りながら、目標達成に向けて全力を挙げて頑張っております。

○黒木正一議員 天皇杯を目指すということでもありますけど、指導者の育成が非常に重要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

近年、国体への国民の関心は低くなっていると感じます。2巡目国体に向けて県民意識の高まりが必要ではないかと思っております。

私は、宮崎国体の数年前に地元に戻ったんですけれども、そのとき、中学校の体育の先生でハンドボールをしている先生がおりまして、ハンドボールチームをつくろうということになりました。そして、地域の青年に声をかけて、私もそれに参加したんですけれども、練習を積んで試合にも行くようになりましたし、国体の前でありましたから、国体の候補選手とかも練習に来るようになりましたし、交流ができました。そして、宮崎国体のときは、いつの間にか当たり前のようにハンドボール競技の補助員となって参加をいたしました。

これから県民総参加型の宮崎国体を目指すということでもありますけれども、県民が何らかの形でかかわりを持つことが非常に重要ではないかと思っております。この取り組みについて、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 前回の宮崎国体におきましては、「日本のふるさと宮崎国体県民運動」を展開いたしまして、運営ボランティアや県外選手団等へのおもてなしなど、多くの県民の皆様が大会を盛り上げてくださいました。近年の国体開催県におきましても、国体実施競技のスポーツ体験教室や各種スポーツイベントを開催し、県民の国体への関心や参加意欲を高め

る取り組みが行われているところでもあります。

2巡目国体では、大会の開催を契機としまして、競技スポーツ、生涯スポーツも含めたスポーツの振興はもとより、県民一人一人の健康増進や、スポーツランドみやぎのさらなる推進など、県民総参加型の宮崎らしい「おもてなしの心」あふれる大会にしたいと考えております。今後、県準備委員会におきまして、他県の事例等も参考にしながら、機運の醸成や大会の準備に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 国体の年には全国障害者スポーツ大会も行われると思います。そこで、手話言語条例について伺います。

近年の障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正により、手話は言語であることが位置づけられています。これを受け、県議会におきましては、平成26年3月に、手話を言語として普及することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」制定を求める意見書を国に提出しました。

都道府県レベルでは、平成25年10月に、鳥取県が手話を普及するための施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした「手話言語条例」を制定し、その後、全国的に条例制定に向けた機運が高まり、1月末現在、15府県で手話言語条例、または手話だけでなく、ほかのコミュニケーション手段の普及等も盛り込んだ条例が制定されております。市町村レベルでも、全国で111市町が制定しており、県内においても、日向市と小林市が手話言語条例を制定しております。

また、我々自民党と障がい者団体との意見交換会においても、毎年、手話言語条例の制定を望む声を伺っているところです。私といたしま

しても、手話が言語であることを広く普及させるとともに、手話を日常的に使用できる環境の整備を図るなど、手話に関する総合的な施策を推進していく必要があると考えております。そこで、全国で手話言語条例の制定が進む中、本県においても条例を制定すべきではないかと考えますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 手話言語条例につきましては、私も「手話を広める知事の会」に設立当初から参加をし、国や各都道府県の動向に係る情報収集などに努めてまいりました。また、昨年10月には、毎年、私がさまざまな学校を訪れて授業を行う「知事の白熱教室」というものを、都城さくら聴覚支援学校で開催いたしまして、私自身、手話で自己紹介をしたり、手話通訳を介した生徒との意見交換を行う中で、手話の重要性について改めて認識をしたところでもあります。

県では、これまで、手話を初め、障がいのある方々の情報の確保等につきまして、障がい者団体などで構成する施策推進協議会の委員の皆様など、さまざまな方々の御意見を伺ってきたところでもあります。私としましては、障がいのある方もない方も意思疎通を円滑に行うことができる共生社会を目指し、手話や点字、要約筆記など、障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及等を図るため、来年度の条例制定に向けまして、具体的に準備を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 来年度の制定に向けて取り組むとのこと、大変ありがたいと思います。私の知り合いの聴覚障がい者の方が突然宮崎に来ることになりまして、宮崎空港に出迎えに行きました。総合カウンターがありますけれども、その近くで、筆談でいろんなホテルの手配と

か今後の行程のことをやりとりしておりましたら、カウンターの中に手話ができる女性がおりました。助けられたことがあります。いつもあそこの総合カウンターに手話のできる人がいるのかどうかわかりませんが、こういう条例の制定を機に、手話を日常的に使用できるような障がい者との共生社会を目指していかなければならないというふうに思います。

次に、いじめ・不登校について伺います。

いじめに対する国の取り組みの変化などもあり、文科省の調査によりますと、いじめの認知件数は、直近の平成28年度は約32万4,000件と、大幅な増加となっています。いじめの撲滅は、学力の向上や規範意識の醸成など、児童生徒の健全育成に向けた基本となるものと思われま。本県はいじめの状況について伺います。

また、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめられている児童生徒の生命または身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報することといった学校の対処方法、また、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるといったいじめの重大事案についても規定されていますが、本県の不登校の状況、その対応についても、あわせて教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 平成28年度の本県公立学校はいじめの認知件数は1万867件でありまして、児童生徒1,000人当たりでは、94.2件となっております。全国と比較しますと、高い割合となっております。このことは、各学校が積極的な認知に向けて取り組んでいることのあらわれであると考えております。

次に、不登校児童生徒数は1,351人であり、児童生徒1,000人当たりでは、小中学校11.3人、高等学校13.6人で、全国より低い割合になってお

ります。

なお、いじめや不登校への対応につきましては、何よりも未然防止が大切であり、また、発生した場合には、早期対応が極めて重要であります。現在、各学校では、日常の観察やアンケート調査等を行いまして、子供たちの小さな変化を見逃さないよう努めているところでございます。県教育委員会におきましても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣するなど、学校の取り組みを支援しているところでございます。

○黒木正一議員 SNSでのいじめも急速にふえており、全国の調査で確認されたいじめの中で、パソコンや携帯などで誹謗中傷された例は5年で3倍を超え、教員や保護者らが把握しにくく、深刻化しやすい特徴があると聞きます。

このような中、対策に乗り出す自治体もあり、熊本県は、ネット・SNS上でのいじめ行為を匿名で通報できるアプリを昨年9月から試験導入し、来年度以降に全県立高校で導入、市町村立学校へも普及を図る予定で、国もSNSの仕組みを活用した相談事業の実証実験を行い、平成31年度以降、全国展開を目指すようですが、SNSによるいじめへの対応について、本県の取り組み状況を教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 現在、児童生徒の間におきましては、インターネットを活用したコミュニケーション手段の一つでありますSNSの利用が広がってきておりまして、SNSによるいじめなどの問題も増加をしております。こうした問題に対応するため、各学校におきましては、情報モラル教育を充実させるとともに、SNSの適切な利用について指導を行っているところであります。

県教育委員会におきましても、教育ネットひ

むかに「ネットいじめ目安箱」を設置し、SNSによるいじめについての相談をメールで受け付けられるようにするとともに、「24時間子供SOSダイヤル」を開設して、電話でも相談を受け付けられるようにするなど、相談体制の充実を図っているところであります。

なお、議員がおっしゃいますように、一部先進県で取り組みが始まっておりますSNSを活用した相談体制につきましては、事業効果やコスト等を分析するとともに、関連業者から情報を収集するなどして、研究をしてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 不登校の児童生徒を持つ親の心労は非常に大きいものがあります。平成28年に、不登校の子供に教育機会を確保することを求める教育機会確保法が成立していますが、本県の不登校児童生徒の学習機会の確保についての取り組み状況を、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 昨年2月に施行されました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、不登校児童生徒の多様な状況に応じた、きめ細かい支援を行うことが求められているところであります。各学校におきましては、不登校児童生徒の状況に応じ、学級担任等が家庭訪問を行い、教育相談や学習支援などの取り組みを行っております。

また、県内には、市町村が運営する適応指導教室等が、現在16市町村で21教室開設されておまして、それぞれの児童生徒に応じた適切な学習支援や学校復帰につなげる取り組みが行われております。県教育委員会におきましても、大学生をボランティアとして適応指導教室等に派遣し、学習支援を行うなど、不登校児童生徒の学習機会の確保に努めているところであります。

す。

○黒木正一議員 平成25年に「いじめ防止対策推進法」、平成28年には教育機会確保法と立て続けに法律ができたのは、それだけ事態が深刻化しているということではないかと思えます。不登校を防ぐには、何よりも早期発見・早期対応が重要で、対応マニュアルに沿った解決方法で実績を上げている学校もあるとお聞きします。しっかりとした対応を強く要望いたします。

次に、私立高校の振興について伺います。

まず、県立高校の生徒募集の考え方について伺います。公立高校は都道府県立か市立かと思っていましたが、常任委員会の調査で北海道奥尻島に行きましたら、町主導で道立から町立に移管し、全国から留学生を募集し、高校の存続に取り組んでいる話を聞き、驚きました。全国には10数校の町村立の高校があり、福岡県に1校と、あとは全て北海道にあるということです。

さて、間もなく県立高校の一般入学試験があります。少子化で生徒数は減少しており、これまでも高校の再編が行われ、今年度は妻高校が再編されて初めての入試が行われます。このような状況の中、私立高校の定員確保との関係から、私立高校側からは、県立高校の2次募集のあり方を見直してほしいという要望がありますが、このことについてどう考えているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 県立高校の募集定員につきましては、毎年、私立高校との連絡協議会を実施しまして、県立・私立、双方の役割を尊重しつつ、次年度の定員調整について協議するとともに、県全体の中学卒業予定者数の増減や、これまでの志望の状況等も踏まえて定めて

おります。

県立高校の入試制度につきましては、まず、生徒・保護者の選択を第一に考えることが大切だと考えております。お話にございました2次募集につきましては、一般入試で不合格の生徒を対象に、定員が未充足の学科・コースのみで実施しております。実際に受検をしておりますのは、県立高校への進学を強く希望する生徒でありますことから、必要な制度であると考えているところであります。

○黒木正一議員 私立高校は、建学精神に基づいた個性豊かな人材の育成に取り組み、学校教育発展に大きく貢献していますが、近年における中学校卒業者の減少など、経営環境は大変厳しいものがあり、各学校法人も危機感を持ち、さまざまな努力を行っており、新しい時代の要請に応えた学科の見直しや、特色ある教育活動の展開、経費の削減、経営の効率化などで、教育力の向上、生徒の確保に取り組んでいると聞きます。このような情勢の中、私立高校が存続し、公教育の水準を維持するため、本県の私立学校振興費補助金の増額を求める声がありますが、本県の状況と考え方について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県におきましては、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立の幼稚園、小・中・高等学校を設置する学校法人に対して、私立学校振興費補助金を交付しております。このうち、県内の私立高等学校14校に対して、平成28年度は約31億9,000万円を交付しており、今年度につきましては、約31億6,000万円の補助金交付を予定しております。

関係団体からの要望につきましては、少子化が進み、生徒数が減少する中、また、大変厳し

い財政状況ではありますが、私立学校の重要性を鑑み、来年度も例年並みの予算確保に努め、今議会において32億700万円余の予算をお願いしているところであります。今後とも、関係団体とも連携を密にし、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 私立高校の生徒数は、約3割を占めています。中学校卒業者が減少していく中で、県立・私立の共存共栄が図られ、学校教育発展に努められるようお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時54分散会

3月1日（木）

平成 30 年 3 月 1 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	高原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本 征明

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎、社会民主党の岩切であります。まずは、傍聴にお越しいただいた県民の皆さん、忙しい中、ありがとうございます。我が県議会会派県民連合は、平和と民主主義、人権と環境を大切にす政治、そのことを柱にして、社会民主党、民進党並びに立憲民主党所属の議員6名で構成する会派であります。ただいまから会派を代表して、県政全般にわたって、知事、関係部長、局長、教育長、県警本部長に順次伺ってまいります。御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

ことし1月に、宮崎市、延岡市の市長選挙がございました。いずれの市長選も複数の候補者間で激しい選挙戦が戦われました。この両市長選の結果に対する知事の所感をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、知事から御提案のありました新年度予算についてお尋ねします。知事は、「みやざきの更なる飛躍と新たな挑戦」を掲げられ、3つの重点施策を提起されました。私は、「新しいゆたかさ」を感じることができる県づくりと、「美しい宮崎」をつくっていかうとする思いが強くにじんでいる予算であると認識しているところでは、そう感じるのには、「新しいゆたかさ」と「美しい宮崎づくり」というフレーズ、

言葉に魅力を感じているせいかもしれません。この際、知事自身から、新しいゆたかさ並びに美しい宮崎づくりにかける思いをどう予算に反映させたかを、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、総合政策部長に伺ひます。

今年度、ひなた生活圏づくり調査事業に取り組まれており、また来年度予算には、ひなた生活圏形成促進事業が計上されています。これらの事業における「ひなた生活圏」のイメージはいかなるものを目指しておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

平成24年9月定例会において、当時の鳥飼県議から市町村合併後の検証について質問され、知事が、「市町村合併後の新たな地域づくりについて、市町村とも連携しながら対応していかうたいと考えている」とお答えになっております。私は、役場などがあつた合併前の中心地が寂れていつているのではないかと、かつての自治体では人口減少に拍車がかかっているのではないかとこの心配をしております。もしこの事業がその心配の解消に向けた取り組みであれば幸ひなのですが、部長の答弁を願ひします。

次に、総務部長に質問します。

指定管理者制度において、期待される事業を行うべく活動されている管理者がごひます。例えば、青少年自然の家では教育の、男女共同参画センターでは男女共同参画社会に向けたさまざまな事業を行つていただいております。このような事業主体で長年就労し、そこで懸命に県民サービスに従事されている職員の皆さんは、それぞれの事業に精通するとともに、そのスキルを磨き、さらによいサービスを実現しようとして働いておられます。ところが、指定管理者制度は、行政サービスの低廉化のために制度化

されたものであるため、従事者のスキル上昇に応じた、社会一般に許容される範囲での賃金引き上げを行うことについても、事業者において困難であると伺っております。部長におかれましては、このような事情を踏まえまして、指定管理者制度の中で公共サービスに従事する皆さんの雇用・労働条件への適切な配慮のあり方について検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

続いて、福祉保健部長にお尋ねします。

最初に、延岡市にあります母子生活支援施設ファミリーハイツが3月に廃止になるとのことで、これによって県内の母子生活支援施設は全廃になります。率直にお尋ねしますが、福祉保健部長、県には、県内の母子生活支援施設が全廃になることへの危機感、そのようなものはあるかお聞かせください。

重ねて福祉保健部長に伺います。子供の性的問題についてであります。スマホ、タブレット、パソコンなどで、予期せず性的映像に触れたり、スポーツ紙や雑誌などで性的刺激の強い写真や絵が掲載されているものが、家庭や日常的に利用するコンビニなどにあたりすることなど、子供に対する配慮のない社会の現実がございまして。それらの強い刺激から発生する子供の性的問題行動には、善悪の判断のつかない時期に性的な映像などを見ることで、そのままその行為をまねしてしまうというものや、青年期以降、偏った性行動、つまり暴力による性行動やストーカーなど犯罪となってしまうことがあることなど、問題は大きいと伺っております。まずは子供に対する配慮、そういうものがこの社会に必要であるということをしかり普及啓発していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、児童相談所においては、そのような性にかかわる相談に対して、心理職の手厚い配置を行うことにより、子供への治療的かわりができる体制をつくることを求めたいと思うのですが、それぞれについて部長の所見を伺います。

次に、農政水産部長にお尋ねします。

県内の農畜水産物の海外輸出に向けた取り組みが行われています。言うまでもなく日本は食料の輸入国であります。食料自給率は、カロリーベースにしろ、生産額ベースにしろ、日本の食料は外国に頼っています。その中で、日本の農畜水産物の海外輸出が伸長しています。農家所得の向上、ひいては県内経済のためにも、さまざまな理由で輸出に力を入れておられると思いますが、部長として、海外輸出への将来展望についてお聞かせいただきたいと思っております。

壇上から最後に、会計管理者にお尋ねします。

収入証紙制度について伺います。運転免許更新、県立高校受験、パスポート申請など、県が手数料を徴収する際に、証紙添付によって行う方法がありますが、これを時代の変化ということか、廃止する自治体があると聞いております。民間取引は、電子マネーの登場でキャッシュレス化が進行しています。行政の中でもいずれ対応が求められるものと考えます。県民が必要な手数料を現金で納めることと、証紙を購入して納めることとの違いにどのような利点、欠点があるのか。これについて、県民の利便性向上の立場から検討が必要になっているのでしょうか。もちろん、証紙収納によることがベストなものと、現金収納その他の方法に変更してよいものがあると思いますが、会計管理者の所見を伺います。

以上を壇上からの質問とし、残余の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、宮崎、延岡市長選挙の結果に対する所感についてであります。宮崎、延岡市長選挙の結果につきましては、市民の皆様が、候補となられた方々の人物や示された政策などをもとに、それぞれの市政運営を託すべき市長として選択されたものと考えております。

宮崎、延岡の両市は、県内で人口が第1、第3の都市であり、今後、本県が少子高齢化、人口減少問題を初めとするさまざまな課題に対応していく中で、それぞれの圏域の中核都市として中心的な役割を担っていただく自治体であります。両市の市長には、市民の期待と負託に応え、市政のリーダーとして両市の発展に全力を挙げて取り組んでいただくとともに、これまで同様、県との緊密な連携のもと、宮崎県全体の発展に向けても御尽力いただけるものと期待しているところであります。

次に、平成30年度当初予算についてであります。経済的な豊かさと、お金にかえられない価値が調和した「新しいゆたかさ」を実現するためには、人口減少問題等、喫緊の課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた施策にも積極的に取り組む必要があることから、平成30年度は、重点施策として、「未来を支える人財の育成・確保と中山間地域対策の強化」「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくり」「地域経済をけん引する産業づくり」の3つを掲げて、予算編成に取り組んだところであります。

その中で、自然や、地域の歴史・伝統文化が織りなす本県ならではの景観を、県民共有の財

産として守り、魅力ある地域づくりを進める「美しい宮崎づくり」の取り組みは、「新しいゆたかさ」の実現に欠くことができないものであるという思いのもとに、平成30年度当初予算におきましては、これまで取り組んでまいりました沿道修景美化の取り組みに加えまして、道路・河川の愛護活動や各種団体の活動に対する支援など、官民協働により、これを推進することとしております。県民全体の取り組みとして、県民運動として進めてまいりたいと考えております。「新しいゆたかさ」「美しい宮崎づくり」は、いずれも直ちにその成果が見えるものではなく、将来を見据えた息の長い取り組みが必要であると考えておりますので、今後とも、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長(日隈俊郎君)〔登壇〕 お答えいたします。

「宮崎ひなた生活圏」についてであります。県では、合併した町村を初め、中山間地域の方々が、今後も住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、新たな人の連携や交通・物流の仕組みづくりによる集落のネットワーク化と、地域の課題を共有・検討し、その解決に向け、住民による自立的な活動が持続できる仕組みづくりを目指す「宮崎ひなた生活圏」の形成に、昨年度から取り組んでいるところであります。

来年度につきましては、地域の方々が将来について話し合いを進めていくための手段として、地域の将来人口の推計や人口の安定化に必要な定住者数の試算などができる、わかりやすく簡易なシステムを構築するとともに、地域課題の解決に向けた戦略の策定やその体制づくり、生活サービス維持のためのモデルとなる取

り組みへの支援等を通じまして、地域の実情に応じた「宮崎ひなた生活圏」の形成が促進されるよう、市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○総務部長（桑山秀彦君）〔登壇〕 お答えします。

指定管理者制度についてであります。指定管理者が雇用する職員の労働条件の設定は、事業者自身に取り組む部分になりますが、適正かつ安定的な施設の管理・運営が確保されるためには、指定管理者自体の経営が、雇用面も含めまして健全であることが重要であると考えております。このような点を踏まえまして、県では、指定管理者の選定に当たりまして、賃金を含めた指定管理料の適正な積算を行うとともに、応募する事業者に対しましては、事業計画が、業務執行体制や人件費を含め、無理のない適正なものとなっているかどうかの確認を行っております。また、指定の後も、労働関係等関係法令の遵守状況などについて、所管課の職員が実地調査で確認しているところでございます。今後とも、民間の力が健全に生かされるよう努めながら、指定管理者制度の適切な運用を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○福祉保健部長（畑山栄介君）〔登壇〕 お答えします。

まず、母子生活支援施設についてであります。母子生活支援施設につきましては、これまで、経済的な困難等、生活上の課題を抱える母子に対して必要な支援を行う施設として、その役割を果たしてきたと認識しております。今般、県内全ての施設が廃止されることになったところですが、これは近年、入所者数が大幅に

減少するとともに、建物の老朽化が進んだことなどから、設置者である市において慎重に検討された結果であると考えております。

次に、子供の性的問題についてであります。青少年のスマートフォン等の利用が拡大する中、性的感情を刺激するインターネット上の有害情報への接触が、その健全育成上、大きな問題となっております。このため県では、「メディア安全指導員」を活用し、学校等で、児童生徒はもとより、保護者や教員など大人も対象に、インターネットの危険性や対処法等の講話を実施するなど、その適正利用の啓発に努めているところであります。また、書店、コンビニエンスストア等に立入調査を行い、有害図書類が青少年に販売等されないよう、区分陳列の遵守の徹底等を図っているところであります。今後とも、これらの取り組みを推進していくことにより、性的有害環境から子供を守る機運を高めていきたいと考えております。

次に、児童相談所における体制づくりについてであります。児童相談所におきましては、問題行動のある児童等に対し、児童福祉司や児童心理司などの専門職による面接相談やカウンセリング等を実施しております。そのような中、性的な問題を抱えた児童に対しましては、加害、被害の状況を把握した上での心理的ケアを初め、短期入所指導を目的とした一時保護の実施など、より専門的な支援が必要であると考えております。このため県では、専門性向上に関する研修に、職員を積極的に参加させているところであります。また、性的な問題を抱える子供の心や体についての相談体制等の充実を図るため、本年度から、保健師を専任で配置するとともに、児童心理司を増員したところであります。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（大坪篤史君）〔登壇〕 お答えいたします。

本県の農畜水産物の輸出についてであります。人口減少により国内市場が縮小する中、攻めの対策として輸出に取り組むことは、大変重要なことであると認識しております。本年度は、私自身、経済成長を続ける香港や台湾を訪問し、現地の輸入業者や販売業者等と意見交換を行いました。大きな可能性のある市場だと肌で感じたところであります。

これまで本県では、全国に先駆けて開始した牛肉の対米輸出や、九州各県とも連携した香港・台湾等でのフェア開催などによりまして、昨年度は、過去最高となる34億5,000万円の輸出実績となりました。21世紀に入り、一層の国際化が進展する中、昨年度からは、牛肉や鶏肉、カンショの輸出拠点の整備も進めているところであり、こういった対策にも積極的に取り組みながら、本県の農畜水産物の発展につなげていきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○会計管理者（福嶋幸徳君）〔登壇〕 お答えします。

収入証紙制度についてであります。証紙収納につきましても、関係部局と協議の上、運転免許更新手数料などの使用料及び手数料の一部や狩猟税について、宮崎県収入証紙条例に基づき実施しております。収入証紙は、御質問にありますように、事前に購入する必要がありますが、現金収納に伴うリスクの軽減や申請時間の短縮など、事務の効率化が図られるというメリットがありますことから、証紙収納として幅広く定着しているところであります。私どもといたしましては、それぞれの事務の実態や利用者の利便性などを考慮して、円滑・適正な収納

が図られるよう、引き続き、各部局に対し助言・指導を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。今の壇上からの質問に関連して、何点かお伺いしたいと思います。

まずは、宮崎市政との関係でございます。宮崎市長選挙の中で、とりわけ政策の違いとして明らかになったのが、アリーナ建設の問題だと認識しております。賛成、反対、見直し、凍結、いろんな表現があったかと思いますが、当選された戸敷市長は、建設をしていくというお気持ちでございました。それも宮崎駅周辺で、こういうようなお話でございました。先日は、宮崎駅東側という具体的なエリアを表明されているようでありますけれども、この施設は、宮崎県にとっても本当に大きな影響を及ぼす施設だと認識しております。知事として、宮崎市のアリーナ建設問題に対してどのような思いを持っていらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎市におけるアリーナ構想であります。大規模なコンサートやスポーツイベントなど、そういったものが開催可能な拠点施設が整備されることになれば、スポーツや文化の振興、さらには、にぎわいの創出、地域の活性化など、大きな効果があるものと考えております。一方で、整備手法、整備主体、財源の問題、その後の運営、ランニングコスト、さまざまな課題があろうかと考えております。今後、具体化に向けた検討がなされると伺っておりますので、宮崎市から相談がありましたら、県としてどのようにかかわっていいのか、検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 もう一つ、県とのかかわり

で、選挙中、宮崎北警察署の隣にある県有グラウンドが候補地ではないかということも耳にすることがございました。このような県有地ということになりますと、知事との協議というのは当然必要になっていくと思います。県有地という場合において、協力をしていく、そういう気持ちについてはやぶさかでないか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 場所も含めて、現在、具体的な内容については宮崎市で検討中ということですので、御相談がありましたら、県としてどのようにかかわっていただけるか、検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 アリーナ問題に絞ってお伺いしましたけれども、何より、県都宮崎市ということで、宮崎県庁と宮崎市が協力し合って宮崎県全体の勢いを上げていく取り組みが必要だと、このように考えます。宮崎市との共同作業、協力というものを今後とも各方面で行うことが大事だと私は思っているんですが、知事として、宮崎市とのそういう関係についてどのようにお思いでいらっしゃるか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 私は、就任以来、「対話と協働」を基本姿勢としまして、全ての市町村とも緊密な連携を図りながら、県政運営に取り組んできたところであります。中でも、宮崎市は、本県の人口のほぼ3分の1を擁する県都であります。これまで、スポーツキャンプや企業の誘致など、さまざまな分野で連携を図って具体的な成果も上げてきたところであります。また、一步進んで、双方が折半する中で動物愛護センターを共同で整備する、そのような事業にも取り組んだところであります。宮崎県勢の発展のためには、県都である宮崎市との連

携は極めて重要であると考えておりますので、観光、経済の振興のみならず、子育て支援や医療・福祉、危機管理対策など、幅広い分野でこれからも連携を深めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 宮崎市も、中核市として年数がたってまいりました。県庁の職員、そしてまた宮崎市の職員、それぞれに優秀だというふうに思います。縄張りの議論よりも、一緒にという姿勢を知事みずからお示しいただいて、県勢全体が発展することをお願いしておきたいと思っております。

次いで、今度は延岡市の問題であります。延岡市長選においては、知事が支援した候補ではない方が当選したという形になりまして、延岡市民の中には、延岡市に対する県の対応を不安に思う方、不安視する声をいただくことがございました。私は、「これまでの河野知事の政治姿勢として、その心配は全く当たらない。選挙は選挙であって、行政上の県と市町村との協力関係について問題を残すことはないですよ」と、このように説明してきたところであります。そのことについて、知事からも明言をいただければと思います。

○知事（河野俊嗣君） 「対話と協働」を基本姿勢とする私にとりまして、宮崎県の発展のためには、県、市町村、国、関係機関、しっかりとしたオール宮崎の体制を築いていく、これは大変重要な課題であるということで取り組んでまいりました。特に、地方創生や中山間地域対策、医療・福祉対策など、地域を取り巻く課題に的確に対応していくためには、県と市町村が緊密な連携を図っていくことは非常に重要であります。

お尋ねの延岡市との関係につきましても、先

日、読谷山市長が就任挨拶のため県庁においでになったところであります。もともと総務省の、年次でいうと2年上の先輩であります。私も以前よりよく存じ上げておりますし、県庁にいらっしゃったときも、延岡市政をめぐるさまざまな政策課題について、率直に意見交換をしたところでありますし、今後とも、延岡市と県との間で緊密に連携を図っていくことについて、お互いに確認したところであります。また、その翌日、延岡花物語「このはなウォーク」という観光イベントに、市長と一緒に私も出席してお祝い申し上げたところであり、今後とも、そういう協働の姿勢というところが変わりはございません。これまで同様に「対話と協働」を基本姿勢としながら、延岡市の発展、ひいては宮崎県全体の発展に向けて、互いに力を合わせて取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○岩切達哉議員 県知事と市長という立場で、そういう関係で行っていただくというのは本当にありがたい。そしてまた、選挙戦で戦った候補者も、それぞれに優秀な皆さんだと思いますので、宮崎県発展のためにお力をかしていただければなと思うところであります。選挙というもの、誰かが勝利をするわけなんですけれども、勝利をした方も、そのことで全権委任を受けたという立場にならない、そういう謙虚さが必要だと思っております。「対話と協働」を基礎とする河野知事におかれましては、県内全ての市町村、さらに各界各層の声に耳を傾ける姿勢であるということに、私自身も敬意を表しつつ、さらなる飛躍と新たな挑戦に努められるよう期待しているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

続いて質問をいたします。総合政策部長に、

「ひなた生活圏」のことを伺いました。平成の合併前の町村の中心部の活力を維持していくことは、本当に大事だと思っております。例えば、いきいき集落ということで、現在130近くあると聞いておりますが、そういう中心部から離れた集落から、日常生活上必要なこと、買い物とかそのほかのサービスがおおよそ解決できる拠点が、今以上に遠くなくてはならない。そのようにしていかなければならないと思っております。まだ「ひなた生活圏」というイメージは定着していないようでありますけれども、これから中山間地を維持していくためには重要な取り組みだと思っております。その一環だと思っておりますが、今年度、ひなた集楽カレッジという事業にも取り組まれたと伺っております。このようなモデル的な取り組みなど、さまざまな政策を重層的かつシンボリックに取り組まれることが必要と考えますが、部長の所見をお聞かせください。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 「宮崎ひなた生活圏」づくりに当たりましては、御指摘のとおり、その圏内における買物や交通、医療・福祉など、さまざまな分野の関係機関等との連携を図りながら、暮らしに欠かすことのできない生活機能などを維持していくことが重要であると考えております。

この取り組みを進める中で、今年度、県内の全市町村と実施した意見交換や、地域住民、民間事業者等への聞き取りを行いましたところ、持続可能な取り組みとする上で必要な地域課題の共有・検討について、地域によっては十分進んでいないところもございました。このため、県といたしましては、引き続き、先進事例の紹介やモデルとなる取り組みへの支援等を行うとともに、新たに、市町村等と連携しながら、地域における将来の課題解決に向けた話し合いが

促進されるよう環境整備を図ることにより、「宮崎ひなた生活圏」づくりへの理解やその取り組みの輪が着実に広がっていくよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、総務部長にお尋ねをいたします。指定管理者制度で働く皆さんの労働条件のことを伺いました。指定管理者制度は、単なる価格競争による入札とは異なるものだと思ひしております。公共サービスの水準を確保するという要請がございます。横浜市の事例ですけれども、最低賃金がここ最近上昇してございまして、雇用条件の改善や事業者の健全経営と、公の施設の適切な運営管理を両立させる目的で、指定管理料を変更できるように見直すということでございまして。一気に無理だとしても、公共サービスを非公務員が担うメリットを最大限活用しつつ、そこでのキャリアアップ、ノウハウの蓄積を適正に反映していく、そして、いわゆる官製ワーキングプアと言われる状況はなくしていく、そういうことが大事だと思ひしております。部長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○総務部長（桑山秀彦君） 指定管理者となった事業者には、公の施設の管理・運営に民間のノウハウを生かしていただきますとともに、さまざまな工夫を凝らして、自主事業にも積極的に取り組まれるなど、施設の公共サービス機能の向上に貢献いただいているものと思ひしております。県としましては、サービスの提供や雇用の継続性・安定性に配慮し、経験やスキルが重要視されるような施設につきましては、指定管理期間を3年から5年に見直すなどの配慮を行っているところであります。また、黒字

を出せば、一定割合を指定管理者の収入にできる利用料金制を導入し、指定管理者の自主的な経営努力が発揮されやすくする工夫もあわせて行っているところでございまして。こうした取り組みにより、雇用の安定性の確保や処遇の向上にもつながるものと思ひしておりますが、今後とも、制度の枠組みの中でどのような取り組みができるか、他の自治体の状況等も参考にしたいと思ひしております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。期間の延長とか利用料金制、いろいろ工夫があるということでございましてけれども、利用料金制を導入しがたいような場もございまして、ぜひ研究・工夫というのは継続してやっていただいで、そこで働く皆さんが喜んで県民サービスに従事できる姿を目指していただきたいと思ひます。重ねてお願ひを申し上げたいと思ひます。

続いて、福祉保健部長にお尋ねをいたします。まず、母子生活支援施設のことでございまして、DV防止法の制定から17年、統計上でも増加・深刻化の一途であります。現在、宮崎では民間のシェルター、宮崎市では、民間アパートなどを借り上げて支援員が出向くというような手法がとられるということであります。これが母子生活支援施設の代替機能となり得るかというように思ひが少しあります。母子生活支援施設は児童福祉法上の施設でありまして、他県の状況など十分に調査・研究いただいで、本当に県内に一つもないという宮崎県の姿、それで大丈夫なのか、母子福祉行政に課題はないかという視点で対応策を検討いただきたいと思ひますが、重ねてお気持ちをお聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 母子生活支援施設を廃止された市におかれては、議員から御指摘もございましたけれども、民間アパートの確

保や公営住宅の活用などにより、支援を必要とする母子の生活の場を確保しつつ、就労相談等の自立に向けた援助を継続されると伺っております。県としましては、今後とも、女性相談所における一時保護機能の活用を図るとともに、市町村と連携を図りながら、支援の必要な母子に対して、各種福祉サービスの情報提供や、それらの利用手続に係るサポートなど、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 設置していた市だけの問題ではない。そしてまた、一時的に保護をするという機能でもない母子生活支援施設だということ、ぜひ、宮崎県になくなってしまったということから研究を深めていっていただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子供の性的問題行動についてでありますけれども、御承知のように、コンビニエンスストアの系列によっては、大人が読む本を売らないという方針を決めたお店もある。そういうような働きかけまで頑張っていただけならばと思ひます。スマホやパソコンにはフィルターをかけるということが言われます。そのフィルターのかけ方がわからない。なぜかけなければならぬかをしっかりと親御さんなどが理解していない。そういうケースもあろうかと思ひます。子供を守るということについて社会がしっかりと動くことが必要だと思ひています。性的な刺激にさらされる子供たちは被害者だという認識で、ぜひ、これから十分な対策を進めていってほしいと思ひますけれども、改めて部長の御所見をお聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 青少年が心身ともに健やかに成長することは、県民全ての願ひでありますとともに、大人においては、みずから、家庭や学校、地域社会、その他社会のあ

らゆる場において、青少年を健全に育成するよう努める責務があると考えております。したがひまして、性的有害環境から子供を守ることにつきましても、私たち大人一人一人が、日々の行動に際して認識しておくべき重要な課題であり、インターネットの適正利用の啓発などの取り組みを通じ、県民全体の理解と関心を高めていきたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひよろしくお願ひします。

児童相談所の心理職の体制強化についてもお尋ねをいたしました。常々申していることとござひまして、保健師の配置などにも取り組んでいただいたということとござひます。引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農政水産部長に再度質問いたしますけれども、農畜水産物の海外輸出について抱負を伺ひました。何でもかんでも輸出できるわけではないと伺ひております。相手の国の市場調査、また長距離移送のリスク、それらの費用が価格に上乗せできるほどのものでないといけぬ、そういう商品の優位性。部長に対して釈迦に説法になろうかと思ひますが、丁寧に取り組むべき課題というふうに思ひます。現在は、牛肉や鶏肉、カンショの拠点整備中ということとありますけれども、それら以外にも、輸出に力を入れていく、または期待される農畜水産物はどんなものがあるか、お聞かせください。

○農政水産部長（大坪篤史君） 輸出拡大が期待される品目としましては、外観や品質で評価の高いキンカンや日向夏、また、美しさや日もちのよさが人気のスイートピーやラナンキュラス、さらに水産では養殖ブリやキャビア等とござひます。こういった品目につきましても、現地のニーズや検疫条件等を十分調査しながら、輸出拡大に努めてまいりたいと存じます。

○岩切達哉議員 スイートピーが県庁本館の玄関に飾られておりました。ぜひ、宮崎県の主力生産物として海外にまで評価をいただければありがたいと思っております。

続いて、会計管理者に再度質問をいたします。御答弁をいただきましたが、狩猟税という税も含めてということでした。証紙によって納付するとされているものは全体でどれくらいのものがあるのか、どのような項目があるのか、お聞かせいただければと思います。

○会計管理者（福嶋幸徳君） 証紙で収納している主なものは、宮崎県税条例に基づくものが狩猟税1項目、使用料及び手数料徴収条例に基づくものが、パスポートに関する手数料など575項目、教育関係使用料及び手数料徴収条例に基づくものが、県立高校入学試験に関する手数料など13項目、警察関係使用料及び手数料徴収条例に基づくものが、運転免許に関する講習手数料など115項目となっております、全体で707項目となっております。

○岩切達哉議員 証紙ということについて、よく触れる方と、ふだん触れることのない方というらっしゃるかと思えます。このことを伺う発端は、買う場所がわかりませんか、印紙と間違ってしまったとか、証紙をめぐる県民の声でありました。歳入予算説明資料を見せていただいたんですが、27億円ほどが証紙で収納されるということでもあります。その種類は、今聞きました707種ということで、本当に多岐にわたると思えます。これだけの使用料を納める場面というのは、まさに県政と県民の接点だと思えます。何十年も行われている手法でありまして、証紙による納付方法はこれからもずっと変わらないですよというふうにもいえないと思えます。キャッシュレス化の時代が来ているとも

言われます。証紙収納などの見直しについては、ぜひ会計管理者が音頭を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会計管理者（福嶋幸徳君） 全国の都道府県の状況であります。現時点で、証紙制度を廃止しているのは、東京都と広島県の2都県であります。他の道府県では証紙収納が行われており、制度の廃止を検討している自治体もありますが、中には、検討した結果、証紙収納が効率的であるなどの観点から、継続することとしたところもあります。議員御指摘のとおり、民間取引における電子マネー等の普及が進む中、国においても、地方公共団体の収入方法の多様化などについて議論がなされております。このような動きや他県の状況なども注視しながら、今後とも、県民の利便性等を図るという観点から、収入方法の多様化に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 県民の利便性というのがまず何よりだと思いますので、ぜひ検討を続けていただければと思います。

演壇からの質問に対する再質問は以上でありまして、ここから、改めてそれぞれの個別の事案についてお伺いしたいと思います。

まず、総務部長にお尋ねします。

28年度からストレスチェックが行われるようになりました。実施前の27年11月議会で取り上げておりますが、まずはこの受検状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 心理的な負担の程度を把握するための検査でありますストレスチェックにつきましては、「こころの病」の未然防止を目的に、知事部局では、平成28年度から、各種委員会の職員を対象に含めまして実施しているところでございます。受検率につきま

しては、平成28年度は97.5%、平成29年度は99.0%となっております。

○岩切達哉議員 その中で、ストレス状態が高いということであった方はどの程度いらっしやって、どのような支援が行われたかをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） ストレスチェックの結果、高ストレスと判断された職員の割合は、平成28年度は5.3%、平成29年度は6.2%となっております。厚生労働省がこのストレスチェック制度を設計した際に想定した値であります10%を下回っております。これらの職員に対する支援に際しましては、プライバシーに配慮しながら、保健師等が面接・相談を呼びかけるメールを送信した上で、ストレスへの対処方法などについて助言を行っております。また、医師による面接を希望する職員に対しましては、健康管理医による面接指導も行っているところでございます。

○岩切達哉議員 いわゆる労働安全衛生法に基づいて行われる職場の健康確保の取り組みだと認識しております。この高ストレス状態という職員の皆さんが、受検の結果、いろいろ御支援をいただくわけなんですけれども、そのことで不利益があるのではないかとおぼやかしているということを、前回は発言したかと思っております。とりわけ秘密の保持、不利益取り扱いの禁止というのを徹底していくことが大事であって、職場の人間関係に影響させない、ストレスチェックが職場でのハラスメント事案につながってほしくないと思っておりますけれども、対応について部長の御見解をお聞かせください。

○総務部長（桑山秀彦君） ストレスチェックの結果の取り扱いにつきましては、厚生労働省が定めておりますストレスチェック指針におき

まして、個人情報保護の観点から、ストレスチェックの結果は本人のみに通知し、本人の同意なしに所属長等へ提供することは禁止されているところであります。また、職員に対して、ストレスチェックの結果やストレスチェックを受けないことなどを理由とした配置転換などの不利益な取り扱いについても禁止されているところであります。本県においても、このようなストレスチェック指針を厳格に適用しながら、ストレスチェックを実施してございまして、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 せっかく導入されたよいものだというふうに思います。スクリーニングとしてはよいものだと思いますので、ぜひ慎重に対応していただきたいと思っておりますし、働きやすい職場、風通しのよい職場というものを引き続き求めてまいりたいと思っております。

このことに直接関連はしないかもしれませんが、さまざま要因があると思うんですけれども、最近になって、20歳代や30歳代の職員の退職というのがふえていると感じております。大変心配しております。現状と部長の御所見をお聞かせください。

○総務部長（桑山秀彦君） 知事部局におきまして20代、30代の職員の退職につきましては、これまで、毎年度15名程度で推移してございまして、今年度は、現時点で23名の退職が見込まれております。退職の理由といたしましては、健康上の問題のほか、結婚・出産を契機にといったものや、他の自治体への転職などさまざまありまして、個々の事情があることは理解しつつも、私としては非常に残念に思っているところでございます。

県ではこれまで、職員の適性、キャリア形成

の観点を踏まえた人事異動でありますとか、さまざまな研修を通じまして人材の育成を図りますとともに、業務の効率化やワーク・ライフ・バランスの推進による働きやすい職場環境づくりに取り組んできたところであります。さらには、今年度、県庁内に「働き方改革」推進会議を設置しまして、職員アンケートや意見交換なども行った上で、実効性のある具体的な取り組みの検討も進めております。今後、そうした取り組みを実行に移していくことで、お尋ねの若手職員を初め、職員にとって、より一層、やりがいや魅力を感じることでできる職場づくりにつなげてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 宮崎に人材を残していくということ、これを県を挙げて今取り組んでいるところですので、23人という若い皆さんが退職した——宮崎に残っていただく方もいるかもしれませんが、何がしかの対策を必要とするということであれば、ぜひ取り組んでいっていただきたいと思っております。

次いで、会計年度任用職員制度導入に向けた検討状況について伺いたいと思っております。自治体で働いていただく臨時・非常勤の方々の数が増加の一途にあるということで、総務省の認識では、地方公務員法の適用に課題があったということだと思いますけれども、日ごろから申し上げておりますように、官製ワーキングプアという問題はもっと対策をとられるべきだと思います。指定管理者制度のところでも申し上げましたけれども、行政需要に対してより安く対応したいという地方財政上の課題もあります。そのために臨時・非常勤の方々が増加してきたということだと認識しております。さまざまな問題提起の中で、総務省が一つの解決策として、会計年度任用職員制度というものを示し

てきたと思います。この制度を利用して、公共サービスに従事する皆さんの——公務員、非公務員を問わずですが——まずは労働条件をよくしていく必要があると思っておりますけれども、現在の部長の立場での検討状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（桑山秀彦君） 会計年度任用職員制度につきましては、臨時・非常勤職員の任用や勤務条件を明確化する観点から、地方公務員法などに基づき、新たに創設されたものでありまして、その採用や服務規律などについては、基本的には一般の職員と同様の取り扱いとされ、さらに、給与面では期末手当の支給も可能となるものであります。平成32年度からの導入に向けまして、今年度、臨時・非常勤職員の任用状況について調査を行ったところでありまして、会計年度任用職員への円滑な移行を図るため、現在、その担うべき職務の内容等について検討を進めているところでございます。今後、人事委員会や関係部局などとも十分協議を重ねながら、採用の方法や、勤務時間、報酬といった制度面について、具体的な検討、準備を進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、福祉保健部長に伺いたいと思っております。

きょうも議場に、子供支援の実践者の方も傍聴にお見えなんですけれども、子ども食堂とか学習支援など、子供の貧困対策で活動する民間団体の活動が広がっていることについて、福祉保健部長としてどのように捉えていらっしゃるか。これまでの評価や今後の支援などについて所見がございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 子供の貧困対

策では、子供や家庭を地域全体で見守り、支援することが大切であり、現在、県内において、多くの方々が、子ども食堂や学習支援、奨学金の支給など、地域や子供の実情に応じたさまざまな活動を行っておりますことは、対策を進める上で大変大きな意義があると考えております。こうした民間の取り組みを支援するため、県におきましては、民間団体による「みやぎ子ども未来ネットワーク」の設立のサポートや、支援を希望する企業等とのマッチングを行うとともに、「みやぎ子供の未来応援コーディネーター養成研修」によりまして、人材の育成などにも取り組んでいるところでございます。また、来年度からは、県内に広がる民間団体の活動が一層活発となるよう、子ども食堂の先進事例等を紹介する研修会を新たに実施するなど、支援を充実してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 それぞれ活動団体にお会いする機会がよくあるんですけれども、お困り事の把握というのは本当に大事なことだと思います。支援いただく企業があるということであれば、ぜひおつなぎをいただきたい。ほんの小さな金額で維持できるというのが現場にはあると伺っております。活動資金のみならず、活動場所、すぐには支援できない内容であっても、十分研究いただいて一緒に考えていただく。そういう姿勢でいていただきたい。

今、子供を支える、子供の貧困について真剣に、一緒に考えようという動きが芽吹いているところでもありますので、これが育っていくのか、逆になえていくのか。行政の役割が本当に大事だと私は認識しているところであります。今、地域福祉の新しい形として、「我が事・丸ごと」地域共生社会ということが言われますけ

れども、大切なヒントになっていると思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

続いて、福祉保健部長にお尋ねします。母子父子寡婦福祉資金貸付金制度というものについて伺います。ひとり親世帯の経済的な課題に対応してきた歴史ある制度でございますけれども、この中で、子供が学校に行くための費用、修学資金借入れ手続に対して、親以外の保証人を求める福祉事務所があるという状況であります。しかし、これは子供の修学を目的にした貸付制度なので、親子で連帯借受人になるか、子が借受人となって親が連帯保証人になれば十分というふうに認識しておるんですけれども、いかがでしょうか。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 母子父子寡婦福祉資金の修学資金でございますが、ひとり親世帯等の子の高校や大学等での修学に要する費用を無利子で貸し付けるものでございます。この資金でございますが、償還金を次の貸し付けの原資としておりますことから、償還金の回収が滞りますと、その後の貸付原資が不足することになります。このため、連帯保証人を親子に限定することは難しいものと考えております。

○岩切達哉議員 ひとり親への支援ということで、厚生労働省のほうもいろいろ考えていらっしゃる、研究なさっている。その中には、この修学資金についての考え方もあったように認識しております。ぜひ研究をしていただきたいし、ことしの県予算では、重点施策として、未来を支える人財育成・確保ということで、若者の県内定着とU I Jターンに取り組むという、大きな取り組みの柱がございます。この貸し付けについて、県内就労をすれば返済を免除しますよというようなものを設定する、規定をつけるということがあってもいいのではないかと思

うんですが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（畑山栄介君） この資金は、先ほど申しあげましたけれども、償還金を次の借受者への原資としておりますことから、県内への就労を条件に償還を免除するという制度の導入は難しいと考えております。なお、奨学金に関しましては、日本学生支援機構の給付型や低所得者に配慮した制度などもございますので、県では、相談者の状況に応じた活用ができるよう、情報提供を行っているところでございます。

○岩切達哉議員 予算上の問題ということかなと思っております。償還金だけが次の方へ貸す原資なんだということであったかと思えます。そういった点を含めて難しいということでありました。そこで、総合政策部長にお尋ねしたいと思えます。

部長も御承知のように、母子世帯は、その半数以上が貧困ライン以下にあると言われております。そういった中で、子供の修学を支える修学資金貸付制度であります。そういう側面と、その子供たちに宮崎で働いてほしい、宮崎の人口を減らさないようにしていこうという取り組みがある。そういう両面から、免除が難しいなら応援をしてほしいということなんですけれども、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」ということで、きょう新聞に載っておりますけれども、宮崎県の企業との連携で奨学金返済を支援するというものであります。既に県内35社が名乗りを上げていただいている。きょうの新聞によると、来年は62社という報道でございました。本当にありがたいと思えますが、この制度の対象とならないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 今年度から取

り組んでおります奨学金返還支援事業につきましては、あらかじめ認定した県内企業に就職した者に対し、当該企業とともに返還支援を行うものであり、お話にありましたように、認定企業数は、今年度の35社から来年度は62社にふやす予定であります。この事業につきましては、国からの地方財政措置を受けることとしておりますので、国が示したスキームに沿って制度設計を行っております。このため、支援対象者には一定の成績要件を付することが求められておりまして、貸し付けに当たって特段の成績要件を必要としていない母子父子寡婦福祉資金について、支援対象とすることは困難であると考えております。

一方で、国のスキームに沿った奨学金返還支援制度としたことに伴いまして、母子父子寡婦福祉資金と同じ無利子の奨学金の優先枠が今年度から新たに本県に配分されましたので、今後は、関係部局とも連携しながら、この優先枠の活用と奨学金返還支援事業について周知してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。若者が宮崎に定着してほしい、戻ってきてほしいという大きな要請があります。一方で、特にひとり親世帯で子供を学校に送り出す。一生懸命頑張っている。そういうものとの接点とかマッチングが、どうにもそれぞれの制度でうまくいっていないというような感想です。財源の問題だということであるなら、御検討いただく部分もあるのではないかなと思っております。ぜひ、そこを含めてよくよく御検討を続けていただくよう要請を申し上げたいと思えます。

次に、環境森林部長に伺いたいと思えます。

みやざき林業大学の準備がなされておりま

す。山の荒廃や、山で働く人の減少が課題となっている中、林業大学校に対する期待は大きい状況だと思います。宮崎県は、杉生産日本一の継続を初めとする林業県であります。そのような県として、九州初の林業大学校として準備をいただいておりますが、現在の準備状況と、開設に向けた部長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○環境森林部長（川野美奈子君） 林業大学校の開講に向けましては、今年度は、他県の事例調査を初め、市町村や林業事業者、林業関係団体、林家へのアンケート調査や意見聴取を行うとともに、研修内容や拠点、運営方法等についてのパブリックコメントを実施したところでございまして、これらの結果を踏まえて、年度内に基本計画を取りまとめることとしております。来年度は、具体的なカリキュラムの作成や受講生募集、さらには、大学校を支援するサポートチームの結成や、林業機械・機器の整備などに取り組むこととしておりまして、これらに必要な予算について、今議会にお願いしているところでございます。

私は、この林業大学校を通じまして、林業のトップランナーである本県にふさわしい確かな技術と知識を備え、全国に誇れるような林業愛と郷土愛にあふれる人材の育成に、関係者一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ立派な林業大学校が宮崎県に設置されること、期待を強く持つておるところでございますので、よろしくお願ひします。

続いて、誤伐・盗伐問題についてであります。このことは、メディアに取り上げていただいたこと、被害者が裁判に訴えられたことが、その後の行政や警察の対応にも影響を及ぼして

いると認識しております。環境森林部長は、この誤伐・盗伐問題についてこれからどう対応する方針か、お聞かせいただきたいと思ひます。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、誤伐や盗伐の未然防止対策としまして、市町村に対し、伐採届の審査の厳格化を指導するとともに、昨年8月に締結した協定に基づきまして、警察等と合同で伐採パトロールを実施するなど、監視の強化にも取り組んでいるところでございます。加えて、森林所有者に対しては、相談窓口の設置や、各市町村の自治会を通じたチラシの配布による注意喚起を、伐採事業者に対しては、研修会等を通じ、境界確認の徹底について指導を行っているところでございます。また、中長期的な対策としまして、境界の明確化を図るため、市町村が行う林地台帳の整備とその適正な運用、森林の境界測量を支援しているところでございます。さらに、来年度は、伐採事業者に対し、適正な伐採及び搬出のガイドラインを普及するための予算についてもお願いしているところでございます。今後とも、市町村や関係団体、警察等と連携しながら、誤伐や盗伐対策の一層の強化に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

続いて、商工観光労働部長に伺いたいと思ひます。

県労働委員会や宮崎中小企業労働相談所、また、国の労働基準監督署など公的機関や連合などの労働団体、そのほか民間組織が、労働者の相談に応じておられます。先日、県労働委員会の平成29年の相談件数が270件と、前年より40%近く増加したという新聞記事を読みました。県が実施する労働相談についていかがな状況なのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県におきましては、県内4カ所に中小企業労働相談所を設置して、労使双方からのさまざまな相談に対応しているところでございますが、相談件数は昨年度が638件と、前年度の約2倍となっております。今年度も1月末現在で601件と、このところ多くなっております。

相談内容としましては、時間外手当の未払いや長時間労働などの労働条件に関することが約7割を占めており、相談に対しましては、相談者の立場に立って、丁寧かつ適切なアドバイスを行っているところでございます。その中で、例えば労働法令違反が疑われるような場合には、監督権限のある労働基準監督署を紹介し、労使間の調整が必要な場合には県労働委員会等を紹介するなど、関係機関と連携しながら、迅速な問題解決に努めているところであります。また、労働局、県、県労働委員会及び法テラスを構成員とする連絡協議会におきまして、情報共有などの連携を図っているところでございます。

○岩切達哉議員 とてもふえているということですが、なぜ増加しているのかという点についてであります。「ブラック企業」「ブラックバイト」という言葉の流行も背景にあると思いますけれども、この労働相談の件数が伸びていることについて、どのようにその原因を受けとめていらっしゃるのか、商工観光労働部長にお聞かせいただきたいと思っております。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 労働相談の件数がふえてきた背景としましては、近年、長時間労働が社会的問題となり、政府による働き方改革も打ち出される中、労働条件に対する関心、問題意識が高まっていることが大きな要因の一つであると考えております。また、県に

おける相談体制の充実や相談窓口の周知などによりまして、身近な相談機関として認知度が高まっていることも、相談件数の増加につながったものと考えております。

○岩切達哉議員 労働相談が増加する背景というものをしっかりと分析すること、これが今の働く人たちの労働環境の現状把握のために重要なことだと思っております。何より労働基本権を初めとした労働関係法は、まず守られていくことが基本であって、そのことは、労使関係に委ねられる部分と、行政が県民の生活を守る立場で取り組まなければならない課題とがあると思います。たびたび口にしておりますけれども、宮崎県に若者を定着させようという取り組みが成功していくためにも、労働環境への目配りは大事だと思います。部長として、具体的な取り組みがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 若者の県外流出や早期離職が課題となっている中、若者の県内就職や定着を促進するためには、働きやすい職場環境づくりが大変重要であると認識いたしております。このため、事業所等のトップが職場環境の改善に向け自主的な宣言を行う、「仕事と家庭の両立応援宣言登録事業所」の拡大に努めますとともに、社会保険労務士を活用して、その宣言内容を実現するためのアドバイスなどを行っているところであります。また、ワーク・ライフ・バランスを推進するためのセミナーの開催や、労働法令遵守のための周知・啓発にも取り組んでいるところであります。今後とも、宮崎労働局など関係機関と連携しながら、働きやすい職場環境づくりの推進に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 雇用される経営者の皆さんへの支援というのも当然に必要なだと思います。

「よい労働条件を提供したいけれども経営が」という御相談があらうかと思えます。そういった視点と、現実に働いている皆さんの悩みや苦しみ、両方を受けとめられる立場だと思えますので、その両面から御奮闘いただいて、それぞれの関係機関と力を合わせて解決を図っていただけたらと思っているところでございます。

次に、県土整備部長に伺いたいと思えます。「美しい宮崎づくり」、このフレーズが好きなんですけれども、担当された東部長のレガシーとして、県政の柱になる政策であります。とても期待しておりますけれども、県民の関心と参加を促すために、例えば、我が町、我が村の自慢の風景の募集を、俳優の火野正平さんのNHK番組「こころ旅」の中で紹介される「こころの風景」のような、それぞれの景観と物語を募集して発信していったらいいかと思うんですけれども、部長のお考えをお聞かせください。

○県土整備部長（東 憲之介君） 御質問にありました番組、自転車めぐる「こころの風景」、宮崎も取り上げていただいたことがありますけれども、私も楽しみに見ているところでございまして、美しい宮崎づくりを進めるために、県内各地の美しい景観はもとより、その景観を守り、育んできた人々の思いなども多くの方々に知っていただくことは、大変大事なことで考えております。このため、昨年4月より、フェイスブックを活用した情報発信に取り組むとともに、11月の「美しい宮崎づくり推進強化月間」には、講演会を開催し、活動団体の方々に、すぐれた取り組み事例を発表いただいたところでもあります。今後は、議員の御質問にありましたように、さらに多くの皆様に美しい宮崎

への関心を持っていただけるよう、県内各地で活動している団体などから、活動に込めた思いやエピソード、あるいは風景にまつわる話などを募集し、美しい景観とともに幅広く御紹介してまいりたいと考えております。今後も引き続き、関係団体や地域の皆様とともに、美しい宮崎づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。最初にデートした土々呂の浜とか、いろいろ人には風景と自分の物語があらうかと思えますので、そういったもので人に関心を持っていただいて、その景観を守ろうじゃないかという思いを県民が持っていただくことは、大変大事だと思います。

過去の取り組みで、立派な植え込みが育つ川南町の国道10号沿いに、特に農業大学校前、さらには畜産試験場川南支場前など、そのほかにも幾つもありますけれども、沿道修景事業として立派な植え込みがございまして。一方で、同じ国道沿いに、枯れ果てたススキが寒風にたなびいたままという場所もございまして。10号線、県観光のメイン道路としていかがかと思うことが、しばしばあるのですけれども、道路の沿道修景の保全について、これからどのように取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県では、昨年3月に策定した「沿道修景美化基本計画」に基づき、地域の個性を生かした沿道修景美化を推進するために、6月から、県内11地区においてワーキンググループを設置しているところであります。このワーキンググループには、専門家や地域の方々に加え、国道10号などを管理する国の方にも参加していただいており、めり張りのある沿道修景美化の実現に向け、検討を

行っております。県では、この検討結果を踏まえ、植栽地区のリニューアルや、眺望を確保するための伐採などに着手するとともに、地域や企業が新たな担い手となるアダプト制度の導入にも取り組むこととしております。今後とも、関係機関や地域の方々と連携を図りながら、美しい宮崎づくりの重要な施策の一つとして、沿道修景の保全にしっかり取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 道路は、国や県や市町村で、管理の所管がそれぞれあるということがございますけれども、宮崎の美しい風景、美しい宮崎づくりには、なお一層の協力関係が大事だと思っております。2年後に無料開放されると伺っております。ツ葉有料道路、大変きれいな道でありますけれども、そこから国道10号佐土原バイパスに入ると草が茂っている、そういう状況を見てきております。道路維持費が少なくなっているという悩みもあろうかと思っておりますけれども、ぜひ連携し、それを強化して、東部長も、それぞれ新しい立場からも頑張っていたきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、危機管理統括監に伺います。

消防・救助現場におけるドローンの活用が広がっていると伺っておりますけれども、導入の状況、活用の状況についてお聞かせください。

○危機管理統括監（田中保通君） 県内消防におけるドローンの導入状況ですが、既に4消防本部及び4市町村で導入済みでありまして、このほか、1消防本部及び1村で、民間事業者と利用協定を締結し、災害時等に活用可能と伺っております。また、導入済みの市町村等におきましては、遭難者等の捜索や、火災現場における情報収集、火山観測など、幅広い分野で活用

されており、消防活動において極めて有効な資機材と考えております。県におきましては、消防活動に使用するドローンの購入について、市町村等への財政支援を行っているほか、今年度から、消防学校におきまして、消防職員や消防団員に対するドローンの操作訓練を実施し、操作技術の向上を図っているところであります。今後とも、市町村等がドローンを有効に活用できるよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 続いて、災害時の避難所についてでありますけれども、文部科学省の調査で、避難所として指定された公立学校において、断水時のトイレ機能は、その半数、49.5%でしか満たされていないという調査結果を発表されています。携帯トイレやマンホールトイレ、またはそれ以外にも、自家発電能力や物資の備蓄、飲料水の確保、施設における障がい者や高齢者への配慮としてのスロープの設置など、公立学校等が避難所としての機能をしっかりと維持し強化していく必要があると思っておりますけれども、危機管理統括監として、このような避難所の状況についてどのように受けとめていらっしゃるか、お聞かせください。

○危機管理統括監（田中保通君） 文部科学省の調査でありますけれども、県内の状況は、断水時でも使用できるトイレ機能を有する県内の公立学校の割合は、平成29年4月1日現在で21.3%となっております。残念ながら全国平均を下回っている状況にあります。避難所におけるトイレの確保は、避難者の健康管理や衛生対策の観点から大変重要でありますので、県では、公立学校を含む避難所におけるマンホールトイレなどの仮設トイレの整備、さらに、施設のバリアフリー化等に取り組む市町村に対し

まして助成を行うとともに、市町村と連携し、簡易トイレや食料・飲料水などの物資の備蓄にも取り組んでおります。また、今年度は、市町村職員を対象としまして、年齢や性別、障がいの有無など、避難者の多様性に配慮した避難所運営に関する研修等も実施したところであります。今後とも、市町村や教育委員会等と連携しながら、ハード・ソフト両面から、避難所の機能強化に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。避難所に逃げたけれども、そこで排せつができないということは非常にきつい問題かなと思っておりますので、ぜひ市町村と連携して、必要な予算をかけて整備を図っていただきたい、そのように思います。

続いて、企業局長にお尋ねをしたいと思っております。

再生可能エネルギーについてでございますけれども、企業局のノウハウを生かして、県内自治体や事業所、または水利組合などへ積極的な働きかけをお願いしたいという趣旨での質問であります。

これまで企業局は、県内での小水力発電所の普及ということで取り組んでおられると伺っております。さらに、エネルギーの地産地消県として、政策展開を期待したいと思っております。昨年9月議会でも満行議員から、再生可能エネルギーの自給率のトップを狙おうではないかという御提案があったんですけれども、これに対しては、新エネルギービジョンの関係で、環境森林部長からの答弁をいただいたところですが、企業局長からは、29年2月議会において、下小原発電所の発電設備を町へ譲与するに当たって、「今後は、このノウハウを活用した技術的な支援を行うとともに、地域貢献や再生

可能エネルギーの開発についても、引き続き取り組んでまいりたい」というお話を伺っております。導入を検討している自治体などからの申し込みを待つのではなくて、企業局側から積極的に売り込んでいく、そして何としても事業化に結びつける、そういうような企業体としての積極性が求められるのではないかと思うところでございます。今後の企業局としての具体的なところをお聞かせください。

○企業局長（凶師雄一君） 小水力発電の導入を進めるためには、企業局みずからの取り組みに加えまして、市町村や土地改良区などの取り組みも重要であると考えております。このため、関係部局と連携し、各種会議等において、補助金などの制度や、企業局が行う技術的支援事業のPRを行い、小水力発電の導入促進に努めているところであります。導入の検討に当たっては、直接、現地調査を実施し、重要な判断基準である技術的な条件や採算性についての検討などの支援を行うとともに、諸手続に関する助言も行っております。

このような取り組みの結果、これまでに、諸塚村や日之影町などの5カ所において発電所の建設に至っており、今年度も2つの町の3地点で調査を行っております。また、企業局みずからも、従来から小水力発電の開発に取り組んできておりますが、最近では、平成28年に酒谷発電所を完成させ、現在、それに続く新たな地点の調査も継続して行っているところです。企業局といたしましては、引き続き、関係部局と連携し、これまでに培った技術やノウハウを生かした小水力発電の普及や開発に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 宮崎県企業局、工業用水やゴルフ場もありますけれども、まさに電気の企業

局だと思しますので、今、エネルギーの地産地消、多くを語られておるところでありますから、ぜひ、「宮崎県企業局ここにあり」ということで御奮闘いただければと、期待しているところでございます。

続いて、病院局長に伺いたいと思います。

県病院就職者に対する奨学金支援をというテーマでございます。県内外の看護師養成施設から宮崎県内の医療施設等に就労してもらうことで、県内若者確保という課題に対応すると同時に、医療現場における人材確保を進めてほしいのですけれども、例えば、県病院でも年間100人ほどの新規採用を確保しているわけですが、満たさない年度もありました。そこで、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」のように、奨学金返還を応援するから来てくださいというような取り組みがあつていいのではないかと、思うところなんです、いかがでしょうか。

○病院局長（土持正弘君） 県立病院が高度な医療サービスを安定して提供するためには、看護師を初めとする医療スタッフの確保は大変重要な課題であります。このため病院局では、採用試験の受験年齢上限の引き上げや、県外での試験の実施、日南・延岡病院に勤務地を限定した地域枠採用のほか、年間延べ約1,200名の看護学生の実習受け入れや、院内保育施設の開設による働きやすい職場環境の整備など、人材確保に向けたさまざまな取り組みを行っているところであります。

このような取り組みによりまして、今年度の看護師採用試験では、募集定員65名に対して152名の応募があつたところであり、昨今の民間雇用情勢などから、一部の職種では採用予定数に満たない場合が生じているものの、現在のところ、県立病院の医療人材は、医師を除き、おお

むね計画的に確保できているものと考えております。

御指摘のとおり、奨学金返還支援は、人材確保はもとより、若者の地元定着の観点からも大変有意義なものでありますが、申し上げましたような現状や、県内の民間医療機関との均衡という面も考え合わせますと、県立病院における奨学金返還支援の実施については、慎重に検討していくべきものと考えております。

○岩切達哉議員 言ったものの、厳しいだろうなという想定はしていたんですけども、これから看護・介護の現場に入ってくる若者は縮小していきだろうと。もともとの子供たちが減っていますから。そういった中で必要な量を確保していくには、いろんな手だてをそれぞれが行っていく時代になったと思っております。すぐすぐにそうあつてほしいということにはなりませんけれども、ぜひ研究は続けていただきたい。要請をさせていただきたいと思いません。

次に、教育長に3点伺いたいと思います。

「チーム学校」の中で事務職の果たすべき役割についてであります。学校と言え、何でも教員が切り盛りしているように思われがちですが、事務職員はもちろん、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門的スタッフの配置、地域との連携により、世界中で最も忙しいと言われる日本の教員の仕事を減らすことを目的に、「チーム学校」という考え方が打ち出されてきている状況でございます。この「チーム学校」という考え方の中で、学校事務職の任務はこれからいかにあるべきか、人材育成の面を含め、教育長の所見をお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 学校を取り巻く環境

が多様化・複雑化する中で、学校事務職員には、学校教育における諸課題の解決や地域との連携など、これまで以上に主体的、積極的に学校経営に参画することが求められているところでもあります。県教育委員会におきましても、これまで、学校事務職員の任用や人材育成のあり方などについて、さまざまな検討を行ってきたところでありまして、平成29年4月からは、主に学校や教育委員会事務局で勤務し、本県の教育行政の核となる職員の採用を開始したところでもあります。今後とも、学校教育への深い理解と高い専門性を備えた学校事務職員の確保・育成を図ることによりまして、教職員が一丸となって課題解決に取り組む、チームとしての学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 事務職員と言えば、経理、会計を主に担うようなイメージはとても強いんですけれども、そういう予算の執行管理と、情報管理という側面も担えるというふうに思います。そういう力を生かして、学校長の学校マネジメントを支援する。そういう「チーム学校」という位置づけの中での学校事務職員の活用を、ぜひ進めていっていただきたいとしたいと思います。

続いて、いじめの相談者を守ることについて伺いたいと思います。子供たちの間で、自分がいじめられたという思いを教師に伝えること、訴える行為、そういうものを「ちくる」と言うそうであります。よい響きではありませんが、ちくる、相談する、伝えるには、それなりの勇氣に加えて、子供自身に相談する力、技術というものが必要であろうと思います。昨今は、学校内においてスクールカースト、学級内での階層、そんなことが言われますけれども、すさま

じいほどの同調圧力というのがあって、異なる者への排除、無視など、いじめというものが存在すると言われていています。その圧力に潰されて、いじめられても黙ってしまう、こんなことがないように、子供にはSOSを出す力、SOSの出し方の教育が必要になっていると伺っております。現状の学校での対応はいかがなものか、教育長にお聞かせいただきたいと思いません。

○教育長（四本 孝君） 子供が、いじめやその他さまざまな困難に直面したときに、一人で悩まず、勇氣を持って相談することができるように、「SOSの出し方に関する教育」を行うことは、極めて重要であると考えております。あわせて、周りの大人たちが、子供が出したSOSを見逃さず、適切に受けとめるためには、SOSの受けとめ方についても啓発することが重要であると考えております。そこで、県教育委員会では、SOSの出し方や受けとめ方を含め、「いのちを大切にする教育」についてリーフレットを作成し、昨年12月に全教職員に配布いたしました。また、本年2月には、SOSのサインに気づき、寄り添うことの大切さなどについて、全ての県立学校の人権教育担当者を対象として研修を行ったところでもあります。今後とも、知事部局等と連携を図りながら、SOSの出し方・受けとめ方に関する教育や啓発を初め、子供同士で支え合うピアサポート活動の推進や、子供の相談体制の充実など、自分や他者のかけがえのない「いのち」を大切にする教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 子供が相談をするには勇氣が必要なんだということを前提に、これからもその支援・指導というもの、教育というものを行っていただきたいと思いません。

続いて、児童生徒に対する朝食提供について伺いたいと思います。朝食を欠くということについて、学習への集中などに課題が起きるということで、「早寝早起き朝ごはん」というかけ声も、PTA活動の中で聞いたことがございます。まず、朝食を食べることの大事さ、これについて教育長にお考えを伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 「平成29年度宮崎県児童生徒の体力・運動能力調査」における、県内の公立小・中・高等学校の児童生徒の実態につきましては、88.4%が「朝食を毎日食べる」と回答しております。全くあるいは時々食べないという児童生徒は1割程度見受けられるところでございます。寝ている間にもエネルギーや栄養素は消費されますので、朝食をきちんと食べることは、これを補充し、午前中の活動で必要な分を補給するためにも、とても重要であると考えております。文部科学省の調査におきましても、朝食を毎日食べる児童生徒ほど、学力や体力が高い傾向にあることが明らかになっていることから、県教育委員会といたしましては、今後とも、朝食を含め、食育をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 1割程度のお子さん方が、朝食を「全く食べない」、または「時々食べない」という数字だったと思います。ここで、福祉保健部長に伺いたいと思います。朝食を食べない背景というのはさまざまかと思いますが、例えば福岡市では、小中学校においてパンやバナナを出している、そういうのが7つほどあるというお話だとか、沖縄では、朝御飯を出す子ども食堂というのが生まれたと。いろんな情報がございます。難しさもあるらしいんですけれども、そんな中、実は広島県が朝食を提供するという新聞記事があったわけでありま

す。「広島県は平成30年度、子供の貧困対策として、朝食を無償提供する仕組みづくりの検討などに乗り出す」ということで、4,000万円の予算だという記事がありました。先ほど、子供の貧困対策で活動する民間団体が広がっているということについて伺いました。ここでは、朝食を欠く児童生徒をそのままにしておかないという活動を、広島やその他の自治体ではやり始めたという紹介なんですけれども、貧困はさまざまな課題をつくり出します。親を非難することで済む問題ではありません。朝食を欠く児童生徒が1割程度見受けられるということです。福祉保健部長、他県のことでありますけれども、このような取り組みが行われ始めたことについての御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 朝食をとることを含め、健康的な食生活は、子供の活動や心身の健全な成長のために大変重要でありますことから、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」において、子供の食事・栄養状態の確保や食育の推進に関する支援を、具体的な取り組みの柱の一つとしているところでございます。子供が朝食をとらない原因・理由には、子供の貧困の問題と捉えるべきものもあり、朝食の無償提供は、さまざまな子どもの貧困対策の一つともなると考えております。こうした観点から、県としましては、さまざまな取り組み事例の収集に努めますとともに、子ども食堂の運営等に関する研修会なども活用しまして、市町村等の関係機関や民間団体への情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。社会がお互いに助け合う、いろんな場面で必要なことだと思っております。ぜひ、一つの形として

子供への朝食支援を研究いただければありがたいと思います。

最後に、警察本部長にお伺いしたいと思いません。

強制性交等罪について伺います。以前から女性の権利保護に関する質問を行ってまいりましたが、今回は、強姦罪が強制性交等罪と改正されたということで、そのことについて伺います。まず、今回の改正はどのような特徴があるか、お聞かせいただきたいと思いません。

○警察本部長（郷治知道君） 近年の性犯罪の実態に即した対処をするために、昨年7月13日に刑法の一部を改正する法律が施行されました。主な改正点につきましては、1点目は、強姦罪の構成要件を、改正前は女子に対する姦淫のみとしておりましたが、改正後は行為者及び被害者の性別を問わないなどの見直しがありまして、法定刑の引き上げも図られました。2点目は、18歳未満の者に対して、現に監護する者が、その影響力に乗じて、わいせつな行為をした場合は監護者わいせつ罪、性交等をした場合には監護者性交等罪として処罰されることになりました。3点目は、性犯罪被害者の負担を軽減するために、強制性交等罪を含む性犯罪の非親告罪化が図られております。

○岩切達哉議員 強姦罪というのは認識として世の中にあったと思うんです。それが強制性交等罪というふうに罪名が変わった。中身は、法定刑の厳罰化が図られた。そして、被害者が女性ということ強姦罪では想定していたんだけど、そこは問わないようになった。訴えますかという形で親告罪となっていたのを非親告罪にした。そういう特徴があったというふうに今お聞かせいただいたと思いません。私は、この改正が、あくまで被害者保護、被害者支援の立

場で受けとめられることが大事だと思っております。本部長は、この法律の適用や、さらには、犯罪を未然防止していくことについてどのように対応していくお気持ちでいるか、お聞かせいただきたいと思いません。

○警察本部長（郷治知道君） 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪でありまして、厳正な対処が必要です。警察ではこれまでも、性犯罪につきましては、認知の段階から本部と警察署が連携して組織的に対処しているところでありまして、今後も引き続き、全警察官に対する指導教養を徹底して、改正刑法の厳格な適用を図るとともに、被害者に寄り添った適切な対応に努めてまいります。

○岩切達哉議員 今、本部長がおっしゃった、「性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける」という理解が、とても大事なことだと思っております。事件が起きたその瞬間、その時期だけではなくて、5年、10年、20年とたっていく中で、その被害者にさまざまな事象を起こしていく。そういうふうに学んでおります。ぜひ、そういった意味で、これがなくなるように県警としても御尽力いただきたい。そのような期待をしたいし、また、支えていくということで、被害者支援センターには本当に頑張ってもらっていただいておりますけれども、そういったところの充実を図っていただきたい。お願いしたいと思いません。

最後の質問とさせていただきますけれども、児童が被害者となる性的虐待ということとの関連でございます。保護者等が甘い言葉を駆使して、親子関係、また保護者とその配下にいるということでの支配的關係において性的虐待を

行った際には、これまでは児童福祉法違反ということで摘発しておったけれども、今回の改正で、監護者性交等罪で処罰されることになった、こういうお話がありました。このようなことを発見しやすい児童相談所との連携だとか、被害児童の年齢が低い場合は、初動の段階から事情を聞くことについて、また、加害をした親と加害側ではない非加害親との関係、さまざまなことを考えて対応する必要がございます。法律の改正前よりもなお一層の取り組みの強化が必要と考えます。県警として今後どのような対応をしていく方針か、お聞かせいただきたいと思っております。

○警察本部長（郷治知道君） 児童が被害者となる性的虐待への対応につきましては、学校や児童相談所等の関係機関と情報の共有を図りまして、潜在化しやすい被害実態を早期に把握して被害児童を保護するとともに、事実が確認されれば、改正刑法や児童福祉法等の法令に基づき厳正に対処してまいります。また、捜査に当たりますと、被害児童の心情や特性に配慮した事情聴取に努めるほか、事案に応じて検察庁や児童相談所との間で必要な連携を図ってまいります。

○岩切達哉議員 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団、重松でございます。通告に従い、順次質問いたします。知事を初め、関係部長、教育長、警察本部長の皆様の明快な答弁をお願いいたします。

初めに、平成30年度当初予算について、知事に伺います。

人口が減少し、若者の県外流出が続く中、本県産業を担う人材の確保と育成が課題となっております。県統計調査課の資料によると、本県の人口は、2017年の10月1日時点で約109万人、ピーク時、1996年の約118万人からすれば、21年間で約9万人以上も減少し、単純計算でも1年間で約4,300人ずつ減少しており、その大きな要因の一つは、若者の進学、就職による県外転出、つまり社会減にあります。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2030年には100万人を割ると見られ、担い手不足により、今後ますます、産業の衰退や地方自治の維持、伝統文化の維持などが困難になり、本県の活気や魅力が薄れていくことを危惧するものであります。今こそ、高い合計特殊出生率や恵まれた子育て環境など、本県の潜在力を軸に、産業の活性化、雇用の創出などの効果的な社会減対策と、若者世代の増加による自然減対策との相乗効果で、人口増加に向けた好循環を生み出していかなくてはなりません。そこで、活力ある宮崎の未来を開く積極的な予算編成と感じておりますが、平成30年度の当初予算の概要を知事に伺います。

以上を壇上の質問として、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

平成30年度の当初予算の編成につきましては、昨年10月に決定しました当初予算編成方針に沿い、財政改革の取り組みを不断の取り組みとして着実に実行しながら、本県の抱えるさまざまな課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた施策について積極的な展開を図る予算として編成しました。特に、重点施策としまして、「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくり」「地域経済をけん引する産業づくり」の3つを掲げまして、「みやぎの更なる飛躍と新たな挑戦」をテーマに取り組んだところであります。また、新たに「観光みやぎ未来創造基金」を設置するなど、特別枠での予算措置も行った結果、平成30年度の一般会計の当初予算額は、対前年度比39億5,500万円、0.7%の増の5,817億9,000万円となったところであります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

「みやぎの更なる飛躍と新たな挑戦」をテーマとして、知事2期目の総仕上げを力強く推進していただきたいと思っております。

それでは、3つの重点施策について伺います。1番目は、「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」であります。平成28年度の新規高卒者の総数は1万329名、そのうち就職者数は3,031名で、県内就職率は55.8%（1,691名）で、全国46位と低迷しております。また、進学人数は7,051名、そのうち大学に進学する方は3,797名となっております。また、平成29年度の大学入学者——これには新卒者だけでなく既卒者も含まれますが——を見ますと、本県出身者のうち約74%（3,155名）が、県外の大学に入学をしております。都会への憧れと同時

に、就職でも進学でも、自分の行きたい仕事または学部がないという思い、わからないでもないわけですが、本県の産業、職場の魅力を中学、高校の段階で紹介することが、県内定着とUターン、Jターンにつながると考えます。改めて、人口減少問題に対応するためには、若者の県内定着の促進が重要であります。今後どのように取り組んでいかれるのか、総合政策部長、商工観光労働部長、教育長の順に答弁をお願いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありましたように、人口減少問題に対応するには、若者の地元定着が重要でありまして、宮崎の将来を担う産業人財の育成・確保が喫緊の課題であると考えております。このため県では、必要な取り組みを整理した産学金労官の共有の指針として、「産業人財育成・確保のための取組指針」を昨年末に策定したところでありまして、今後は、総合政策部として、関係部局と連携を図りながら、本指針を踏まえた取り組みを積極的に展開していくこととしております。具体的には、先月13日に、教育関係者や産業界の実務者が、必要な情報の共有や意見交換を行う取り組みをスタートさせたところであります。来年度はさらに、これまでの人材育成・確保の取り組みに加えまして、女性にターゲットを絞った県内定着対策の実施や、インターンシップに取り組む企業への支援のほか、東京、福岡に県外人材確保のためのコーディネーターを設置するなど、より一歩踏み込んだ緊急対策事業等を推進してまいりたいと考えておりまして、今議会に関係予算案をお願いしているところであります。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 若者の県内就職定着を促進するためには、県内企業の魅

力や宮崎の暮らしやすさをしっかり伝えていく必要があると考えております。このため、企業と私立高校をつなぐ県内就職支援員を配置いたしまして、教育委員会の就職支援エリアコーディネーターとも連携し、企業情報の提供や情報交換会の開催など、県内企業と高校の接点づくりに取り組んでおります。また、高校生に対し、企業の魅力に直接触れる機会を提供するため、各学年ごとに企業ガイダンス等を開催しているほか、学校単位の企業見学会も実施いたしております。さらに、大学生等に対しましては、企業ガイドブック等により企業情報を提供するとともに、インターンシップの実施や就職説明会の開催に取り組んでおります。今後とも、これらの取り組みを積極的に進めることで、若者の県内定着につなげてまいりたいと考えております。

○教育長（四本 孝君） 教育委員会におきましては、昨年度より、県立高校生の県内企業の理解促進を図るため、就職支援エリアコーディネーターを6名配置して、エリアネットワーク会議や県内企業の見学会を実施しているところでございます。次年度につきましては、就職支援エリアコーディネーターを、県外就職希望者が多い工業高校等に配置し、県内企業の情報収集と発信に一層力を入れてまいります。また、これまで就職希望の生徒や保護者を対象に行っておりました企業見学会につきましても、職業系高校の進学を希望する生徒も対象として実施する予定であります。これらの取り組みによりまして、就職希望者の県内企業への理解がより一層図られますとともに、進学する生徒も、将来、宮崎で働くイメージを持つことができ、若者定着につながるものと考えております。

○重松幸次郎議員 それぞれに御答弁いただき

ました。若者の定着のために、早い段階で宮崎の魅力伝えること、大変重要かと思っております。総合政策部におかれましては、産業人財育成・確保のために、産学金労官連携の司令塔として、若者定着とあわせて、女性の活躍、シルバー世代の活躍にも積極的に展開をお願いいたします。また、商工観光労働部においては、私立高校生や大学生をターゲットに、また、教育委員会は県立高校生をターゲットに、県内企業と生徒・学生との接点づくりに取り組んでいかれると伺いました。ともに、就職説明会の開催、インターンシップの実施、そして就職支援エリアコーディネーターを配置して、県内企業魅力を存分にアピールしていただきたい。また、大学、専門学校等に進学する生徒さんにも、将来、宮崎で働くイメージを持ってもらうことも重要だと考えます。

インターンシップとあわせて、グローバル人材育成のために、ここでギャップイヤーの採用はどうかというふうに考えております。ギャップイヤーを御存じでしょうか。ギャップイヤーは、イギリスの大学制度の習慣の一つで、入学資格を取得した18歳から25歳の学生に、社会的見聞を広めるため、入学までに1年の猶予（ギャップ・すき間）の期間を与える制度であります。学生は、外国に出かけたり、長期のアルバイトやボランティア活動に従事したりします。この取り組みは世界中で広がり、日本国内でも採用している大学がございますし、入学前でなく、在学期間、または卒業後の就職前に取り入れることもあるようです。就学後の意欲、企画力、忍耐力、適応能力、時間管理能力など、ギャップイヤー経験者のほうが高い教育効果があるという報告がなされているようです。日本の企業でも、例えばパナソニックや

ソニーなども、ギャップイヤーを経験した若者を採用する動きが始まっており、このような取り組みを経団連も評価しております。また、韓国のサムスン社は、企業版のギャップイヤーを社内公募で取得でき、仕事へのアイデアが広がり、実績につながっているようであります。企業版ギャップイヤー、県内企業への広がり期待するものであります。

もう一つの取り組みである中山間地域対策については、農林水産業の振興のところで、後ほどお尋ねをいたします。

次に、「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくり」についてお尋ねいたします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界農業遺産やユネスコエコパークなどの地域資源を活用した、世界ブランドのみやざきづくりを推進するとのことですが、中でも、宮崎の美しい自然を守り、さらに磨き輝かせていく、その財産を活用しながら後世につなげることが重要だと考えます。美しい宮崎づくりに向けて、どのように県民、事業者との協働を進めていくのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 美しい宮崎づくりを進めるに当たりましては、魅力ある景観を守り、つくり出し、活用する取り組みを、地域の住民や企業の方々と一緒になって展開していくことが大変重要であると考えております。このため、今回お願いしております新年度予算には、これまで取り組んできた県民との協働による沿道修景美化や堤防の草刈り、森林（もり）づくりなどの事業に加え、新たに、地域の企業や団体が、道路の植栽帯をみずからデザインし、植栽やその後の維持管理を行うアダ

プト制度の導入や、景観の整備に取り組む各種団体に対する活動費の助成、さらには、自然公園内で地域住民が行う清掃や草刈り活動に対する助成に必要な経費などを盛り込んだところであります。県といたしましては、今後も引き続き、市町村との連携のもと、県民や事業者の皆様との協働による美しい宮崎づくりに取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 県民の皆さん、事業者の皆さんとともに、魅力ある景観を守り、またつくり、活用していくことをお願いいたします。

続きまして、大切な水資源を守ることについてお尋ねいたします。来年度の改善事業で、「美しい「みやざきの水辺」を未来につなぐ啓発事業」がありますが、その事業概要を環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 本県の美しい川の環境を保全するため、次世代を担う子供たちが、身近な川に親しみながら自然環境の大切さを実感することが重要であります。そのため、子供たちの環境教育の一つとして、昭和60年度から、川に生息している水生生物の調査を行い、さらに、平成18年度からは、この取り組みを進展させて、本県独自の五感を使った水辺環境調査を実施しているところでございます。また、県内各地で楽しみながら学べる体験教室の開催や、県庁ホームページによる情報発信を通じて、県民一人一人の水環境保全活動への意識の醸成にも努めているところでございます。御質問にございました、「美しい「みやざきの水辺」を未来につなぐ啓発事業」では、これまでの取り組みを引き続き実施するとともに、新たに、学校教諭を対象とした指導者育成のための研修や、わかりやすい教材用DVDの作成など、内容の充実強化を図ることとしておりま

す。

○重松幸次郎議員 重要な取り組みだと思いません。

余談ですが、私も昨年の秋に、地元自治会のイベントで、「江田川フィールド散策」というイベントに参加し、小学生児童、また保護者の皆さんと一緒に、市民の森からイオンモール横の樋門まで約5キロを、江田川沿いに歩き、水辺の生物・植物を学び、また水の透明度も観察しながら、イベントに参加したところでございます。大変勉強になりました。また一方で、外来種の水草オオフサモが繁殖し過ぎて、駆除しても追いつかず、在来植物が淘汰されることを危惧する話を聞きました。これは大変気になっているところであります。県からの御助言もお願いしたいと思えます。

本題に戻りますが、次世代を担う子供たちが、水辺の動植物を観察し、自然環境の大切さを実感することはとても大切ですので、こういった啓発事業をよろしくお願いいたします。

次に、文化・スポーツを生かした地域づくりについてお伺いします。

質問の前に、御報告と御礼を申し上げます。昨年6月の一般質問の折、「文化芸術に関する議員連盟をつくってはどうか」とつぶやいたのがきっかけで、その後、蓬原議長から、「文化振興議連、やってはどうか」と話が出ているというお話を伺い、夏ごろから準備を始め、多くの議員の皆様から賛同いただきまして、昨年の11月27日に「宮崎県議会文化芸術振興会」を発足することができました。御尽力いただいた蓬原議長、そして初代会長を引き受けてくださった井本議員を初め振興会役員の皆様、会員になっていただいた議員の皆様、議会事務局の皆様、この場をおかりいたしまして厚く御礼申

上げます。本当にありがとうございます。

私は、当振興会の事務局長を仰せつかりましたので、これからは関係団体とも連携して、文化芸術に関する県内や先進地の調査、また文化財の保護と活用、さらには国民文化祭や各種文化関連事業の機運醸成に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御指導よろしく願います。

さて、昨日は井本議員より、「みやざき文化振興プラットフォーム機構推進事業」と「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭開催準備事業」等について御質問がございましたので、私からは1点だけ。国民文化祭や障害者芸術・文化祭は県内全域に係る事業であります。また、その内容を高めるためには、各芸術・文化団体との連携が重要であります。そこで、県内文化団体の活性化や連携強化に県はどう取り組んでいられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、県内文化団体の統括的な団体であります宮崎県芸術文化協会と連携しまして、文化団体の発表機会を提供する「県民芸術祭」を開催するなど、県内文化団体の主体的な文化活動の促進と、団体相互の連携の強化を図っております。また、今年度から、東京オリパラ文化プログラムや国民文化祭に向けて、創造性やチャレンジ性のある公演、取り組みを支援します「チャレンジ文化活動事業」を実施し、文化団体の活性化やレベルアップに取り組んでいるところであります。さらに、今議会において、お話にありました、「みやざき文化振興プラットフォーム構築推進事業」をお願いしておりますけれども、将来的には、専門的人材を配置し、文化活動へのアドバイスや情報発信、人材育成等を一元的に行う

プラットフォームを構築してまいりたいと考えております。このような取り組みを通して、より一層、文化団体の活性化や連携強化を図ることとしております。

○重松幸次郎議員 4月28日より第23回宮崎国際音楽祭が始まります。概要には、「「アジアの演奏家の育成による、宮崎でしか聴くことのできない質の高い演奏会」。今回は、その理念に立ち返り、アジアから巣立ち世界を舞台に活躍する演奏家を中心に出演者を構成。」とありました。音楽祭にはぜひ参加して、文化を生かした地域づくりを皆で応援してまいりたいと考えております。

次に、スポーツを生かした地域づくりです。「スポーツランドみやざき」は本県観光の柱であります。沖縄県など他県でもキャンプ誘致に余念がなく、また、インバウンド対策もこれからであります。知事が先ほど当初予算で言われた特別枠「観光みやざき未来創造基金」20億円の活用で、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック、そして2026年の国民体育大会の開催へとつながっていくこと、そのための施設や運営がグレードアップされることを期待されております。そこで、スポーツランドみやざきの今後の展開について、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） スポーツランドみやざきを掲げての取り組みですが、長年にわたる地道な誘致活動や施設整備、受け入れノウハウの蓄積等、先人のたゆまぬ努力があったわけです。多くのスポーツキャンプやスポーツ大会の誘致が実現するなど、本県観光を考える上でも大きな柱の一つに育ってきております。今回、このような実績の上に、さらに、国際水準のスポーツの聖地みやざきへの進化を目

指しまして、予算面では、「観光みやざき未来創造基金」の創設、さらには組織面では、これまで観光推進課の担当グループであったものを、スポーツランド推進室ということで格上げする、こうした推進体制の強化を図ることとしたところであります。今後は、こうした体制のもとに、国内外の代表チームの事前合宿や国際大会などの誘致・受け入れを通じて、スポーツランドみやざきのブランド力を一層向上させますとともに、スポーツキャンプ・大会の全県化、通年化、多種目化によりまして、その経済効果を県下全域に波及させる。さらには、サーフィン、サイクリングなど、本県ならではの快適な環境を生かして、スポーツツーリズムにもこれまで以上に力を入れてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 絶好のチャンス到来だと思えます。御答弁いただいたように、スポーツキャンプ・大会の全県化、また通年化、多種目化をよろしくお願いいたします。満遍なく受け入れることで、スポーツと観光を融合させた観光スタイルの普及（スポーツツーリズム）で地域産業の振興を図ることが期待されております。

次に、働き方改革と県庁職員の人材確保についてお伺いをいたします。

国は昨年3月に、働き方改革実行計画を決定し、今国会でも法案の審議が行われています。それを受けて、民間や地方自治体でもさまざまな取り組みがなされ、本県でも昨年、庁内働き方改革推進会議を設置し、サテライトオフィスの施行などが報道にも取り上げられております。初めに、本県のこれまでの働き方改革の取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 知事部局におきまして

は、公務能率の向上による県民サービスの充実と、職員のワーク・ライフ・バランスの確保等の観点から、働き方改革を進めるよう、私みずから指示をいたしまして、庁内推進会議を設置し、幅広い職員との意見交換や職員アンケートの実施によりまして、現状や課題などを把握した上で検討を重ねているところであります。こうした検討とあわせて、これまで取り組んでまいりました幹部職員による定時退庁を促す放送、これは5時に流れる。私もマイクを握りまして、副知事以下幹部職員がそれを順々にやっておるところであります。朝方勤務の拡大、さらには、年休取得の促進によりましてワーク・ライフ・バランスの推進に加えまして、新たに、サテライトオフィスの設置や会議でのタブレット端末の活用など、公務能率の向上に向けた試行的な取り組みも行っているところであります。今後、これらの検証も踏まえ、具体的で実効性のある取り組みを改革の指針として取りまとめまして、単に呼びかけにとどまることなく、私が先頭に立って、幹部職員による強いリーダーシップのもと、また、全ての職員が強い意識を持って実行してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。

新聞報道によると、「県庁の部署によっては月平均残業時間に最大2倍近くの差が生じている。過労死ラインとなる月平均80時間を超える職員もおり、長時間労働が常態化している」とありました。働き方改革を進めるに当たり、職員が働きやすい職場環境づくりが大切だと考えますが、総務部長に見解をお伺ひいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 職員一人一人が、その能力を十分に発揮し、公務能率を向上させ

るためには、職員が心身ともに健康で、意欲的に働くことができる職場環境の整備が大変重要であると考えております。現在、県では、定期健康診断あるいはストレスチェックなどを実施しまして、職員の心身の健康の維持増進に努めるとともに、人事評価制度などを通して上司と部下とのコミュニケーションの確保を図るなど、風通しのよい職場環境づくりに努めているところであります。今年度、指針の策定に取り組んでおります働き方改革においても、そうした観点から、事務手続の簡素化などによる公務能率の向上に加えまして、長時間勤務が続く職員への組織的なフォローや、勤務時間の弾力的な運用等を推進して、ワーク・ライフ・バランスに対する全庁的な意識改革を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 働き方改革の一つに同一労働同一賃金がありますが、一般職の非常勤職員に期末手当を支給できるようにする改正地方自治法などが、昨年5月に成立し、2020年4月から施行され、非常勤職員の処遇改善が図られつつあるところでありますけれども、一方で、短時間の事務補助等を行う臨時職員の応募がない、人が来てくれない状況があると聞いております。臨時職員の任用期間等の改善は難しい中で――午前中、これは岩切議員からも御質問がありました――臨時・非常勤職員から移行が検討されている会計年度任用職員について、その概要を総務部長にお伺ひいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 会計年度任用職員制度につきましては、国における働き方改革の観点を踏まえまして、地方公務員の臨時・非常勤職員について、その任用・勤務条件を明確化する目的から、新しく創設される制度でございます。その概要であります。採用について

は、面接や書類選考による能力の実証が必要となりますほか、任期については、原則一会計年度内でありませぬけれども、業務上の必要性や客観的な能力の実証の結果によりましては、同じ職員を再度任用ができることとなっております。また、職務専念義務や信用失墜行為の禁止などの服務に関する規律が適用されますとともに、給与面では期末手当の支給が可能となります。現在、平成32年度からの導入に向けまして、今年度実施した臨時・非常勤職員の任用状況の調査等を踏まえ、会計年度任用職員の担うべき職務内容等について検討を進めているところでありまして、今後、具体的な採用方法や勤務時間、報酬といった制度面についてしっかりと検討し、準備を進めてまいりたいと思っております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。北海道職員の内定辞退が6割を超えたと、衝撃的な記事がありました。本県の職員採用にも徐々に影響が出始めているのではないかと危惧するところでありませぬ。さまざまな取り組みを駆使して、職場環境の改善に努めていただきたいと思ひます。

関連してですが、警察官の採用試験受験者数も年々減少していると伺ひました。インターネットの情報では、都道府県警における警察官採用試験の総受験者数は、平成26年度に9万6,802人となり、平成17年度14万2,103人からの推移においては最も少ない受験者数でありました。それでも平成26年度の応募倍率は6.2倍の人気の高さであります。知力、体力、精神力を求められる警察官の採用、治安維持のためには人材確保が重要であります。警察職員の人材確保、採用の取り組みについてどうなのか、警察本部長にお伺ひいたします。

○警察本部長（郷治知事） 採用募集の取り組みとして、県内の高校、大学、専門学校等での説明会、県外大学での説明会や、大手企業が開催する就職ガイダンス等を活用しまして、受験者層や保護者、学校の就職担当者等に対して、宮崎県警察の多様な魅力を丁寧に伝えております。採用試験では、試験を所管する人事委員会と、優秀な人材を獲得するための試験のあり方などを適宜検討しております。また、本年度から、採用内定者に対して内定書交付式や警察学校の授業体験を行ひまして、警察組織の一員となるための自覚を促すとともに、不安や悩みの解消に努めております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。行政ニーズが多様化、複雑化しているのは、皆さん周知のとおりであります。行財政改革で職員の増加が困難な中、ニーズの対応のため少数精鋭で頑張ってもらわなければなりません。職員の士気向上（モチベーションアップ）が求められていますが、そのために働き方改革、職場環境の改善をよろしくお願ひいたします。

ここで、質問にはいたしませぬでしたけれども、県職員の方と懇談してひ気づいた点が2点ありました。1つは、シャワー室であります。夏場に外の現場で仕事をされると汗だくになります。また、災害復旧作業が発生した場合には、汗や泥まみれになることもあるでしょう。調べてみますと、本庁域、本館周辺では、職員健康プラザなどもあり充実しているのですけれども、出先機関は、シャワー室が1つか2つのところが多いようです。出先機関のシャワー室の完備も必要ではないでしょうか。2つ目は、人事異動のときの辞令書であります。人事異動の辞令書が、以前はA4サイズの厚紙で渡

されていましたが、数年前から幅5センチほどのコピー用紙になっているようです。全国的な流れとはいえ、辞令を受ける際は、新たな職場で頑張るぞというモチベーションを上げるためにも、せめてA5サイズの辞令書を渡してはどうかと思います。辞令書にふさわしい紙を渡されたほうが、気持ちが伝わるように思います。

「職員を大事に思う気持ち」と、きのう知事もおっしゃいました。御検討をよろしくお願いいたします。

次は、南海トラフ地震対策についてお伺いします。

新聞記事に、政府の地震調査委員会（平田委員長・東京大学）は、静岡県から九州太平洋側に延びる南海トラフで、今後30年以内にマグニチュード8～9級の巨大地震が発生する確率を70%から80%に引き上げたとあり、さらに、今後10年以内の発生確率も、これまでの20～30%から30%程度に引き上げたと発表されました。南海トラフ地震の発生確率が高まっており、津波避難対策をさらに推進すべきと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震が発生しました場合、津波による人的被害は大変甚大なものと予想されているところでありまして、津波避難対策を早急に進めることは、極めて重要な課題であると認識をしております。このため県では、「宮崎県大規模災害対策基金」を活用し、沿岸市町と連携しながら、平成31年度までに津波避難タワーを26基整備することとしておりまして、今年度末までに県、市町合わせて15基が完成または完成予定となっております。また、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、避難場所や避難経路の整備、地域で取り組む津波避難訓練に対しても支援を行っているところ

であります。また、国と連携を行いながら、津波避難合同訓練なども行っております。また、ここで注意すべきは、津波から避難する前に、揺れに対する建物の耐震性、大変重要であります。先日は、えびの地震から50周年という節目を迎えました。内陸型地震の教訓としては、建物の耐震性の確保、そうしなければ、避難することもできないわけでありまして。そういったもろもろの観点を十分に考慮し、今後とも沿岸市町と連携しながら、津波による被害の軽減に向けた取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 地震調査委員会の平田委員長は記者会見で、「30年以内というのは、30年後という意味ではなく、あす起きるかもしれないという可能性があります。次の地震が迫っていることを忘れないでほしい」というふうに述べられています。早急な取り組みをお願いいたします。

続けて、危機管理統括監に伺います。南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるためには、県民による自助、共助の取り組みが重要になるとは思いますが、県は、県民意識の啓発にどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震が発生した場合、まず、県民一人一人が建物倒壊や津波から生き延びることが最も重要になります。このため県では、県民の防災意識の向上を目指しまして、5月の「宮崎県防災の日」、9月の「防災週間」、11月の「津波防災の日」、そして東日本大震災が発生した3月を中心に、テレビCMやイベント、セミナー等の啓発事業を実施し、特に命を守るための耐震化、早期避難、備蓄に取り組んでいただくよう

呼びかけているところであります。また、地域の防災力向上を図るため、県内各地で「防災士出前講座」を実施するとともに、地域における津波避難訓練を支援しております。災害による被害を最小限に抑えるためには、県民みずからの備えが何よりも大切でありますので、県民の自助、共助による防災力向上に、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 また、先日、地元小学校4年生の課外授業で、「フィールドワーク通学路の安全」に、防災士数名と一緒に参加をさせていただきました。何班かに分かれて児童生徒と一緒に歩きながら、海拔表示や避難ビルの確認、道路や建物の危険箇所などを熱心に調べてノートに書き込んでおりましたが、児童生徒たちの防災意識の高さに感心した次第です。間もなく3・11東日本大震災から7年がたちます。震災の風化が進んでいるのも事実ではないでしょうか。「忘れない」を合い言葉に、啓発活動を続けていただきたいと思います。

次に、福祉行政について、2点お伺いたします。

今国会でバリアフリー法の改正が予定されています。同法案は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できるまちづくりを全国で加速させるのが狙いです。本県においても、オリンピック・パラリンピックの合宿誘致、また、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭やスポーツ大会など多岐に開催され、その受け入れ準備を進めなくてはなりません。そこでまず、宿泊施設について、ホテル・旅館のバリアフリー化が必要と考えますが、来年度の新規事業である「宿泊施設アクセシビリティ推進事業」の内容について、福祉保健部長にお伺いたします。

て、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 来年度の新規事業としてお願いをしております「宿泊施設アクセシビリティ推進事業」では、障がいのある方はもとより、誰もが安心して過ごせる施設のアクセシビリティに対する理解の向上を図るため、宿泊施設を対象としたセミナーを開催するとともに、施設に対する専門家による診断を実施し、助言を行うこととしております。また、診断を踏まえ、客室の入り口幅の拡大や浴室の段差解消などの改修を行う施設に対し、その経費の一部を補助することを考えております。これにより、福祉のまちづくりやスポーツランドみやざきが一層推進され、東京オリンピック・パラリンピックや、全国障害者芸術・文化祭、全国障害者スポーツ大会に向けた受け入れ体制の強化にもつながるものと考えております。

○重松幸次郎議員 アクセシビリティとは、近づきやすさやアクセスのしやすさのことであるようです。言いかえとしましては、「利用しやすさ」を指しているようであります。誰もが利用しやすいまちづくりを推進していただきたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムについてお伺いたします。超高齢化に伴い急増する医療費を抑えつつ、医療や介護、住まい、生活支援を、住みなれた地域で一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」を進めるため、厚生労働省は、医療サービスの公定価格である診療報酬の改定をまとめ、4月から適用されると新聞記事にありました。今後、地域包括ケアシステムを進めていくためには、在宅医療、在宅介護が重要と考えますが、住民への普及啓発にどのように取り組んでいかれるのかを、福祉保健部長にお伺

いたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 地域包括ケアを推進していくためには、まずは、住民みずからが生活習慣病の予防や介護予防に取り組んでいただくことが重要であります。高齢になるに従い、医療と介護のニーズは高まってまいります。そのような中、可能な限り住みなれた住宅で暮らすためには、かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つこと、また、人生の最終段階に向けてどのように過ごしたいか、本人と家族で話し合うこと、認知症について正しく理解することといったことも重要となってまいります。このため県では、市町村と連携しながら、医療・介護の団体等が主催する研修会への参加を働きかけるのはもちろんのこと、学校や企業でも開催されている認知症サポーター養成講座、それから、「通いの場」での世代間交流といった機会も活用しながら、在宅医療、在宅介護について広く普及啓発をしてきたいと考えております。

○重松幸次郎議員 医療や介護は、保険料、税金、窓口負担を支払う住民がいるからこそ成り立ちますし、医療や介護があるから、住民はその地域で暮らせます。住民が地域の医療や介護を支えていこうと思えるように、住民への啓発をよろしくお願いいたします。

次は、森林環境保全対策について質問いたします。

林野庁のホームページに、「森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活及び国民経済に大きく貢献している。こうした機能を持続的に発揮していくためには、我が国の森林面積の4割を占める人工林を中心に、植栽、保育、間伐等の森林整

備を推進する必要がある」とあります。森林の多面的機能を働かせ、その資源を有する中山間地域の活性化のためにも、林業に従事する担い手確保が重要であります。新規事業の「みやぎ林業大学校開講準備事業」については、先ほども質問がございましたが、そのほかにもどのような対策があるのか、林業の担い手確保に向けた県の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 林業の担い手確保対策につきましては、高校生やU I Jターン希望者などに対する就業相談会や体験研修を実施するとともに、魅力ある職場環境となるよう、林業事業体の福利厚生の実施を図るための支援を行っているところでございます。その結果、平成28年度の新規就業者数は、過去10年間で最高の203名となったところでございます。さらに、来年度からは、今議会で予算をお願いしておりますが、青少年などを対象とした公開講座を開催するとともに、パンフレットの作成などにより、森林・林業の魅力をより強く発信していきたいと考えております。また、就業者の定着を進めるため、夏場の下刈り作業の負担軽減につながる装備等の導入や、省力化に向けた実証試験などにも取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、市町村や林業労働力の確保・支援等を行う県林業労働機械化センターなどの関係機関と連携を図りながら、林業担い手の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 平成28年度の新規就業者が過去10年で最高の203名という、すばらしい成果だと思います。林業への誇り、またやりがいのある職場環境づくりをさらに整えていっていただきたいと思っております。

前半でも、美しい「みやぎの水辺」の啓発事業で川の環境保全を伺いましたが、生活排水が河川汚濁の原因になっておりますので、本県の地域特性に合った合併処理浄化槽の整備促進が大切であります。環境森林部の資料では、本県の浄化槽設置基数は、平成28年度末で13万9,169基、そのうち単独処理浄化槽は48.7%、合併処理浄化槽が51.3%です。単独処理浄化槽では、生活雑排水は未処理のまま河川に流れていきますので、問題であります。本県の水環境を守るためには、浄化槽整備を促進する必要がありますが、県としてどのように取り組んでいくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 水環境を守るためには、生活排水対策が大変重要でありまして、山間部の多い本県では、浄化槽が大きな役割を担っているところでございます。このため、県におきましては、浄化槽の整備を促進することを目的として、浄化槽整備事業補助金により市町村を支援しているところでございます。具体的には、住民が浄化槽を設置する「個人設置型」、及び市町村が主体となって整備する「市町村設置型」の2つの事業がございます。このうち市町村設置型は、住民の費用負担が少なく、市町村が計画的な整備や維持管理を行うことから、生活排水対策を進める上で有効と考えておりまして、来年度から補助要件を緩和して、この事業の活用を市町村に積極的に働きかけていくこととしております。このような取り組みに加えて、国に対しては、予算の確保及び制度の拡充が図られるよう要望するなど、引き続き市町村と連携して、浄化槽整備を推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 国の補助率が高い、市町村設置型の公設合併処理浄化槽の取り組みを加速

されますよう、お願いいたします。

また、この件にあわせまして、家畜排せつ物の浄化処理はどのようになっているのかが気になります。本県の平成29年2月時点での肉用牛飼育頭数は全国第3位で、年間約25万頭、豚の飼育頭数は、鹿児島県に続いて全国第2位で、年間80万頭以上飼育されておりますが、その畜産環境対策の一つ、家畜排せつ物に係る浄化処理対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 畜産の振興を図る上で、家畜排せつ物を適正に処理することは必要不可欠でございます。このため県では、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進にかかわる計画を策定しまして、家畜排せつ物の堆肥化や浄化など、適正な処理と利活用の促進に努めているところであります。具体的には、市町村や関係団体と連携し、浄化処理施設整備の支援や、水質分析に基づく適正管理指導等に取り組んでいるところであります。畜産環境対策は、本県畜産の健全な発展や環境保全の観点から、大変重要であると認識しておりますので、今後とも畜産に係る環境改善を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 河川の水環境を守ることは、ひいては、後ほどまたお話ししますが、水産物資源の確保にもつながってくると思います。いずれも貴重な水資源を守ることは重要なことだと思いますので、環境対策をよろしくお伺いいたします。

次は、インバウンド対策についてお尋ねいたします。

昨年訪日外国人旅行者が前年より19%ふえて2,869万人となり、5年連続で過去最高を更新し、この間に3倍以上に急増したようです。政

府も、東京五輪がある2020年には4,000万人にする目標を掲げています。外国人旅行者が昨年、買い物や宿泊などに使った金額は4.4兆円に上り、これは外国向け自動車輸出額に匹敵する規模であります。人口減少社会にあつて、消費を下支えし、地域の活性化にも資するため、本県も積極的に誘客を図っていかなくてはなりません。そうした中、ことしの6月には住宅宿泊事業法が施行され、マンションなどの空き部屋に有料で客を泊める民泊が解禁され、年間180日まで宿泊営業が可能になります。生活習慣、また文化の違いがある訪日客といかに良好な関係を築くのか、避けるべき迷惑行為や衛生管理について、民泊業者の自覚が問われます。そこで、住宅宿泊事業法の施行に伴う民泊事業の適正な遂行を担保するための取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 近年、民泊サービスが急速に普及する中、主に都市部におきまして、無許可で旅館業を営む違法民泊などによるトラブルが生じているところであります。そのため国におきまして、住宅宿泊事業法の制定と旅館業法の改正が行われ、虚偽の届け出や無届け営業などに対する厳しい罰則規定が設けられますとともに、苦情や問い合わせ等を受け付けるコールセンターが開設されるなど、健全な民泊の普及を図るための環境整備がなされているところであります。県におきましても、関係部局連携のもと、民泊事業の適正化を図るため、ホームページ等で制度の周知を行いますとともに、法に基づき事業者から提出されます定期報告による状況把握や、必要に応じ事業者への立入検査、報告徴収を実施するなど、適正な指導・監督等を行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 しっかり監督をお願いしたいと思います。

外国人客の訪問先は、今も東京、京都、大阪に偏っています。他の地域に誘客する取り組みが大事であります。先日、九州観光振興議員連盟の総会の折、欧米豪をターゲットにした九州へのプロモーションビデオを見ました。さらに九州と宮崎の魅力を発信していかなくてはならないと感じた次第であります。増加する外国人観光客を本県に呼び込むためには、インバウンド対策をもっと強化する必要があると思います。県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ラグビーのワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催を機に、今後、訪日外国人の飛躍的な増加が見込まれるところであります。また、今御指摘がありましたような、東京、大阪、京都といったゴールデンルートから、もっともっと地方へという流れができていくところでありまして、こうした流れをしっかりと本県に呼び込んでいく必要があると考えております。本県におきましても、外国人旅行客が増加傾向にありますが、きょうの新聞各紙に報道されているような各県のインバウンドの伸びを見ますと、まだまだ伸び代があるということを改めて感じたところでありまして、今回新たに設置する基金等を活用して、受け入れ環境の整備や海外に向けた情報発信など、外国人観光客を誘致するための対策をさらに強化してまいりたいと考えております。

具体的には、市町村や民間等と連携しまして、情報通信環境の整備や、観光地、宿泊施設等での多言語化のほか、外国人がストレスなく移動できる環境づくりに取り組むこととしてお

ります。また、多様なニーズを踏まえ、本県が誇る食、歴史・文化などの魅力を効果的に発信しますとともに、サーフィンやサイクリングなどのスポーツツーリズムによる新たな誘客対策にも取り組み、東アジアだけでなく、御指摘がありましたような欧米豪も視野に入れながら、特にラグビーのワールドカップというのは大きなチャンスだというふうを考えておりますし、本県を訪れる外国人観光客のさらなる増加につなげてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 福岡の博多港、熊本の八代港、宮崎の油津港など、クルーズ船がますます利用されていくというふうを考えておりますので、九州挙げてインバウンド対策をお願いしたいと思います。

その中で、ちょっと気になるんですが、クレジットカード、電子マネー、スマートフォンのアプリを活用して支払うスマホ決済が、各国では主流になっております。キャッシュレス化は世界の潮流となっております。各国のキャッシュレス決済の割合を見ますと、韓国では89%、中国でも60%、スウェーデン49%などと、現金を使わない決済が主流となりつつある中、日本のキャッシュレス決済比率は18%程度であるというふうに言われており、大変普及がおくれています。具体的な議論は次の機会にいたしますけれども、キャッシュレス決済への対応、つまりフィンテックですね。ファイナンスとテクノロジーをあわせた、このフィンテックに対応するサービス環境づくりも、インバウンド対策だと考えます。まずは、観光商業界への情報啓発をお願いいたします。

続きまして、人権同和対策についてお伺いします。

「すべての人間は、生まれながらにして自由

であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」。この有名な文言から始まる世界人権宣言が国連で採択されたのは1948年12月10日、国連はこの日を「人権デー」と定め、人権尊重を世界に訴えてきました。ことしは世界人権宣言70周年を迎えます。ですが、今なお人権問題が多岐に存在し、さまざまな問題に直面しています。いただいた人権同和対策課のパンフレットに、「私たちは、人権について学び、正しく理解し、それを日常生活の中で行動の基準に取り入れていく必要があるのです」とありました。本県ではこれまでも、人権について啓発活動に取り組んでおられましたが、世界人権宣言70周年を迎え、人権に関する教育・啓発をどのように行っていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 世界人権宣言は、全ての国と人々が達成すべき、人権に関する世界共通の基準でありまして、基本的人権を保障することが、世界における自由・正義、そして平和の基礎であるという理念のもと、我が国はもとより、世界各国で人権を守るための取り組みが行われております。本県といたしましても、「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」を目標に、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定しまして、人権啓発センターを拠点として、研修会や各種の催しの開催など、さまざまな教育・啓発活動を実施してきたところであります。社会の中で、人権に関する問題が次々と顕在化する中、人権に関する教育・啓発については、さらに充実していくことが必要であると認識しておりますので、市町村や関係機関はもとより、大学やNPO等とも連携を図りながら、啓発効果をより高めるなど、積極的に人権教育

・啓発を進めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 あらゆる機会に、人権に関する教育・啓発をお願いいたします。

さて、部落解放同盟宮崎県連合会さんから御案内をいただき、1月の新春講演会・旗開きと7月の定期大会に、ほぼ毎年参加させていただいております。会合では、主催者から御来賓の方々までおよそ10名の方が登壇され、今なお、被差別部落、つまり同和地区出身であることを理由に、就職に不利益な扱いを受けたり、インターネット上での差別情報の氾濫、戸籍等の不正取得事件などが列挙され、こうした部落差別問題解決と人権社会の確立に取り組むことを力強く述べられております。私も登壇させていただき、公明党も、1999年より同和対策等人権問題委員会を設置し、関係団体と協議して問題解決に当たってきたこと、そして2016年12月に成立・施行されました部落差別解消推進法に、我が党の国会議員も提案者に加わり、解消法の成立を推進してきたことを紹介させていただきました。県においては、部落差別解消推進法の制定を受けて、同和問題に今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 同和問題は、人権の侵害にかかわる重大な社会問題でありまして、これまで解決に向けて、官民を挙げてさまざまな取り組みが行われてきましたが、いまだに差別事象が発生するなど、差別意識の解消という点で課題が残っております。さらに、近年では、インターネット上における差別的な書き込みが後を絶たないといった、新たな状況も生じているところであります。本県におきましても、平成25年に「人権に関する県民意識調査」というのを実施しましたが、その中で、い

まだ結婚問題などについて差別意識が払拭されていないという結果が出ております。この差別意識を解消するためには、同和問題や人権に関する正しい理解が必要でありますので、お話にありました、今回の部落差別解消推進法の趣旨も十分に踏まえ、市町村や関係機関とも連携を強化し、粘り強く啓発の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 御答弁いただきましたように、同和問題や人権に関する正しい理解が必要であります。県からいただいた「人権・同和問題の正しい理解のために」のパンフレットから引用させていただきますが、「人権・同和問題と日常生活とは非常に深い関係があると言えます。自分は差別しないから人権・同和問題とは無縁だと思い込むのは間違いです。私たちの心に潜む差別意識は、具体的には、日常の交際、就職、教育、結婚等の場面で、嫌悪、非難、回避などのさまざまな形をとって差別となつてあらわれます。そのため、さまざまな前近代的な社会意識や風習の中にある非科学的・非合理的な部分について正しく理解し、予断と偏見が差別を温存し助長することのないように努めるとともに、身の回りの差別を見逃さない、許さない姿勢を持つことが強く望まれます」とありました。

先日、結婚差別や就職差別につながる個人調査や土地調査の依頼があっても調査報告をしない条例を持つ大阪府庁に行ってきました。正式には、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」といいまして、昭和60年に施行されています。同じような条例は、福岡、熊本、香川、徳島の5府県にあるとのこと。その内容は、営業届けのある興信所や探偵社業へは、結婚、就職の際に依頼されても、特

定の個人またはその親族の現在または過去の居住地が、同和地区にあるかないかについてを調査し、または報告しない、2点目は、同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所または地域が同和地区にあることの教示をしないこと。また、土地調査等を行う者へも、同じような内容で、それをしない、させないということが規定されております。違反すれば、立入検査や営業停止命令、そして罰則（懲役または罰金）まで設けてありました。これにより、調査依頼があっても、部落差別に関する事象はきっぱり断ることができているというふうなお話でありました。同和問題や人権に関する正しい理解を深め、身の回りの差別を見逃さない、許さない。みんなの力を合わせて人権同和対策に取り組んでまいりたいと思います。

最後の質問になりました。農林水産業の振興についてお伺いいたします。

宮崎県水産試験場のホームページには、県内水産業の特徴や漁業の歴史、現状や課題など、とてもわかりやすく解説されています。その現状と課題の中では、日本の水産業は、以前から指摘されているように、とり過ぎや環境の悪化などで資源の減少が進んでいることが挙げられております。沿岸部の水産資源における資源回復の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 近年の本県沿岸域の水産資源は減少傾向にありまして、沿岸漁業は厳しい経営状況にありますことから、水産資源の維持・回復を図ることが重要な課題となっております。このため本県では、魚種ごとに資源状況の調査を実施しまして、それを公表することで、漁業者に対して自主的な資源の維持管理を行うよう求めているところであります。

さらに、著しく減少している魚種につきましては、県が計画を策定し、漁業者と連携しながら、積極的な資源回復の取り組みを進めております。例えば、アマダイという魚では、漁獲量の制限、漁を禁止する期間の設定、さらには稚魚の放流などを実施しました結果、徐々に資源回復の兆しが見えてきているところであります。県といたしましては、今後とも、資源回復に向けた取り組みを積極的に推進し、将来に向けて安定した水産業の振興に努めてまいりたいと存じます。

○重松幸次郎議員 ことしもシラスウナギの不漁が報じられております。水産資源全般にわたり、資源回復の取り組みをよろしくお願いたします。

さて、平成25年度から32年度にかけての「みやざきフードビジネス振興構想」について、その「主旨」には、「国内有数の食料供給基地という強みを生かし、農林水産業、食品製造業、流通・販売業、観光産業など裾野の広い産業である「フードビジネス」を県の基幹産業として再構築し、本県の地域経済や雇用を支える成長産業とする。」とした上で、目指す姿として、マーケットが求める安全・安心な農林水産物を安定して生産・供給することとわられております。今後、本県農畜水産物の輸出促進にどう取り組んでいくのかを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農畜水産物の輸出につきましては、産地や企業、関係団体や商社等と連携をしまして、海外見本市等への参加や日本食レストラン等でのプロモーションなどの取り組みを積み重ねてまいりました。その結果、昨年度の輸出額は、過去最高の34億5,000万円となったところであります。そのような

中、今後のさらなる輸出拡大を図るためには、輸出先ごとに異なるニーズや残留農薬基準、植物検疫条件などに対応できる産地づくりが課題となっております。このため今年度、県内に輸出サポーター6名を配置しまして、輸出に対応した産地づくりを支援しているところであります。さらに来年度は、牛肉の輸出が解禁となった台湾にコーディネーターを新たに配置しますとともに、世界的な日本食ブームに対応できるよう、航空便による少量・多品目輸送の実証にも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。

みやざきブランド推進本部のパンフレットには、特徴ある商品づくり、信頼される産地づくり、安定的な取引づくり、また健康に着目した取り組み、環境に着目した取り組みというコンセプトで、新たな魅力と価値を生み出すブランド戦略としております。今後のみやざきブランド確立に向けた取り組みについて、知事にお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） みやざきブランド対策につきましても、厳しい地域間競争の中で、大消費地から遠い本県の農畜水産物が国内外から支持され、信頼されることを目指しまして、生産者、関係機関・団体等と連携しながら、30年の長きにわたって取り組んできたところであります。その結果、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」や肉牛日本一の宮崎牛、さらには宮崎キャビアといったトップブランドの商品を創出するなど、大きな手応えを感じているところであります。昨日も、昨年全国の和牛能力共進会の現場で御尽力をいただきました、県内各地の若手の技術員を招いての慰労会が行われたところで

ありますが、24時間365日、こうした現場の努力により、この宮崎牛ブランドが支えられているのだということを改めて実感したとともに、生産に割くそのエネルギーと同じように、それを売っていく努力というものが必要であり、そのことによりブランドが実を結ぶということを、改めて実感したところであります。

このみやざきブランドの最近の動きとしましては、昨年12月、ピーマンでは全国初となります栄養機能食品として、「みやざきビタミンピーマン」を販売したところであります。「日本のひなた宮崎」の産品は、健康や美容にも役立つということもあわせてPRできるようになったところであります。今後は、安全・安心を求める消費者ニーズも十分に踏まえながら、良質な商品づくりや積極的なPRに努め、さらなるみやざきブランドの確立に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。本県産業を支える基幹産業でございます。そしてまた、若者の仕事定着についても御尽力賜りますようお願いいたします。

その上で、卒業のシーズンを迎えました。こどももまた多くの若者が県外へ出ていきます。私もそうでしたように、一度は宮崎を離れて都会生活を経験するのもいいのではないのでしょうか。

ここで、公明党の離島振興対策本部長である遠山清彦衆議院議員の話を紹介いたします。島根県に、本州から約60キロ離れた日本海に浮かぶ隠岐諸島、その中心に位置する小さな島に、人口約2,400人の海士町があります。知事も昨年、このお話をされました。コンビニもショッピングセンターもない。「ないものはない」というキャッチフレーズの町であります。今は

県外から進学を目指して集まってくる島留学で有名になった隠岐島前高等学校があります。この島の山内町長と遠山さんとの会話の中で、「私の町では、機会あるごとに、「ふるさと」の歌を、大人たちが手をつないで歌います。「うさぎ追いし かの山 こぶな釣りし かの川」のあの「ふるさと」であります。この歌の3番、「こころざしをはたして いつの日にか帰らん」の「はたして」の「て」の文字を「に」に変えて歌っているんです。「はたして」というと、どうも、成功して退職して、いつの日か帰ってくるイメージでありますけれども、島を離れた若者が力を身につけて、島の発展のために志を果たしに、果たしに帰ってきてほしいとの願いを込めて歌っている」というお話でございました。宮崎県の若者にも、元気で行ってらっしゃい、郷土の発展のために志を果たしに帰ってきてほしいと願いながら、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時7分散会

3月2日（金）

平成 30 年 3 月 2 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
監査事務局長	奥野信利
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本征明

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕（拍手） 河野知事は、昨年12月10日に開催されました第31回青島太平洋マラソンにおきまして、見事フルマラソン42.195キロを完走されました。フルマラソンを完走するというのは、並大抵のことではありません。乗りや勢いで完走できるような距離ではありません。トレーニングを継続し、何時間も走り続ける体力と、苦しみや痛みにも耐え得る精神力、つまり心の持久力を養うことが必要です。知事は、公務、政務が激務な中、恐らく十分なトレーニング時間が確保できないままスタートラインに立たれ、その不安な気持ちを押し殺しながらも、それでもみずから走る姿で県民を鼓舞されたタフな知事の姿、その覚悟には敬意を表するものであります。その体を張って宮崎を引っ張っていかうとする姿で、見事な精神力と覚悟が答弁にも反映されますように願ひまして、質問に入らせていただきます。

通告しておりました質問項目に従って質問してまいります。順番のほうを若干入れかえております。その内容を踏まえて御答弁いただければと思います。

まず、知事の政治姿勢に関して、人材育成・確保策についてお伺いしてまいります。

平成30年度当初予算の3つの重点施策の1番目に掲げられました「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」についてであります。本県は、介護、看護、製造業、建設・建築業、農業、運送業などなど、各分野での人材の不足が顕著となっております。即効性のある対策が喫緊の課題であるため、人材育成・確保が知事の重点施策の筆頭に挙げられた理由だと思われま。では、どのような政策をもって課題解決に取り組まれていくのかを伺います。

また、知事は、ことしの1月13日に開催された自衛隊宮崎地方協力本部63周年記念式典におきまして、「自衛隊の若年定年制や任期制で退役された方が、地域における人材不足や危機対応能力の強化、ひいては地域の活力に結びつく可能性があることに着目し、その仕組みづくりを強化する」と述べられております。知事は、大海原に泳ぎ出したサケが大きく成長してふるさとの川に戻ってくるイメージと、自衛官として成長し、退職された後にふるさとに戻って地域に貢献する姿を重ねて、「サケの川上り作戦」とまでネーミングされて人材確保に取り組まれる旨の発言をされております。では実際、どのようなプランを知事はお考えなのか、あわせてお答えください。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

本格的な人口減少社会が到来する中で、地域や本県産業の振興を図るためには、県内はもとより県外からの人材の確保、これも重要であると考えております。このため、産学官が連携して進めていく取り組みを体系的に取りまとめました「産業人財育成・確保のための取組指

針」を策定し、県外人材の確保についても積極的に展開していくこととしたところであります。具体的には、引き続き、県外での企業説明会の開催等を行うとともに、今議会に予算をお願いしておりますが、新たな緊急対策等として、県外人材の掘り起こしを行うコーディネーターの設置や、SNS等の活用による効果的な情報提供の仕組みづくりなどに取り組みたいと考えております。

また、お話にありました「サケの川上り作戦」であります。これは若年層の県外流出に対する懸念というのが広がる中で、今御説明いただきました、本県の人材というものが外の環境の中で武者修行し大きく育ってくる、そういう人材というものを積極活用するという発想があってもよいのではないかと、特に自衛隊においては、危機管理、防災対応ということでのさまざまな自治体、それから企業での採用というのが広がっております。そのようなことを捉えて、そのような話をしたわけでございますが、県外で活躍してきた方々のスキルを、改めて県内さまざまな分野の振興に生かしていくことは、重要な視点であると考えております。宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターや同窓会組織等を活用しながら、県外人材のUIJターンの促進についてもしっかりと進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○凶師博規議員 続いて、同じく人材育成・確保策について、今度は福祉保健部長にお伺いいたします。通告している質問の前に、基本的なところを押さえさせていただきたいんですが、現在、県内の看護師は不足しており、確保策が急務であるという認識をまずお持ちか否か、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県内の医療機

関等からは、夜勤可能な看護職員や育児休業等の代替看護職員の確保が困難な状況もあると聞いておりますので、看護職員の安定的な確保は重要な課題であると認識しております。

○凶師博規議員 部長と共通認識を持っておられるという観点から、私も質問させていただきます。私は現在、公務の合間に児湯准看護学校で精神保健学の非常勤講師をさせていただいております。その生徒たちから相談がありました。内容は、現在、宮崎県には准看護学校を卒業後に進学できる昼間の2年課程の看護学校がなく、正看護師の資格を取得するには、夜間の3年課程の看護学校に行くか、3年課程の全日制の看護学校に再入学し一から学び直すか、県外の昼間の看護学校に行くかの選択肢しかないそうです。

県内には6つの准看護学校があり、毎年250名から300名の卒業生がいます。このうち、現在は、社会人を経験し、転職のためやスキルアップのために准看護学校に来たり、また来られる際には、実は御家庭があったり、お子さんを育てられている学生さんも多くいらっしゃいます。以前は、その方々が2年課程の昼間の看護学校に行けていました。県立日南高等看護学校や県立延岡高等看護学校には、全日制2年のコースがあり、正看護師の資格が2年で取れたわけなんです。現在は、その県立のコースがありませんし、民間の看護学校にもそのコースはありません。

私は、児湯准看護学校だけではなく、ほかの学校の教務主任の先生方からも意見を聞きました。そうすると、昼間に通える2年の養成課程があれば、現在の卒業生の半分以上はその進路を選択するだろう、また、特に延岡や日向の看護学生は、2年、昼間学べるコースを求め

て、福岡や熊本の県外の学校に行っているという現実の声も寄せられました。

准看護学校の卒業生の多くは県内就職をしてくれていますが、やはり正看護師の資格を取り収入をふやしたいし、1年でも早く正看が取れることを望んでいます。看護師育成・確保のためにも、医師会等と連携し、全日制2年課程の高等看護学校を県として再設置すべきだと考えますが、福祉保健部長、お考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県内の准看護師養成所を卒業し、准看護師免許を取得した方々の多くは、県内の医療機関等に就職をしていますことから、看護師免許の取得を希望する場合は、昼間は働きながら、県内に3校ある医師会立の夜間の養成所への進学や、あるいは通信教育の受講により看護師を目指されているというふうに向っております。

県としましては、准看護師がより専門的な知識・技術を持つ看護師を目指すことは望ましいことですが、お尋ねの昼間2年課程につきましては、現状では、講師や実習施設の確保等の課題もありますので、まずは、准看護師の進学ニーズの現状等について、関係機関や養成所等との情報交換を行ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 ぜひその調査を行っていただき、やはりお子さんを育てながら、家庭を守りながらの学生さんも多い、少しでも子供という時間、家庭で過ごす時間の確保のためにも、2年課程の昼間のコースをぜひ再設置していただきたいと思います。

続きまして、障がい者の就労及び雇用実態について伺ってまいります。

全国的に、一般就労が難しい障がい者の方々

が働く就労継続支援A型事業所で、突然の大量解雇が相次いでいます。昨年、愛知県では、経営に行き詰まった同系列2カ所の事業所が閉鎖、69人の障がい者が解雇に、また岡山県では、A型事業所7カ所が一斉に閉鎖、障がい者283人と職員66人が解雇されるという事態が発生しております。埼玉県でも53人、広島県でも112人が解雇されるなど、本県でもこのような経営困難に陥って突然解雇されるような事例が出ないか気がかりであります。

そもそもA型事業所は、国の特定求職者雇用開発助成金が1人当たり最大240万円支給され、これをハード面の整備に充てたり、ほかにも国から、また地方公共団体からも、1人当たり1日につき5,840円が支給されることになっております。そして、原則、それら給付金は事業所の経費にしか充てられず、利用者の賃金には使えないのですが、経営困難などを理由に、給付金の一部を賃金の支払いに回している事業所もあります。

厚生労働省は省令を改正し、事業の収益から、利用者、障がい者への賃金捻出の徹底を求め、給付金からの賃金支払いを禁止しました。この厳格化が事業所経営を圧迫していることも事実であります。ゆえに行政指導のあり方が問われているところでもあります。それではまず、県内の就労継続支援A型事業所の数とその主な業態、そして雇用者の推移が近年どうなっておるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 利用者と雇用契約を結ぶことで、最低賃金以上が保障される就労継続支援A型事業所の数でございますが、平成23年度末の11事業所から平成28年度末で52事業所と、5年間で41事業所増加し、約4.7倍になっております。

利用者数につきましても、平成23年度末の245人から平成28年度末で802人と、5年間で557人増加し、約3.3倍になっております。

また、A型事業所が取り組んでいる主な業態・業種でございますけれども、レストランやカフェの経営、弁当やケーキの販売などの飲食サービスが最も多く、次いで、清掃、リネンの順となっております。

○図師博規議員 事業所数や雇用者数がふえているのは喜ばしいことではありますが、それでは、その経営実態であります。

次に、A型事業所の経営がどうなっているのか。先ほども申し述べましたが、国が厳格化を求めた給付金を賃金に充当してはいけないのに、している事業所がどれほどあるのか、また相対的にA型事業所の経営状況がどうなっているのか把握されていますでしょうか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 利用者の賃金につきましては、原則として、各事業所での生産活動等による収益によって支払われることとなりますが、一部の事業所においては、この生産活動等による収益では足りずに、事業所の運営経費として支給される報酬の一部を賃金の原資としているところが、議員からお話がありましたとおり、全国的な課題となっているところであります。

このため、国からA型事業所の経営実態を把握するよう指導がありまして、昨年、事業所を所管する県及び宮崎市において調査を実施したところであります。調査の結果、報酬の一部を賃金の原資としている事業所が、調査対象の49事業所のうち、32事業所となっております。これらの事業所には、経営改善計画の提出を求め、経営の改善に向けた取り組みを指導しているところ

であります。

○図師博規議員 調査対象49のうち、32が既に国からの厳格化の対象になってしまっておるとい現状です。ただ、それが全てそのまま経営困難であったり、事業所の閉鎖につながるということではないと思われませんが、現場の声を聞きながら適正な指導をお願いします。

それでは、続きまして、障がい者の雇用、特にまた就労継続支援の事業に直結するであろう障害者優先調達推進法、いわゆるハートフル法についてお伺いいたします。このハートフル法は、国及び地方公共団体が、障がい者がかかわる製品やサービスを優先的に購入するように義務づけた法律で、毎年度、障がい者就労施設などからの物品購入などの調達方法を作成し、年度ごとにその実績を公表することが義務づけられております。そこで、ハートフル法施行後、県及び市町村の発注状況とその推移、そして主な発注・調達内容をお答えください。福祉保健部長。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県の障害者就労施設等への物品等の発注実績でございますが、この障害者優先調達推進法が施行される前年度の平成24年度では6,740万円となっており、直近の平成28年度は1億191万円で51%の増額となっております。平成28年度実績の主なものがございますが、一般競争入札でのリネン関係の業務発注が8,735万円、その他は随意契約によるもので、清掃関係の発注が524万円、印刷の発注が470万円、その他物品購入が455万円などとなっております。

市町村につきましては、平成28年度で5,036万円となっており、主なものは、清掃関係の発注が2,737万円、印刷の発注が553万円、その他物品購入が936万円などとなっております。今後と

も、障害者就労施設等に対する物品等の発注拡大に向けて、県の関係機関並びに市町村に対して、協力を依頼してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 確かに、ハートフル法施行後、県の発注額は伸びておりますが、答弁にもありましたとおり、一般入札での落札により受注されているところもあります。これはハートフル法にのっとっての受注なのかというのは、非常に悩ましいところでもありますが、より積極的に発注や購入を心がけていただきたいと思っております。各県の内容を見てもみますと、大きな開きがあります。宮崎はそれでも発注額としては真ん中程度ではありますが、まだまだ工夫すれば協働できるところがあるかと思っております。

次に、企業です。今度は企業側に一定の障がい者雇用を義務づける障害者雇用促進法が改正され、この4月から法定雇用率が2%から2.2%に引き上げられます。そして、今までは、身体障がい者、知的障がい者が法定雇用率の算定対象であったんですが、これからは精神障がい者がこれに加わります。

民間会社の調べによりますと、この法定雇用率の引き上げを「知らない」と回答した企業は約40%、さらに精神障がい者が追加されることを「知らない」と回答した企業は約50%にも上っています。そこで、本県では、障害者雇用促進法の改正内容をどのように企業側に周知し、その結果、精神障がい者の雇用がどのような実態として推移しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 法定雇用率算定見直しの周知につきましては、国においては、昨年5月の報道発表やホームページでの広報に加え、今後、経済団体等を通じた企業等へ

の周知にも取り組むこととしております。県におきましては、昨年9月の障がい者雇用支援月間を初め、障がい者雇用促進セミナーや障害者就業・生活支援センターの活動等を通じて、その周知に努めているところでございます。

また、精神障がい者の雇用につきましては、平成28年度のハローワークを通じた就職件数が508人、障がい種別の中で最も多くなっており、就業を継続している数も、平成23年度末の478人が平成28年度末では1,276人となっております。5年間で約2.7倍になっております。主な就職先としては、医療機関や介護施設などの福祉関係施設への就職が半数を超え、次いで小売店や飲食店が多くなっております。県では、今回の法改正を好機と捉えて、関係機関とも連携を図りながら、精神障がい者の雇用促進につなげていきたいと考えております。

○図師博規議員 数字は伸びております。あとは、特に精神障がい者というのは、その障がい者の特性を踏まえて、いかに継続していただくかということがポイントとなろうかと思っておりますので、ぜひ、きめ細やかな現場との連携をお願いいたします。

続きまして、教育関係の質問に入らせていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正時に位置づけられました学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクール設置について伺います。

先日、高鍋町で開催されたコミュニティ・スクール合同研修会に、私の所属するライオンズクラブのメンバーと参加してまいりました。このコミュニティ・スクールとは、学校と家庭・地域との双方向の関係構築を目指すもので、学校や地域が抱えるさまざまな課題に対して社会総がかりで対応し、共有した目標に向かって、

対等な立場でともに働く、そして汗を流すということを具体的にしていくものであります。言葉での説明ではなかなかわかりにくい部分もありますので、現在、県内で取り組まれているコミュニティ・スクールの具体的な内容、そして成果について、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等の意見を学校運営に取り入れ、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進するための仕組みとして、制度化されたものであります。本県の小中学校におきましては、92校でコミュニティ・スクールが設置されております。これは県内全小中学校の約25%に当たりまして、全国の小中学校等の設置率約12%に比べ、高い状況にあります。一方、高等学校や特別支援学校につきましては、全国でも設置率は低く、本県においては、現在、設置には至っておりません。

コミュニティ・スクール設置の成果としましては、地域住民等が教育活動に積極的に参画したり、学校とともに課題の対応策を考えたりするなど、地域と一体となった学校運営を円滑に行うことができるようになったとの声が寄せられているところでございます。

○図師博規議員 これまでは、今答弁にもありましたとおり、コミュニティ・スクールという事業は、小学校、中学校が中心ではありましたが、ただ、本年度から3カ年間は、高等学校や特別支援学校への導入も進める計画が打ち出されています。今後、このコミュニティ・スクールの展開していくのか、また、特に高等学校や特別支援学校とどのように連携を図っていくお考えであるのか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） コミュニティ・スク

ールの制度を定めております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が昨年3月に改正され、その設置が努力義務化されましたことを受けて、現在、本県におきましても、小中学校への設置を検討している市町村が広がりつつあります。県としましては、全ての市町村を対象に、コミュニティ・スクールの意義や仕組み、運営の方法等についての研修会を開催したり、国からの情報を速やかに提供したりするなどの支援を行っているところであります。

一方、高等学校や特別支援学校につきましては、小中学校に比べて通学範囲が広域であることなどから、コミュニティ・スクール設置については難しさがありますが、学校と地域とのつながりの強化は重要でありますので、今後、地域とのさらなる連携に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 このコミュニティ・スクール事業に取り組むことにより、授業数や部活動の時間が減るのではないかという声も聞かれることがあります。地域の中で子供たちが活動することにより、地域の方々から褒められ、また評価されることにより自信がつき、自己評価が上がり、部活動でも地元代表であるという意識が向上し、学力や部活動大会の成績もよくなっているという先進地のデータが既にあります。

また、昨年、宮崎市と国富町、綾町の首長と教育関係者でつくる本庄高校存続を求める「本庄高校魅力化推進協議会」から出された要望書の中には、学校の課題の解決や特色づくりを地域一体で目指すコミュニティ・スクール事業に取り組むということが織り込まれています。ぜひ本庄高校と地元自治体を県が支援し、成果を上げていただきたい。

そして、都農町では、既に平成21年から都農

町ふるさと連携推進協議会が発足しており、小・中・高校生が合同で行う町内クリーン大作戦や、都農高校生を対象とした町内のインターンシップ制度、また、ふるさとの花名所づくり植樹活動など、町民と一体となった活動が起こっております。これはまさにコミュニティ・スクール事業のモデルとなる活動でありますので、本庄高校同様、都農高校への支援のほうも大いに期待するところであります。

それでは、ここで再び知事の政治姿勢について伺ってまいります。知事は、昨年12月2日午後7時から開催された木城町比木神社の神事に、御家族とともに参加していただきました。プライベートの参拝にもかかわらず、祭典にも参加していただき、せんぐまきまでも手伝っていただいたことは、神社関係者だけではなく、見学に来られていた方々も大変喜ばれていたところです。そのとき奉納された勇壮な高鍋神楽の舞を、知事は今も覚えていらっしゃると思います。その途中で披露された木城魂龍太鼓や子供神楽で、一生懸命にばちを振りおろし、また緊張し震えながらも舞を踊り続ける子供たち、小・中・高校生の姿を今も覚えていらっしゃると思います。

木城ではありませんが、今度は、新富町新田神社でも2月17日に神事が行われ、ヤマタノオロチ伝説に基づいた、太さ30センチのわら綱を大蛇に見立てて真剣でばさっと切り落とす「蛇切り」を含む新田神楽が奉納されました。ここでも新田神楽保存会の方々为中心となり、地元の学校と連携し、学校の授業の中に神楽を取り入れ、地域の歴史や伝統文化継承のとうとさを子供たちに伝えています。

さらに、毎年8月1日に行われる都農の一の宮神社夏祭りにおいては、都農高校が学校の行

事として取り組んでいるんですけれども、一の宮神社から重い重いみこしや太鼓台を担いで街を練り歩きます。高校生だけじゃないんです。保護者の方も、学校の先生も一緒になって練り歩くという大役を担っています。

このように、伝統文化を体当たりで学ぶことで、その地域に対する使命感や地域の中での存在感が見出せるのです。もし地域に学校がなくなれば、遠方まで通学を余儀なくされ、通学時間が長くなればなるほど、地域で過ごす時間が少なくなり、家族や文化と過ごす時間を奪うこととなります。特に高校は、人生の進路を決める大切な3年間です。その3年間の中で、勉学はもちろんですが、地域の伝統や文化を体感し、ふるさとへの愛着を持ってもらうことで、卒業後、地元に残るか、また、たとえ県外での生活を選んだとしても、いずれ地元に戻ってくる揺るがない動機づけができると思います。そこで、知事に伺います。地域における、小学校、中学校、そして高校の役割をどのように認識していらっしゃるのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 学校は、子供たちの豊かな学びと成長を保障する場であります。また、今お話にありました神楽や祭り、そういったものを通じて、地域への愛着や誇りを育みながら、将来を担う子供たちを育成する、大変大切な役割を果たしているものと考えております。また、学校は地域コミュニティーの拠点の一つでもあります。地域振興を担う人材の育成や、ふるさとの活性化等に貢献する、そういった大変重要な役割を果たしているものと考えております。

○図師博規議員 今の知事の御所見を踏まえた上で、次の質問に入ります。先日発表されました、平成30年度県立高校の入試志願者数の状

況、その内容について、主な傾向と全日制で倍率が高かったところ、また低かったところ、それらについて御説明を教育長に求めます。

○教育長（四本 孝君） 平成30年度の県立高等学校一般入学者選抜検査の志願状況につきましては、全日製の志願倍率が0.98倍、定時製の志願倍率が0.31倍となっております。また、全日制35校のうち、学校全体の志願倍率が1倍を割り込んだ学校は18校、学科コースでは、全106学科5コースのうち、45学科4コースであります。

倍率が高かった学科は、順に、都城西高校フロンティア科2.09倍、宮崎西高校理数科2.09倍、宮崎大宮高校文科情報科1.98倍であり、低かった学科は、福島高校普通科0.04倍、高千穂高校生産流通科0.33倍、日南振徳高校商業科0.49倍であります。なお、福島高校につきましては、先に連携型中高一貫校である串間中学校を対象とした連携型入学者選抜を実施しているため、特に倍率が低くなっております。

○図師博規議員 それでは、一般入試後行われる2次募集で、今言われた数字なり倍率は変動することがもちろんあるわけですが、現時点で県が示します1学年の学級数4～8学級、いわゆる適正規模に満たない学校もしくは超えてしまう学校がどれほどあるのか、教えてください。

○教育長（四本 孝君） 現行の県立高等学校教育整備計画では、国の基準であります1学級40人を基本として、1学年の適正規模を4学級から8学級としております。適正規模の下限であります4学級において、1学年の適正規模を満たすための人数だけを単純計算しますと、数値上は、最終的には2次募集も含めまして、120人を超えることとなります。

現時点での県立高校入試の志願状況において、推薦入試内定者と一般入試志願者の合計がこの120人を超えていない学校は、都農高校、宮崎海洋高校、飯野高校、高城高校、福島高校、高千穂高校、本庄高校、日南高校の8校となっております。一方、適正規模の上限である8学級を超える学校は、宮崎大宮高校、宮崎南高校、宮崎西高校の3校となっております。

○図師博規議員 るる説明がございました。

それでは、少し角度を変えます。次に、教育長の諮問機関に宮崎県学校教育改革推進協議会がありますが、まず、この協議会の役割や位置づけ、そして本年度の協議内容において、少子化等の対応について協議されたとも聞いておりますが、その協議会の内容について御説明ください。

○教育長（四本 孝君） 学校教育改革推進協議会は、本県教育における中長期的な課題に対して御意見をいただくために設置された、県教育委員会の私的諮問機関であります。本協議会は、学識経験者や行政関係者、教育関係者等から構成されております。協議会本体のほか、地区別協議会や専門部会を設置し、さまざまな分野の皆様から幅広い御意見を聴取する体制をとっております。

本年度は、「今後の高等学校教育改革」をテーマに、「多様な生徒への対応」や「入学者選抜制度の在り方」など、5つの柱について御協議をいただきました。その柱の1つである「少子化等に伴う生徒数減少への対応」につきましては、「1学年の学級数の適正規模の在り方」、それから「1学級の定員40人の在り方」の2つの協議項目について御意見をいただいたところであります。

○図師博規議員 答弁にありましたが、協議さ

れた「少子化等に伴う生徒数減少への対応」についての中での「1学年の学級数の適正規模（4～8学級）の在り方について」の項目で出された主な意見を教えてください。教育長。

○教育長（四本 孝君） 1学年の学級数の適正規模につきましては、子供たちにとってよりよい教育環境を提供するために、現在の4学級から8学級とする考え方は必要であるといった御意見をいただいております。

また、適正規模未満の学校でも、ICTを使った遠隔授業の研究を実施し、小規模化した近隣の高校同士の連携などにより、教育の質を確保することで、よい教育サービスが提供できれば、学校を維持できるのではないかといった御意見や、地元の小規模な県立高校の存続のために、地元市町村が財政的な支援を含めたバックアップをすることなど、今後は県立高校も地元市町村との連携や支援が欠かせないといった御意見、学校間の格差が生じにくくなるような施策とあわせて、適正規模のあり方を考える必要があるといった御意見などをいただいております。

○図師博規議員 私の手元にはそのときの報告書があります。それを全て読み上げるにはとても時間がありませんが、後ほどまたその答弁については言及したいと思います。

続きまして、同じく「1学級の定員40人の在り方について」の項目ではどのような意見が出されたのか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 1学級の定員のあり方につきましては、中学生の多様な進路の選択肢を広く保つ意味で、1学級の定員を減らしてでも現在の学校・学科は維持してほしいといった御意見をいただいております。これは主に、1学科1学級が多い職業学科に対していただい

た御意見であります。また、県内の小中学校では、1学級40人未満で運営されているケースも多いことから、高校の1学級40人という基準を見直してはどうかといった御意見などをいただいております。

このような意見を踏まえ、1学級の定員のあり方につきましては、国の基準を踏まえながら、地域における学びの保障に十分配慮し、可能な限り柔軟な対応を検討することが求められるといった提言をいただいております。

○図師博規議員 これら協議会から出された答申を受けて——これは教育長の私的な諮問機関であるとともに、教育委員会にも答申をする機関であります。それでは、その報告書を受け、今後、県教育委員会はどのように内容を生かしていくのか、再度、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 今回、学校教育改革推進協議会からいただきましたさまざまな御意見を参考にしながら、現在、県立高等学校教育整備計画の後期実施計画の策定を進めているところであります。今後、県教育委員会といたしましては、後期実施計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 協議会の意見を参考に、高等学校教育整備計画後期実施計画を進めていくということではありますが、学級数の適正規模に関しましては、この報告書の中の8つの意見のうち6つまでが、4クラスから8クラスの規模を見直すべきという意見であります。また、1学級40人のあり方についても、この報告書の6つのうち5つの意見で、定員を見直すべきとの意見が出されておりますので、これら多数意見が反映される後期計画の推進となるか、しっかりと注視していきたいと思っております。

ここで、再確認をしておきたい内容がありま

す。私は今まで、入学者数が募集定員を大きく下回ると教職員数が減らされることになり、その減らされた分を県単独で予算化しないと小規模校の存続ができなくなると考えていました。教育長に伺いますが、入学者が募集定員を大きく下回った場合、国から交付税措置される内容にどれほどの影響があるのでしょうか、御説明ください。

○教育長（四本 孝君） 普通交付税の基礎となります基準財政需要額のうち、高等学校に係るものは、教職員数及び生徒数をもとに算定されます。このうち、人件費など教職員数をもととするものは、各学年の入学時の募集定員を合計した収容定員に応じて算出される教職員数を用いて算定されますことから、入学者の数が募集定員を下回ったとしても、教職員数をもとにした普通交付税の算定には影響ありません。

○図師博規議員 つまり、実際の入学者数ではなく、募集定員数を減らさない限り、国からの財政措置は減額されることなく、県の持ち出しも必要ないということです。それであれば、改革協議会の提言にもあるように、1学級が40人未満であっても、少子化を逆手にとり、少人数できめ細やかな指導をし、小規模校ならではのよさを生かした学校づくりを目指すべきです。

今回、都農高校の一般入試志願者数と推薦入試を合わせた数は81人でした。そして、去年は2次募集の志願者数が15人で、ことしも同数くらいの志願者数が見込まれることから、来年度も100人程度の入学者は期待できます。都農高校は一時期、61人まで入学者数が落ち込んだこともありましたが、そこから今の校長先生が赴任され、総合学科の魅力を最大限に生かしつつ、都農町が通学費や検定試験料などを支援することなどの努力が実を結び、入学者数が今、V字

回復をしております。

校長先生は言われました。「私は学校政策課から赴任した校長だったので、来たときには、行政側からも地域からも「都農高校を整理するため、なくすために来たんだろう」と言われた。冷たい言葉だった。それでも私は、生徒のために、生徒が地域で生き抜く力をつけてもらうためだけに力を注いだ。すると、次第に学校の先生方や地域の住民の方々が呼応してくれ、今の都農高校を築き上げてきたのだ」と。

私の手元に保護者からの手紙があります。都農高校にお子さんを通わせている保護者のお手紙です。途中省略しながら読ませていただきます。「図師議員の県政便りを拝見し、どうしても気持ちを伝えたく、文章にしたためました。今の都農高校は5年ほど前からすると大きく変わりました。私だけではなく、地元のみんが感じていることだと思えます。生徒からの元気のいい挨拶があり、そして帰宅途中でしょうか、駅に向かう途中にごみを拾いながら帰る姿など、とてもすがすがしい生徒がたくさんいます。（中略）都農町から通学費などの支援をいただくのはありがたいと思えますが、それだけでは絶対に受験する生徒はふえません。受験する生徒がふえた理由の一番は、一生懸命に頑張っている先生方がおられ、それに影響を受けた生徒みんなが心温まる学校をつくり、それを親が感じ取り、子供たちや親の間で口コミで、いい高校、いい学校だと広がっているから受験生が多くなっている、それが本当の理由です。学校がなくなると地元の元気がなくなるからという理由だけではなく、子供たちを見守って育ててくれるすばらしい学校がなくなる、これが悲しいのです。どうかぜひ都農高校が残るよう、何とか頑張ってください」。

このように痛いほどの都農高校への思いと先生方への感謝が込められた手紙であります。このような思いを抱かれている保護者の方々は、都農町だけではなく、串間市にも、えびの市にも、都城市高城町にも、国富町にもいらっしゃるはずですよ。

この4月に、教育長が言われました、高等学校教育整備計画の後期計画が発表されます。このままでは、その計画の中には、適正規模に満たない高校の統廃合の計画が織り込まれるはずですよ。もし織り込まれないにしても、都農高校よりも小規模な高校が存続するとするならば、今まで統廃合を進められた地域や高校のOB、そして県民からも、納得できないという声が出ることは間違いありません。

先ほど教育長の答弁にもありましたが、入学者数が定員を下回った場合でも、募集定員を維持していれば、国はそれに見合った財源措置をし、県単独での教員確保の予算は必要ありません。また、国の教育再生実行会議において、「教育がエンジンとなって「地方創生」を」との具体的な目標を挙げ、学校の力で地域を動かすことを目指しています。学校というエンジンなくして宮崎が前進することはないと考えます。地方創生のリーダーである知事に、都農高校を含む県内の小規模高等学校の存続に関しての思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 少子化に伴う生徒数の減少等によりまして、高等学校の小規模化が進みますと、いかにして教育の質を確保していくかが大きな課題になると認識をしております。このような中、都農高校につきましては、現行の高等学校教育整備計画の中期実施計画に基づき、昨年度、再編統合の方針が示され、現在、その準備が進められているところであります。

今後とも、小規模校の存続につきましては、地域の実態等を踏まえながら、本県高校生にとって、よりよい教育環境をしっかりと提供していくという視点に立って判断されるべきものと考えております。

○図師博規議員 知事の御答弁は、小規模校へ光を、そして小規模校存続のために尽力いただくという思いが込められておったと理解をしたいところでありますが、何よりも、地元、そして現場で頑張っているいらっしゃる先生方が諦めない限り、私もその代弁者として質問を続けていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 通告に基づいて一般質問を行います。

憲法9条改憲をめぐる動きは緊迫の度を高めております。自民党は、3月25日の党大会までに9条改憲の条文案を提起する構えで、ことしじゅうの国会発議に向けて動きを強めております。憲法9条が改憲されることは、国の形そのものが変わることを意味し、私たちは今、重大な岐路に立っていると思っております。自民党がどのような9条改憲の条文案を決定するかは予断をもって論ずることはできませんが、一つ明らかなことは、安倍首相が、第1項、第2項は残しつつ、自衛隊を明文で書き入れることを言明していることでもあります。

憲法9条は、日本軍国主義が引き起こしたアジア侵略戦争によって、日本国民とアジアを初めとする諸国の人々に筆舌に尽くしがたい苦難を与え、その深い深い反省の上に確立したものであります。戦後間もなく自衛隊が創設されましたが、1人の戦死者もなく、また1人の外国人も殺していないのが自衛隊であり、これは世

界に例を見ない、本当に世界に誇れるものだと私は思います。ここには憲法9条が生きており、このことは誰もが否定できないことであると思います。

第1項、第2項を残したまま、自衛隊を明文で書き入れるなら、後でつくられた法が前の法に優先する、これが法律の一般原則と言われておりますので、第2項は空文化、死文化することになります。知事の認識を伺いたいと思います。

後の質問は質問者席で行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

現在、憲法改正の議論におきまして、自衛隊の存在を憲法に位置づけるのか否か、あるいは位置づけるとすればどのように位置づけるかなど、さまざまな検討がなされているところであり、今後、国会において議論が深められるものと考えておりますが、平和主義の根幹たる9条の理念を踏まえつつ、我が国を取り巻く安全保障環境の変化なども考慮に入れながら、慎重かつ丁寧な国民的議論がなされるべきものと考えております。以上であります。[降壇]

○来住一人議員 憲法9条を9条たらしめている、つまり9条の命と言うべきは、第2項にあると思います。「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。この第2項によって、歴代の政府は、集団的自衛権は行使できないこととしてきました。このことによって、先ほど申し上げましたように、1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出してこなかったと思います。第2項が集団的自衛権を行使できない柱になっていると私は思いますけれども、知事の所見を伺いたいと思

います。

○知事(河野俊嗣君) 憲法9条第2項は、戦力の不保持と交戦権の否認を定めておりまして、第1項の戦争の放棄とあわせて、憲法の基本原理の一つであります平和主義を定めたものであります。憲法改正の議論におきましては、この9条の根底にあります平和主義という理念を大切にしながら、我が国を取り巻く安全保障環境の変化も考慮し、国会や主権者たる国民の間で、幅広い視点からの十分な議論がなされるべきものと考えております。

○来住一人議員 高村副総裁は、「今度の憲法改正は、自衛隊は違憲ではない、合憲だということに決着をつける」と、このように述べているようでございますけれども、自衛隊が違憲か合憲かが問われているのではないと思います。自衛隊に海外で無制限の武力行使を許してよいのかどうか、これが問われている。つまり、日本の若者を海外で殺す・殺されるという関係に追いやってよいのかというのが今問われていると思います。

知事は一昨年9月議会で、「憲法9条は、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を定め、憲法の基本原理の一つである平和主義を定めたものであります。憲法がまさに平和憲法と呼ばれておりますように、(中略)9条の根底にある平和主義という理念は、人類共通の財産と言うべきものであり、今後とも守られるべきものと考えております」と語られました。憲法9条に対する思いは現在も変わらないものと理解をしてよろしいかと思っておりますけれども、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 憲法9条であります。憲法の基本原理の一つである平和主義を定めたものであります。9条の根底にあります平和主

義という理念につきましては、今後とも守られるべきものであるという私の思いは変わっておりません。

○来住一人議員 さきの首相でありました福田康夫元首相や、古賀誠さん、亡くなっておられますけれども、野中広務さん、加藤紘一さんなど、要職にあった多くの方々も9条は守るべきと発言をされてまいりました。加藤紘一さんが亡くなったときに、山崎拓さんだったと思えますけれども、テレビに出られて、加藤紘一さんに「憲法9条を一切触ったらいけないのか」と聞いたら「一切触ったらだめだ」と、こう言ったということがテレビで放映されていたのを記憶しておりますけれども、私どもは、政治的立場の違いを超えて、9条を守る一点で共同して頑張っていきたいと、このように思います。今、こうした団体・個人が9条を守る3,000万人署名に取り組みられておまして、私自身も全力を尽くしてまいりたい、このように思います。

次に、平成27年4月に、日本学術会議が高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言を行っております。提言は、将来世代への責任ある行動や最終処分へ向けた立地候補地とリスク評価など、12項目から成っております。

要旨を述べますけれども、提言7では、「原発の再稼働に対する判断は、安全性の確保と地元の詳細だけでなく、発生する高レベル放射性廃棄物の保管に関する計画作成を条件とすべきである。計画をあいまいにしたままの稼働は、将来世代に対する無責任を意味する」と警告し、提言9では、「高レベル放射性廃棄物を地下300メートル以下——「以深」と書いているんです。活字で見るとわかると思うんですけれども、言葉でわからないので、「300メートル以下」と言わせてもらいますけれども——での地

層処分は、安全性をどのように評価するかが重要な課題となる。しかし、我が国は、海洋プレートが大陸プレートの下に沈み込む位置にあるため、安全性に対する懸念が払拭できない」、このように指摘をいたしております。さらに、300メートル以下では活断層の調査は困難で、また地震動が地下水の流れに影響することも最も大きな不安材料として残る、このように述べております。

日本学術会議は、御承知のように、任意団体ではなくて、法律によって組織された団体であり、日本で最も権威ある団体と言われております。全ての原発が稼働するなら、わずか6年で全ての使用済み核燃料貯蔵プールは満杯となります。プルサーマルも破綻しており、核のごみ問題は深刻な事態であります。現在稼働している原発は、新たにつくり上げられた安全神話の上で稼働しており、許せないのでありますけれども、使用済み核燃料の処分の道筋が全くないまま稼働させることは、無責任きわまりないと思っておりますけれども、知事の所見を伺いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 国は、使用済み燃料につきまして、「使用済み燃料対策に関するアクションプラン」を定め、貯蔵能力の拡大や、最終処分に向けた取り組みを着実に進めていくこととしております。こうした方針のもと、原子力発電所の再稼働も行われているものと認識しております。原子力政策につきましては、廃炉の工程における技術開発や人材の確保など、引き続き対応すべき課題もありますので、安全性の確保を大前提に、国は責任を持ってしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

○来住一人議員 これまでこの問題も何回か議

論をしてまいりました。私も前屋敷議員もしてまいりました。知事のお考えは、原発の稼働についてはやむを得ないという態度をとってこられてきたというふうに思います。今、私が申し上げましたように、日本学術会議も「将来世代に対する無責任を意味する」と、このように警告をいたしておきまして、知事を初め県の皆さん自身が、原発やそういうものに対する大変な知見はお持ちだと思いますけれども、日本学術会議以上の知見を持っているとは私は思っておりません。そういう日本学術会議自身がこうやって警告をしているという点から見ても、知事の今の御意見には、私は全く同意できないものです。

地下300メートル以下の最終処分場についても、学術会議は重大な疑義を発しております。知事は昨年9月の議会において、最終処分場受け入れの是非について判断すべき状況にない、このように答えられております。原発の稼働を容認する一方で受け入れを拒否することは、論理上できないんじゃないか、また県民自身もそのように思っていると私は思いますけれども、この点についての知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 私は、将来的には、可能な限り原発に依存しない社会を実現していくことが重要であると考えておりますが、一方で、安定的な電力供給や地球温暖化への対応等を考慮しますと、今すぐ原発をゼロにすることは、現実的には難しいと考えております。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましては、国は、対話活動等により理解の深まった地域において、約20年をかけて処分地選定調査を行うこととしており、その過程で、段階に応じて自治体の意向を確認し、反対がある

場合は、それ以上調査を進めない、そのような方針であります。現段階で、本県への調査の申し入れ等はありませんが、仮にそのような必要が生じた場合は、市町村や議会、県民の意見をお聞きした上で、慎重に対応することになるものと考えております。

○来住一人議員 慎重に対応するのは当然のことだと、このように思います。

宮崎県は現在、九州電力の株を380万5,980株保有されております。昨年6月28日に九電の株主総会が開催をされておきまして、この総会で、「原発事業は行わない」とする定款の変更を求める議案が提出されましたが、県を代表して出席した方は、この議案に反対をいたしているようです。原発事業の容認は、県民の総意ではないと思っております。さらに、保有している九電株は、知事個人のものでもなく、我々県民のものであります。こうした事実からも、県民を代表して参加しているのでありますから、少なくともこの議案には、反対すべきではなくて棄権すべきではなかったのかなど、このように思いますけれども、改めて知事の答弁を求めたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 原子力発電につきましては、国のエネルギー基本計画におきまして、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要な電源としまして位置づけられております。このことを踏まえ、九州電力は、原子力規制委員会が策定をしました新規制基準に基づく追加安全対策はもとより、災害等に対応した特別点検など、安全性の向上に努めていくこととしております。

先ほども申し上げましたとおり、原子力の活用は、安全性の確保を大前提に、国の責務として取り組むべきものでありますし、電力の安定

的な供給等を考慮しますと、直ちに九州電力が原子力発電をやめるということは、現実的には難しいものと考えております。このようなことから、この具体的な株主提案につきましては反対をしたところでありますが、九州電力には、引き続き徹底した安全性の確保に取り組んでいただきたいと考えております。

○来住一人議員 わかります。しかし、今、私が申し上げましたように、この議案に対して反対をした、それ自身が法的にどうこうという問題ではないと思います。ただ、道義上どうなのか。つまり、県民の財産である株です。その県民が持っている株の代表として参加された。その県民は、原発稼働について賛成もいらっしゃる。いや困る、稼働させてはならないという人もいらっしゃる。つまり、先ほど私が言いましたように、原発が稼働することについて、県民の総意ではないと私は思います。

そういう点から見て、知事が原発の稼働についてどのような御意見を持っていらっしゃっても、私は、これについては、少なくとも態度を保留する、つまり棄権する、それが賢明な立場ではなかったかなと、改めてこのように思います。ことしまた総会が行われると思いますけれども、その点については、改めてしっかり議論されて、対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、森林の盗伐問題について質問をいたします。この問題は、林野庁の政策とも深いかわりがあり、大変広く大きな問題であり、また、被害に遭われた方々にとっては、本当に深刻な問題であります。問題の大きさや重大さから見るなら、私の調査や認識は、言うなら入り口にも立っていないというものです。したがって、物事の解決にはほど遠いものでありますけ

れども、解決の方向に少しでも近づけるならと、こういう思いを持って質問したいと思いません。

この問題は、既に新聞・テレビなどで報道されておりますので、その概要については、知事も御承知のことと思います。本県の林業の振興や環境の保全、また治安を初め社会生活の安定など、全般にかかわる問題であると思います。まずは、この森林の盗伐問題に対する知事の姿勢について伺っておきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 森林の誤伐及び盗伐の被害に遭われた皆様に、まずは、心よりお見舞いを申し上げます。誤伐・盗伐に対しましては、伐採届を偽造し、逮捕、起訴される悪質な事案も発生しているところであり、まことに遺憾であると考えております。

本県は、伐期を迎えた森林が多く、全国に先駆けて伐採が進んでおります。森林・林業県として強い危機感を持って、これも全国に先駆けまして、市町村や警察、関係団体と連携した体制を構築し、伐採届の窓口での厳格なチェックや、合同の伐採パトロールによる監視強化等の対策に取り組んでいるところであります。

さらに、県内では、伐採事業者等で組織しますNPO法人が伐採及び搬出のガイドラインを自主的に定め、適切な伐採への取り組みも進められております。これは林野庁も注目をしている取り組みであります。県としても、これを支援していきたいと考えております。今後とも、被害者の皆様の声も真摯に受けとめ、森林所有者への注意喚起や伐採事業者への指導強化、森林境界の明確化など、的確な誤伐及び盗伐対策に使命感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○来住一人議員 それでは部長に、事務的に

聞きいたします。盗伐が疑われる相談を受け付けた年度ごとの件数、また受けた相談の処理、措置はどのようにされているのか、部長の答弁を求めます。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県及び市町村が把握しております誤伐及び盗伐が疑われる森林伐採についての相談件数でございますが、平成26年度が2件、27年度が4件、28年度が19件、29年度が1月末までに28件となるなど、急増しているところでございまして、これまでに計53件となっております。

県としましては、誤伐及び盗伐を重大な問題と捉えまして、昨年8月から、県、市町村に相談窓口を設置し、警察や森林組合等と連携強化を図りながら、情報共有や現地確認を行うとともに、相談者に対して、被害届を提出する際に必要となる書類等について助言するなど、きめ細かな対応に努めているところでございます。

○来住一人議員 警察本部長に確認します。警察が受けた平成29年中、つまり平成29年1月1日から12月31日までの森林窃盗、盗伐に関する相談の内容、その内訳について、御報告をお願いしたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 平成29年中49件の森林窃盗に関する相談を受理しておりまして、その内訳は、2件が相談継続中です。それ以外は、事件を受理して捜査中のものが6件、民事上の示談が成立したものが15件、相談時に既に時効が成立していたものが5件であり、さらに、匿名による相談、第三者からの森林窃盗に関する情報提供、法的な手続に関する問い合わせなどが計21件になります。

○来住一人議員 ありがとうございます。改めて確認しますと、相談件数49件、うち2件が継続中、残り47件が警察の仕分けでは解決と

なった。その47件の内訳は、事件として受理したのが6件、示談成立が15件、時効成立が5件、その他匿名による相談などが21件ということであります。

被害者の方々の声で多いのが、「警察はすぐ示談を勧める」、また「被害届を受理してくれない」というものであります。被害者の実利を考えて示談を勧めることもあるかもしれませんが、警察に対する信頼にかかわることであり、大変重要な問題であると思います。受理してくれないとなると、被害者は行くところがなくなり、不安は高まり、これに比例して警察への信頼がなくなります。警察本部長にお聞きしたいと思いますけれども、被害届を受理する要件というのはどのようなものなのか、説明をしていただきたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 森林窃盗罪につきましては、被害日時、境界線、被害樹木の大きな数量及び被害額の特定などを要件として必要な捜査を行い、犯罪による被害であることを明らかにした上で被害届を受理することとなります。

○来住一人議員 犯罪捜査規範というのをいただきました。今、御答弁もありましたけれども、被害の年月日、金品及び時価などを聴取して、犯罪による被害であることを明らかにした上で受理するということでもあります。

ただ、被害者には、犯罪による被害であるかどうかを捜査する能力も権限も一般にはありませんので、警察で被害相談を受けて、これを捜査して、明らかに犯罪であると確証したとき、警察から被害者に連絡をとって、被害届を提出してもらおうという手順になるのではないかと、このように思います。そうしますと、一定の時間は要しますけれども、事件性がある・なしの

連絡が被害の相談をされた方に行われるのだろうと思います。受け付けた相談を曖昧にするというのが一番よくないことでありますから。

被害を受けた方にとっての最後の頼みは、行政であり警察であります。被害者の皆さんに真に寄り添っていただきたいと思います。盗伐・窃盗が許され、曖昧にされたのでは、社会は腐敗していきます。盗伐は絶対に許さないという意志で業務に当たっておられると思いますけれども、警察としての意志を改めてお聞きしておきたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、昨年、2件3名の森林窃盗の被疑者を逮捕したところでありますが、今後も犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて、厳正に捜査してまいります。

○来住一人議員 部長にお尋ねします。伐採届の事務処理の段階で、盗伐・誤伐をチェックできる改善がどうしても必要であります。窓口は市町村であります。このことについての県の対応は、幾つか答弁されたんですけれども、改めてお聞きしたいと思いますが、どのように対応されているのでしょうか。御答弁よろしくお願ひします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 市町村による伐採届け出の審査に当たりましては、これまで、国が定めた事務処理マニュアルに基づき業務を行ってきたところでございます。県では、誤伐及び盗伐を防止するため、昨年8月に、国のマニュアルを補完するものとして、登記簿謄本や住民票による所有者の確認などを明記した、県独自の事務処理マニュアルを制定し、市町村に対して周知・指導することによって、審査業務の厳格化を図っているところでございます。各市町村においては、県のマニュアルを踏

まえ、より実態に即した審査となるよう改善を図るために、事務処理要領の制定等に取り組んでいるところでございます。

○来住一人議員 被害を受けておられる方々に対する救済というのは、制度上は難しいと思うんですけれども、その被害を受けておられる方々に対する救済や対応はどのように考えておられるのでしょうか。部長、改めて答弁をお願いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 誤伐及び盗伐の被害者に対しまして、救済として経済的な補償を行うことは、困難であると考えておりますが、被害に遭った伐採跡地への植栽の要望があります場合には、現地の状況を十分に確認し、植栽及び下刈り等の森林整備に対する補助事業を活用してもらおうなど、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 この問題の最後ですけれども、被害者の皆さんは、被害者の会を結成されて、知事に要望書を提出されております。要望書に対する回答はされることになると思いますけれども、いかがされるのでしょうか。部長の答弁をよろしくお願ひします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県としましては、宮崎県盗伐被害者の会からの要望につきまして、その内容を真摯に受けとめ、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。現在、提出された要望書にございます被害の実態調査につきましては、各林業団体が実施しているところでございまして、県では、その調査の進め方などについて、指導・助言を行っているところでございます。今後、その結果を踏まえ、関係者との意見交換も行いながら対応を検討し、3月中旬ごろをめどに文書で回答する予定にしております。

○来住一人議員 県のほうにも、また警察本部のほうにも改めてお願いしておきたいと思いますが、こうした問題に対して誠実に対応していただきますように改めてお願いいたしまして、この問題は終わりたいと思います。

次に、教育行政について質問をいたします。

まず、本県の公立小中学校、高等学校及び特別支援学校のトイレの洋式化率の平成30年4月1日の見込みについて報告を求めたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 本県の公立学校のトイレの洋式化率は、平成30年4月1日時点の見込みで、小学校が37.4%、中学校が35.9%、高等学校が28.4%、特別支援学校が83.1%であります。

○来住一人議員 教育長、改めてまた、同じく今度は空調（冷房）の設置率の平成30年4月1日の見込みについても報告をお願いします。

○教育長（四本 孝君） 本県の公立学校の教室における空調設置率は、平成30年4月1日時点の見込みで、小学校が28.5%、中学校が34.2%、高等学校が48.9%、特別支援学校が97.1%であります。

○来住一人議員 トイレの洋式化と空調設置率が、全国的に見て宮崎県はどの位置にあるか、これは教育長、知っていらっしゃるんですけども、改めて述べておきたいと思います。全国で比較できるのは、平成28年4月1日現在でありますけれども、公立小中学校の洋式化は、全国が43.3%、宮崎県は31.4%、全国42位であります。ちなみに、1位は神奈川県で58.4%であります。

空調のほうですけれども、平成29年4月1日現在、普通教室、特別教室合計で、小中学校は、全国が41.7%、宮崎県が30.3%、高等学校

は、全国は49.6%、宮崎県が48%、特別支援学校は、全国が74.5%、宮崎県は92.1%でありまして、高等学校と特別支援学校は、全国とほぼ同じか、またそれ以上に進んでいる状況です。

北海道や北日本では冷房が必要ではありませんので、空調の設置率の順位を出すのは余り意味はないというふうに思いますけれども、私が注目したのは、小中学校の宮崎県の率が30.3%で全国平均よりも11.4%も低い、さらに福島県は54.4%であることです。近くの群馬県などで最高気温を記録することはありますけれども、福島県が宮崎県よりも平均気温が高いとは考えられず、本県の設置率が余りにも低いと、このように言わなければならないと思います。

今回、2つの学校を見学させていただきました。小学校と中学校です。2校とも普通教室の空調はありませんでした。私の孫娘が通っている中学校では、1年生の校舎、2年生の校舎のトイレは、男女とも全て和式でした。3年生が入っている校舎のトイレは、男女それぞれ1つずつ洋式がありました。

学校の女性の先生からお話を聞きました。私も初めて聞いたんですが、女の子は和式のトイレを利用するときに、スカート汚す心配があるから、スカートを脱いでトイレに入るそうです。それは、小学校のときにスカートをはく機会が少ないので、スカートを手繰り上げることが余り上手にできないからだそうです。そういう点からも、とにかく早く洋式化してほしいと、このようにお話をされました。

女の子ですから、私の孫娘に聞いてみた。「脱いだスカートはどこに置くのか」と聞いたんです。「置くところがあるのか」と聞いたら、トイレの入り口のドアをあけると、少し広間、畳何畳かあって、その次に、今度はトイレ

のほうに入っていくスリッパが置いてあります。そこに脱いで置くそうです。そういう点から見れば、洋式に比べて和式は本当に不衛生であります。スカートを置くところもじかに置くというのですから、大変驚いたというのが実感でありました。

学校が災害時の避難所となることから、トイレの洋式化が大きく進もうとしています。東京都は、2020年までに、小中学校の8割のトイレを洋式化する目標を掲げております。奈良県生駒市は、2018年度までに、小学校全12校、100%洋式化するそうです。同じく奈良県橿原市では、2017年度以降、洋式化に加え、温水洗浄便座（ウォシュレット）を150基以上設置するそうです。

私の孫の学校の話に戻りますけれども、案内していただいた先生によると、夏は、2階に教室があるものですから、2階に上がる階段の途中から、とにかく熱気でむっとしてくる、それで、風のないときには授業になりませんよという訴えがありました。

学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準があります。平成21年4月1日から施行されております。これによると、教室の換気、保温などが細かく規定されております。教室内温度は10度以上30度以下が望ましいとなっております。文科省は、この「学校環境衛生基準の施行について」という通知を県教委などに発しております。公立小中学校、県立高校、特別支援学校のトイレの洋式化、空調設置の促進に関しての県教委の考え方について述べていただきたいと思っております。

○教育長（四本 孝君） トイレの洋式化や空調の設置など、児童生徒が学びやすい環境等を整えますことは重要であると考えております。

県立学校につきましては、建物の老朽化対策や長寿命化対策を優先して進めております。トイレの洋式化や空調の設置につきましても、これまで緊急性等を考慮して整備を進めてきたところであり、今後とも、継続的な整備に努めてまいりたいと考えております。

また、市町村立小中学校につきましては、市町村において検討がなされるものではありませんが、県教育委員会といたしましては、国の補助制度の周知や参考となる事例の紹介などを、研修会や担当者会議などさまざまな機会を通じて、積極的に情報提供してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 比較するのはどうかと思いますが、私たちは、こうやって快適なところで会議を開いております。こうした快適な環境を子供たちにこそ保障しなければならないのではないかと、このように私は思います。県、市町村挙げて、ぜひ努力をしていただきたいということを改めてお願いしておきたいと思っております。

都城きりしま支援学校、日向ひまわり支援学校の教室不足を解消する事業の進捗状況について、教育長の報告を求めたいと思っております。

○教育長（四本 孝君） 都城きりしま支援学校と日向ひまわり支援学校の教室不足の解消につきましては、両校とも軽量鉄骨構造の校舎増築で対応することとしており、本年度は、その基本設計と実施設計を行っております。来年度は、建築工事に着手するため、平成30年度当初予算案に工事請負費を計上しているところであります。予定では、平成31年4月からの供用開始を見込んでおります。

○来住一人議員 教室不足は本当に深刻でありますから、関係者の皆さん、大変期待をされて

いると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりましたけれども、就学援助の新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を予定している自治体が、宮崎県内、小学校で7自治体、中学校で8自治体となっております。いよいよ近く入学式があるわけですけれども、入学以前に準備金が親御さんに渡って、ランドセルを買ったり制服を買ったりすることになるわけです。まだ小学校で7自治体、中学校で8自治体にとどまっているようではありますけれども、これを拡大できないのか、教育長の所見を求めたいと思ひます。

○教育長（四本 孝君） 就学援助につきましては、学校教育法に基づき、市町村教育委員会が主体的に実施をしているところでございます。国が平成29年度から、小学校に入学する前の就学予定者に対して、新入学児童生徒学用品費等を速やかに支給できるよう交付要綱を改正しましたことから、県教育委員会では、市町村教育委員会に対して、制度の趣旨を踏まえた対応をお願いしてきたところでございます。

平成30年4月の入学前に支給を検討している市町村教育委員会も複数出てきておりますので、県教育委員会といたしましては、今後とも、新入学児童生徒学用品費等の早期支給の取り組みが進むよう、引き続き周知を行いますとともに、就学援助の充実に向け、必要な情報の提供や助言等に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 私の記憶では、一番進んでいるのが岩手県だったんじゃないかと思ひます。実際の窓口は、各市町村であったり、また学校現場だったりすると思ひますけれども、ぜひとも、全ての市町村が事前に届くように努力をし

ていただきますように、改めてお願ひいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時35分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の松村悟郎でございます。今回も遠いところ傍聴ありがとうございます。

早速質問に入ります。

先月、平昌オリンピックが終了し、今月9日からはパラリンピックが行われます。そして、2年後の2020年には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが日本で開催されます。世界中の国や地域から、多くの選手やスタッフ、メディア関係者、観客などが訪れ、大変な量の食事が消費されることになり、日本の食文化が、そして地域の魅力が世界中に発信されることとなります。本県農産物も絶好のアピールチャンスではありますが、ただ、東京オリパラでの農産物の提供にはGAP認証が必要となります。また、昨年12月に農林水産省が、GAP認証を取得した農産物の年間出荷量について初めて調査結果をまとめたところ、既に穀類と青果物の合計26品目で10万トンにも上り、全国でGAP認証の農産物の生産も始まっていると改めて感じたところであります。このように、全国の産地が食材提供に向けた準備を進めているようではありますが、東京オリパラへの本県食材の

提供についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会への県産食材の提供は、国内外への魅力発信や輸出の促進などにつながる絶好の機会であると考えております。また、大会の食材調達基準でありますGAP等の認証は、今後の国内外の取引における標準になるものと見込まれております。県産食材の未来を見据えますと、この大会を契機に、GAP認証取得の取り組みを進めていく必要があると考えております。このため本県では、昨年8月に「ひなたGAP」の認証制度を創設し、先月、県内初の認証を行うなど、生産者や品目の拡大に向けた取り組みを着実に進めているところであります。また、大会で飲食を提供する業者が来年度中に決定される見込みでありますことから、本県とのつながりの強い大手給食事業者や食品卸事業者との情報交換や、本県食材のPRを行っているところであります。今後とも、大会への食材提供の実現に向け、県内関係者と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○松村悟郎議員 ありがとうございます。本県も、他産地におくれをとることなく、このチャンスを生かして、農水産物のPRに努めていただきたいと思っております。

答弁にありました「ひなたGAP」については、県が、県内各産地において「ひなたGAP認証」の取得を推進しているところでありますが、本年2月7日には、私の地元である高鍋町

のキャベツ農家が、県内第1号となる「ひなたGAP認証」を取得いたしました。現在、高鍋町では、農畜製品のブランディングを推進するため、「安心・美味しい農産物プロジェクト」に取り組んでおり、その中で、GAPによる農産物の品質管理を指導し、農産物の評価や付加価値を高める計画を進めているところであります。このたびの第1号認証は、町の計画を具現化するための第一歩であり、今後の地域での普及・拡大を後押しするものとして、関係者は大いに喜んでおります。認証農家の方から、「認証を契機に取引先の信頼が得られ、販路拡大や経営改善につながることを期待している。チャンスがあれば、オリンピックに提供できる作物の生産にもぜひチャレンジしたい」と、実に頼もしい御意見がありました。県には、今後とも、ひなたGAP認証取得農家の育成に向けて、より一層の指導・支援に取り組んでいただき、認証取得農家に由来する本県産の食材が幅広く供給されることを大いに期待しております。

次に、ひなたGAP認証制度を活用した有利販売についてであります。東京オリパラを契機に、今後は、国内・海外流通においてもGAP認証を求める動きが加速してまいります。特に、世界市場を見据えた販売を展開するためには、GAP認証は必須アイテムであるとともに、新たな付加価値として産地間競争を勝ち抜く重要な要素の一つとなるのではないかと考えます。農家がGAP認証を取得するためには、多くの手間と苦勞を伴うわけではありますが、私は、GAP認証の取得が、取引面で販売単価に反映されるなどのメリットにつながれば、農家のモチベーションも高まり、より一層の取り組みが促進されると思うのですが、県は、ひなたGAP認証制度を活用した有利販売につながる

戦略をどう考えているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） G A Pは、安全・安心な農産物の生産によりまして、消費者の信頼を得ていく取り組みでありまして、今後、量販店等は、G A Pを前提とした取引を進めていくものと考えられます。このため、県としましては、ひなたG A P認証制度につきまして、消費者への制度の周知や、認証マークを利用した市場等へのP R、さらには、産地が一体となった団体認証取得による量販店等との取引の推進など、有利販売につながる取り組みに努めてまいります。また、海外への輸出につきましても、国際水準G A Pの取得が求められておりますため、今後、そのレベルまでステップアップできるように取り組んでまいりたいと存じます。

○松村悟郎議員 農家の努力に対する対価は、生産物の販売単価に反映されることだと思っておりますので、G A Pの実践による農家や産地の体質強化に加え、ぜひとも有利販売につながる仕組みを構築していただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、露地野菜を中心とした加工・業務用野菜の振興についてであります。近年、生活スタイルの変化により、食の外部化が進展し、加工・業務用野菜の需要は着実に伸びており、今後もその傾向は続く予測されます。私は、今後の産地においては、このような趨勢を意識し、しっかり対応できる体制づくりに取り組む必要があると思っております。しかしながら、現在の西都・児湯地域では、一ツ瀬や尾鈴地区など、畑地かんがい施設の整備・利用が進められている畑作地帯を中心に、キャベツや白菜、ホウレンソウ、大根等の露地野菜の作付が推進されて

いますが、その作付面積がほぼ横ばいの状況となっており、十分に対応できていない状況にあります。そこで、今後の加工・業務用野菜の作付拡大について、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 加工・業務用野菜につきましては、消費ニーズが高く、安定した収益が見込まれるところであります。一方、作付の拡大を図る上では、露地栽培は天候の影響を受けて生産が不安定であることや、種まき、植えつけ、収穫などの作業労力がかかって人手不足になりやすいこと、さらには、加工事業者に一定の品質の野菜を安定的に供給する必要があることなどの課題がございます。このため、県といたしましては、畑かん施設を有効活用した安定生産技術の普及や、収穫等の省力化を図る機械導入への支援を行いますとともに、地元加工業者との契約栽培を推進し、加工・業務用野菜の作付拡大を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 私も、作付拡大に向けては、加工業者などへの原料が安定的に供給されることが重要であり、そのためには、契約栽培への取り組みは有効と考えられますが、これまでの契約栽培は、数量と単価のみの契約が中心で、種子の確保から施肥・防除の栽培管理や収穫時期の決定などについては、個々の生産者の判断により実施される傾向にあったと思っております。特に、加工業者などが求める定時・定量・定質の原料供給に対して、個々の生産者では生産規模が小さいことや、収穫用の機械が調達できないことなどから、契約取引に至らない事例もあると聞いています。

このような中、西都・児湯管内の露地野菜の一部において、新たな生産方式の仕組みとし

て、農業版インテグレーションの取り組みが始まっています。その取り組みはまだ日が浅いことから、今後はその効果検証を十分に行う必要があると思っておりますが、県は、農業版インテグレーションについてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業版インテグレーションとは、中心経営体と呼ばれる農業法人や集落営農組織等が、マーケットニーズに基づき、生産から流通、そして加工までを一体的に管理していく取り組みでございます。現在、県内では、児湯地区や西諸県地区の中心経営体がこの農業版インテグレーションを構築しまして、農家と加工事業者を結びながら、農家所得の安定確保に貢献しているところでございます。こういった取り組みを推進するため、県では本年度から、意欲ある農業法人等を中心経営体として位置づけまして、産地と加工事業者のマッチングを行う地域戦略会議の開催や、省力化機械の実証支援などを実施しているところであります。今後も、関係機関と連携して、農業版インテグレーションを県内各地に広めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 私は、露地野菜の振興を図るためには、生産基盤の整備はもとより、生産物の安定販売につなげる販売力の強化も極めて重要と考えています。GAP認証取得の取り組みや、農業版インテグレーションの取り組みの拡大も、その一つと考えております。県におきましても、今後とも、これらの取り組みの拡大に向けて、御指導、御支援をお願いしたいと思います。

次に、農業大学校についてであります。

多くの産業で人材の育成・確保が課題になる中、林業の分野では、2019年の林業大学校開講

を目指して準備が進んでいます。農業の分野では、本県の農業人材育成の中核施設である農業大学校において、昭和9年の農民道場としての開設以来、教育内容や施設の再編を行いながら多くの人材を輩出してきました。一方で、農業従事者の高齢化が進み、農業人材の育成・確保は待ったなしの状況にあります。近年では、農業が将来性のある「稼げる産業」「もうかる職業」として再認識され、農業に魅力を感じる若者もふえてきているのではないかと感じており、農業大学校の入学生も増加しているとお聞きしております。そこで、近年の農業大学校入学者数と増加の理由について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業大学校の入学者数は、定員の65名に対しまして、平成27年度は54名、28年度は63名、29年度は69名と、年々増加している状況でございます。その理由としましては、まずは、職業としての農業に魅力を感じる若者の増加が背景にあると考えられます。さらには、農業大学校の職員が県内の高校を訪問しまして、特に農業系高校では教職員との情報交換を行い、学校の取り組み内容の紹介や周知を丁寧に行ってきたこと、また、農業高校の生徒や教職員等へのアンケートや聞き取りを行いまして、よりわかりやすい学科へと再編を行ったことなどによりまして、農業大学校への理解が深まり、近年の増加につながったものと考えております。

○松村悟郎議員 先月の新聞等の報道で、本県の農業大学校の学生が、プロジェクト発表・意見発表の九州大会において、全国大会出場枠5枠のうち3枠を獲得したとの話題が紹介されました。このように、最近、テレビのニュースや新聞などで、農業大学校の学生たちが頑張っ

いる姿を目に、耳にするようになりました。このことは、農業大学校が若者に魅力ある新しいチャレンジを続けているあらわれではないかと感じております。定員を上回る入学者が確保できているとの答弁でしたが、この入学者数の増加は、農業大学校における指導内容等が大きく変わったことも要因ではないかと考えます。その取り組みについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業大学校では、これまでも、時代のニーズに対応し、随時指導内容の見直しを行ってまいりましたが、最近の事例を4つほど御紹介させていただきますと、まず1点目が、農業経験の有無にかかわらず、わかりやすく学習できるように、1年生の前期に総合学習を行いまして、後期から専攻ごとの学習に移行する体制としたこと。2点目が、先進的な企業や農業法人などの経営者による講義や演習など、農業をビジネスの視点で捉えた教育を取り入れたこと。3点目が、農業関連事業者と連携し、ICTや最先端の農業機械を活用した農業生産など、農業の将来を見据えた取り組みを行ったこと。そして4点目が、学生による模擬会社の設立や、常設の販売スペースを活用した経営体験等に取り組んだことなどがございます。より実践的な学習内容になるように、現在も努めているところでございます。

○松村悟郎議員 農業従事者の高齢化がますます進む中でございます。新たな農業の担い手を将来にわたり安定して育成していくことが重要であり、農業大学校は、引き続きその中心的な役割を担っていただく必要があります。農業に夢を抱いて入学した学生たちは、農業大学校で学び、育ち、卒業後には農業を担い支える人材として県内各地域で活躍されていることと思

いますが、卒業生の進路について農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業大学校の卒業生は、年によって多少の変動はございますが、8割以上が県内に就職している状況でございます。その進路につきましては、近年、農業に従事する方が約6割と最も多く、そのうち、即戦力の人材として求人が増加している農業法人等に就農する方が7割程度を占めております。また、そのほかの方も、農業大学校での学びを生かしまして、そのほとんどがJA等の農業関係団体や食品・農業資材関連産業に就職しております。なお、明日、卒業式を迎えます本年度の卒業生につきましては、自営や法人就農など農業に従事する方が、全体の61%に当たる35名、それから、農業関係団体等へ就職する方が、35%に当たる20名、さらに、4年制大学への編入による進学をされる方が、4%に当たる2名となっているところであります。

○松村悟郎議員 答弁にありましたような取り組みにより、農業大学校の魅力が増し、入学を目指す若者がふえていくこと、これは本当に喜ばしいことだと思います。ただ、農業大学校で受け入れられる学生数には限りがあります。その結果として、残念ながら、農業大学校への入学がかなわない方もいらっしゃいます。中には、実家が農業を営んでおり、その後継者として農業高校に進み、高校卒業後も引き続き農業を学びたいという若者もおられると思います。入学希望者がふえる中において、より多くの優秀な人材を確保し、育てるためには、さらなる教育内容の改善に加えて、入学定員の見直しについても、将来に向けては検討する必要があるのではないかと思います。農業大学校では、農業の将来を担う若者の確保に向けてどのように

取り組むのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 平成30年度の入学試験につきましては、定員65名に対して95名の方が受験されまして、そのうち合格者が71名、不合格者が24名となったところであります。担い手対策を進めております中で、こういった入学できない若者がいるということは、大変もったいないことをごさいます。農業大学校では、定員を若干オーバーしてでも対応できる範囲内で合格者を出しているところがございます。入学定員の見直しにつきましては、施設や受け入れ体制の問題もありますので、今後の志願者の動向を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 これだけ若い方が農業を目指していただく。こんなチャンスはないと思います。このチャンスを生かして、引き続き大学校を前に進めていただきたいと思います。児湯地域には、農業大学校と高鍋農業高校があります。本県の中心的な農業人材育成の拠点でもあります。引き続き、大学校と高等学校、高大連携を密にして、優秀な人材を可能な限り多く育成していただきたいと思います。期待しております。

次に、地域の核となる図書館づくりについてであります。

私は、9月定例会の自民党代表質問において、全国的に書店の廃業が進み、県内8つの自治体で書店が全くないこと、そして、県立・市町村立図書館の図書購入の実績と購入先の状況について質問し、ともに図書購入等の資料費が減少していること、市町村立図書館の図書購入が県外業者と県内業者が半々になっていることなどを執行部から回答いただきました。地元の書店から図書を購入することは、地元でできる

ことは地元でやるという地方創生の基本中の基本であり、地域内経済循環に貢献することです。公立図書館運営の県外業者への業務委託や指定管理は、地域に合った独自の図書館運営や図書の選択、図書館業務のノウハウなどを地域からなくしてしまう一因となります。読書日本一を目指す宮崎県としては、街の書店の存在意義と図書館の運営のあり方等について、しっかり考慮していただきたいとお願いしたところであります。

そこで、前回の答弁からもっと具体的に、平成28年度の市町村立図書館の図書購入状況と県内書店から購入できない理由を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 今回、図書館を設置しております市町村に調査をいたしましたところ、平成28年度に、市町村立図書館が書店等から購入している図書の金額の合計は、約1億3,000万円、冊数の合計は、約8万冊となっております。そのうち、県外の書店等から購入している金額は約5,000万円、冊数は約3万冊で、ともに約40%となっております。また、購入金額から見ますと、図書のほとんどを県内の書店等から購入している市町村は5割弱、図書のほとんどを県外の書店等から購入している市町村は4割弱となっております。県内書店から購入できない主な理由としましては、県外書店等のほうが在庫が豊富であることや、県外書店等で購入すると、ラベルやカバーをつけるサービスが受けられるといったことがございます。

○松村悟郎議員 県外の業者は、本の装備、つまり図書にラベルやカバーをつけるなど、県内の書店には提供が難しいサービスを行っているようです。また、地元の書店組合等から図書購入している形をとりながらも、実際は東京の業

者から購入しているという実態も一部あると聞いております。全国的にも同じような状況にあるとのことでもあります。

そんな中、北海道の幕別町では、その仕組みを、地元の書店から図書を購入する方式に変えたそうです。幕別町はどのようにこの装備の問題を解決したかといえば、地元の就労継続支援B型事業所に装備を委託して、全てを地元で行えるような仕組みを新たにつくったそうです。この幕別モデルが、他県の図書館にも広がりつつあるとも聞いています。このことは、地域内経済循環にも貢献するだけでなく、障がい者の方々の就労の機会をふやし、就労継続支援事業所の受託拡大につながることでありと考えます。県が策定した「宮崎県障がい者工賃向上計画」は、平成27年度から29年度までを対象としており、最終年度である平成29年度には、就労継続支援B型事業所の工賃額を、1人当たり月額1万9,300円以上とする目標を掲げております。そこで、現時点での本県の障がい者工賃向上計画の達成状況と、就労継続支援B型事業所の数及び利用者数について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、障がい者の自立を支援するため、雇用契約を結ばず生産活動の対価として支払われるB型事業所の工賃水準の向上を目指し、工賃向上計画を策定しているところでございます。その達成状況につきましては、直近である平成28年度の平均工賃額が1万7,960円で、同年度、28年度の目標工賃額1万8,000円に対して99.8%の達成率となっております。また、県内のB型事業所の数でございますが、平成29年3月末時点で118事業所で、利用者数は2,361人となっております。

○松村悟郎議員 県の月額工賃は、ほぼ計画ど

おりの進捗でありましたが、その額は県全体の平均であります。私の選挙区内にある町の平均工賃額は1万1,000円ちょっとであり、残念ながら、平成28年度の県の目標工賃額1万8,000円にもまだまだ到達しないような状況にあります。そこで、県が発注機会の増加や販路の拡大に向けて、福祉事業所が共同あるいは連携できやすくなるような取り組みや、事業の展開に必要なノウハウ等を共有・蓄積できるようにするための研修など、就労継続支援B型事業所の受託事業の受注拡大に向けて、県はどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） B型事業所における受託事業等の受注拡大につきましては、中小企業診断士などで構成される支援チームをB型事業所に派遣し、売り上げ向上や販路拡大等に関する指導・助言を行うとともに、地域のイベントや大型ショッピングモール等において、複数の事業所が参加して物品等の共同販売を行っております。また、県の関係機関及び市町村に対しても、障害者優先調達推進法による官公需の発注促進への協力を働きかけるなど、さまざまな取り組みを行っているところであります。さらに、今年度新たに、農業に関する知識の習得及び技術向上等を支援する事業により、農業分野との連携強化にも取り組んでいるところであります。今後とも、事業所が継続して取り組める図書の装備のような分野も含めて受注拡大を図り、障がい者の工賃向上に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。県も目標達成のためにいろいろ取り組みをされていることはよくわかりましたが、現実的には目標が達成できていないことも事実であります。これまで以上に大胆な発想での新たな取り組みも

大事ではないかと考えます。この幕別モデルを実施するためには、福祉事業所が図書の装備のスキルを身につけることはもちろんのこと、複数の福祉事業所の連携も必要になってくると思います。県が、図書の装備についての知識・スキルの取得と維持向上のための研修や訓練の機会を設けていただくよう、お願いしたいと思っております。また、市町村とも連携して、それができるよう指導力を発揮していただきたいと思っております。

他県では、県立特別支援学校のカリキュラムの一つに、図書の装備を入れることを検討している県もあると聞いています。これは、厚生労働省より平成29年3月に出された、「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正に対応するものだと聞いております。この改正により、福祉事業者には、きちんとしたスキルを有する人員を有して、収益事業を計画的に行うことが求められており、具体的なスキルを身につけた障がい者の人材育成と、継続性が担保された安定した収益事業の創出が必須となっております。現に、宮崎市内にある就労継続支援事業所では、図書の装備の仕事があれば受けたいと希望している事業所もあると聞いております。そこで、特別支援学校の高等部において、図書の装備作業を職業訓練の一環として現場実習等に取り入れることができないのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校の高等部におきましては、職業訓練の一環としまして、働く意欲を培ったり、卒業後の自立に必要な内容を学んだりする作業学習に加え、企業や福祉事業所等での現場実習などを実施し、学校や地域の特色、生徒が希望する就職先や企業の

ニーズ等を踏まえながら、将来の自立に向けた取り組みを行っているところでございます。図書の装備作業につきましては、障がい福祉サービス事業における就労継続支援事業所の受託希望や、装備に係る作業環境の条件を整えば、現場実習等に取り組むことは可能ではないかと考えます。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。今、例に挙げました幕別町は、人口2万7,000人の町で、パークゴルフの発祥の地としても有名であり、平昌オリンピック金メダルの高木姉妹の出身地でもあります。その幕別町図書館の取り組みは、地方創生時代のソーシャルイノベーションが、町や図書館でのこれまでにない大胆な発想と、それにかかわる全ての人たちの努力と情熱により実現できたという、全国で初めての大変参考になるモデルではないかと考えます。知事は「日本一の読書県」を提唱しておられますが、図書館と福祉施設が連携した幕別町のような取り組みについてどのように思われるか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 私は、読書というものが、豊かな人生を生きていく上で欠くことのできない大変重要なものであると考えまして、「日本一の読書県」を提唱し、こうした高い目標を掲げることで、さまざまな取り組みを進めているところであります。

これまで、県民の方が希望する図書を最寄りの図書館に素早く配送するシステムを構築したり、また、読書への機運を高めようということで、私も含む県庁幹部が「私のおすすめ本」を紹介するという企画を行ったり、読書や図書館に関する県民向けフォーラムを開催したりしてまいりました。また、昨年7月に東京で開催された全国的な図書館のシンポジウムに私もパネ

リストとして登壇して、本県の取り組みなどについてPRを行ったところでもあります。

議員からお伺いしました幕別町の取り組みにつきましても、図書館を巻き込んで地域づくりが行われているということ、また、図書館と福祉施設が連携するという新しい視点の取り組みであると、大変感心をしたところでもあります。経費や環境整備等、さまざまな課題を乗り越えてつくられた仕組みであろうと察したところではありますが、地域の福祉の充実、経済の好循環にもつながるような、よい取り組みであると考えております。今後ともアンテナを高くし、こうした先進的取り組みの情報収集にも努めながら、「日本一の読書県」を掲げる本県としてできることは何かということをしつかりと考えながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。幕別町においては、福祉部門と教育委員会の連携・協力が大変うまくなされたということでもあります。つまり、この事業の意義や効果など、双方の考えや価値観を一致させたこと。それで当初は、就労継続支援事業所への図書の装備委託費は福祉部門で予算化され、その後、図書館の予算として組み替えられたと聞いています。このように、行政が縦割りではなく部・担当を超えて、同じ価値観のもと一緒に取り組むことによって、実現できることがあると考えられます。

また、市町村立図書館では、「県立図書館がまずはモデルを示してほしい」という声も聞きます。県立図書館に比べて、市町村立図書館は、その体制や予算において整っていないこともあり、まずは、県立図書館がリーダーシップを発揮して、市町村のモデルとしてこの方式を

採用して、それを市町村に示すことによって県内の図書館を変えていく、地方創生のソーシャルイノベーションを図書館から始めるということです。そこで、本県でもこのような取り組みを県立図書館でモデル的にできないか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 県では、県立図書館職員が市町村立図書館を巡回して、情報の共有や運営の助言を行うなど、「図書館の図書館」として何ができるかを考えながら、市町村立図書館の牽引役として努力をしているところでもあります。これからも、公立図書館は地域の情報拠点として、住民の方々に愛され、活用されることが大切であると思っております。今回、幕別町の取り組みについて御紹介いただいたところではありますが、図書館を巻き込んだ地域づくりや福祉との連携など、これからの地方創生を進める上で大切なことであると考えております。県立図書館において幕別町のような取り組みをモデル的に導入しようとした場合、新たな経費の発生や、福祉施設、地元書店等との協議・調整など、克服すべき課題があると考えますので、総合的な観点から検討してまいりたいと存じます。

○松村悟郎議員 よろしく申し上げます。昨年9月の代表質問で、激減する街の書店と図書館の運営のあり方について質問したことは、先ほど述べたとおりであります。10月、長崎県での議員交流会で長崎の県議から、「インターネットで松村さんの質問を見ました。長崎でも図書館のイノベーションを進めたい」との意見をいただき、驚いたところでありました。また、12月には、東京にある公益財団法人文字・活字文化推進機構の肥田美代子理事長から手紙をいただきました。この方は、もともと童話作家であ

り、国会議員を15年務められ、読書推進の活動を熱心に取り組まれた方でもあります。手紙の内容をかいつまんで言いますと、「県議会議事録を拝見して、とてもうれしくなりました。知事さんも御熱心だと聞いています。読書日本一の県になればどんなにいいでしょう。期待しています」という内容でした。私もこれまでたくさんの質問をしてきましたが、このような反応があったのは初めてで驚いています。本県の図書館のイノベーションは、全国から注目されるのではないのでしょうか。

文部科学省では、現在、図書館や博物館などの公立社会教育施設について、従来の社会教育機能だけではなく、地域振興やまちづくりの拠点として活用していくことを検討しているところだと聞いています。人口減少、地方創生の時代において、図書館の役割も変わってきていると思います。福祉との融合など、図書館を核にした新たな地域づくりの取り組みが始まります。県におきましても、幕別町図書館のモデルを含め、図書館のイノベーションをどうしたら実現できるかを積極的に検討していただき、新たな宮崎モデルと言われるような取り組みをお願いしたいと思います。

次に、安全・安心なまちづくりについてであります。

先月、尊敬する先輩保護司さんの藍綬褒章のお祝いの会に出席しました。その先輩は、特に暴力団関係者や薬物常習者など、難しい対象者の更生保護に進んで取り組まれており、犯罪者の社会復帰にたくさんの実績を上げるなど、長年御苦勞されており、身を削ってのボランティア精神には頭の下がる思いでした。犯罪のない安全で安心して暮らせる社会を実現するために、私も保護司の一人として改めて身の引き締まる

思いを感じたところであります。

近年の犯罪被害の状況を全国的に見ると、刑法犯の認知件数は、ピーク時に比べ約3分の1に減少していますが、一方で、特異で凶悪な事件は後を絶たず、特に、犯罪の約半数は再犯者によって行われており、その再犯率も年々上昇していることが大きな問題として指摘されております。現在、主に保護観察所と地域の保護司などが協力して、犯罪者の更生保護、再犯防止の取り組みがなされておりますが、それに加えて、新たな効果的な取り組みが必要な時期に来ていると思われまます。そこでまず、昨年、宮崎県警が検挙した刑法犯の検挙人数のうち、再犯者が占める割合と近年の傾向について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成29年に県警察が検挙した刑法犯被疑者は、少年も含めまして1,672人でありました。このうち、再犯者の数は777人であり、全検挙者のうちに占める割合、つまり再犯率は46.5%でありました。近年の再犯率は、年によって増減はありますが、ここ5年では、45%前後でおおむね横ばいで推移しております。

○松村悟郎議員 より安全・安心なまちづくりのためには、犯罪や非行をした人たちが社会に戻った後、再び罪を犯さないよう、指導・支援する取り組みであります再犯防止対策が大変重要と考えます。そこで、警察が実施している再犯防止に向けた取り組みについて、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察におきましても、犯罪抑止のために再犯を防ぐことが重要との認識のもとで、例えば、執拗なつきまとい等を繰り返したストーカー行為者に対しまして、さらなる加害行為等を自制できるように、

※ 146ページに訂正発言あり

医療機関での診察やカウンセリングを勧めたり、希望者に対しては医療機関との橋渡しをしたり、また、過去に非行を犯した少年に対しまして、その居場所づくりや社会に溶け込もうとする意欲の醸成を図るために、農業体験やスポーツ活動等への参加を促す「少年に手を差し伸べる立ち直り支援事業」を行うなど、多様な観点から、再犯防止に向けた各種施策に取り組んでおります。

○松村悟郎議員 犯罪を犯した者の多くが、仕事や住居を確保できないため、社会復帰が困難となって、また罪を犯してしまうという悪循環が見られます。そこで、犯罪を犯した者の中には、高齢や障がいなどにより、出所後直ちに福祉的支援が必要な方も多いと聞いておりますが、こうした方に対する現在の取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 高齢や障がいにより福祉的な支援が必要な方が、刑務所などの矯正施設から退所した後、地域の中で安定した社会生活を営むために、必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう支援することが大変重要であると認識しております。このため県では、地域生活定着支援センターを設置しまして、保護観察所等と協働しながら、福祉的支援を必要とする方に対して、矯正施設の入所中から面談によるニーズの確認等を行うとともに、福祉施設のあっせんや福祉サービスに係る利用手続の支援を行うほか、退所後の家庭訪問などのフォローアップにも取り組んでいるところでございます。

○松村悟郎議員 高齢者や障がい者などへは福祉サービスの支援があります。また、非行少年であった者には、親や親戚の支援が受けられる場合もあります。これら以外の者たちにも、本

来、円滑に社会復帰していただき、再び罪を犯すことなく、しっかり働いて納税するなどして社会に貢献してもらいたいところですが、実態としては、支援の網から漏れており、高い再犯率に反映されているのではないかと考えます。

このような中、国においては、犯罪を犯した者たちに対する総合的な支援を推進するため、平成28年12月に再犯防止推進法が制定されました。再犯防止推進法では、地方公共団体においても、新たに、国との役割分担を踏まえて、再犯防止に向けた施策を推進する責務が規定されておりますが、今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今般、成立・施行された「再犯防止推進法」におきましては、再犯の防止に関する国と地方公共団体の責務や基本的施策が新たに示され、地方公共団体には、国や民間団体等との緊密な連携を図ることや、住居や就業機会の確保、福祉サービスの提供といった施策を地域の実情に応じて実施することなど、その果たすべき役割として位置づけられたところでございます。このため、県としましては、法律の施行後、既に開始しております矯正施設や保護観察所等との意見交換を今後さらに重ねていくとともに、地域で更生保護活動に取り組む民間団体等との関係づくりに努めまして、国や民間団体等としっかり連携を図りながら、再犯の防止に向けた体制整備や具体的な施策展開について検討を進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。「反省は一人でもできるが、更生は一人ではできない」と言われております。犯罪を犯した者たちが、実刑となることで社会とのつながりを失い、出所後、社会に戻っても居場所がない、

さらに罪を重ねるといふ負の連鎖を断ち切るため、対象者に関する情報の取り扱いなど課題はありますが、司法と福祉がより連携できるよう、国と地方公共団体で十分意見交換していただくようお願いいたします。

次に、国道10号の整備についてであります。

国において整備が進められております国道10号新富バイパスでは、12月27日に日向大橋の区間1キロメートル、2月19日には田中地区0.8キロメートルが4車線化され、供用開始となりました。整備の完了した区間を実際に走ってみると、交通の流れが非常にスムーズになったと感じ、利便性や安全性の向上、地域間の交流促進を図る上で、道路というインフラが重要であり、今後も整備を推進していく必要があると改めて感じたところであります。そこで、国道10号の新富バイパスの整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国道10号の新富バイパスにつきましては、交通混雑の緩和や交通安全の確保を目的として、新富町日置から宮崎市佐土原町下田島間の全体延長約4.8キロメートルを国により整備が進められております。このうち、今年度、日向大橋を含む約1.8キロメートルが完成したことにより、新富町の三納代交差点から宮崎市佐土原町の徳ヶ淵交差点間の約4.1キロメートルが4車線で供用されております。残る三納代交差点から北側の約0.7キロメートルにつきましては、国において、交通の状況等を見ながら、整備のあり方について検討していくと伺っております。

○松村悟郎議員 新富バイパス、残り区間はもう少しでございますので、また引き続き、県のほうでも要望をよろしくお願ひしたいと思ひます。新富バイパスも大きく整備が進展したとこ

ろであります。新富バイパス以北の国道10号高鍋大橋間の道路整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 新富バイパスから高鍋大橋間の約7キロメートルにつきましては、2車線での整備が済んでいる状況であります。さらなる交通安全対策を進めるため、平成19年度から25年度にかけて、小丸川にかかる高鍋大橋において、下流側の既設歩道に加え、上流側に側道橋が新設されたところであります。また、平成25年度から28年度にかけて、高鍋町の樋渡交差点から古港橋交差点までの約900メートル区間において、沿道の店舗などに乗り入れる際の右折待ちをしている車に後続車が追突する事故を防ぐため、車道の拡幅も行われたところであります。なお、今後の道路整備につきましては、国において、交通の状況等を見ながら、必要に応じて検討すると伺っております。

○警察本部長（郷治知道君） 先ほど私の答弁の中で、平成29年中の県警の刑法犯被疑者の検挙数を、少年も含め1,672人と誤って申し上げておりました。正確には1,670人でした。失礼いたしました。

○松村悟郎議員 国道10号については、これまでも交通安全対策を図るため、国において整備を進めていただいておりますことには感謝しております。一方で、高鍋町の南九州大学跡地にはキャノンの進出が決まっております。1,500名の雇用が見込まれております。今後、国道10号の交通量が増加することにより、混雑が予想されます。今後もこの区間において、交通の状況も踏まえ、4車線化も含め、渋滞対策や安全対策に必要な整備が行われますよう国のほうにも要望していただくよう、よろしくお願ひいたし

ます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○横田照夫副議長 次は、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) オリンピックも終了いたしました。いろいろ感動する場面もありました。あの感動場面を見ながら、私も勇気をもらいました。今回の一般質問頑張ろうという気持ちになりました。そして今となったら、「そだねー」のカーリング女性チームの拠点地、北見市の常呂町の経済効果はどんなものかな。NHKのゴールデンタイム、それから11時の報道番組、出っ放しです。あの効果は大きいだろうなと思っております。それからもう一つ、もぐもぐタイムで食べていたイチゴ、あれは、私は思うんですけど、多分、日本のイチゴ農家が品種改良したイチゴの苗がひそかに持ち去られて、韓国でかなりの生産量を上げています。ああ、あのイチゴはひょっとしたら、もともとは日本のイチゴかな、そんな思いで見ているところでもあります。

観光みやざき未来創造基金についての質問に移ります。

私は、新聞で「観光みやざき未来創造基金」20億円の見出しを見て、一瞬はっと感動したんです。ところが、じっくり見ればがっかり感です。恐らく観光業界の皆さんも同じ印象じゃなかったかなということです。よくあの中を見ますと、「未来」という言葉が使っている。「未来創造」とか。これは、企業にとって、観光業界にとっても、今のこの競争社会で「未来」という言葉はないんです。私にもありません。最近感じることは、そういうタイトル。美しく、そして抽象的で、中身が直接一致しない、そういう感じがするんです。その中

で、「何度行っても飽きないオンリーワンのおもてなし」、これは何を考えればいいのか。これは本当に難しい。その中で「美しい宮崎づくり推進事業」というのが入っている。掘り下げで掘り下げないと、この基金と関連不明であります。ましてやおもてなし。「おもてなし」というのはいい言葉です。だけど、行政と民間の役割を考えんといかん。おもてなしというのは、観光業界が自分のところの営業を考えて取り組むおもてなしなんです。じゃ、行政でおもてなしというのは何か——よくわかりません。私はやっぱり、全体を見て期待感を持てるような表記、中身にすべきと思います。簡単に言えば、仕掛け花火を期待しておって、中身は線香花火だったということです。

ということで、今、観光と言え、私が一番興味があるのは、政府の規制緩和の最たる結果であります、訪日外国人数であります。これはビザ解禁です。訪日外国人数の経緯を見ますと、平成23年が600万人、28年が2,400万人なんです。そして、昨年が概略出ました。29年が2,900万人、約3,000万人と覚えている。6年間で5倍の伸びになっているというのが現状であります。そこで、知事に質問であります。本県の観光振興において、訪日外国人をどのように認識しているのか。また、訪日外国人の現状について、知事はどのように受けとめているのかお伺いいたします。

以下、質問者席からやります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

訪日外国人についてであります。滞在期間が長く、消費単価が高い外国人旅行者を呼び込むことは、本県経済の活性化にとりまして非常に

重要であると考えております。このような中、本県の外国人延べ宿泊者数は年々増加しており、国の宿泊旅行統計調査の速報値では、平成29年は31万人と、前年の24万5,000人と比べ26.5%増となり、全国では26番目となっております。しかしながら、九州の中では最下位という状況にありますので、本県の魅力というものをお考えますと、大きな伸び代がここにあると考えております。さらに外国人観光客の誘致に力を入れていく必要があるものと考えているところであります。〔降壇〕

○中野廣明議員 数字等は知事の答弁どおりだ。ただ私は、知事がいつごろから、今の答弁のような興味を持たれたのかなと思うと、ちょっと疑問がある。去年から持っておれば、まだことしの予算はふえたはずです。そういうことで、平成30年度のインバウンド対策予算は、対前年度比でどのようになっているか、商工観光労働部長をお願いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 平成30年度のインバウンド対策予算案としましては、新たに、観光みやぎき未来創造基金を活用する海外市場誘客促進PR事業や、従来からの東アジア等インバウンド推進事業など、合計で5,200万円余を計上しております。前年度と比較して約1,000万円の増となっております。

○中野廣明議員 よくわかりました。1,000万円は、この基金にのっている800万円を四捨五入すれば大体1,000万円になる。新規事業でも、最近「オリパラ」という文字が目立つ。それはそれでいいことです。ただ、訪日外国人数の約7割を中国、香港、韓国、台湾が占めているんです。企業で言えば、今後どの分野を攻めればいいのか。これは企業だと、間違えますと倒産します。やっぱり、観光で今攻めるところはどこ

かということをしっかり考えてもらいたいと思うんです。

さきのサッカーワールド大会の合宿誘致も、キーパーソンを探して、シーガイアで隠密裏に何回か食事したりとかね。そしてあのサミットが決まりました。これなんか、松形知事が、いわゆる竹下総理の公邸、自宅まで押しかけて行って陳情した結果が、ああいうことになった。これを見てみますと、これだけ予算をとってオープンにして——やっぱり競争ですからね。これはこれでいいとして、目の向け方としては、もうちょっと訪日外国人に向けたべきじゃないかな、私はそう思っています。

29年の速報値ですが、南九州で言いますと、宮崎県が31万泊、対前年7万人ふえています。確かにふえている。だけど、鹿児島県が72万泊、対前年23万泊ふえているんです。それで熊本県が79万泊、対前年27万泊ふえている、そういうことです。それと、消費額も1桁宮崎は違うんです。ただ、鹿児島、熊本と比較しますと、新幹線とかそういう地理的条件はありません。それは私もわかっています。だからといって、じゃ諦めるか、そういう話じゃなかろうと思っているんです。しっかり頑張った結果がこれだったと言ってくれば、みんな納得する話だと思います。それで、訪日外国人の現状を考えると、宮崎はこのまま行ったら取り残される。知事が先頭に立って、もっと重点的にインバウンド対策に取り組むべきと思うが、知事の考え方をお願いします。

○知事（河野俊嗣君） 昨年は、県議会の御支援もいただきながら、台湾の新竹県、桃園市との交流協定を結んだところであります。そういったものもインバウンドに結びつけていく、そういう取り組みの布石も打っておるところで

ありますし、特に、滞在期間が長く、消費金額が多い欧米豪というところにもさらに視野を広げて、誘客に努めていく必要があります。その観点から、ラグビーのワールドカップでありますとか東京オリンピック・パラリンピックなどの一大イベントが開催されるこの数年間、欧米豪も含めた多くの外国人観光客を呼び込むまたとないチャンスであると。これを機に本県観光を大きく飛躍させたいとの思いから、今回、新たな基金を設置することとしたところであります。今後5年間、この基金を活用し、市町村や観光関係団体等ともしっかり連携をしながら、また、ラグビーのワールドカップに関して申し上げますと、九州3県で試合が開催されますので、お客様に九州全体を周遊していただくという九州全体での取り組みも進めております。こういう各県との連携もさらに図りながら、効果的な情報発信やプロモーション、さらには県内の受け入れ環境の整備など、訪日外国人の誘致に戦略的かつ集中的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 それも私はいいいことだと思うんです。ただ、今のインバウンドの伸び代を見ながら、じゃ、どこを一番狙ったほうがふえるかという話にもなると思うんです。だから、観光政策の最終結果は、外国人、日本人を含めて観光客の宿泊数が何ぼ伸びたか、これが大事なんです。欧州と東アジアと金額は変わらんわけです。やっぱり伸びるところをいかに伸ばすかということも大事だと思っています。それが究極の結果。

私は大事なことをいつも思っておった。この間、観議連で指宿に行った。その講義の中で、5年先には延べ宿泊数が訪日外国人と日本人とほぼ同数になるということなんです。今までの

倍積み上がる。これで、地の利も含めて不利な条件ですけれども、かなりの差がつく。今頑張らないと、この差は埋め切れないと思っております。ぜひ、知事先頭に頑張ってください。この基金の中身については、また9月議会で頑張りたいと思っております。

次に、都市計画に移りますけど、ことし防議連で霧島市に行きました。以前、ここには京セラを中心に団地ができていた。それを楽しみに行ったんです。ところが、行ったら、団地じゃない。京セラのホテルを中心に、田園の中に住居もあれば、ソニーとかそういう会社が存在しておる。だから団地じゃない。そこを見れば、霧島市は市街化調整区域じゃないよな、そんな思いもしながらね。そして、霧島市はこれで大分税収がふえたな、そんな思いです。今いろいろ質問があります。これはみんな金が要る話じゃないですか。総務部長になると、いかに宮崎県の県税を伸ばすかということが頭にないと、下に金がないとできないんです。そういうことを見ながら霧島市を見て帰りました。

都市計画については、市街化調整区域を中心に質問いたしますが、都市計画法の質問は地域限定版。というのは、市街化調整区域があるのは、宮崎市（佐土原町、高岡町、清武町）、国富町、延岡市、日向市、門川町、ここに限定であります。以前、都城広域都市計画区域がありましたが、昭和63年に市街化調整区域をみんな外した。これまで私は、調整区域については、県議1年目からライフワークとして取り組んできました。平成23年に法34条11号条例が定められ、それなりに前進しました。しかし、私の考えている内容と随分乖離があるということで、再度ライフワークを再開することになったわけです。

そこで知事に、都市計画法調整区域の目的はどのようなことかお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 都市計画法におきましては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを、基本理念として定めているものであります。この基本理念のもと、限られた土地を有効に配分し、住宅や産業用地、緑地などを適正に配置することによりまして、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としております。都市計画区域につきましては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きを定めることができるとされているところであります。このうち、市街化調整区域につきましては、無秩序な市街化の抑制を目的としているものであります。

○中野廣明議員 これは法の理念であります。その中に言っていることが、48年たった現在とは全く違うということ、個々に質問したいと思っております。まず、本県の都市計画区域における調整区域の割合は、昭和62年が60%、全国8番目に高かった。昭和63年に都城広域都市計画区域の市街化調整区域を廃止した結果、その割合は40%になり、全国16番目になったということでもあります。都城広域都市計画区域の線引きを廃止した理由はどのようなことか、県土整備部長お願いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 都城広域都市計画区域につきましては、昭和45年11月に線引きを行いまして、昭和63年4月に線引きの廃

止を行っており、その当時、都市計画区域内の人口に対します人口集中地区の人口割合が、全国平均67%に対しまして37%となっております。同時期の宮崎広域都市計画区域では60%、日向延岡新産業都市計画区域では70%であり、これらに比べても大変低いものであります。このようなことから、周辺部に対する開発圧力も余り大きくない状況にございました。また、農振農用地、いわゆる青地農地が市街地周辺の相当部分を取り巻くように分布していることから、無秩序な開発行為等が大規模に発生する状況には至らないものと判断し、地元の市町の意向も踏まえ、線引きを廃止したものです。

○中野廣明議員 これは済んだことをとやかく言っても……。これは私は、言うならば最後は政治力だと思います。今の用途区分があって、そんな理屈は成り立たない、そう思っています。これは部長と議論してもしょうがない。ちなみに鹿児島県、比率が11%です。それで全国最下位。それだけ市街化区域、割合として入っていないということ。これなんかもかなり影響しておるんじゃないかなと思います。

それで、製造品出荷額、例えば都城市と延岡市を比較してみました。昭和46年に、都城市が311億の製造品出荷額、そして延岡市、同じ46年に929億、延岡が3倍差をつけておるわけです。それを平成26年と比較しますと、都城市が逆転しています、3,900億。延岡が3,100億ぐらい。逆転している。全て調整区域とは言いません。えびの市―宮崎市、高速道路が開通したのが昭和56年ですから、そういう関係もあるかと思えます。それから、議長のお膝元、三股町、これは県内唯一の人口増加町です。三股町から町外に出る通勤者は7,000人。要は、市街化調整区域がなくなってベッドタウンになったのかな

という感じがする。国富町の市街化調整区域がなくなればベッドタウンになっているかな、そう思うんです。

次に、宮崎県に市街化調整区域が導入された昭和45年と最近の産業構造はどのようなことか。まず商工観光労働部長、そして農政水産部長をお願いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県の製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等について、国の調査が、昭和56年以降は全事業所から従業者4人以上の事業所に変更されたということもあって、単純に比較はできませんけれども、まず、事業所数につきましては、昭和45年が3,241事業所で、直近の平成28年が1,532事業所となっております。また、従業者数につきましては、昭和45年が5万8,229人になっており、その後増加しておりましたが、平成3年の7万9,276人をピークに減少に転じ、直近の状況としましては、平成28年が5万2,951人となっております。また、製造品出荷額につきましては、昭和45年が2,104億円で、直近の平成27年が1兆5,657億円となっております。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農政水産部関係では、農業就業人口と農業産出額についてお答えをさせていただきます。まず、農業就業人口ですが、国の「農林業センサス」によりますと、昭和45年が約19万7,000人、平成27年が約4万5,000人となっております。ただ、この数字は、平成2年から調査対象が変更となりまして、従前は全ての農家が対象でしたが、それ以降は、経営耕地面積が30アール以上、または農産物販売金額が50万円以上の販売農家が対象となっておりますので、単純に比較することはできないかと考えております。

次に、農業産出額につきましては、「生産農

業所得統計」によりますと、昭和45年が809億円、平成28年が3,562億円となっているところであります。

○中野廣明議員 私、ここでおもしろいことに一つ気づきました。製造品出荷額を鹿児島と比較しますと、昭和45年、ちょうど2,100億円、鹿児島と宮崎同じなんです。ここから用意ドンが始まった。その後かなり差がついている。それから製造業事業所数、3,200が、今1,500です。これだけ減った中で製造品出荷額は上がっている。いかに地域の小さい事業所がなくなったかということなんです。それから農業も、昭和45年ごろ20万人です。国富町はほとんど農家です。市街化区域、中にも含めてね。そういうことで、平成27年が4.5万人、このうち2万人が70歳以上なんです。この4万5,000人、20年前と比べると、宮崎県の農家は年間2,000人ぐらい減ってきておる。どんどん高齢化率が上がっています。今後は年間2,000人よりまだ多く減る。こういうことを考えると、国富町の10年先がどうなるのか、よくわかりません。

それから、昭和45年ごろといいますと、「金の卵」と言われた中学生の就職列車、私も1回行きました。15歳で県外に行く、働く場所がないからです。また一方では新婚ブーム。新婚ブームで、市内のタクシーがみんな日南海岸に行って、宮崎にタクシーがないとクレームがきよった時代です。それとまた、農業と言えば、至るところ迫田、空き地があれば農産物を植えて……。自給自足じゃありませんけど。そうしたところが昭和45年ぐらいなんです。昭和45年というと、まだ生まれていない人もいますけど、それを比べてみたら、本当に大変だなと思います。

次に、今、両部長の答弁があったように、本

県の産業構造に大きな差が見られるが、都市計画を所管する県土整備部長としては、このような変化をどう捉えているか、お願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 先ほどの答弁にございましたように、例えば農業就業人口につきましては、昭和45年当時と比べて大幅に減少しておりますが、このような就業人口や産業構造の変化は、土地利用に密接に関連しますことから、今後の都市計画を考えるに当たり、大変重要な要素であると認識しております。したがって、このような状況の変化の把握に努め、これを都市計画に反映していくことが大事であると考えております。

○中野廣明議員 まさしく「そだねー」という話。しっかり、現在どう生かされているかということを考えていただきたい。

次に、今、移住者の話が盛んに出ている。県外からの移住者等が、市街化調整区域内で住宅や土地を取得して住むことができるのか、県土整備部長お願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 市街化調整区域内においては、無秩序な市街化を抑制するため、土地利用に制限が設けられております。ただし、昭和45年の線引き前に建てられた住宅については、移住者等の一般の方が住宅を取得して住むことができ、その後は建てかえることもできます。また、線引き後に建てられた住宅でも、建築後10年以上適正に使用されたこと等の要件を満たす場合には、同様に住むことができます。一方、土地を取得して住宅を建てることは、昭和45年の線引きの前に既に宅地であった土地が、市街化区域に隣接または近接し、敷地と敷地の距離がおおむね50メートル以内で、おおむね50以上の建築物が連なっている集落の中にあることの要件を満たす場合

などであります。

なお、都市計画法第34条第11号に基づく条例で指定した区域におきましては、移住者等の一般の方でも、みずから居住するための一戸建て住宅の建築が可能であります。

○中野廣明議員 聞いているほうはなかなかわからんと思いますので、通訳します。要は、昭和45年より前に建てられた住宅は取得することができるとなっていますけど、取得する前に建て直したりとかは……。一回、とにかくその家に住んでからでないと建てかえもできないという条件があります。だから、長くたって雨が漏っているようなところでも、一回住まないで建てかえはできん。そんなところは家の中でテナント張って生活していたという話になるのか、そんな議論もしました。要は、ぼろぼろになった家でも、すぐに建てかえができないのは変えられないということなんですよ。間違いないですね。

次に、昭和45年以降に建築された住宅が、築10年以上適正に使用されたものであれば、一般の人が取得できるという話であります。いろいろな事情があつて5～6年で空き家になった家、このような住宅はどうなるのか、お願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建築後5年とか6年で空き家になったものにつきましては、原則として建築後3年間、許可の目的に沿った利用がなされ、その後10年以上経過したものについては、同様に扱うこととしております。また、建築主の死亡や破産など、建築時点では想定できなかったと認められる、真にやむを得ない事情により継続して使用することが困難となった場合は、一般の方でも、許可を得てその住宅を取得して住むことができます。

○中野廣明議員 これもなかなか理解……。要は、建てて5～6年でいろいろ事情があって空き家になったという家は、3年から10年たたないと買えないということです。死亡とか破産以外は。だから、中には、急に悪くなって息子のところに行く、空き家になる。これも結局は13年ぐらいたたないと他人に譲ることができない。そして、まだ20年たたんとだめだという条項もあるんです。これは時間をかけて議論したい。そういうことで、11号条例で建った家も、なかなか簡単には空き家は買えませんよということです。

昭和45年以前の、敷地と敷地の距離が50メートル、おおむね50戸の集落であれば、その住宅取得ができるということですが、例えば、集落が20戸、30戸だった場合どうなるのか、お願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 集落内の建築物の数につきましては、平成12年以前の都市計画法で、「おおむね50以上の建築物が連たんでいる地域」と定められていましたが、平成12年の改正によりこの規定が廃止され、都道府県の許可制に移行しました。現在の県の許可基準においても、この当時のおおむね50以上として取り扱っているところであり、お尋ねの20～30の場合は基準を大きく下回っておりますことから、線引き前からの宅地であっても、住宅は建てられないこととなります。

○中野廣明議員 ですから、市街化調整区域、200戸の集落になれば何とかなる。それ以外のところは、50メートル間隔でまとめて50戸あるところは何とかなりますよという話。50戸以外のところ、集落というのは大体農家と山の間にずっと並んでいる。そういうところは全然対応できない。そのままほったらかしておくより

仕方がないということなんです。私はこんなものを見て、何の意味でこんな規制が必要なのかなと不思議でたまらん。

それで、距離がおおむね50メートルとか、おおむね50戸以上とかいう基準の設定権限はどこにあるのか、県土整備部長。

○県土整備部長（東 憲之介君） お尋ねの基準の設定につきましては、県が定めておりますが、中核市である宮崎市においては、宮崎市が定めております。

○中野廣明議員 それで、私が不思議に思うのは、今、コンビニ、ファミレス等がはやっていますよね。コンビニ、ファミレスは線引きされた都市計画区域内、市街化調整区域内ですね。では、どのような取り扱いになっているのか、質問いたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 線引きされた都市計画区域のうち市街化区域においては、それぞれの用途地域の規制に応じて、コンビニエンスストアやレストランなどの店舗を建築することができます。市街化調整区域においては、これらの店舗の建築を許可できる場合は2通りあります。1つは、小売店舗などの既存の集落内の居住者の日常生活に必要な施設で、既存の集落内またはこれに隣接する場所等にあり、店舗部分の床面積が200平方メートル以内、敷地面積が原則として500平方メートル以内であることが要件となります。もう1つは、長距離の道路を運転するドライバー等の食事や休憩のための沿道サービス施設で、国道や主要地方道に面し、相当の駐車場を有しており、店舗の部分の面積が建物全体の50%以上を占めていることなどが要件となります。なお、その市街化調整区域に居住する方が営む、延べ面積が50平方メートル以内の店舗については、許可を得るこ

となく建築できます。

○中野廣明議員 私が言いたいのは、許可をとればどこでもできるということ。最後の市街化調整区域内に集落という区域がある。その中には、例えば200平米ならいいですよということ。問題は、区域外の主要道、県道に面してつくる場合、この要件は店舗面積が50%以上ですよということですね。ただ、私が言いたいのは、これはあくまでも長距離ドライバー等の食事、休憩所としての沿道サービス施設の範疇なんです。だから、ある程度大きいところはコンビニ。コンビニは食事をとるところ、休憩所がないとおかしいんです。今、そういうところはやってきていますよね。そんなところはそのまま、法的に離れているんじゃないかなと思う。それからファミマ、ファミリーで行くからファミマと言うんです。これも本当は、長距離ドライバーが食べるための施設なんです。長距離ドライバーなんか来ていません。みんな家族で行く。駐車場を広くとりなさい、これも私は本当におかしいなと思っています。そういうことで、今のコンビニも、多分違反コンビニがあるんじゃないかな、そう思っています。

次に、平成12年地方分権一括法が施行、それ以降に、農地法、都市計画法において国から県へ移譲された権限はどうなっているのか。農政水産部長と県土整備部長をお願いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 地方分権一括法施行後に農地法について変更になったのは、2点ございます。まず1点目ですが、2ヘクタールを超えて4ヘクタール以下の農地転用許可について、それ以前の平成10年の農地法改正では、許可権限が国から県に移管はされましたが、まだ国との協議が必要でございました。それが、平成28年の改正で県の自治事務となり、

協議は不要となったところであります。それから2点目ですが、4ヘクタールを超える大規模な農地転用許可につきましては、従来は国が直接判断していたものを、平成28年の改正で都道府県の権限で許可できることとなりました。ただし、これにつきましては法定受託事務となり、農地法の附則によりまして、国との協議が必要とされているところであります。

○県土整備部長（東 憲之介君） 平成12年4月の地方分権一括法の施行による都市計画法の改正においては、県の都市計画決定に必要でありました国の認可が、同意を要する協議で足りることとなるなど、国の関与についての見直しはなされておりますが、国から県へ移譲された権限はございません。

○中野廣明議員 国から県に権限移譲した。中身を見ると協議と。これを言う限りは権限移譲にはならんのです。そういうまやかしのところがあるんです、国の言い方もね。

次に、都市計画の決定において、県及び市町の役割分担はどのようになっているか、県土整備部長をお願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 都市計画の決定においては、市町が中心な主体であります。市町の区域を超える広域的、根幹的な都市計画についてのみ、県が決定することとされております。具体的に申しますと、県は、都市計画区域の指定や、市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引きの指定、また、自動車専用道路や重要港湾等の広域的・根幹的な都市施設について決定し、市町は、用途地域や地区計画等の土地利用に関する計画、都市計画道路や都市公園等の都市施設について決定することとされております。

なお、県が都市計画を決定する場合において

は、地域の実情等を十分に踏まえ、市町と連携・調整を図った上で決定していくこととしております。

○中野廣明議員 市と連携して調整とか出てくる。町に言わせれば、いや、県がうんと言わん。県は、町の意向だ。国も同じです。調整というのも、実態は、町は県の言うことを聞かんとしようがない、そういうことです。

それから、都市計画法に基づく開発許可の権限はどうなっているのか、県土整備部長。

○県土整備部長（東 憲之介君） 開発許可につきましては、都市計画法に基づき、中核市である宮崎市と県が許可権限を有しております。ただし、都城市、延岡市及び日向市の3市につきましては、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」に基づき、それぞれの市が許可権限を有しております。

○中野廣明議員 宮崎市、宮崎県は独自に設定しているということですね。宮崎県、宮崎市は権限を持っているけど、延岡市、日向市は権限移譲をしている、そういうことです。

1問飛ばしますけれども、14問目、市街化調整区域を廃止した他県の事例及び廃止手続はどのようなことか、県土整備部長。

○県土整備部長（東 憲之介君） 市街化調整区域を廃止した他県の事例につきましては、14道府県で16件の事例がございます。線引きを廃止する際の手続としましては、まず、まちづくりの主体となる市町が、地域の現状把握や廃止後の影響等について検討した上で、県が、関係市町や関係機関、関係部局との調整を行いながら、都市計画の変更案を作成します。その後、関係市町への意見照会や公告縦覧等を踏まえた上で、最終案を県の都市計画審議会に諮り、国土交通大臣の同意を得た上で、線引きの廃止を

決定することとなります。

○中野廣明議員 可能だということです。かなりこれには政治力が必要だろうと思います。

次、市街化調整区域の趣旨、目的は、昭和45年の霞が関の机上論と、今議論している地方とは大分変わっている。人口減少とか農業就業人口減少、耕作放棄地の拡大、空き家の増大等を考えると、相反する状況になっているということで、鎌原副知事のお考えをお聞きしますが、鎌原副知事は昭和45年というと1歳ですね。一生懸命母乳をすわぶっていたころかなと思います。その範囲をどうかというのは、私もわからんのに、ちょっと矛盾がありますが、法律を理解してお願いします。

○副知事（鎌原宜文君） 都市計画法が制定され、宮崎県において線引きがなされた昭和40年代と現在とでは、社会経済情勢等が大きく変わってきております。今後、人口減少がより本格化する中、将来にわたり持続可能な都市を実現するためには、都市機能を市街化区域内の中心市街地等に集約するだけではなく、市街化調整区域の既存集落におきましても、生活環境の維持を図り、都市と田園地域等が共存・共生する、宮崎らしいまちづくりを目指していく必要があると考えております。このようなことから、市街化調整区域内の耕作放棄地や空き家、空き地等の未利用地につきましては、大変大きな課題であると認識をしております。これまでも、農林漁業との調和を図りながら、土地利用規制の緩和や見直しを行ってきたところであります。しかしながら、議員御指摘のとおり、未利用地の活用が十分に進んでいない地域も見られますことから、都市計画関係事務を行っております市町や関係部局と連携をいたしまして、未利用地の活用に関してさらにとり得

る方策がないか、引き続き検討を進めることが必要だというふうに考えております。

○中野廣明議員 宮崎県に在任中に、ぜひ現場を副知事も見ていただきたい。私は東国原知事に一つだけ感心したことがある。東国原知事のころ、こういう議論をした。そうしたら、国富町の調整区域を見に来てくれたんです。そこで知事が、「中野県議は何で来てないの」、都市計画課を通じて言った。その後何もないんですけど。私が見せたいところじゃなくて、都市計画課は恐らく、何でもないようなところを知事に見せたのかなと思っているんです。今度は私が一緒に案内しますから。都市計画課が見せるところはだめだ。私は、違法建築物を建てて告発、告訴されたらおもしろいだろうなと思うんです。残念ながら、私、調整区域に土地がない。そんなことも考えています。今の手法は社会主義よりか悪いです。社会主義はまだつくるところに建物をつくるから。この計画法でいくと、何もせんところを縛って塩漬けにする話ですから。

そういうことで、次に行きます。私は法律が優先することは理解しているんです。48年前の法規と現実の乖離を理解して、県の裁量で規制している部分がある。さっき議論した中でもね。だから、そういう規制している部分をしっかり見直して、県と地域の活性化を念頭に置いて業務を推進すべきと思うが、部長の前向きな最後の答弁をお願いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県はこれまでも、都市計画法施行条例の一部を改正し、市街化調整区域において11号条例で指定された区域においては、自己居住用の戸建て住宅の建築を可能とするなど、規制の一部緩和を行ってきたところであります。しかしながら、地域の活

性を念頭に置きますと、人口減少の問題、産業構造の変化、移住者等のニーズ、また高速道路等のインフラ整備の進展など、社会経済状況の変化を踏まえた対策を検討する必要があると考えております。したがって、市街化調整区域の土地利用につきましては、法の趣旨は踏まえながら、未利用地の活用が図られるよう、例えば、11号条例の適用区域における、いわゆる旗ざお敷地の敷地形状に関する規定など、県の定めている基準の緩和について、各県の事例の調査を進め、市町の意見を聞くなど、地域の実情を十分踏まえた上で検討してまいります。

○中野廣明議員 各県の事例を聞くのもいいですけど、住んでいるところを聞いてください。私は、県庁職員は大変優秀だと思うんです。じゃ何をもって優秀かということです。私は、行政の最終目標は、県とか地域がまずは元気になることだと思う。元気にするためには、法律の範囲内で何とか現場主義に立ってできないか、そういうスタンスに変わらない限り、なかなか……。部長も今回、初めてこんな数値を知ったでしょう、恐らく。そういう状況ですから、現場主義に立って、今後頑張ってくださいと思います。

それから、大坪部長、東部長、いろいろ前向きに、ありがとうございました。今回卒業ですよ。また頑張ってください。

次に、国民健康保険制度改革についてお伺いします。

新年度から国民健康保険が県に移管されるその目的、意義及び財政負担のあり方はどうなっているのか、福祉保健部長お願いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 国民健康保険は、他の医療保険と比べて年齢構成が高く、医療費水準が高いとか、所得水準が低く、保険税

の負担が重いといった構造的な課題を抱えております。そのため、今回の制度改革におきましては、都道府県が財政運営の責任主体となるとともに、公費を拡充して財政基盤の強化を図ることを目的としております。この公費拡充につきましては、平成30年度から、全額国費により全国で1,700億円規模で実施されますが、本県への配分額は約19億円と見込んでおります。

なお、県費につきましては、今年度まで市町村に対して交付していた負担金等を引き続き負担することになりますが、制度上新たな負担が発生するというものではございません。

○中野廣明議員 次に、これまで市町村単位だった国保財政が県単位化されることにより、市町村の財政運営がどのように変わるのか、再度お願いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今回の制度改革によりまして、県は、県全体の保険給付の財源となる国保事業費納付金を市町村ごとに決定して徴収するとともに、これまで各市町村が医療機関等に支払っていた保険給付に要する費用の全額を、市町村に交付金として交付することになります。したがって、保険給付費が見込みよりふえた場合でも、県が全額を市町村に交付し、また、県が市町村から徴収する納付金については、当初決定した額から増額するということはありませんので、市町村には年度途中で新たな負担は発生せず、市町村の財政運営は収支が均衡し、より安定することになってまいります。

○中野廣明議員 今回の算定の結果では、市町村ごとの納付金額に差が生じているが、その理由はどういうことか。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 納付金額の算定につきましては、市町村と協議を行い、県全

体の必要額を、医療費水準、所得水準、被保険者数、世帯数に基づき県内統一のルールで案分し、市町村ごとに納付金額を決定することとしております。その結果、医療費水準や所得水準が高い市町村におきましては、1人当たりの納付金額が高くなる傾向にあります。これにより、納付金をもとに算定される平成30年度の1人当たりの年間保険税必要額ですが、最も高い市町村では12万182円、最も低い市町村では7万5,718円となっております。

○中野廣明議員 私も今回これを勉強して、以前から国富町は保険税が高い高いと言われておったんですが、やっと理由がわかりました。皆さん、今の回答を聞いてもなかなかわからんと思います。私が要約します。「これまで国民健康保険制度は、市町村がそれぞれ住民から徴収した保険税と、国と県の公費等で医療費の支払いをするのが原則であった。保険税が低い市町村では、医療費の支払いにマイナスが発生するので、その不足した分は一般会計などから補填し、医療費の支払いをしている。今回は運営主体が県になるが、県としては、一定のルールで決定した納付金を市町村から新たに徴収して、その納付金と国、県の公費等で、全市町村の医療費は県が直接支払うということになる。そしてまた、医療費が納付金を上回った場合の不足分は、3年間の状況を勘案しながら、次年度以降の納付金を見直す」ということで理解してよろしいか。これで間違いないですね。

済みません。最後に、市町村ごとに異なる保険税率を、将来、県内で統一することについてはどのように考えているか、お願いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 保険税率の統一化につきましては、平成30年度以降の県単位化の状況や国の見解等も踏まえながら、引き続

平成30年3月2日(金)

き検討を行うこととしておまして、その検討内容を、平成33年度からの次期の国保運営方針に反映することとしております。

なお、全国では、将来的に保険税率の統一を目指すとしている都道府県もありますが、平成30年度から保険税率の統一を行うというところはないと聞いております。

○中野廣明議員 どうもありがとうございました。終わります。(拍手)

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、5日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会

3月5日（月）

平成 30 年 3 月 5 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
選挙管理委員長	吉瀬和明
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	原田 幸二

事務局職員出席者

事務局 長	甲斐正文
事務局 次長	上山伸二
議事課 長	長倉健一
政策調査課 長	谷口浩太郎
議事課 長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課 主査	沼口恭一郎
議事課 主任主事	森本 征明

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎・立憲民主党の渡辺創です。昨年10月3日に結党し、2月5日に宮崎県連を立ち上げ、初めての議会質問となります。県議会では1議席でのスタートですが、県勢向上に資する政党として奮闘してまいりますので、以後お見知りおきいただきますよう、よろしく願いいたします。

それではまず、知事の政治姿勢に関してお伺いいたします。

我が立憲民主党は、その政党名からもわかるように、権力保持者の恣意によってではなく、法に従って権力が行使されるべきという立憲主義の重要性を大きな柱に掲げています。この政治原則は、近代民主主義成立以降の極めて重要な考え方ですが、昨今、その重要性の認識が十分でない政治リーダーも見受けられ、この国の先行きが危ぶまれるところです。立憲主義に関する知事の基本認識をお伺いいたします。

知事にもう一問お伺いします。知事は、昨年11月議会で3期目への挑戦を宣言されました。その出馬表明は、星原議員の質問に対する答弁の形でしたが、関連する3度の答弁の中で、計9回「発展」という言葉を織り込む力強いものでした。「人口減少対策」「経済振興と産業人財の育成・確保」「観光戦略」「危機事象への対応」を4つの課題と捉えて、全力を注ぐとの趣旨だったと思います。宮崎県では、戦

後の公選制となり、8人が知事職を務めています。その中で複数期にわたって知事の座にあったのは、河野知事と黒木知事、松形知事の3名です。河野知事の3期目が実現すれば、計12年の知事任期が担保されるわけですので、いよいよ知事の存在は県政史に大きな足跡を残すことになるでしょう。また一方で、3期目の知事というのは当然、これまでの2期果たしてきた役割に加えて、新しい役割を担ってこそ、県民の本質的負託に応えられるものではないかと思うところです。明確な課題認識と将来イメージを持ち、県政運営は手がたく、弁舌爽やかに県政に当たるという河野知事のイメージに加え、3期目を目指すに当たって、知事はどのような知事像、トップリーダー像を掲げようとしているのか、お伺いいたします。

壇上での質問はここまでとし、残余の質問は自席から行いますので、答弁のほどよろしくお伺いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、立憲主義についてであります。立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき、憲法に国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという、近代憲法の基本的な考え方である。大変重要な考え方であると認識しております。

次に、トップリーダー像についてであります。私が思い描いているリーダー像は、いかなる厳しい状況下にあっても、夢や未来を語り、そこへ県民を導いていくために明確なビジョンと戦略を示し、それを断固実行すること、事に当たっては迅速かつ的確に判断し、みずから先頭に立って力強く推進すること、そして、結果に対してはしっかりと責任を持つこ

と。これが大事であると考えております。常に県民に寄り添い、県民目線に立って事をなすこと、それがリーダーの姿であると考えております。これまでも、このような思いで県政を進めてまいりましたが、3期目を目指すに当たりましては、リーダーとしてさらに精進を重ね、「対話と協働」の基本姿勢のもと、県民の方々、また、さまざまな立場の方々の声や思いをしっかり受けとめながら、県民の皆様全てが豊かな暮らしを実感できるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今の御答弁の中でも、県民の立場、県民の目線、それから、さまざまな立場にという単語もありましたけれども、一言だけ私見を述べさせていただければと思いますが、私は、3期目を目指される知事にぜひ望むことが一つあります。それは、少数者や生きづらさを抱える人たち、また、そういう存在への温かいまなざしを持っていただきたいということです。先ほど壇上の発言でも申しましたが、知事の3選出馬に関する議会答弁では、「発展」という言葉が9回出てまいりました。これは象徴的に申すんですが、当然、宮崎県の発展というのは総体としての県民生活の向上につながるわけですから、重要です。しかし、当然、発展には、取り残される人も、そこに乗れない人たちも出てくる。そういう県の施策の方向性や社会のありようからこぼれ落ちていくところにも目を向けて、大事にすることができる知事、トップリーダーであってほしいと願うところであります。

3期目を迎えられれば、知事は恐らく、知事御自身が思っていらっしゃるよりもずっと大きな政治的な存在になられるだろうと思います。

影響力も大きいはずですが、先ほど例示で言いましたが、黒木知事や松形知事の時代は、今のようにSNSがあったりするわけではありませんから、知事のメッセージが今ほど県民に簡単に届くという状況ではありませんでした。今はこういう時代ですので、知事も既にSNS等を活用されておりますが、知事が、生きづらさを抱えている皆様方に寄り添って、大切にするというメッセージを発すれば、当事者の皆さんにとっても大きな力になると思いますし、見落とされがちな課題に目を向ければ、その重要性も当然受け入れやすくなると思います。ぜひ、そんなトップリーダーであってほしいとお願いいたします。次の質問に移ります。

昨年の9月議会でも取り上げましたが、LGBTなど性的マイノリティーに関する質問を行います。

まず、県は、性的マイノリティーに関する相談体制を持っているのか否か。また、ある場合にはその現状はどうなっているのか。関係すると思われまます総合政策部、福祉保健部、教育委員会、それぞれにお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 総合政策部関係で申しますと、宮崎県人権啓発センターと宮崎県男女共同参画センターに、県民の皆様からの相談窓口を設けておりまして、その中で、性的マイノリティーの方々からの相談についても対応しているところであります。

まず、宮崎県人権啓発センターの関係ですが、さまざまな人権問題に関して相談を受けておりまして、平成28年度については全体で62件の相談がありましたが、性的マイノリティー関係の相談はございませんでした。

また、宮崎県男女共同参画センターでは、夫婦・家族関係や心身面の不安などのさまざまな

悩みに対する相談を受けておりました、平成28年度については、全相談件数1,677件のうち、性的マイノリティー関係の相談は2件でありました。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 福祉保健部では、現在、保健所等の出先機関を初め、各種の相談窓口において、県民の身体や心の健康に関するさまざまな悩みや心配事に対応しているところであり、性的マイノリティーの方からの相談につきましても、この中で対応しております。しかしながら、性的な悩みの場合でも、それが性的マイノリティーの方からのものであるか、判断が困難であることから、当事者からの相談がどの程度あったかは、把握できておりません

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、教育研修センター内に「ふれあいコール」を設置いたしまして、LGBT等に係る内容も含め、さまざまな悩みを抱える児童生徒や保護者からの相談を受け付けております。平成29年度におきましては、1月末現在で565件の電話相談及び来訪相談を受け付けております。なお、特に電話だけのやりとり等では、相談者が性的マイノリティーの方なのか判断が難しい状況にありますため、LGBT等に関する相談については、明確な件数としては把握しておりませんが、根底にLGBT等に係る悩みを抱えていると思われる場合は、相談者に寄り添った丁寧な対応に努めているところであります。また、内容によっては、県の男女共同参画センターや精神保健福祉センター等を紹介することとしております。

○渡辺 創議員 続けて教育長にお伺いします。平成26年に文部科学省が「学校における性同一性障害に係る対策に関する状況調査」とい

うのを公表しています。全国で606件の報告があっているはずですが、この調査に関して、宮崎県内での状況をどのように把握しているか、お伺いします。

○教育長（四本 孝君） 平成26年度に文部科学省が実施しました本調査につきましては、国は、全国の状況のみを公表しており、県ごとの公表は行っておりませんので、本県の具体的な状況については把握していないところであります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。ここまで4つの答弁をいただいて、よくわかってきたのは、制度であったり統計の整理の区分という課題等々あるのは事実ですけれども、現時点として、性的マイノリティーの方々が抱える生きづらさのようなものを、県としては的確に把握するすべを持っていないということだと思います。もちろん、内面に抱えていることですので、それをすべて外に表明できるということでもないかとは思いますが、この辺を考えても、実態の把握というのがとても難しいことがわかるかと思えます。そういう特徴を持っている課題だからこそ、共生社会を目指すためにも、その声に耳を傾ける積極的な努力が行政にも必要ではないかと思うところです。

続けて教育長にお伺いしますけれども、性的マイノリティーの方々のお話や著作を読んだり聞いたりしていると、共通するのは、学校の中での生きづらさということ、皆さんそれぞれ感じてきていたということです。先ほどは性同一性障害の実態を聞きましたけれども、性同一性障害に限らず、性的指向や性自認にかかわる児童生徒の生きづらさを、学校現場ではどう把握し、対処しているのでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 性同一性障害等に係

る児童生徒の生きづらさにつきましては、自尊心が低下したり、いじめの被害者になったりするなど、さまざまな問題に派生する場合があります。そこで、学校では、一人一人の教職員が、日ごろから児童生徒をきめ細かく観察しながら、このような悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるように努めるとともに、児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めております。また、このような児童生徒に対して、みずからが認識している性別の服装を認めたり、職員トイレを利用させたりするなどの、生きづらさを解消するための支援を行っております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。ことしの1月から、地元紙・宮崎日日新聞で、「自分らしく、生きる 宮崎から考えるLGBT」という年間企画が始まっています。非常に意欲的な企画だと高く評価するところですが、このような動きや当事者の皆さんの取り組みもあり、少しずつ性的マイノリティの皆さんへの理解が——十分に広がったとはとても言えないかと思いますが——宮崎県においても広がり始める一歩目を踏み出すことができたのではないかなと思っておるところです。正確に理解を広げていくため、そしてまた、生きづらさを感じている子供たちの課題を少しでも解決していくためには、学校での理解醸成は極めて重要ではないかと考えていますが、性的マイノリティに関する研修や指導はどのように行われているのか。教育委員会の把握する実施状況とその傾向を、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） LGBT等の性的マイノリティに関する教職員に対する研修の実施状況でございますが、平成28年度は、422校中102校で、率にしますと24.2%、平成29年度

は、415校中127校で、率にしますと30.6%でございます。前年度と比べ6.4ポイント上昇しております。また、児童生徒への指導内容として取り扱った学校は、平成28年度は、422校中33校、率にしますと7.8%、平成29年度は、415校中45校で、率にしますと10.8%でございます。こちらも前年度と比べ3ポイント上昇しております。

これらの内容といたしましては、従来は視覚教材の利用を中心としたものでありましたが、近年は、新聞等の最新の情報を活用したり、外部講師のお話をお聞きしたりするものがふえております。また、保護者を対象とした家庭教育学級の研修テーマとなるなど、LGBT等の性的マイノリティの方に対する人権意識は着実に高まってきていると考えております。

○渡辺 創議員 性的マイノリティの方々の生きづらさの解消のためには、当然、知事部局の取り組みも大切になると思います。県はどのような取り組みをされているのか、また、市町村における取り組みをどのように把握しているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 性的マイノリティの方々におかれては、性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、誤解や偏見によりいじめや差別の対象とされたり、悩みや苦しみを打ち明けられないなど、生きづらさを抱えて生活されている方が多いものと理解しております。このような状況をなくすためには、周囲の方々が性の多様性について理解を深めていくことが何よりも重要であると考えております。県といたしましては、このような認識のもと、宮崎県人権教育・啓発推進方針の課題の一つに位置づけ、各種の講演会や研修を実施するとともに、人権情報誌への記事の掲載、啓発パンフ

レットの配布など、さまざまな啓発活動を展開しているところでもあります。また、市町村においても、各種の研修や講演会を開催されているほか、例えば宮崎市では、関係課がレインボーフラッグを掲示するとともに、職員がバッジを身につけ、性的マイノリティーの支援者であることを表明するなど、さまざまな取り組みが行われていると伺っております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。宮崎市の職員さんがしているバッジというのは、私もきょうつけていますが、これはレインボーですけれども、もう一つ、緑のバッジを持っています。それには「ALL Y(アライ)」というふうに書いてあります。「ALL Y(アライ)」というのは、同盟であったり支援ということの意味するところから来ていますが、当事者ではないけれども、性的マイノリティーを理解し、支援するということを表現しているわけです。

また、きょうの新聞にも載っておりましたが、例えば、私の地元ですけれども、宮崎市の東大宮の地域事務所では、市民の皆さんが来られるカウンターにレインボーフラッグを立てて、「これは何ですか」という話から含めて理解を醸成していく取り組みも、自発的なものとして出てきている。非常に大事な動きではないかなと思っております。

このテーマ、最後の質問にしたいと思いますが、先ほど御紹介した宮崎日日新聞の年間企画の第1回目は、こう始まります。少し長いですが、引用したいと思います。「高校時代に同性を好きになったが誰にも相談できなかった男性、心と体の性が一致せず男性と女性のどちらで生きるべきか悩んだ人。そういった性的少数者の県内当事者たちが表舞台で声を上げ始め

た。電通が約7万人を対象にした2015年の調査では、LGBTなどに該当する人は13人に1人という結果もある。一方で教育や就労、医療、社会保障など当事者が抱える問題は暮らしの隅々に横たわっている。さらに自らの性に悩み、偏見の中で生きる子どもは少なくない。彼らが直面する現状や課題を宮崎から見つめ、これから生まれる子どもも含め、すべての人が暮らしやすい宮崎の現実を考える」、こういうふうになっています。

ここで書かれていることに、私は全く同感だと思っています。大事なのは、性的マイノリティーも生きやすい社会を目指すというのは、決して彼らだけのことではなくて、誰もが生きやすい多様性を認め合う社会につながっていくということだと思っています。ここが一番重要なところだと思います。

昨年9月の一般質問でLGBTを取り上げた際に、知事は、当事者の方と接したり、お話をしたのは、アメリカに留学している際に接点があったのが最後だという御答弁をされました。今、宮崎県内では、知事がみずから先頭に立って、当事者と言葉を交わし、理解をし、誰もが生きやすい社会をつくっていくために協働する。これが大事なことではないかと思っています。知事として、積極的に対話の機会をつくってみたいかがかと思えますけれども、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今るるお話がございました性的指向の問題であれ、例えば国籍であれ、障がいのあるなしであれ、さまざまなそういう異なることであったり知らないことに伴う誤解や偏見、差別というものがあるのはならない。これは基本的人権、大変重要な課題であろうと思っております。いわゆるLGBT、性的

少数者とされる皆さんの問題、この議場でも太田議員のお話がありました。宮崎日日新聞でも今取り上げられている中で、改めて、さまざまな生きづらさを感じている方々がおられるという実態を目の当たりにしておるところでございます。県政を進めていく上で、さまざまな立場の方々のお声をお聞きすることは大変重要であると。私も「対話と協働」を掲げておるところでありまして、こうした性的少数者とされる方々とお会いすることは、やぶさかではないところでございます。

一方で、注意すべきは、知事に対していろいろ物を言いたいという方はたくさんいらっしゃるわけでありまして。その中で、公平性も考えながら、また、単にお会いすることが目的となる、ポーズのため、例えばそれがアライバイづくりのためというようなことになってはならないと思っております。そういう真摯な思いで、この問題に向き合う中でどのような対応をしたらいいのか、しっかりと考えてまいりたいと思っております。

○渡辺 創議員 知事の今、御答弁であった中で、本質的に大事なものは前段の部分だというふうに思います。そのアクションがあった上で、今、御答弁の後段にあった、それが例えばポーズづくりではないかとか否かという御心配は、まず知事が行動を起こされて、みずからお話を聞かれて、そういう形で生きづらさを抱えている方たちのことを認識しようとされるのが、まず最初の行動アクションであるべきだろうと思っております。後段の部分が先に頭に立つから、行動をする上でそれが足かせになるかもしれないというのは、県の知事としてのお立場としては、私はいささかそこはちょっと残念な気がしますので、そこについては、ぜひ前段のほ

うを大切にしてくださいと思うところですので、どうぞお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は、前段のところを答えとして申し上げたところではありますが、そこに注意すべきことはということで、後段についてつけ加えさせていただきました。それをもって全体が否定的なトーンに聞こえたのであれば、そこは御理解をいただきたいと考えております。

○渡辺 創議員 物の発信というのはとても難しい面があるかと思ひまして、今あえて余計なことを申しましたのも、知事の本意は恐らく前段にきちんと込められているのだらうと思ひましたので、重ねて確認をさせていただきました。恐らく、当事者や深いかわりを持っている人たちが聞かれたら、知事の一言一言にとっても大切な意味を持たれると思ひます。先ほど3期目のお話もしましたが、政治的リーダーとして宮崎県を担うことの意義は、そここのところまで背負うということだと思ひます。ぜひともそここのところは改めて、きょうの御答弁を整理いただき、本質的な思いのところを果たしていただきたいと思ひます。

次に、テーマを変えまして、国体に向けた県有体育施設整備と宮崎市のアリーナ構想についてお伺いいたします。

まず、宮崎市のアリーナ構想は、背景にはさまざまな経緯があるかもしれませんが、表層的な見方をすれば、昨年9月議会で県が表明した県有体育施設の分散整備方針を受けて、かなり唐突な形でアリーナ整備という方針だけが示されたという印象があります。しかも、構想の内容が全く明確な状態ではないにもかかわらず、1月に行われた宮崎市長選では、そのアリーナ

の是非が争点化されるという少々不思議な状況にあったような気もしています。岩切議員の代表質問と多少重なるかもしれませんが、少し状況を整理したいと思います。まず、市のアリーナ構想について県はどう把握しているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県といたしましては、宮崎市においてどのような構想が検討されているのか、お尋ねしているところではありますが、具体的な内容については、今後、検討されると伺っているところでもあります。

○渡辺 創議員 同じく総合政策部長にお伺いしますが、宮崎市から具体的な協力要請はございましたでしょうか。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 具体的な内容については、先ほど申し上げましたが、今後、検討がなされると伺っておりますので、具体的な協力要請は、これからになるのではないかと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。ここまでの答弁を総括すると、現時点では、市のアリーナ構想について、県には具体的な情報提供や協力要請はないと理解しました。

それでは、基本的なことを確認したいと思います。県はこれから2巡目国体に向けて、市町村とも協力して、国体の成功、円滑な運営に向けて取り組まなければならないわけです。その立場で考えたときに、県都宮崎市に一定規模以上の競技施設があることはプラスだと思いますが、そもそも県は、宮崎市のアリーナ構想を2巡目国体に資する施設整備と受けとめているのでしょうか。これは教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 宮崎市のアリーナ構想の具体化が、2巡目国体の開催5年前に間に合えば、検討対象になるものと考えております。

○渡辺 創議員 5年前ということは、平成38年から7、6、5、4、3ですから、平成32年から33年には施設概要が明確でないということかと理解しました。宮崎市議会での戸敷市長の答弁によると、これから2年の間には具体的な構想をとということのようでありますので、非常に絶妙というか、微妙というか、資する可能性も、間に合わない可能性もあるということかと理解をいたしました。

ここで、知事にお伺いしたいと思います。厳然とした事実として、県央部は室内体育施設について、県体育館の延岡移転、そして、既に完成から35年がたっている宮崎市総合体育館の老朽化という、この2つの事実を抱えています。これは、将来的には県央部の室内体育施設の脆弱化につながることは間違いないと思っておりますが、その点を県はどう考えているのか。また、その状況を考慮した際に、県として宮崎市のアリーナ整備に期待感を持っているのか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 新たに整備する県立体育館につきましては、全県的なスポーツの振興、地域の振興を図るという観点から、延岡市への整備を判断したものであります。利用者等に配慮するため、現在の県体育館につきましても、当面、存続させることとしているところであります。県といたしましては、宮崎市のアリーナ構想が具体化していくこととなれば、県央部における体育施設の充実にもつながるものと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

同じく、県央部の施設の脆弱化という観点から、現有の県体育館についてお伺いします。今、知事の答弁にもありましたけれども、利用者等に配慮するため、現在の県体育館は当面存続

というふうに県は姿勢を示しています。この「当面」というのがなかなかせ者かなと思うんです。そもそも、県議会でもいろんな議論がありましたけれども、構想の段階では、県体育館は、決まればといたしますか、新しいのができ上がればということだろうと思いますが、今の用地を売却して建設費用に充てるというような考え方もあったわけです。県体育館は昭和43年の建設ですので、既に50年がたとうとしています。そういう面でもいろいろ限界はあるかと思いますが、まず、この「当面」というのを、我々県議会も、また県民も、特に県央部に暮らしていच्छる方はどのように受けとめればいいのか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 現在の県体育館は、建設から50年が経過しております。施設の存続、活用には維持管理などの検討課題もありますため、現時点ではまだ整理ができていない状況であります。今後、2巡目国体に向けました競技会場の選定作業を行ってまいります。例えば、国体に向けた当面の練習会場として使用するなど、さまざまな選択肢を含めて、このあり方については考えているところであります。市の体育館をどう考えられるか、また、アリーナ構想がどのようなスケジュール感で具体化するか、そのような状況も踏まえる必要があろうかと考えております。県の財政状況等も踏まえながら、できるだけ早くその方向性について整理をしたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。知事の答弁にありましたように、まず、宮崎市のアリーナがどうなるかという問題も大きく影響すると思います。今、御答弁の中では、国体に向けた当面の練習会場という考え方もできるかなという話がありました。いずれにしても、国

体まで県体育館を残すのか、何らかの活用の方法があって残すのか、その前に何らか次に向かっていくことがあるのか、もしくはその後もどうなるのかという問題、いろいろあります。ここは、特に県央部の住民にとっては重要な課題だと思っていますので、また機会を改めていろいろと議論させていただければと思います。

次のテーマに移りたいと思います。若い世代の皆さんの県内定着が県政の重要な課題となっていますので、県内就職推進の基本的な考え方について、少し状況の整理をさせていただきたいと思います。

まず、県内高校生、さらに県内大学生、そして県外大学生の県内就職の状況について、商工観光労働部長にお伺いたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県内就職の状況でございますが、まず、県内高校生につきましては、学校基本調査によりますと、昨年3月卒業者の県内就職率は55.8%となっております。次に、県内大学生等につきましては、県が大学、短期大学及び高等専門学校を対象に実施した調査によりますと、昨年3月卒業者の県内就職率は44.3%となっております。なお、県外大学生等につきましては、調査が非常に困難ということもありまして、把握はできておりません。

○渡辺 創議員 わかりました。高校生の県内就職率の低さが指摘されて1年以上の時間がたちました。そもそも県内の企業の高校生向け、または大学生等向けの求人がどの程度あるのか、確認したいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 新卒予定者に対する県内企業の求人状況につきましては、宮崎労働局の本年1月末時点の調査により

ますと、高校が、就職希望者2,520人に対し、求人数は4,126人であり、求人倍率は1.64倍となっております。また、大学等につきましては、就職希望者2,083人に対し、求人数は5,168人であり、求人倍率は2.48倍となっております。

○渡辺 創議員 今、答弁で伺った話をもとに、高校生の就職に限定して話を進めたいと思います。県が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中では、高校生の県内就職率の目標を平成31年度65%と設定していますが、この根拠は何でしょうか。商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高校生の県内就職率の目標値設定の考え方であります。人口減少が大きな課題となる中、若者の県外流出や企業の人手不足の問題が顕在化している状況を踏まえまして、官民一体となって、高校生の県内就職の促進にしっかりと取り組んでいく必要があるとの考えから、県内就職率が最も高かった平成15年度の63.9%を上回る65%を目標としたところでございます。

○渡辺 創議員 全国最低だった平成26年度（27年3月）の調査が、高校生54%ほど、昨年が55.8%。もちろん景気の状態等に大きく影響を受けると思いますが、先々のことは何とも分析しづらいというのが本当のところかと思いますが、今掲げている目標が、容易に達成できる数値ではないというのは、この議場にいる皆さん、同じ認識かと思うんですけども。そもそも県としては、高校生の県内就職率が低い要因をどう捉えているのか。また、今年度、就職内定者のアンケートを商工のほうで実施したと伺っておりますが、県外就職が選ばれた主な理由はその調査の中でどうなっているのか、調査結果をお伺いしたいと思います。商工観光労働

部長にお願いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県の高校生の県内就職率が低い要因といたしましては、希望する職種の有無や、県外企業との給与の差などのほか、生徒や保護者、教職員等の県内企業に対する認知度が低いことや、企業側のアピール不足もあったのではないかと考えているところでございます。

このような中、御質問にありましたように、県では、先般、就職内定者を対象に、進路選択に関するアンケート調査を行いました。回答のあった県外内定者1,101名の県外を選んだ理由を見てみますと、最大3つまでの複数回答での結果であります。 「希望する職種・業種である」が421名で最も多く、次いで「親元を離れて自立したい」が389名、「一度は都会で生活したい」が284名、「給料が高い」が281名などとなっております。

○渡辺 創議員 今回のアンケートを伺っていると、1番目の「希望する職種・業種である」というのは、宮崎県内の産業の幅が広がればいろいろ手の打ちようもあるのかなという感じはしますが、2番目の「親元を離れて自立したい」、3番目の「一度は都会で暮らしたい」、これはなかなか県としても対処のしようがない、若者の思いというところかと思っておりますので、非常に難しい現実を突きつけられている気分にもなるところであります。

このテーマでは、知事に最後にお伺いしたいと思います。ここまで伺ってきた高校生の県内就職率の向上にしても、さらに、UIJターンや産業人材の育成なども、いずれも将来的な県内人口の減少に歯止めをかけるという目標に向かっての取り組みだと思っております。人口減を緩やかにするためには、次の世代につながる可能

性の高い若年層の社会減をどれだけ抑えるかというのが最も有効というのも、よくわかるところです。

ただ、2060年に80万県民のラインを維持するという県の将来的な狙いのところについては、現状の目標値の延長線をたどっていくだけでは恐らく届かない数値になっているかと思うんです。もちろん長期的な人口推計の話ですので、変動要因が多過ぎるのはよくわかりますけれども、2060年に人口80万人という宮崎県の姿を描いていくためには、その姿が描けるときには宮崎県の産業構造はどうなっていて、宮崎で生まれ育った高校生どのくらいの子供たちが県内に残る、または県外から宮崎という地を選んで来る新たな方々もいる。そういう全体像をできるだけ具現化して行って、少しずつでもそれを県民に示していくことが重要ではないかと思っております。その点について、知事のお考えをお伺いしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 今お話がありましたように、本県の地方創生総合戦略におきましては、2060年に約80万人を維持することを目指しております。最大の課題は、これから親となります若者世代の県内定着であります。この目標を達成するためには、2030年度までに若年層における社会減を30%、1年あたりでは900人程度抑制する必要があります。これに合わせる形で、計画期間の5年間の目標としまして、県内の高校・大学における新規学卒者等の県内就職率を設定しているところであります。これが2060年の目標に対して十分なものとなっているかどうかについては、随時検証を行い、また、しっかりと情報をお示しすることが必要であろうと考えております。昨年末には、若者の県内就職やU I J ターンの促進に産学金労官

が一体となって取り組むための「産業人財育成・確保のための取組指針」を策定したところであります。「働きたい場所として選ばれるみやざき」の実現を目指して、人材確保の取組みを積極的に展開してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。知事のおっしゃるとおりだと思いますので、県議会の立場からも、今後のそのお示しを期待していきたいと思っております。

次に、首都圏での情報発信のあり方についてお伺いいたします。

県の物産館であります新宿みやざき館KONNEがリニューアルのために休館中でございます。その進捗状況と、リニューアルを機にどのような施設を目指していくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 新宿みやざき館KONNEにつきましては、4月28日のリニューアルオープンに向けまして、現在、改修工事や備品等の整備に加え、運営事業者と連携し、展示商品や飲食メニュー食材の検討などを行っているところであります。リニューアルにより、内装には県産材をふんだんに活用し、温かみのある施設にすることとしております。また、2階にはレストランを設け、本県の農産物を使用した本格和食料理を提供するとともに、デジタルサイネージや催事コーナーを設置し、市町村や企業等とともに観光や物産等のPRに取り組みますとともに、食を初めとする本県の総合的な魅力を発信することといたしております。これらの取り組みによりまして、宮崎の認知度向上や県産品の販路拡大、観光誘客などにつながる、発信力や集客力のある拠点を目指してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 KONNEと同じく、首都圏での宮崎県の情報発信に資するのが、神奈川県川崎市との連携協定だと思います。協定締結後、一定の時間がたちましたが、取り組みの状況を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 川崎市との協定につきましては、相互の持つ資源や特色を生かしながら、産業や人づくりなど、さまざまな分野において連携を深めていこうとするものでありまして、民間企業や住民間での交流・連携を促進していくことが重要であると考えております。

このような考え方のもと、毎年、川崎市においては、50万人以上の来場者があります「かわさき市民祭り」を初め、サッカーJリーグの川崎フロンターレのホームゲームや商業施設等で宮崎フェアを開催し、本県の観光や物産のPRを行うとともに、県内企業にも出店していただき、多くの方々に来場いただいているところであります。また、本県においては、今年度、農家民泊を取り入れた川崎市の定時制高校の修学旅行を受け入れましたほか、双方の文化ホール連携による交流コンサートを実施するなど、川崎市民の皆さんが本県のよさを体感し、幅広い層の交流の契機となるよう取り組んでいるところであります。

○渡辺 創議員 県の情報発信が功を奏して県外での宮崎県の認知度が高まることは、県民の県政満足度も高まることだと私は考えています。「日本のひなた宮崎県」キャンペーンも、県内では一定の定着を見たと思いますので、今後は、その認知がどれだけ県外に定着していくかということだろうと思います。この機会に、首都圏を初め、県外での宮崎情報の発信にいかに取り組んでいくか、知事のお考えをお伺いし

ます。

○知事（河野俊嗣君） 県外に向けまして宮崎の魅力をアピールして認知度を高めることは、物産振興や観光誘客など、本県経済の活性化のためにも、また、県民みずからがその魅力に対して改めて気づくという点においても、極めて重要な取り組みであると認識しております。特にまた、この首都圏というものが、2年後の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国内外の大きな注目、さらにはにぎわいを増しているということ。さらには、今、全国的なメディアの状況からすると、首都圏発の情報が全国に伝わっていく。全国にメッセージを届けようとするれば、首都圏で認知をされるのが非常に重要であろうかと考えております。これまで、ひなたプロモーションを中心に、本県ゆかりの著名人の方々の協力も得ながら、官民一体となった宮崎のPRに取り組んでまいりましたが、今後は、これまでの取り組みに加えまして、新宿KONNEのリニューアル、これで大きな拠点ができるわけでありまして。そこを有効活用しながら、影響力のあるメディア等を活用した情報発信の強化とあわせて、また、全国規模の企業や川崎市、神戸市との連携した取り組みの活発化もあろうかと思っております。また、あとしばらくして行われるアカデミー賞授賞式での宮崎牛や焼酎のプロモーション、国外で認知されることが、また国内でのプロモーションにもつながっていく。そのようなさまざまなアイデアを凝らしながら、首都圏を初めとする県外に向けて、「日本のひなた宮崎県」の魅力を発信してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。県の広報戦略、情報発信のあり方については、今までも何度か質問させていただいております。

きょうは一步目として、今後の方向性は改めて議論する機会をつくりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、警察本部長にお伺いしてまいります。まず、警察署協議会についてお伺いします。

県内の各警察署には、管内の住民によって構成される警察署協議会が設置されています。御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、制度開始から17年目を迎えようとしているところかと思ひます。この警察署協議会の概要について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察署協議会は、平成12年12月の警察法改正によりまして、警察の職務の適正を確保し、警察署における事務の処理に民意を反映させるため、警察署長の諮問に応じ、警察署長に対して意見を述べる諮問機関として設置されたものであります。現在の警察署協議会委員数は、県内13警察署の規模に応じまして、5名から12名の合計103名であります。性別や所属組織、年齢等に偏りが生じないように配慮しつつ、各警察署から推薦を受けた県公安委員会が委嘱しております。

○渡辺 創議員 御答弁にもありましたように、平成12年の警察法改正で制度化されて、翌平成13年6月1日に一斉にスタートした制度だと思います。郷治本部長は当時、兵庫県警刑事部捜査二課長であられたかと思ひます。この設置の時期を見て、ぴんと来られる方もあるかもしれませんが、この制度は、一連の全国的な警察不祥事が相次ぐ中で、国民からの信頼を警察がどうやって回復するかということで、警察刷新会議の提言を受けて、警察法改正に盛り込まれたものだと認識しています。当時の田中節夫警察庁長官は、「警察改革の柱」とまで記者会見でおっしゃっていました。実は、私は

当時、一連の不祥事の大激震地の一つでありました神奈川県で、警察担当の新聞記者をしておりまして、この協議会もスタート時に期待を込めて取材いたしました。この警察署協議会というのは、例えば防犯協会とか交通安全協会のように、警察と一体になって施策の推進を図るといふ住民組織とはちょっと趣が違って、警察側は、住民にみずからのやっている取り組みをよく理解いただくために丁寧な説明をしているし、委員の側は、あくまでも住民の目線で警察行政のあり方に意見具申ができるという、非常に貴重な制度だと思ひています。宮崎県内では、それぞれの署にこの警察署協議会があるわけですが、協議会の意見が具体的に警察署の取り組みにいい影響を与えたというケースがありましたら、お示しいただきたいと思ひます。本部長にお願いたします。

○警察本部長（郷治知道君） 例えば、平成27年の高鍋警察署協議会において、交通事故防止のための効果的な施策について諮問したところ、「バック不要の高齢運転者専用駐車枠の確保を事業所等に働きかけてはどうか」との御意見をいただきました。その後、同署では、前進で駐車し、前進で発車できる高齢運転者専用の駐車枠を来客駐車場に設置して、管内の事業所にも働きかけて、同様の駐車枠を設置していただいた事例があります。また、平成29年の宮崎南警察署協議会では、「うそ電話詐欺防止対策として若者にも啓発活動をしてもらいたい」との御意見をいただき、管内の中学校、大学等で講話などの特殊詐欺被害防止のための啓発活動を強化した事例もござひます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。警察署協議会の仕組みも、あと2～3年たつと20年という節目を迎えるかと思ひます。どうか改め

てその有用性を検証いただいて、今後の宮崎県警察の取り組みにさらに生かしていただきたいと考えておりますので、その辺の期待も込めて、今後について警察本部長のお考えをお伺いしたいと思っております。

○警察本部長（郷治知道君） 地域の安全・安心を維持していくためには、住民の方々などの御理解と御協力をいただくことが大変重要であり、地域を代表される警察署協議会委員の貴重な御意見を警察署の事務に反映させていくことが、地域の安全・安心につながるものと考えております。今後も、警察署長の諮問に対して、各地域の実情に即した活発な御意見、御要望を寄せていただくことを期待しております。

○渡辺 創議員 話題を変えたいと思っております。ここから、「みどりの少年団」についてお伺いします。

まず、「みどりの少年団」とはいかなるものか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 「みどりの少年団」でございますが、次代を担う子供たちが、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体でございます。本県では、昭和48年の全国植樹祭の本県開催を契機に、少年団設立の機運が盛り上がりまして、昭和50年に9つの少年団が結成されたところであります。平成20年度から29年度の10年間の推移を見ますと、学校の統廃合により、団数は63から44に減少しておりますが、団員数につきましては、小中学校の児童生徒数が約1万人減少しているにもかかわらず、1,392人から1,506人に増加しているところでございます。主な活動としましては、「緑の募金」活動のほか、森林学習会や清掃などの奉仕活動、林業体験等を行っているところ

でございます。

○渡辺 創議員 少子化の中ですけれども、参加する児童生徒の数は減っていないという御答弁だったかと思っております。この「みどりの少年団」に対して、県はどのような支援をしているのか。また、未来を見詰めたときに、今後、どのような期待をしているのかということ、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、全ての「みどりの少年団」に対し、緑化活動や森林学習、奉仕作業などの活動費の助成を行っているところでございます。あわせて、公共施設などの緑化を行う少年団には、必要な苗木代等の助成も行っているところでございます。また、宮崎県緑化推進機構と協働して、県内の各少年団が一堂に集う活動発表や、キャンプなどの野外活動により交流を深める「みどりの少年団総合研修大会」を行っているところでございます。今後とも、「みどりの少年団」には、緑を愛し育てる活動を通じて、心豊かな人間へと成長していただくことや、その活動を、学校から地域、そして県全体に広げる牽引役となっただき、県民協働での緑化活動や森林（もり）づくりが一層推進されることを期待しているところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。実は、私の地元の宮崎市立東大宮小学校でも昭和52年に結成されて、私が在学中にも「みどりの少年団」はありましたし、今も活動が続いています。その活動は、特に緑化維持というだけではなくて、街の美化や景観の保全にもかかわっているという印象を持っているところでございます。県では今、「美しい宮崎づくり」に向けて条例や基本計画を策定して、県民運動として取り組もうとしているわけですが、その観点から

も、「みどりの少年団」は重要な役割を担うのではないかなという気がしておりますけれども、県土整備部長にその辺のところのお考えをお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 美しい宮崎づくりを進めるには、県民の皆様が力を合わせてつくり上げた美しい景観を、将来に引き継いでいくための人材育成が大変重要であります。御質問の「みどりの少年団」は、次世代を担う子供たちが、緑を愛し、守り育てる活動を行っていただいております。また、美しい宮崎づくり活動団体として登録いただいております「山崎川を清流にもどす有志の会」では、子供たちとともに河川の美化活動にも取り組まれています。このような活動は、まさしく将来の美しい宮崎づくりにつながるものであります。県といたしましては、地域の皆様や企業、各種団体、さらには、子供たちと一緒に活動の輪を広げ、大人から子供まで、多様な世代のつながりによる美しい宮崎づくりに取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 両部長、ありがとうございます。

次に、投票率向上対策についてお伺いします。

18歳選挙権の導入から2年となろうとしております。この間、2度の国政選挙を初め、各種選挙が行われてまいりましたが、どのような取り組みを行い、また、その結果をどう総括しているのか、選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 選挙管理委員会といたしましては、教育委員会や各学校、市町村選挙管理委員会などと連携・協力いたしまして、各種啓発事業や学校の出前授業、模擬選挙実施の呼びかけなどに取り組んでまいった

ところがございます。18歳選挙権導入後に行われました2つの国政選挙におきましては、18歳、19歳の投票率が全体を下回ったことは非常に残念ですが、18歳のうち高校3年生に相当する有権者の投票率は、全体を上回る高い水準であったなど、取り組みの一定の手応えが得られたものと考えておるところでございます。一方で、高校既卒者に相当する有権者の投票率の低さなどの課題も浮き彫りになっております。その原因把握に努めながら、今後も教育委員会等と連携・協力し、投票率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 同趣旨の質問ですが、教育委員会のほうではどう総括されているのでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 今回の18歳選挙権導入に伴いまして、県教育委員会では、全ての県立学校において、主権者教育の企画・立案を行う職員を「主権者教育推進リーダー」に任命し、年間指導計画の作成や指導の充実に向けた研修会を行ってまいりました。また、各学校においては、生徒による実際の選挙公報を用いた討論会や県選挙管理委員会と連携した模擬選挙など、具体的・実践的な取り組みも進められております。これらの取り組みの結果、各学校では、主権者教育の位置づけや、そのあり方、進め方が明確になるとともに、少しずつではありますが、生徒みずからが主権者として社会に参画しようとする意欲や態度の醸成がなされつつあると考えております。

○渡辺 創議員 少し幅を広げて、若年層全体の投票率の低迷が社会問題化していることについてお伺いしたいんですが、その点について県選管としてはどのように取り組んでいるのか。投票率の低迷というのは、選挙管理委員会の責

任ばかりとは思いませんけれども、なかなか御苦勞も多いことではないかと存じますが、委員長の率直な御感想をお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 選挙管理委員会といたしましては、若年層の投票率向上に向けまして、政治と生活のかかわりを考えるワークショップの開催や、政治や選挙についての意見を発表する「わけもの主張」の開催などに取り組んでおりまして、これらに参加していただいた方々の政治や選挙に対する関心は確実に高まっていると考えているところでございます。一方で、取り組みの中には、参加対象を少人数とせざるを得ないものも多いことから、事業効果を多くの方々に波及させることができず、若年層の投票率が目に見えて向上している状況には至っていないことなど、もどかしさも感じておるところでございます。今後は、事業効果をより多くの方に広げるような方策を工夫するとともに、教育委員会等と連携・協力し、主権者教育の拡充にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○渡辺 創議員 今、御答弁にありました、もどかしさというところに、非常に心情がこもっていらっしゃるような気がいたします。

そこで、若年層の投票率向上のためには、高校だけではなく、小中学校も含めた学校教育の中での主権者教育をどう推進していくのかということが、極めて重要な鍵になると思います。教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 小・中・高等学校等におきましては、発達段階に応じて取り組んでいる憲法や選挙、政治参加に関するこれまでの学習等に加えまして、国や社会の課題をみずからの問題として捉え、その解決に向けて主体的に行動できる能力や積極的に参画する態度の育

成を図ることが、今後さらに必要になると考えております。そのため、これからの教育活動におきましては、例えば小中学校では、地域の課題や身近な社会の問題をどのように解決すべきか話し合いや討論をさせたり、高等学校等では、国や社会のあり方などについて多角的に考え、そのためにみずから何をすべきかを発表させたりするなど、日ごろから主権者としての資質や態度を育むことを意識した学習を、小・中・高等学校を通して継続的に進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 18歳選挙権の導入時にもう一つ緩和されたのが、期日前投票の商業施設等での実施であったかと思えます。本県内での実施状況の推移について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 期日前投票所につきましては、市町村選挙管理委員会が設置主体であります。本県では、平成28年の参議院議員通常選挙におきまして、初めて、宮崎市、都城市、延岡市の商業施設にそれぞれ1カ所ずつ、計3カ所設置され、合わせて1万6,639人の有権者が投票されたところでございます。

昨年の衆議院議員総選挙におきましては、設置された市町村と施設は同じでしたが、2つの市で参院選より設置日数を長くしたほか、都城市では、商業施設の営業時間に合わせまして、期日前投票所の閉鎖時刻を1時間延長し、午後9時とする対応もとられたところでございます。このときの投票者数は2万4,242人と、参議院選の実績を大きく上回りました。このように多くの利用実績があり、有権者にとって利便性が高いことから、ほかの市町村選挙管理委員会にも情報提供や助言等を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

ちょっと時間がありますので、最後に一言だけ話をさせていただきたいと思いますが、先日、県立宮崎東高校の卒業式に、定時制昼間部・夜間部、通信制とNHK、それぞれ出席をさせていただきました。「卒業式のしおり」というのが配付されておりました。その中には、県議会の蓬原議長や県定時制通信制教育振興会の坂口博美会長の祝辞とともに、河野知事の祝辞も掲載されておりました。聞くところでは、知事の御挨拶は各高校ほぼ同じ内容であるということですので、ほかの高校でも同趣旨の祝辞があったのかと思いますが、その中に、平安時代の僧侶・最澄の「一隅を照らす」という言葉が紹介されておりました。あの有名な「一隅を照らす、これすなわち国宝なり」と続く一説の話でございます。皆さん御承知おきのことと思いますが、この一隅というのは、決して「隅っこ」という意味ではありません。この言葉は、「自分の居場所や立場で精一杯努力し、光り輝くことが社会全体を照らすことなんだ」という意味ですけれども、若人に向けて大変すばらしいはなむけのお話であったと思います。

この祝辞を読みながら、私は、11月議会で知事がお示しになった3期目への出馬表明の言葉に詰まっている思いは、まさにこの「一隅を照らす」ということなのかなと、思いをめぐらせたところでありました。いずれにしても、知事の一隅というのは大変広く、重要なものだと思います。先ほど、LGBTに関する質問の中で幾つかのやりとりがありましたけれども、3期目への出馬表明を11月議会ですでにしている中で、聞いていて、知事は、トップに立つ者としてその責任から逃れることはない、批判を恐れずにリーダーとしての役割を果たすというお話をさ

れたかと思います。先ほどのLGBTに関してのところは、知事がおっしゃったことは、きちんと本質を突いていらっしやっただと思えますけれども、まさに3期目を目指す政治リーダーとして、その役割の広がりやをぜひ明確に覚悟して取り組んでいただきたいと思えます。知事の頑張りが社会全体を明るく照らすわけですので、どうか御奮闘いただきますように期待を申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○蓬原正三議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。プロ野球の春季キャンプ、県内の各キャンプ地には全国から大勢のファンが駆けつけ、大変なにぎわいとなったようであります。日南におきましても、広島カープと西武ライオンズの2球団がキャンプを行い、大きな経済効果をもたらしました。また、平昌オリンピックでのアスリートたちの活躍など、スポーツがもたらす感動を改めて実感いたしました。富島高校と延岡学園の春の選抜での健闘を心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に移ります。まず、知事の政治姿勢について伺います。

河野知事は、今の任期が始まった最初の議会であります平成27年2月定例県議会の冒頭で、「これまでの4年間で育ててきた新たな成長への芽をさらに大きな成長へと結実させ、国内外に開かれ、諸産業に活力があり、安定した雇用が確保され、暮らしの質が豊かで、人々が生き生きと躍動する、そのような宮崎を築き上げてまいります。そして、その先に「暮らしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指し、これまで以上に全身全霊を傾けながら取り組んでまいり存であります」と所信を表明されました。来年

度予算につきましては、知事にとりまして2期目最後の予算であります。注目をされる予算となるわけではありますが、予算編成に当たり、重点施策として、「未来を支える人財育成・確保と中山間地域対策の強化」、2つ目に「世界ブランドや文化・スポーツを生かした地域づくりー2020年に向けてー」、そして、「地域経済をけん引する産業づくり」の3つを掲げておられます。そこで、平成30年度の予算編成に当たりまして、重点施策に込めた知事の思いをお伺いいたします。

次に、JR九州のダイヤ改正について伺います。JR九州は、今月、会社発足以来最大規模の減便等から成るダイヤ改正をついに実施いたします。完全民営化を果たした直後の特急のワンマン化に続き、合理化策を打ち出してきた形です。JR側は、各便の利用状況を調査し、利用者の少ない列車を減便などの対象としたとのことですが、まさに交通弱者の切り捨てとなるものであります。また、今回の改正は、減便等の対象となる便の選定について、事前の沿線各自治体との調整もない一方的なものであり、利用者の声を反映したものでございません。特に、日南線や吉都線は学生などの利用も多い上、もともとの便数も少なく、利用者などに大きな負担を強いるものであります。一方で、人口減少に伴い、日南線や吉都線の利用者数の減少は今後も続くと考えられます。路線の維持のためには、さらなる取り組みも必要と思われまします。そこで、県は今後、日南線や吉都線の維持のためにどのように取り組んでいかれるのかを、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、平成30年度重点施策についてであります。平成30年度は、2期目の仕上げの年であり、また、アクションプランの最終年度となりますので、まずは目標達成に全力を尽くしますとともに、将来のさらなる飛躍につながる年にしたいと考えております。近年、人口減少のスピードが加速しており、産業や地域を担う人材の確保が急務となっております。また、国民文化祭等への準備を本格化させなければなりません。さらに、本県が手にすることができました地域資源の世界ブランド化や全国和牛能力共進会の結果等につきまして、次のステップとして、地域づくりや観光交流、輸出拡大などの具体的な成果に結びつけていく攻めの姿勢が求められていると考えております。このような思いから、今回の重点施策を打ち出したところであります。本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える中、中山間地域対策や医療・福祉など、山積する困難な課題に腰を据えて対応しながら、将来を見据えた新たな施策も積極的に展開してまいりたいと考えております。

次に、日南線や吉都線を維持する県の取り組みについてであります。日南線や吉都線は、通勤・通学や通院など、地域住民の生活交通手段として重要な役割を果たしておりますが、輸送密度がJR九州管内でワースト2位、3位になるなど、利用者が少なく、大変厳しい状況にあります。このため、これまで沿線自治体とともに、地域内での利用をふやす取り組みを支援してまいりましたが、人口が減少している県内の状況を踏まえ、より一層強い危機感のもとに、今後は、定住人口のみならず、交流人口という観点から、地域外からの利用もふやして

いく必要があると考えております。そこで、即効性のある取り組みとしまして、レストラン列車やクルーズ船の乗客向けのツアーの企画などにより、地域外からの需要喚起を図る取り組みを新規事業として今議会にお願いしているところであります。また、有識者や企業などから意見を伺うなど、将来にわたってより効果的な利用促進策や、その費用負担のあり方についても検討を進めてまいります。今後とも、沿線自治体やJR九州と緊密に連携し、可能な限り輸送密度の維持・増加を図ることによりまして、日南線や吉都線の維持に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○外山 衛議員 沿線自治体並びにJR九州との連携が非常に重要と考えますので、よろしくをお願いします。

次に、地域交通対策について伺います。

路線バスやコミュニティバス等によります中山間地域の移動手段の確保については、高齢化の進展に伴い、ますます重要となってきたと考えています。しかしながら、一方で、人口減少により利用者の減少が続くと考えられます。路線を運営する事業者の負担も増加し、特に、集落から先の地域での路線の維持が困難となる懸念がございます。このような路線を持続可能なものとしていくためにも、貨客混載を初めとして、事業者の収入の確保など、生産性向上の取り組みは大変重要と考えております。そこで、中山間地域の公共交通機関の維持・確保のため、貨客混載についてこれまでどう取り組んでこられたのか、また、今後どのように進めていけるのかを、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 路線バスの空きスペースを利用して宅配便を輸送する貨客混載につきましては、西日本で初めて、西都市と

西米良村を結ぶ路線バスで開始され、県や沿線自治体との連携協定のもと、現在、県内3つの路線で運用されております。このうち、西都市と西米良村を結ぶ路線では、昨年1月に保冷専用ボックスが搭載されまして、これを活用して、昨年9月からは、特産品であります西米良サーモンの香港向け定期輸送が開始されましたほか、ことし2月からは、全国で初めて、複数の物流業者の荷物を路線バスで共同輸送する取り組みも始まったところであります。

さらに、昨年9月の国の規制緩和を踏まえまして、タクシーやコミュニティバスを活用した貨客混載の実証実験などを来年度の新規事業として今議会にお願いしてございまして、幹線以外の末端輸送を担う事業者の収益確保にも努めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、これまでの広域的なバス路線への運行費の支援等に加え、こうした貨客混載の取り組みを通じまして、中山間地域における地域公共交通の維持・確保を図ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 現在、既に、宮交並びに運送業と組んで一定の路線は始まっているんですけども、地域をくまなくやるためにはいろんな課題があると思いますので、実証実験を兼ねて課題を解決してもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

長期にわたる木材価格の低迷や生産者の高齢化、担い手不足などから、伐採後に造林をしない、いわゆる植栽未栽地が増加しており、森林資源の枯渇や森林の持つ公益的機能の低下が懸念されるなど、再造林対策が喫緊の課題となっております。昨年の2月議会におきまして、再造林対策の質問をいたしました。その際、環境森林部長から、「山村地域の持続的発展推進

会議（通称「山会議」）を設置して、県と市町村、林業関係者が一体となって協議し、再造林対策にしっかりと取り組んでいく」との答弁がございました。そこで、昨年設置されました「山村地域の持続的発展推進会議（通称「山会議」）」のその後の取り組み状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、県内の森林・林業が抱えるさまざまな問題に的確に対応するため、国や林業関係団体の長、本庁の各課長などで構成する推進本部と、西臼杵支庁、農林振興局を単位とする7つの地区協議会から成る山会議を設置し、今年度から取り組みを本格的にスタートさせたところでございます。推進本部では、「循環型林業の推進」「山村地域の活性化」「山村地域の所得向上」の3つの推進目標を設定し、これを受け、地区協議会では、地域の実情に応じた対策について協議しながら取り組みを進めるとともに、新たに必要な施策についても検討を行ったところでございます。県といたしましては、山会議の検討状況を踏まえ、平成30年度当初予算にその内容を反映させたところでございます。

○外山 衛議員 また、本県は全国有数の森林県でございますけれども、県北と県南ではその森林・林業の事情は大きく異なっております。例えば県南地域は、県北地域と比べますと、地形は全体的に緩やかなところが多いのですが、国有林の割合が高く、民有林における林家の森林所有規模が大変小さい状況にございます。そのため、林家の林業に対する経営意欲が低く、また集約化が難しいことから、再造林が進みにくいといった問題があります。先ほどの答弁の中で、山会議の中の県内7つの地区協議会では、地域の実情に応じた対策について協議し、

取り組んでいるとのことでありましたが、具体的に地区協議会ではどのようなことに取り組んでおられるのかを、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） まず、循環型林業の推進対策としまして、県北地域においては、切ったらすぐ植える一貫作業システムについて検討がなされ、その結果、来年度から実施されることになっております。再造林率の低い県南地域では、森林所有者への再造林の働きかけを強化するとともに、伐採と造林双方の事業体が協議会を設立し、一貫作業システムの導入に向けて、現地研修会を実施しているところであります。また、山村地域の活性化・所得向上対策としまして、県北地域では、道の駅を核とした加工品の販売等の検討、県南地域では、シイタケの有機JASやひなたGAPの取得に向けた研修などに取り組んでおります。これらに加えて、全ての地区で、誤伐・盗伐対策の強化として、警察との合同での一斉伐採パトロールを新たにスタートさせるとともに、地域の実情に即した伐採届け出の運用方法などについて検討を進めているところでございます。

○外山 衛議員 木材価格も一時に比べると比較的高値で推移している状況にはあるんですが、森林の所有規模が小さく、経営意欲が低い山主にとりましては、杉を切った後に投資して再造林し、長年山を管理していこうと考えるには、まだまだ十分な状況にはないと考えています。そこで、再造林を推進するためには、木材価格の上昇に加えて、やはり、再造林にかかるコストをいかに抑えていくかということもあわせて進めることが大変重要であると考えます。そこで、再造林対策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（川野美奈子君） 県では、再造林におけるコスト削減の対策としまして、一貫作業システムの導入や、成長の早い苗木を活用し、植えつけ本数を減らした低密度植栽などの取り組みを推進しているところでございます。また、森林所有者の負担軽減を図るため、森林整備事業による植栽を初め、森林環境税などを活用した再造林へのかさ上げ補助を実施しているところでございます。さらに、来年度におきましては、労働力確保への取り組みとして、造林後の下刈り作業の負担軽減や、無人ヘリコプターを活用した薬剤散布による下草の抑制など、省力化につながる実証試験のための予算もお願いしているところでございます。今後とも、山会議等において、関係者が一体となった再造林対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に移ります。次に、地域振興の取り組みについて伺います。

日南市南郷町におきましては、マアジのブランド化を掲げ、昨年3月に「めいつ美々鱈」というネーミングでブランドデビューを果たしております。この「めいつ美々鱈」のブランド化に限らず、地域が一丸となって南郷の魚をPRし、地域を活性化していこうと、「魚の町なんごう活性化プロジェクト」として、県の支援もいただきながら、さまざまな取り組み、活動を行っていると同っております。そこで、「魚の町なんごう活性化プロジェクト」の取り組み状況と県の支援内容について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大坪篤史君） お尋ねのプロジェクトは、「魚の町なんごう」を県内外に広く発信し、地域経済の活性化を図るすばらしい取り組みであります。そこで、県といたしまし

ても、地元の農林振興局を中心に、当初から企画・運営に参画し、支援をしております。具体的には、地元の定置網でとれるマアジを「めいつ美々鱈」としてブランド化するためのサポートや、新たな料理フェア開催の提案などを行ってきたところでございます。私自身も、昨年5月に南郷に参りまして、「めいつ美々鱈」のランチを食べてみましたけれども、港町ならではの雰囲気の中、大変おいしくいただくことができました。食をきっかけに人を呼び込み、観光や地域振興にも波及するというプロジェクトでありますので、今後とも、地域に寄り添ったきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 引き続き、御支援等をよろしくお願いしたいと思います。

この「魚の町なんごう活性化プロジェクト」は、魚をメインとしたものでありますが、本県の各地域には、すばらしい農林水産物のほか、自然や文化財など、多種多様な地域資源が多く存在しております。しかし、これら地域資源の多くが十分に活用されていないのが地域の現状ではと考えております。地域に存在する資源をいかに活用するのか。その資源を磨き上げ、それを地域の1次産業だけではなくて、製造業や飲食業、観光業や運送業などの関連産業間で連携し合い、付加価値を高めることで地域にお金が落ち、経済が循環する仕組みをつくり上げ、最終的には地域内のGDPを高めていくことが重要ではないかと考えております。そこで、地域資源を活用した地域活性化を推進すべきと考えますが、県の考え方を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 人口減少社会の到来、高齢化の進行など、地方を取り巻く環

境が急速に変化する中で、持続可能な地域づくりを推進していくためには、本県の特色であります自然、歴史、文化、食などの地域資源を最大限に生かして地域の活性化を図ることが大変重要であると考えております。こうした中、県ではこれまでに、地域特有の資源を生かしまして、先ほどお話のありました美々鰯など地元農水産物の消費拡大や、ジビエを活用した新商品の開発・普及活動など、市町村と地域が一体となった地域づくりの取り組みに対して支援を行ってきたところであります。今後も、その地域ならではの資源を生かした活性化策を支援することにより、地域が自立した持続可能な仕組みを構築しまして、全国に誇れる地域づくりに寄与してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、農業遺産について伺います。昨年9月に、「日南市かつお一本釣り漁業遺産認定推進協議会」が設立され、「一本釣り漁法」を次世代に引き継ぎ、漁師町ならではの食文化など、一連の産業・文化システムについて日本農業遺産に認定されるよう、さまざまな取り組みが進められております。昨年12月14日には、日南市内の漁業関係者が農林水産省を訪問し、齋藤大臣に要望されております。また、ことし1月に、国際交流センター小村記念館で開催されました「知事とのふれあいフォーラム」に私も参加いたしました。その場で地元商工会青年部から、日本農業遺産登録の申請・認定に向けた県の協力や支援についての要望等が出されるなど、地元では関係者の機運が徐々に盛り上がってきておまして、一般市民を巻き込んだシンポジウムなども開催されております。日本農業遺産の公募が1月に始まったということですが、これまでの認定状況及び県内の申請に向けた取り組みはどうなっ

ているのかを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 日本農業遺産につきましては、現在、県内では日南市と宮崎市で、協議会の設立や機運醸成のためのシンポジウムが開催されますなど、申請に向けた準備が進んでいるところであります。前回の平成28年度の公募では、全国で19件の応募の中から8つの地域が認定されております。そして、現在実施されている2回目の公募は、6月20日が締め切りで、来年2月ごろに認定箇所が決定されると聞いております。認定に際しましては、地域の伝統文化や生物多様性に関する学術的な根拠が必要とされておりますので、現在、日南市と宮崎市では、地元大学等の協力を得ながら、こういった点についても説明できるよう努力をされているところであります。県といたしましては、世界農業遺産の認定で得た知見も生かしながら、申請に向けて両市を積極的に支援してまいります。

○外山 衛議員 今回の公募につきましては、6月20日が締め切りということですが、今、答弁にありましたように、昨年1回目の認定では、19件の応募に対し8件しか登録されないなど、審査・認定もかなり厳しい状況であると考えます。また、今回は、落選した地域を含め、昨年以上の申請がなされると、さらに狭き門となるのではと危惧しております。また、日本農業遺産も、認定が目的ではなくて、認定登録後の取り組みが大事で重要と思いますが、世界農業遺産の認定を受けている高千穂郷・椎葉山地域では認定がどのように生かされているのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(大坪篤史君) 高千穂郷・椎葉山地域では、世界農業遺産の認定を踏まえ

して、ロゴマークを活用した商品開発や首都圏でのフェアの開催など、認知度向上に向けたPR活動に取り組んでいるところであります。さらに、宮崎大学等と連携し、中学生や高校生が地元の魅力を学ぶ教育プログラムを実施するなど、郷土への誇りや愛着を醸成する取り組みも進められているところであります。特に本年度は、九州内で世界農業遺産に認定された3県、熊本、大分、宮崎の中学生の代表が一堂に会する「中学生サミット」が、高千穂町で開催されました。私も参加しましたが、地元の魅力や将来像について熱心に調査・発表する姿は、実に頼もしく感じられたところであります。世界農業遺産は、単に過去を評価するというだけでなく、未来に向かってどうつないでいくかということが大きなテーマですので、県としましては、今後とも、このような取り組みを積極的に支援してまいりたいと存じます。

○外山 衛議員 ハードルは高いと思いますけれども、県の支援・協力が、地元にとりましては大きな願いでございますから、今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

次に、県外大学とのUIJターン就職支援協定の締結について伺います。近年、本県では、高校を卒業後、就職する生徒は、その半数近くが県外の企業に就職しております。また、大学に進学する生徒も、同じくその多くが県外の大学に進学している状況にあります。このような若者の県外流出もあり、県内企業では人手不足が深刻となっており、人材の確保が大きな課題となっております。高校生の県内就職率向上のため、県ではさまざまな取り組みを進めていることは承知しておりますが、一方で、県外に出ていった若者を宮崎へ呼び戻す対策も大変重要

であると考えます。現在、県が進めている県外大学とのUIJターン就職支援協定の締結について、これまでの取り組み状況を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県内企業にとりまして、人材確保が大変重要な課題となっている中で、本県出身の学生などのUIJターン就職をさらに促進するため、県におきましては、今年度から、県外大学と相互に連携・協力する協定の締結に取り組んでおりまして、これまでに専修大学、福岡大学、西南学院大学、そして久留米大学との間で協定を締結したところであります。この協定に基づきまして、大学におきましては、県の就職説明会や県内企業などの情報を学生に対して周知していただき、県におきましては、大学内で行われる就職相談会や企業説明会に参加し、県内企業のPRを行うなど、UIJターンにつながるような就職支援に取り組むことといたしております。

○外山 衛議員 この協定も、大学の全てと結ぶことは現実的に不可能でもあると考えます。今後、UIJターン就職支援協定を締結するに当たりましては、より効率的・効果的に行っていく必要があると考えますが、今後の進め方について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 協定の締結につきましては、UIJターン就職支援の取り組みをより効果的に進めるため、本県出身の学生が多く在籍している大学を中心に行っていくこととしておりますが、今後、東京や福岡に加え、関西地方の大学などにも順次広げていきたいと考えております。また、協定を締結した大学とは連携・協力を十分に図りながら、本県出身の学生はもとより、他県出身の学生も含めた多くの方々に県内企業へ就職していただける

よう、県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさをしっかり発信し、本県へのU I Jターンにつなげてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 これからますます少子化も進むわけでありますから、人口減少の中、今おっしゃったように、宮崎の魅力、県内企業の魅力、宮崎の暮らしやすさをしっかり発信することが重要と考えますので、効果が出ることを期待しております。

次に、何度も伺っておりますけれども、クルーズ船について伺います。県におかれましては、クルーズ船の誘致に積極的に取り組んでいただいております、また、旺盛なインバウンド需要も後押しして、徐々にその成果があらわれつつあったところではありますが、残念ながら、ことしは油津港への寄港回数が減りそうだと伺っております。そこで、クルーズ船の油津港への近年の寄港実績とことしの寄港見通しについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 油津港への近年のクルーズ船の寄港実績は、平成27年が9回、平成28年が22回、平成29年が26回となっており、このうち海外からのクルーズ船が、それぞれ5回、17回、23回と大きく増加している状況にあります。一方、ことしの寄港見通しではありますが、クルーズ船社から断続的に予約とキャンセルが入っている状況にございまして、今後、変動する可能性はございますが、現時点の予約状況としては、国内、海外合わせて20回となっており、昨年より減少する見込みと見ております。

○外山 衛議員 今回の寄港回数の減少につきましては、他県の港で施設整備が進んだことなどの影響があると考えます。ことし、油津港へのクルーズ船の寄港が減少する見込みであると

いうことでありますが、今の時点で考えられるその理由を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 寄港回数が減少する理由といたしましては、まず、佐世保港や鹿児島港などにおいて、本年から16万トン級の大型クルーズ船の受け入れが開始される予定となるなど、九州を初めとした国内の寄港地間の競争がさらに激化していることが挙げられます。また、訪日クルーズの最大の市場であります中国におきまして、4～5泊程度の短期のクルーズ商品の需要が高まってきており、日本への寄港が1カ所または2カ所の港に限られることから、ファーストポートの要件を満たしていない油津港は、クルーズ船社から選択されにくい状況もあるのではないかと考えているところでございます。

○外山 衛議員 今お答えいただきましたように、日南市の大きな要望でございしますが、他県の港との誘致競争が激化する中、油津港にクルーズ船を呼び戻すためには、やはりファーストポート化が大きな鍵を握ると思います。油津港のファーストポート化に向けた取り組み状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） ファーストポート化についてでございますが、油津港がファーストポートとなるためには、検疫港として指定される必要がありますが、厚生労働省が定める基準を満たさないことから、これまで指定が困難な状況にありました。その後、外航クルーズ船に限った特例的な取り扱いとして、国にかわって地域が検疫業務の一定の役割を担い、その体制を整えることをファーストポート化の条件とする方針が、国から示されたところであります。この条件を満たすためには、感染症の疑

いのある患者の搬送方法や、蚊やネズミの病原体検査等を行う港湾衛生業務など、さまざまな技術的課題がありますことから、現在、どのような解決方法が考えられるのか、検疫所や関係機関と協議を重ね、将来的なファーストポートの実現の可能性について検討しているところであります。

○外山 衛議員 このファーストポート化は、いろんな条件があつて大変難しいと聞いておりましたが、今、答弁にありました、外航クルーズ船に限った特例的な取り扱い、この部分に期待したいと思ひます。なお、関係機関と連携して、できるだけ早くファーストポート化の実現が可能となるように御尽力をお願いしたいと思ひます。

一度に多くの観光客を運んでくるクルーズ船ではありますが、一方で、陸上での宿泊を伴いません。滞在時間も比較的短いため、観光消費額にはおのずと限界があるのも事実であります。このため、クルーズ船誘致のこれからの課題は、観光消費額をいかに伸ばすか、リピーターの獲得にいかにつなげるかだと思ひます。そこで、クルーズ船による経済効果をより大きなものにするため、今後どのように取り組んでいられるのかを、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 議員御指摘のとおり、クルーズ船による経済効果をいかに高めるかは大きな課題でございます。こうした中、台湾からのクルーズ客を対象にしたサイクリングツアーが、ことし4月に日南市で初めて実施される予定となつており、クルーズ観光においても旅行者のニーズが変わりつつあると感じているところでございます。このような体験型の観光は、新たな消費を喚起するとともに、

本県の魅力をより深く知るきっかけにもなり、リピーターの確保にもつながるものと考えております。このため、今後とも、地元市町や民間事業者とも連携しながら、本県の強みを生かした体験型メニューなどを組み込んだ企画の実施について、旅行会社等に働きかけるとともに、快適な受け入れ環境づくりにも努めながら、経済効果がより大きくなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしく申し上げます。ただ、一つ、最近問題となっております、スマホ等のアプリを使った配車送迎サービス、いわゆる白タク行為、あるいは、乗船客を中国企業の経営する量販店へ誘導するなど、ある意味、露骨で、戦略的かつしたたかでございますので、そのような現状も踏まえた取り組みをお願いしたいと思ひます。

次に、中小企業融資制度について伺ひます。首都圏などの景気回復ぶりは顕著であり、また、先日発表されました日銀宮崎事務所の県内金融経済概況でも、全体景気判断を「緩やかに回復している」とされております。ただ、県内の中小企業は、人手不足の深刻化、人件費の上昇、後継者問題など、多くの課題を抱え、依然として厳しい経営環境が続いているのが現状ではないかと考えます。そこで、中小企業融資制度の活用状況はどうか、過去と現在の活用状況を踏まえ、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県融資制度の活用状況としましては、平成28年度の新規融資が1,086件の約122億円と、年々減少している状況にございます。このため、平成28年度末の融資残高は約375億円となつておりまして、ピーク時であります平成21年度と比較し、ほぼ半

減している状況でございます。

○外山 衛議員 新規融資につきましては、マイナス金利、異次元の金融緩和などによりまして、金融機関の間で低金利競争が進む中、保証料が金利に上乘せされ、結果として割高になる保証付きの融資ということも減少の一つの理由かと思えます。しかしながら、公的融資制度は、市中銀行で厳しい査定等の中で、経営状況の厳しい企業にとりましては、セーフティネットの役割もあると考えます。世界的な株価急落など予測不能であり、いつ何どき、経済状況が大きく変化しないとも限りません。中小企業者が必要なときに比較的借りやすくするのが公的融資制度の務めだと考えますが、今後どのような取り組みを行っていかれるのかを、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県融資制度は、中小企業者の経営安定や成長を促すため、金融機関に対する原資の預託や、保証料補助などによりまして、長期、固定、低利の融資を提供しているものでございます。これまでも、経済情勢の変化や中小企業者が抱える課題に対応するため、随時、見直しを行っておりますが、平成30年度に向けましては、事業承継対策のための資金や、小規模企業者向けの資金について、限度額の引き上げや保証料率の優遇を行うこととしております。県としましては、引き続き、融資制度がセーフティネットとして機能するよう、十分な融資枠を確保するとともに、中小企業者のニーズに対応した制度設計を行い、資金繰りの円滑化に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ありがとうございます。今の経済状況も、2年後、3年後、5年後は全く予想がつかない。非常に見通しをつけづらい環境

下にあると思います。こういったものの充実は大変重要かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

先日、沖縄県のスポーツ関連産業振興戦略の取り組みを調査してまいりました。沖縄県におきましては、スポーツ用品やスポーツ施設といった、スポーツに直接的にかかわる産業だけではなくて、観光、健康づくり、リハビリテーション、物づくりなど、既存産業とスポーツの連携のあり方を模索し、幅広い業種の事業者に対して、スポーツを活用したビジネスへの促進を図り、新規ビジネスの企画・開発やさまざまな主体との連携について積極的に支援していくとしており、ひいては「スポーツアイランド沖縄」の実現を目指し、スポーツの産業化を戦略的に構築しようとして取り組んでおられるようです。本県にとりましても、「スポーツランドみやざき」の取り組みについては、これまでの野球等のキャンプ・合宿誘致にとどまることなく、今後はさらに一歩進めて、本県の経済・雇用にプラス効果をもたらすよう、食品製造業や物づくり産業などを、スポーツ関連産業という視点も加えながら振興を図っていくべきと考えますが、商工観光労働部長に考えをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） スポーツ関連産業の育成は、「スポーツランドみやざき」のさらなる推進を図る上で、重要な取り組みであると考えております。このため県では、みやざき産業振興戦略におきまして、今後成長が期待される産業の一つとして、スポーツ・ヘルスケア産業を位置づけ、現在、産学金官の関係者によるワークショップを開催するとともに、県内外の関連企業やスポーツチームなどの調査を行っているところでございます。来年度

は、今議会にお願いしております、「スポーツ・ヘルスケア産業モデルビジネス支援事業」によりまして、まずは、本県の強みである食分野を中心に、スポーツチームが求める商品づくりのための勉強会やマッチング会などを開催し、新商品の開発や販路開拓を支援してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 よろしく申し上げます。宮崎は、スポーツ関連が観光分野にも寄与する部分が大きいのと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、これは毎回でございますが、あえて伺います。東九州自動車道の日南北郷インターチェンジと日南東郷インターチェンジ間、9キロメートルの区間が、来る3月11日に開通の運びとなりました。これは大きな前進であります。が、今回開通する区間は一部でございます。北郷以北、つまり清武南一日南北郷間の供用に至らなければ、ストック効果はさほど期待できないのが実情であります。この区間では、工事が難航していた芳ノ元トンネルが昨年11月に貫通し、整備が進んでいるようですが、まだ地すべり対策など、幾つかの課題があると伺っております。そこで、国の事業でありますので、明確な答弁は難しいところもあると思いますが、それを承知した上で、今回も改めて、清武南一日南北郷間の進捗状況について、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 東九州自動車道清武南一日南北郷間は、現在、国が事業を進めており、事業費ベースで、平成28年度末の進捗率は約76%であります。トンネル12カ所のうち9カ所、橋梁14橋のうち12橋が完成しております。その中で、地すべりが課題の芳ノ元トンネルにつきましては、トンネル上部の土砂除

去などの地すべり対策工事を進めており、その工事の一定の効果により、昨年11月に貫通したところではありますが、現在も残る大量の土砂除去を行っているところであると、国から伺っております。また、九平トンネルにつきましても、脆弱な地質などの厳しい現場条件のもとで、鋭意施工中であると伺っております。県としましても、国の事業が円滑に進み、一日も早く開通するよう、地すべり対策工事などで発生する土砂の受け入れ地の調整など、引き続き、できる限りの協力をしてまいります。

○外山 衛議員 他県と比べましても、ややおくれをとっている交通インフラ整備でございますから、力強く推進されますよう要望いたします。

次に、県立日南病院について伺います。

まず、地域医療連携への取り組みについてあります。地域医療の中心となる全国約350の病院のうち、少なくとも99の病院が、医師の残業などについて労働基準監督署から是正勧告を受けているとのことでありました。病院側は長時間労働の理由を、医師不足や正当な理由がなく診療を拒めない、いわゆる応招義務があるためなどと説明しているようではありますが、地方における医師の確保が困難となる中で、医師の働き方改革が喫緊の課題となっており、中核病院における医師の負担軽減が求められております。また一方で、地域の医療機関では、開業医の高齢化、後継者不足が進んできております。地域医療、特に地域包括ケアシステムにおきましては、さまざまなサービス、多職種が関係する中で、かかりつけ医となる開業医のリーダーシップは極めて重要となりますが、このままの状態が続きますと、今後、かかりつけ医の不足も進んでいくのではと危惧しております。

地方の医療を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地域医療の崩壊を招かぬよう、今後も地域医療を維持していくためには、地域の中核病院と各開業医との医療機能の分担と連携が重要になってくると思われまます。

南那珂地域においても、同様に医師の問題が進んできておるようであります。このような中、地域の中核病院である県立日南病院が、「地域医療支援病院」の承認に向けた取り組みを進めていると伺っておりますが、どのようなことを行っていくのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 「地域医療支援病院」は、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医等の地域の医療機関を支援する能力や構造設備を有する施設について、都道府県知事が承認を行うものであります。承認の要件につきましては、医療機関からの紹介率や病院からの逆紹介率などについて一定の基準が求められておりますが、今般、県立日南病院において、その要件を達成できる見込みとなりましたことから、近く県への申請を行う予定としております。

現在、日南串間医療圏におきましては、「地域医療支援病院」の承認を受けた病院がなく、県立日南病院が承認を受けることで、これまで以上に医療機関の機能分担と役割の明確化が図られ、医療機関相互の連携体制の構築が進むものと考えております。また、受診される方にとりましても、かかりつけ医を持つことで、よりスムーズに県立日南病院を受診することができますことから、安心して近くの医療機関で受診でき、受診者の負担軽減やコンビニ受診の抑制による医師の負担軽減にもつながるものと考えております。

○外山 衛議員 よろしくお願ひします。

次に、院内保育施設についてお尋ねします。現在、病院局では、育児短時間制度の導入でありますとか、院内保育施設の整備など、さまざまな取り組みを行い、育児と仕事の両立ができる働きやすい職場環境づくりに努めておられるようであります。その取り組みの一環として、育児休業中の看護師等が復職しやすい環境整備として、職員が乳児や児童を預けることができる院内保育施設を、宮崎病院、延岡病院に続き、日南病院では昨年4月に開設されたところであります。そこで、県立日南病院の院内保育施設の特徴、利用実績及び効果等について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 県立病院は、看護師を初め、子育て世代の職員が多いことから、育児と仕事の両立ができる就業環境を整えることは、人材の確保・定着はもとより、職員がその能力を十分に発揮するためにも大変重要と考えております。このため、日南病院におきましては、ゼロ歳児から小学校3年生までの乳幼児・児童を対象に、毎日子供を預かる通常保育及び一時保育を行う院内保育施設を昨年4月に開設したところであります。本年1月末現在、医師や看護師など28名が登録しており、開設以来10カ月間の利用実績は、通常保育4名、一時保育延べ171名、病児保育延べ38名となっております。また、施設開設後、育児休業からの復帰者が以前より増加するなど、育児休業者の早期復帰を促す効果も見られるところであり、今後とも、質の高い医療サービスの提供ができるよう、医療スタッフが働きやすい魅力ある職場づくりに努め、若者の就労の場としての役割も果たしてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 ますます充実をお願ひしてお

きます。

私は、平成29年2月の定例県議会の代表質問におきまして、その年の3月に新たに策定されました「第3次みやざき男女共同参画プラン」の特徴について質問いたしました。総合政策部長は、「最も大きな特徴は、「あらゆる分野における女性の活躍の推進」を基本目標のトップに掲げ、女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけたところ」と答弁されました。この参画プランの具体的施策の中には、「女性警察官の職域拡大や中核ポスト等への登用を推進するなど、女性警察官の採用・登用拡大に努めます」とありますが、ことし1月23日付の西日本新聞の記事によりますと、都道府県警察における女性警察官の割合について、本県は平成29年4月現在で6.9%であり、福岡県と並んで全国最下位にあるとされております。また、平成29年版警察白書によりますと、平成29年4月1日現在の都道府県警察の女性警察官数の割合は、8.9%となっているようです。そこでまず、本県の現状はどのようになっているのかを、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県警察では、平成2年から女性警察官の採用を行っており、現在、その数は141人で、全警察官に占める割合は6.9%であります。本年4月には、新規採用を含めまして総数は152人となり、その割合が7.5%になる見込みです。女性警察官の登用状況につきましては、警察本部各部及び全ての警察署に配属されており、捜査部門や被害者支援等の女性の被害者と接する業務等、多くの部門で活躍しております。

○外山 衛議員 また、警察庁は、女性の採用拡大、幹部登用に力を入れており、各都道府県警も女性の活躍を後押ししているようですが、

本県では採用拡大に向けてどのような取り組みを行っているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） これまで、女性警察官は年間10人程度を採用しておりましたが、今年度の採用から、警察庁の方針等を踏まえて、全警察官に占める女性警察官の割合が平成34年までに10%以上となるように、より多くの採用を進めております。また、女性用仮眠室の整備や、仕事と育児等の両立を支援するための制度の整備を図るなどしておまして、今後も女性が活躍できる職場環境づくりに努めてまいります。

○外山 衛議員 これで質問を終わるんですが、一点だけ。この前、鹿児島中央駅で友人と待ち合わせをしました。急用だから今から会おうというわけで、私は日南から車を飛ばして向かいまして、約3時間かかりました。行ってみると、その友人は、私を待つ間に博多を往復しておりました。新幹線でもって博多へ行って、しばらく過ごして用事を済ませて、鹿児島中央駅に帰ってきて私と会うという、この状況の明らかな違いを宮崎県は認識して、そういったハンディキャップをどう補うか。残念ながらそういう差があるところをどう補うかというのも、これから、県政あるいは施策の中で十分に認識した上での取り組みが必要と考えられますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

○横田照夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党の河野哲也です。通告に従い質問を進めます。

まずは、選挙啓発についてです。1月28日、宮崎市、延岡市2つの市で首長選が行われました。それぞれに特徴のある選挙戦でした。報道機関も、宮崎市は「組織力」対「新手法」での選挙、延岡市は「組織」対「草の根」選挙として、動向を見守っているという状況でした。それぞれに注目された選挙ですので、私は、もっと投票率は伸びるだろうと思っていましたが、宮崎市長選は42.21%、延岡市長選は49.68%で、2市とも、前回過去最低だった投票率をかるうじて上回りましたが、首長選にもかかわらず投票率は50%に満たないものでした。知事、今後、御自分の選挙もごさいますが、宮崎市と延岡市の市長選挙の投票率について、所感をお伺いします。

壇上は以上で、以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

今回の両市長選挙、御指摘がありましたように、大変高い注目、関心を集めた選挙だったというふうに思っておりますが、結果的に、前回の投票率は上回ったものの、半数以上の有権者が投票しなかったことについては、大変残念に思っております。よく「政治離れ」とか「政治に対する無関心」ということが言われるわけですが、選挙というものが、国民が政治に参加をし、その意思を反映させることのできる最も重要で基本的な機会でありますことから、有権者の皆様には、貴重な一票に自分の思いを

託し、地域の振興や、よりよい暮らしにつなげていただきたいと切に願っております。今後とも、選挙管理委員会や教育委員会には、選挙啓発や主権者教育にしっかり取り組んでいただくとともに、私自身も、一政治家といたしまして、あらゆる機会を通じて、県民の方々の政治への参加意識の向上に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 知事も、政治への関心の向上に努めていくと答弁されました。2月17日に、「第12回わけもんの主張」が県議会本会議場で行われ、各地域で代表になった方々の意見発表を聞きました。「私の生まれた町が好きだ」と結んだ五ヶ瀬町の渡邊さんの主張が、ずっと胸に入りました。自分の生まれた町を少しでも誇りに思えるようにまちづくりをする等々、自分たちの感性で政治に関心を持ってきています。この若者たちが核になって啓発に動いてくれれば、投票率も大きく変わると思いますが、選挙管理委員長に、選挙啓発のこれまでの取り組みと今後の展開についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○選挙管理委員長(吉瀬和明君) 選挙管理委員会におきましては、若者の政治や選挙に対する関心を高めるために、今、議員がおっしゃいました、意見発表会「わけもんの主張」やワークショップの開催、学校での選挙出前授業などに取り組んでまいったところがございます。さらに、来年度から取り組む「わけもんが考える未来」選挙啓発事業におきましては、年間を通してワークショップを開催することとしております。参加メンバーを固定し、毎回テーマや講師を変えることで、政治と生活との結びつきをより深く理解し、未来を考えることのできる「わけもん」を育てていくもので、効果をより

多くの人々に波及させるために、メディアを活用した広報も行う予定としております。これらの取り組みによって、若い世代を中心とした有権者に、政治や選挙に関心を持ち、投票を通じて積極的に社会参加していただけるよう、つなげてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 広報にはSNSとかいろいろ工夫をしていただいて、せっかくやったことを発信するというのは大事だと思います。お願いします。

続いて、UIJターン促進についてでございます。東京有楽町のふるさと回帰支援センターを訪問いたしました。道府県ごとにブースが設けてあり、それぞれ移住相談スタッフが対応されていました。各地方自治体の移住・交流に関するパンフレット等の閲覧コーナーが設置され、また、週末を中心に地方自治体などによる相談会やセミナーなどが開催されています。宮崎は1月14日に、センターにおいて「ふるさと宮崎ワーキングホリデー参加説明会&体験談セミナー」が開催されました。県では、「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」を東京と宮崎に設置していますが、平成27、28年度の相談件数と移住実績を、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県では、平成27年度に、東京と宮崎に「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」を開設し、住まいや仕事等の一元的な情報発信や移住希望者への相談対応などを行っているところであります。相談件数につきましては、東京と宮崎のセンターの合計で、平成27年度が837件、平成28年度が1,180件となっております。また、移住実績につきましては、県が移住施策等を通じて把握している移住世帯数となりますけれども、平成27

年度が202世帯、28年度が388世帯となっております。

○河野哲也議員 センター長にお聞きしても、「流れが出てきました。継続は力です。センターは本年で15年の節目を迎えます。宮崎県は、移住先希望ランキング、平成27年に10位に返り咲いていますよ」ということで、結果が出ていると。おかげさまで、先日、最新の情報として、宮崎県は全国第9位に選ばれたということで報告をいただいています。2月14日に行われた政府移住会議「わくわく地方生活実現会議」で、宮崎市在住の歌人・俵万智さんは、「地方の豊かさは住んでみないと味わえない」と指摘、「生きる力をつけさせるためには、自然の中で過ごすことが大事なのではないか」と語られていました。宮崎にとって、UIJターン促進が若者定住の施策の中で重要であると考えます。UIJターン促進は重点施策の中に位置づけられていますが、知事の所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本格的な人口減少社会が到来する中で、都市部から地方へと人の流れをつくっていくということは、地域の活力の維持・増進を図る上で大変重要なことであると考えております。来年度の重点施策の取り組みの一つとしても、このUIJターンを掲げているところでありますが、これまで東京と宮崎に「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」を開設し、相談体制の充実を図り、また市町村と一体となって、都市部でのPRや受け入れ環境の整備に取り組んできたところであります。御指摘がありました俵万智さんのことをお話しすることも、移住のPRにも結びつけておりますし、さまざまな移住のフェアでは、私自身も移住者であるというようなこともしっかりアピー

ルをしているところであります。おかげさまで、今、部長が答弁しましたようなさまざまな実績、手応えが感じられているところであります。移住ランキングの全国トップクラスというところでの御指摘もいただいたところであります。今後さらに、県人会や同窓会などの本県出身者とのネットワークを生かし、Uターンの働きかけを強化しますとともに、県外大学とのU I Jターン就職支援協定を活用するなど、効果的な情報発信に努めることとしております。今後とも、市町村や関係機関等と十分に連携を図りながら、人口減少対策の大きな柱として、U I Jターンの促進に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 県外大学とのU I Jターン就職支援協定など効果的だと考えます。ぜひよろしくをお願いします。

食品ロス削減についてでございます。延岡市図書館で開催された食品ロスパネル展に参加いたしました。ゆっくり動き始めたなという感想を持ちました。先週、党员さんたちとの会合で、パネル展でも触れていた食品ロスの量は、1人年間お茶わん何杯分に当たるか質問しました。365杯分に当たるということです。残念ながら正解者はいませんでした。問題意識は持っていたらっしゃいました。これからです。そこで、本県における食品ロス削減の取り組みについて、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長(川野美奈子君) 食品ロスでございますが、今、議員のお話にございましたように、国民1人当たり毎日、御飯1杯分に相当する量が廃棄されていると言われておりまして、ごみの減量化や食育等の観点から、その削減については、大変重要な課題であると認識しております。このため県としましては、先進事

例の発表や著名人による講演会を行った「食べきり宣言フォーラム」や、テレビCMの放送など、さまざまな情報発信を行い、食品ロス削減に向けた啓発事業に取り組んでいるところでございます。また、食料生産者や食品を扱う事業者、消費者団体、福祉団体等で構成される「宮崎県食品ロス削減対策協議会」を立ち上げ、現状の情報共有や取り組みについて意見交換を行ったところでございます。今後は、本協議会を活用しまして、食品ロスの削減や、ロスになる前の食品の活用について、より具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 2つの事例を紹介いたします。兵庫県西宮市です。市から委嘱を受けた556人の「ごみ減量等推進委員」が、ごみ減量の活動に加え、食品ロス削減について、自治会での活発な啓発活動を行っています。市は、推進委員に定期的に研修を行い、リーダー的な役割を促しています。また、東京都は実証実験に入りました。24時間営業の小型スーパーで、スマートフォンの専用アプリを活用して、期限が近くなった商品の購入を促す試みです。牛乳や食パン、サラダなどが陳列されている食品棚に、商品名や価格と一緒に、日付とポイント数が書き込まれた棚札を掲示、その日付までに賞味期限・消費期限切れを迎える商品を購入し、スマホに入れた専用アプリで申請すると、ポイントとしてためることができるというものです。ぜひできるものから始めたいと考えます。

子ども・子育て支援について、知事にお伺いします。宮崎県は、「「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり」を基本理念として、平成27年度からスタートした新制度をもとに支援を進めてきました。地域子ども・子

育て支援事業として、放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、病児保育事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業等の13事業が法定事業として位置づけられて、安定した子育て支援が行える環境が整いました。地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施主体となり、国及び県からの交付金を受けて実施していますが、県は市町村の事業費を十分確保しているのか、お伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） 地域子ども・子育て支援事業は、子供の健やかな成長や子育て家庭への支援を行うことを目的とし、市町村が地域の実情に応じて、今御指摘がありました放課後児童クラブや一時預かりなど、幅広い事業を計画的に実施していくものであります。国及び県は、市町村に対して予算の範囲内で支援を行うこととなっております。県といたしましては、市町村の事業が円滑に実施されますよう、国の交付基準に則した予算確保を図っているところであります。

○河野哲也議員 これまで国の交付基準に則した予算の確保が図られているとのことですが、子育て支援に関する地域のニーズが高まっている中、県として、より積極的な取り組みを求められているところでございます。平成30年度における地域子ども・子育て支援事業について、県の取り組む姿勢をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 平成30年度の予算編成に当たりましては、「未来を支える人財育成・確保」を重点施策として位置づけまして、本県の喫緊の課題であります人口減少対策の充実強化に、積極的に取り組むこととしたところであります。中でも子供たちへの支援というもの

は、大切な未来への投資となる重要な取り組みでありますので、御質問にありました地域子ども・子育て支援事業につきましては、市町村のニーズを踏まえ、今年度よりも約7,000万円多い約13億円の予算をお願いしているところであります。県としましては、今後とも、市町村や関係団体等と十分連携を図りながら、安心して子供を生み育てられる環境づくりを、さらに積極的に進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

予算の確保もさることながら、教育・保育施設等に従事する者についての量と質の確保方針が大変重要で、特に次のものに取り組むべきだと考えます。保育士資格を有しながら、現在就業していない保育士のうち、就業意欲のある者を対象に、現在の教育・保育の現状や各種制度に対する研修を実施するなど、職場復帰支援を行うこと。児童館、放課後児童クラブ及び放課後子供教室で児童を指導する者に対する研修の実施により、資質向上等を図っていくことなどです。より細やかな支援をお願いします。

次に、介護人材の確保についてでございます。景気回復、人口減少などを背景に、雇用情勢の改善が着実に進んでいますが、それに伴い人手不足も深刻化している状況にあります。厚生労働省が発表した平成29年平均の有効求人倍率は、前年比0.14ポイント上昇して1.50倍。過去最高だった昭和48年の1.76倍に次ぐ、44年ぶりの高い水準になっています。仕事を探す求職者1人に対し1.5件の有効求人がある計算で、職種によって人手不足となっています。特に顕著なのが警備員などの保安や建設業界ですが、高齢化の進展で需要が拡大している介護サービスも、有効求人倍率は増加の一途をたどり、平成29年は3.57倍と高水準となっています。介護

現場では、人手不足解消のため、外国人に活路を見出そうとしています。本県においてはまだ実績はありませんが、全国の介護現場では現在、経済連携協定（EPA）に基づき、多くの外国人が働いています。さらに、昨年11月に技能実習適正化法が施行され、外国人が日本で働きながら技術を学ぶ、いわゆる外国人技能実習制度の対象職種に介護が加わりました。新制度で実際に働き出すのはこの春以降となる見通しですが、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には、介護職が全国で38万人不足する見込みと言われている中、介護分野の人手不足の解消は喫緊の課題であります。以上を踏まえ、福祉保健部長に3点お伺いします。

初めに、金額的には少ないものの、その名称から、介護人材を確保するために大事な取り組みを行っていることがうかがわれる事業に、長寿介護課の介護人材確保連携強化事業というのがありますが、この事業ではどのようなことを行っており、その成果をどのように認識しているかお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） この事業では平成27年度から、事業者団体や専門職団体、教育機関など22の関係団体で構成する「介護人材確保推進協議会」を設置し、介護従事者の確保・定着へ向けた施策を協議しております。協議会ではこれまで、人材確保・育成に向けた取り組み事例の情報共有を行うとともに、さまざまな御意見や御提案をいただいております。この中で、例えば、介護を職業として選択してもらうには、小・中・高校生や保護者の介護への理解促進が必要であるとの出席者の共通認識を受けまして、今年度から県において、マスメディアを活用して介護に対する理解促進とイメージアップを図る取り組みを行うなど、具体的な事

業化につながっているところであります。県としましては、引き続き、関係機関と連携を図りながら、介護分野への就業や定着促進を図る取り組みを充実強化することにより、人材の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 平成27年度に協議会を設置したとのこと。来年度もこの事業は継続されるようではありますが、関係団体からもさまざまな提案がなされると思います。県としてもしっかり連携をとっていただきながら、介護人材の確保に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

2点目に、本県におけるEPAに基づいた外国人の受け入れ実績がない理由として、EPAでは、日本語能力検定N5（基本的な日本語をある程度理解することができる）以上で入国し、訪日後、研修を半年、就労を半年行ってから配置基準に算定されることとなっており、指導する職員の確保や研修に割く負担が大きいこともあるのではないかと思います。一方、技能実習制度における外国人の受け入れでは、介護が日本語でのコミュニケーション能力が求められる対人サービスであり、入国時に日本語能力検定N4（基本的な日本語を理解することができる）を備えていることが必要ですが、訪日後、研修は2カ月、就労半年で、8カ月後からは配置基準に算定されます。このことから、EPAと比べ、技能実習制度に基づく実習生の受け入れが進んでくるのではないかと考えるところでございますが、県内の介護現場における受け入れの動きはどのような状況か、お伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 昨年11月から外国人技能実習制度に介護が新たに加わりましたが、受け入れを検討している県内の事業所に

においては、言葉の問題を初め生活環境や文化が異なる中、実習生が実際に介護の現場で順応できるかどうかなど、不安と感じられる点も多く、手探りの状態にあります。このため県介護福祉士会では、県内の事業所に対し、技能実習制度の概要を初め、外国人に対する指導の方法やコミュニケーションのとり方などを内容とする講習会を開催しております。また、県内の事業所等によっては、ベトナムやインドネシアなどの送り出す国を訪問しまして、現地教育機関の現状を視察したり、関係者や技能実習生として介護を希望する方に直接会って話を聞くなど、受け入れに向けた課題の把握などに努めているところであります。

○河野哲也議員 送り出す国における教育現場の状況を直接知ること、極めて重要です。県としては、現地視察を終えた方々としっかり意見交換などやっていただければと思います。

3点目、最後になりますが、外国人技能実習制度による実習生の受け入れの動きに関し、県はどのように認識し、どうかかわっていくかお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 少子高齢化に伴いまして生産年齢人口が減少する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、介護職員が不足することが見込まれております。一方で、外国人技能実習制度は、技能や技術等の移転による国際協力の推進を目的としており、技能実習生においては、日本の労働者と同様に、労働関係法令等が適用されますので、法令を遵守し、単なる労働力の需給の調整の手段とならないよう留意する必要があります。また、言葉の問題や文化・習慣等が異なる技能実習生との接し方など、解決しなければならない課題もあると考えております。県としましては、このよう

なことを踏まえまして、関係団体等との情報共有や意見交換などを通じ、本県における制度活用の必要性について研究・検討に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今の答弁にあったとおり、外国人技能実習制度は、開発途上国における経済発展、産業振興の担い手となる人材の育成を目的に、一定期間国内に受け入れ、技能等を習得してもらう制度。すなわち、人材育成を通して国際貢献をすることであり、今回の介護職の追加は、介護現場での人手不足を補うことが目的ではありませんが、実習生に寄り添う形であり取り組むことによって、開発途上国における本県の評価アップ、実習生受け入れの継続、それがひいては介護人材の持続的な確保にもつながっていくのではないかと考えます。県も積極的にかかわっていかれるよう、要望いたします。

中小企業対策について、商工観光労働部長にお伺いします。全国で、昭和61年の87万をピークに、製造業事業所数は、当時と比べ、今や半減しております。宮崎県でも例外ではありません。直近で平成28年の事業所数を産業別に平成26年と比較すると、セメント業が12事業所減、繊維業が11事業所減、食品が10事業所減など、7産業が減少となっています。「日本の中小企業」という本の著者である一橋大学名誉教授・関満博氏は、「中小企業・地域産業には「外から所得をもたらす機能」「人々に就労の場を提供する機能」「人々の暮らしを支える機能」の3つが求められる。成熟し、人口減少、高齢化に向かう日本社会だが、中小企業・地域産業の担うべき役割ははまだ大きい」と述べられています。事業所訪問をして感じることは、事業承継に不安を感じている経営者が少なから

ずいらっしゃるということです。今後10年間に70歳を迎える中小企業、小規模事業の経営者は全国約245万人、うち127万人が、「後継者が決まっていない」「黒字なのに後継者がいない。廃業してしまう」と言われています。これらの企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献してこられました。それが、相続税の負担により事業が承継できないとなれば、日本経済が揺らぐこととなります。事業承継税制は、中小企業の後継者が先代経営者から相続または贈与により取得した、非上場株式にかかる相続・贈与税の一部を納税猶予する制度です。今回の事業承継税制拡充は、全ての株式を対象に、相続税の納税を100%猶予する思い切った決断です。ところが、事業承継税制自体を知らない経営者もいらっしゃいます。そこで、事業承継税制の拡充が図られる中、県においても周知を行っていくべきだと考えますが、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 事業承継が全国的に大きな課題となる中、国におきましては、事業承継を強力に促進するため、お話がありましたように、相続税の猶予割合を8割から10割とするなど、税制面からの大幅な拡充が検討されているところでございます。県といたしましても、円滑な事業承継の推進は、本県経済の振興を図る上で非常に重要であると考えておりますので、「宮崎県事業引継ぎ支援センター」を初め、商工団体等の関係機関とも連携しながら、ホームページや広報紙、セミナーなどあらゆる機会を通じて、事業承継税制の周知などに努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 県も積極的なかわりを、どうかよろしくお願ひします。

教育長に、学校における医療的ケアについて伺います。先日、「医療的ケア児の小学校入学に、看護師配置の支援は県でできないのか」との相談を受けました。厚生労働省の推計によると、平成27年度で、19歳以下の医療的ケア児は全国に約1万7,000人。この10年間で約1.8倍になっています。医療的ケア児は、24時間、目が離せない場合が多く、家族に対するきめ細やかな行政支援は急務の課題です。平成28年5月に成立した改正児童福祉法で初めて法律上で規定され、適切な支援を行うよう努力義務を自治体に求めました。確かに、小中学校の医療的ケアとして、看護師配置は市町村が事業主体となりますが、宮崎県は看護師の配置されている特別支援学校のほうへ誘導をしているのでしょうか。宮崎県の小中学校での配置はゼロです。小中学校における医療的ケアに対し、県としてどのように支援を行っていくかお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 現在、本県におきましては、特別支援学校8校に49名の医療的ケアの必要な児童生徒が在籍しておりますことから、これらの特別支援学校に計25名の看護師を配置し、安全で安心な学校生活を送れるよう支援するとともに、保護者の負担軽減を図っているところであります。小中学校における医療的ケアにつきましては、医療的ケアが必要な子供の把握や看護師の配置等、早期からの体制整備が重要でありますことから、所管する市町村教育委員会に対し、医療的ケアの説明を行い、周知を図ったところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも児童生徒の状態に応じた適切な対応が図られるよう、引き続き周知を行い、情報提供や担当者等への説明会を開催するなど、市町村教育委員会と連携を図りながら支援に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 看護師配置については、人材不足なのか財源不足なのか理解ができません。政府は現在、支援制度の充実を急ぐため、18年度障害福祉サービス等報酬改定では、放課後等デイサービスなどの施設がケア児を受け入れるために看護職員を配置した場合に、報酬を加算する制度の創設を予定しています。学校への配置に県が支援に入れないのか、一度要望として考えていただきたいと思います。ケア児が安心して学び、生活できる学校での支援体制の早期の充実を求めます。

警察本部長に、ストーカー規制についてお伺いします。ストーカー規制が始まって間もなく18年になります。ストーカー規制法は、いわゆるつきまとい等のストーカー行為について、必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて我々の生活の安全と平穩に資することを目的としています。全国の警察が平成28年に把握したストーカー事案の相談件数は2万2,737件でした。4年連続で2万件を超え、高どまりしているのが現状です。摘発は2,605件に上りました。本県のストーカーの相談件数は増加していると聞きます。昨年のストーカーの相談件数についてお伺いします。

また、ストーカー行為者に対する各種措置件数についてお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成29年中、ストーカー事案の相談件数は380件で、ストーカー規制法が施行された平成12年以降最多となりました。これらの相談を受け、事実関係を適切に踏まえて、ストーカー行為者に対する行政措置として、口頭や文書による警告を276件、禁止命令を14件実施しました。また、ストーカー規制

法・刑法等を適用した事件検挙が41件ございました。

○河野哲也議員 改正ストーカー規制法が始まって間もなく1年たちます。凶悪な事件を受け、公明党が推進したストーカー規制法は、平成12年の施行後、平成25年と平成28年に改正されました。28年の変更点は、一つは、ツイッターやLINEなどのSNS上の嫌がらせを、つきまとい行為として規制の対象に加えたことです。また、迅速で効果的に対応するため、加害者への警告なしで接近の禁止命令を出せるようにしました。罰則も強化しました。ストーカー行為罪の罰則の上限が、懲役6カ月または罰金50万円から、懲役1年または罰金100万円までに強化されました。さらに、ストーカー行為罪は、被害者が告訴の意思を固めていない段階でも起訴できる非親告罪になりました。平成28年12月に改正されたストーカー規制法を受けての警察の対応について、お伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） ただいま御指摘のとおり、平成28年12月のストーカー規制法の改正点は、反復すれば罰則対象となる行為として、SNSで連続してメッセージを送信する行為を追加、危険急迫の場合の緊急禁止命令の新設、禁止命令違反等の罰則引き上げなどであり、いずれも現在までに施行されております。ストーカー事案の中には、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて大きいものがあります。警察におきましては、今後も引き続き、改正ストーカー規制法を適切に運用しながら、被害者等の安全確保を最優先に、迅速かつ的確な対応をとってまいります。

○河野哲也議員 非常に厳しい規制法に改正されました。そこで要望なんです、ストーカー規制法の目的が、加害者のストーカー行為を未

然に防止し、被害者を保護するためであると考えます。被害者の心情にも配慮しながら、行為者の対応はどうあるべきかについて、ストーカー規制法違反事件に精通している専門的なチームで連携をとれるようにしてください。ストーカー事案は、その特異性から、事実関係をよく究明していただき、両者に適正な法の運用をお願いしたいと思います。

別件で、代表質問関連の質問に移ります。先日、重松議員より我が会派の代表質問がありましたが、関連の質問をいたします。

若者の県内定着の促進について質問がありました。先日、延岡市民体育館で、答弁にありました「高校生等企業ガイダンス」が開催されました。このように、確実に県内高校生の県内就職活動を支援していますが、平成30年度は特にどのような点に力を入れるのでしょうか、商工観光労働部長、教育長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高校生の県内就職を促進するため、来年度は特に、県内企業の魅力を高校生や保護者、教員等に伝える取り組みを強化してまいりたいと考えております。具体的には、まず、今お話がありましたけれども、高校2年生を対象とした「企業ガイダンス」におきまして、生徒に対し、わかりやすく、そして効果的に自社の魅力をPRできるよう、参加企業を対象に事前セミナーを実施することとしております。また、高校生の進路決定に影響のある保護者を対象とした就職セミナーや企業見学会につきましても、実施回数をふやすことで、県内企業への理解をより深めてまいりたいと考えております。さらには、今年度新たに作成いたしました「県内企業PR動画」を、学校における進路指導等で有効活用していただくなど、県内企業の魅力をしっかりと伝え

てまいりたいと考えております。

○教育長（四本 孝君） 教育委員会の事業であります「県立高校と県内企業のネットワーク強化事業」におきましては、高校と県内企業のパイプ役である就職支援エリアコーディネーターを、来年度から県内就職率の低い工業高校等に配置し、工業高校と県内企業とのつながりを強めてまいります。また、高校の進路指導担当者や地元企業、行政等が県内就職に関する情報交換を行うエリアネットワーク会議に、新たに高校のPTA役員や3年生の保護者にも参加を呼びかけ、保護者の県内企業の理解促進を図ってまいります。さらに、今年度2,000名以上の生徒が参加しました県内企業の見学会につきましても、来年度からは進学する生徒も参加できるよう、クラス全員あるいは学年全体などで実施してまいります。今後とも関係部局等との連携を図りながら、生徒、保護者に県内企業の魅力を伝える取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしくお願ひいたします。

2点目です。「美しい宮崎づくり」に向けて県民、事業者との協働についての質問に、大変重要だと答弁されました。私は、美しい宮崎の道づくりを進めるためにも、企業や団体との連携が大事だと考えます。モデル的なものとして、今、延岡は「花祭り」が始まっています。五ヶ瀬川堤防沿いに、カワヅザクラ、菜の花が咲き広がっています。「美しい宮崎の道」愛護活動推進事業ではどのように取り組むのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 「美しい宮崎の道」愛護活動推進事業では、地域の方々が行う美化活動に対するこれまでの支援に加え、企業や団体の皆様に、新たな担い手として道路

愛護活動に参加していただく「アダプト制度」を導入することとしております。これは、県と企業や団体が連携し、皆様に道路を気持ちよく使っていただける環境づくりに取り組むものであります。具体的には、県と協定を締結し、例えば、自分の会社の前などの道路の植栽帯について、みずからの手で花や木の種類やレイアウトをデザインし、植えつけやその管理を行っていただきます。県は、その支援として、植栽帯の整地を行うとともに、団体名やその活動を記した看板、サインボードを設置いたします。今後とも、地域の方々や企業、団体の皆様と連携を図りながら、美しい宮崎の道づくりを推進してまいります。

○河野哲也議員 済みません。さっき「花祭り」と言いましたけれども、「花物語」の間違いです。

以上で質問を終わらせてもらいます。(拍手)

○横田照夫副議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、順次お伺いしてまいります。

本年1月、議会新図書案内の中で、1冊の本が目にとまりました。それは、昨年7月に出版された、吉原祥子さんが書かれた「人口減少時代の土地問題」であります。2回ほど読み返しましたが、今後のことを大変危惧する内容であります。まず、この本で学んだことを中心に、土地所有者不明問題や課題等についてお伺いしてまいります。

国土交通省が平成28年度に、地籍調査を行った地域、全国で558市区町村の約62万筆を対象に調査した結果によりますと、不動産登記簿によって所有者の所在が確認できない土地がその約20%を占め、最終的に2,000筆を超える土地の

所有者が不明になっているということでありませう。

また、元総務大臣で、野村総合研究所顧問の増田寛也氏が座長を務める民間の有識者研究会「所有者不明土地問題研究会」は、平成28年度時点の所有者不明の土地の総面積は、九州(368万ヘクタール)を上回る410万ヘクタールに達するとの推計を公表し、2040年には、北海道の面積に迫る720万ヘクタールにも増加し、経済的損失は6兆円にも及ぶとの推計をいたしております。

もともとは平成20年、北海道を中心に、外国資本が日本の森林や土地を買い占めているという問題が発端であると言われております。北海道庁などが実態解明を行う中で、いずれの行政機関においても、土地の所有、利用が正確に把握されていないことが判明したことから、道庁は、森林を土地売買する際の事前の届け出を義務づける条例を制定しております。しかし、その周知を図るために土地所有者に通知したところ、45%に当たる1,881名が宛先不明、いわゆる所有者が不明の状態が返送されてきたということでありませう。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災の復興が進む中で、被災地からの集団移転や被災住宅、施設の再整備を行う際に、登記簿上の名義が明治時代から変更されていない事例や、集落全体の共有名義になっており、その後の相続登記がされていないなど、国においても、所有者の所在把握が難しい土地への対応は喫緊の課題となっております。

一方、農林水産省によると、相続未登記の農地は約48万ヘクタール、未登記のおそれのある農地が46万ヘクタールの合わせて94万ヘクタールと、全農地の約2割に及んでいると推計され

ております。さらに、これらの農地は、今後、農地の賃借や売買をする際に、法定相続人を探して同意を取りつけなければならず、将来的に農地の集積や集約の妨げとなってくると懸念をされております。そこでまず、本県の所有者不明の土地の状況はどのようになっているのか、また、本県における相続未登記の農地及び未登記のおそれのある農地の状況について、農政水産部長にお伺いします。

この後は質問者席にて行ってまいります。

(拍手) [降壇]

○農政水産部長(大坪篤史君) [登壇] 答えいたします。

本県の所有者不明の土地の状況についてであります。平成28年度に、全国で地籍調査が実施された土地を対象に、国が行った状況把握調査によりますと、本県では、登記簿上の所有者の所在が当初確認できなかった土地は、全体の約13%に当たる2,838筆となっております。さらに、それらの土地について追跡調査が行われた結果、最終的に、所有者が所在不明とされた土地は、全体の約1.5%に当たる329筆となっております。

このように、所有者が判明しない土地が多く存在すること、また、判明しても連絡がつかなかったり、登記名義人が死亡しているなどにより、公共事業や民間開発等、さまざまな場面で円滑で有効な土地利用が妨げられている実態がありまして、これは全国的にも深刻な問題だと受けとめているところでございます。

次に、相続未登記農地等の状況についてであります。平成28年度の農業委員会の調査によりますと、本県の農地台帳上の農地面積8万2,233ヘクタールのうち、登記名義人の死亡が確認された相続未登記農地が1万695ヘクタール、ま

た、登記名義人が市町村外に転出し、既に死亡している可能性があるなど、相続未登記のおそれがある農地が9,638ヘクタール、合計しますと、2万334ヘクタールとなっております。これは全体の約4分の1を占める状況となっております。以上でございます。[降壇]

○山下博三議員 具体的な数値を示していただきましたが、所有者不明土地や正常な登記がなされない可能性がある状況、極めて深刻であります。

あわせて、森林についてもお伺いいたします。近年、宮崎市周辺を中心に、森林の誤伐・盗伐が大きな問題となっております。大きく取り上げられ始めたのは、平成28年9月に、宮崎市で森林所有者に無断で伐採届が提出され、所有者の知らないうちに2,000平方メートルもの杉林が伐採されていたという事件が発端だと記憶いたしております。

伐採届は平成27年に提出されておりましたが、所有者の氏名押印はあったものの、そもそも本人は既に死亡しているため、伐採届を受理した旨の通知書が所有者側に届かず、誤伐・盗伐を許してしまったということでありました。まさに土地や農地などと同様、森林においても、相続未登記の問題は、今後、大きな問題となってくることは明らかであります。そこで、森林における所有者や境界を明確化する取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(川野美奈子君) 県では、境界の不明瞭な森林において、市町村や森林組合が間伐等の施業を実施する場合、森林経営計画の作成や境界測量等に係る経費の助成などにより、支援を行っているところでございます。また、平成28年度の森林法改正によりまして、市

町村が地番ごとに所有者や森林境界の情報を記載した林地台帳の整備を行うことになっておりますが、県においてその原案を作成し、来年度までに市町村へ提供することとしております。

さらに、国におきましては、所有者の確認が困難な森林について、市町村による経営・管理を可能とする新たな法律の検討がなされております。このため、市町村が実施する、対象となる森林につきましての事前調査に対して助成を行うこととしております。今後とも、森林の所有者や境界の明確化に取り組む市町村を、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 大変な作業になると思うんですが、よろしく願いいたします。

国土交通省においては、平成27年度から、法務省や農林水産省などとともに、所有者不明の土地を有効、円滑に利用するための方策について検討会を開催してまいりました。昨年9月に国土審議会土地政策分科会に特別部会を設置し、所有者不明土地問題に関する制度の方向性と人口減少社会における土地制度のあり方について検討を始め、12月には中間取りまとめが行われ、一定の方向が示されたということであります。国土審議会土地政策分科会特別部会の中間取りまとめでは、どのような方向性が示されたのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 御質問の特別部会の中間取りまとめでは、所有者不明土地問題は、人口減少等に伴う土地利用ニーズの低下や土地所有意識の希薄化といった社会状況の変化に起因する複合的な問題であると捉え、提言が行われております。

その中では、「所有者不明土地を円滑に利用する仕組み」として、公共事業における収用手続の合理化・円滑化や、収用制度の対象となら

ない公共的事業への利用権の設定が提言されております。また、「所有者の探索を合理化する仕組み」として、固定資産課税台帳や地籍調査票等の公的情報を行政機関が調査に利用できる制度などについても、提言されているところであります。

当部会では、このほか、不動産登記制度や土地所有権のあり方等についても、さらなる検討課題とされたところでありますので、県としましては、引き続き、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私自身、吉原祥子さんの「人口減少時代の土地問題」を読み、住宅地だけの話ではなくて、農地や森林など国土の大半に影響を与えかねない問題の大きさに愕然としたところであります。本県においても、早急な対応をとらなければ、県土そのものが荒廃するのではないかと、大変危惧をいたしております。対策をよろしく願いいたします。

これより農政水産部長に、18問になりますが、お伺いしてまいります。所有者不明農地の実態を把握するためにも、地籍調査の促進が重要であります。本県における地籍調査の進捗状況はどうなっているのか、また、現在のペースで進捗した場合、地籍調査が完了するまでどれほどかかるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 地籍調査は、市町村等が土地の権利関係や境界を明確にする調査ですが、現在までに三股町ほか8町村が完了しまして、宮崎市ほか16市町村等で実施中であり、県全体の進捗率は、平成28年度末で67%となっている状況であります。これまでの進捗からしますと、今後、完了までに約30年を要するものと試算されますが、市町村によっては、進捗がおくれているところがありまし

て、さらに長い期間を要するのではないかと懸念しているところであります。

○山下博三議員 私の地元、北諸県農林振興局には、用地調査員、登記事務嘱託員という非常勤職員が配置されておりますが、どのような業務をしているのか、また、県内各振興局等そのような職員がどれほどおられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 用地調査員は、農林振興局が実施する公共事業等に伴う用地買収に関連する土地、建物、権利等の基礎調査や補償額算定事務等に従事します。そして、登記事務嘱託員は、取得した用地の登記事務に従事しております。県全体の農政水産部所管の職員としましては、用地調査員が15名、登記事務嘱託員が16名の合計31名となっております。

○山下博三議員 これまで各振興局において、土地改良事業などに関係して登記した農地などの中で、未相続などの問題で相続権利者を探した事例はあったのか、また、最近5年の中で最後に行われた登記が最も古かったのはいつだったのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 事業用地として買収する必要がある未相続の土地につきましては、必ず相続権利者を探す調査を実施しているところであります。県が買収する土地は、調査の上、移転登記をしなければなりません、その調査の中で、最近5年間で所有者の変更手続がされずに残っていたものは、明治30年のものが最も古いものでございます。

○山下博三議員 私の地域、都城市の状況を農業委員会を通じて調べてみましたが、農地1万3,931ヘクタールのうち、適切に相続されていない農地が2,591ヘクタール、18.6%となっております。また、農地の所有者が他市町村外に居

住している割合が12.3%の1,718ヘクタールとなっております。

このような中で、本年1月25日付日本農業新聞に、農林水産省が所有者不明農地に係る相続人探索の簡素化を検討しており、関連法案の改正を通常国会に提出するという記事が載っておりました。先ほど来、問題であると指摘してきた所有者不明農地を解消するために、重要な改正であると思います。そこで、農林水産省の検討状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 現在、農林水産省におきましては、担い手への農地の集積・集約化の加速化に向けまして、所有者不明農地の利活用を促進するために、農地の貸し付け手続に必要な相続権利者の調査を簡素化し、公示の手続を経て農地中間管理機構への貸し付けを可能にすること、さらには、貸し付けられる農地の利用権に係る上限期間を5年から20年に長期化することなどを検討していると聞いております。

なお、その実施に伴い必要となります農業経営基盤強化促進法や農地法の改正法案を、今国会に提出予定であると伺っております。

○山下博三議員 この取り組みが施行されますと、実際に管理している相続人の要請を受けて、戸籍などが公簿上で未登記のまま死亡したもとの所有者の配偶者や子供を探し、当該地について貸し出し公示を行うことで農地バンクに預けられるということでもあります。県でも基盤整備を行う際に、非常勤職員を配置して、用地の適切な管理を進めているということですが、今後ますます顕在化することが見込まれておる未相続農地の問題について、県はどのように進めていこうと考えて

おられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 未相続農地につきましては、農地の集積・集約化や基盤整備の推進に大きな妨げとなっております、その影響は、今後ますます大きくなるものと危惧しているところでございます。このようなことから、県では、相続により農地の権利を取得した場合の農業委員会への届け出義務について、周知に努めてきたところでございます。今後とも、県農業会議や農業委員会と連携をしまして、農地の適切な相続手続のさらなる周知を図りますとともに、現在検討されている新たな制度に基づいた未相続農地の利活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。吉原祥子さんの本の中で、群馬県前橋市の共有地に関して、明治19年にさかのぼって共有名義者54戸の相続権者を探し出したところ、380人以上に及んでおり、さらに所在地も県外、国外など多岐に及び、権利を整理するために、17年の歳月と600万円の経費を要したということでもあります。今後、基盤整備を推進する中で、大きな課題となってくるものと思います。この件につきましては、この後の土地改良事業の中で改めてお伺いしてまいります。

次に、本県の農業産出額についてお伺いしてまいります。

去る1月25日に行われた閉会中の環境農林水産常任委員会において、執行部から平成28年の農業産出額の報告がありました。説明によると、本県の農業産出額は、昨年よりも138億円増加し、第七次農業・農村振興長期計画の目標である平成32年3,550億円を4年早く達成することができたとのことであります。

本県の農業産出額は、平成22年に発生した口

蹄疫の影響により、それまでの3,000億円台から2,874億円まで落ち込み、回復するまでに多くの時間を要すると懸念されておりました。しかしながら、県ではこれまで、口蹄疫からの再生・復興方針、畜産新生プラン、さらには人・牛プランを策定し、オール宮崎県として復興・再生に向けた取り組みを進め、現在は、畜産新生推進プランに基づき、取り組みを進めてこられました。

この取り組みの成果として真っ先に取り上げられるのは、昨年9月の第11回全国和牛能力共進会、宮城全共での史上初の3大会連続内閣総理大臣賞受賞の栄誉であり、高校生など次の世代を担う若い後継者の躍進でありました。これまでの取り組みが実を結び、長期計画の数値目標の前倒し、達成が可能となったものであり、関係者の努力に敬意を表するところであります。そこで、本県農業産出額が増加し、長期計画目標である3,550億円を達成した状況をどのように総括されておられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 議員おっしゃいましたように、平成28年の農業産出額は3,562億円となり、平成32年の長期計画目標であります3,550億円を早くも達成できましたことは、農家を初め、関係機関や団体等の御尽力によるものと考えております。

しかしながら、部門別に見てみますと、畜産部門では、肉用牛価格の上昇などにより、前年に比べて大きく伸びておりますが、耕種部門では、大きなウエートを占める野菜が減少したことから、わずかな伸びにとどまり、ここ数年を見ましても、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。耕種部門が伸びない要因としましては、高齢化や担い手不足に伴う作付面積の減少、生産基盤の整備のおくれなどが考えられま

すので、今後、そのような点も踏まえ、生産力の強化や人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 常任委員会の中でも私もお伺いをしましたが、本県よりも産出額が多い道県の前年からの伸び率は、北海道を除き、いずれも本県よりも大きく伸ばしております。例えば、産出額第5位の本県は、前年に比べ138億円増の3,562億円で104%の増となっておりますが、1位の北海道は1兆2,000億円ですので、これは別といたしまして、第2位の茨城県は4,903億円で107.8%、第3位の鹿児島県は4,736億円で106.8%、第4位の千葉県は4,711億円で106.9%となっております。

鹿児島県は本県と同様に大畜産県でありますから、近年の畜産物価格の上昇の恩恵を受けているものと思いますが、茨城、千葉の伸び率の高い理由が思い浮かびません。委員会では、本県の状況について、野菜部門の伸び悩みやピーマンの単価安、さらには、担い手や耕地面積の減少などの課題が明らかにされましたが、ピーマンの単価安や担い手などは全国的な課題であります。

私も疑問が募り、調べてみますと、驚くような生産構造が見えてまいりました。茨城県の農業産出額は、先ほど述べたように107.8%、額にして354億円増の4,903億円であります。内訳は、畜産部門は33億円減少しているものの、野菜、果実、花卉などの耕種部門は、111.8%の378億円増加となっております。

また、千葉県も、産出額全体では、前年比106.9%の306億円増加であります。畜産部門は4億円増の100.3%の増となっており、耕種部門は109.9%の302億円増となっております。

これまで本県と同様の畜産県と考えていた鹿

児島県に至っては、産出額全体は前年比106.8%の301億円増であります。畜産部門は104.3%で121億円の増、耕種部門は111.6%の174億円の増加となっております。

本県は御存じのように、産出額の62%を占める畜産部門は、前年比105.3%で112億円の増であります。耕種部門は101.4%の18億円の微増であります。この状況を見たとき、本県の農業産出額はいかに畜産に依存しているか、肉用牛を初めとする畜産物価格の高騰に支えられていた農業産出額の増加であることを痛感したところであります。もし畜産物価格が一転下落に陥ったときの本県農業への影響の大きさを考えると、産出額が3,500億を超えたと、もろ手を挙げて歓迎という状況ではないのではないかと思っております。

農業産出額上位県は、畜産部門の伸びより耕種部門が大きく伸びております。そこで、耕種部門が大きく伸びている3県、茨城、鹿児島、千葉の状況をどのように分析されておられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長(大坪篤史君) 各県の農業産出額につきましては、現在のところ、上位10品目しか公表されておりませんので、その中で伸びているものを申し上げますと、まず茨城県では、米やカンショ、白菜などの野菜、それから千葉県では、同じく米や大根、ニンジンなどの野菜、鹿児島県では、カンショ、茶、サトウキビが、それぞれ前年よりも大きく増加しております。

これらの3県につきましては、露地品目のウエートの高い地域でありまして、推進品目の規模拡大が進められていること、さらに、平成28年は、全国的な天候不順により、露地野菜の市場価格が高騰したことが、その要因であると考

えております。

○山下博三議員 ただいま御答弁いただきましたが、高齢化、担い手不足、天候の問題というのは、全国共通の課題であります。それより、耕種農業の伸びない理由が別にあるような気がしてなりません。私の考える伸びない大きな理由は、基盤整備の大きなおくれが一番大きな原因であるように思えてなりません。

農林水産省農村振興局が1月にまとめた基盤整備に関する資料の中で、先ほども述べましたが、本県よりも農業産出額の高い3つの県の水田の30アール以上の平成28年3月時点での区画整備率は、茨城県が78.8%、鹿児島県が55%、千葉県が63.3%となっております。本県は全国第37位の39.8%。50アール以上になると、茨城5%、鹿児島7.6%、千葉7.9%であり、高い県では、宮城県が27.4%、秋田県が22.6%となっております。我が宮崎県においては、わずか1%で、全国43位であります。いかに本県の基盤整備がおくれている現状かを、御理解いただけたものと思います。この現状についてどのように理解をされておられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 議員御指摘のとおり、本県の基盤整備は、全国に比べて非常におくれている状況でございます。その要因といたしましては、本県の農業が、畜産と施設園芸を中心とした形態であること、また、中山間地域が多く、事業要件に合う、まとまった団地が少ないことなどが挙げられます。しかしながら、今後、農家の生産性や収益の向上を図るためには、基盤整備を進め、耕種部門の生産力を底上げする必要があると考えております。

○山下博三議員 先日、都城市の横市土地改良区の理事長さんと意見交換をしておりましたら、農地の有する多面的機能を維持発揮させる

ための共同活動を支援する「多面的機能支払交付金」に取り組んでいる中で、農地が小面積で権利が明確でないため、貸し借りがうまく進まず、担い手への集約や集団化の弊害となっているという実情を伺いました。

また、米や露地野菜などを中心に法人経営を展開されている、同じく都城市の「ベジエイト」の重富社長とも意見交換をいたしました。先日、宮崎日日新聞の農業賞を受賞された方があります。その中で、「最近、国や県は、農業生産の担い手として、自分たち法人を何かにつけてはやし、規模拡大を促しているが、現状はどの法人も、今以上の規模拡大は、人手不足の中、困難である」と明言されました。

農業の高齢化が進む中で、農地中間管理事業が推進され、意欲ある農業者は、規模拡大したいと思えば必要なだけ農地が集約できると考えていた私は、なかなか理解できず、発言の趣旨を再度確認いたしました。すると、重富社長の口からは、思いも寄らない実態が出てまいりました。具体的には、現在、ベジエイトでは、90ヘクタールの農地で、水稻や露地野菜を中心に経営をされておりますが、その筆数は400カ所に及ぶということでもあります。農地1カ所当たりの平均面積は、約20アールにしかないのが現状ということでもあります。

耕作範囲は、山田町、志和池地区が中心であり、農場間の移動に15分から20分程度かかるということで、大規模経営を進める中で、多くの人手の移動が経営を圧迫しているということでもあります。農地をいかに集約して効率的な営農を展開するかが、今後の耕種部門の生産振興を図る上で最も重要な課題であると言えます。関係者が一丸となって振興を図るべきであり、特に、加工・業務用野菜を初め、土地利用型農業

の振興に傾注すべきと思いますが、どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 土地利用型農業の振興に向けましては、畑地かんがい用水の積極的な利用と、経営規模の拡大や効率的な営農を実現するための農地の集積を進めてまいりたいと考えています。特に、需要が増加しております加工・業務用野菜につきましては、意欲ある農業法人や集落営農組織等を中心経営体として育成し、生産から加工までを一貫して行う体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、水田では、生産基盤の整備とともに、米政策の見直しに対応し、今議会に「水田高度利用産地育成支援事業」の予算を御提案しているところであります。具体的には、地域に適した露地野菜を含め、水田における作物のベストミックスを検討しながら、それぞれの産地に応じた農業生産の高収益化を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今までの議論を前提に、今度は、土地改良事業の課題についてお伺いしてまいります。

去る2月16日、農林水産省農村振興局農地資源課、川島課長補佐を講師にお招きして、私の主宰します「第17回都城盆地農業を語る会」を開催し、川島補佐からは、「水田整備の現状と今後の展開方向について」と題して御講演をいただきました。農地中間管理機構関連農地整備事業は、昨年9月議会代表質問の中で、都城市祝吉地区の基盤整備の取り組みを例に、お伺いいたしました。具体的には、進藤金日子参議院議員や農林水産省農地整備課の担当官との意見交換の中で判明した、農地中間管理機構に関連した農地整備事業の概要と県の取り組みについての質問でありました。本日の質問において

も、極めて重要なポイントでありますので、再度、確認をさせていただきます。

まず、農地中間管理機構関連農地整備事業は、中間管理機構の関連事業として中間管理権が設定されていることなど、一定の要件のもと、集落単位で1ヘクタール以上の一固まりの農地が、大字単位に10ヘクタール以上、すなわち10の集落がまとまれば基盤整備に取り組み、農業者の負担分を国が上乗せして負担するものと理解してよいか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） この事業につきましては、担い手への農地の集積・集約化を加速化することを目的に創設されたものでございまして、次の要件を全て満たすことで、農業者の負担なしで事業を実施することが可能でございます。

1点目、事業対象農地は農地中間管理権が設定されていること、2点目、おおむね1ヘクタール（中山間地域は0.5ヘクタール）以上のまとまった団地であること、3点目、各団地の大字単位程度での合計面積がおおむね10ヘクタール（中山間地域は5ヘクタール）以上であること、4点目、担い手への集団化率が80%以上となること、そして5点目、収益性が20%以上向上すること、以上5つの要件を満たせば、事業費の12.5%に相当する農業者の負担分について、国が負担する制度となっております。

○山下博三議員 12.5%の受益者負担分を国が負担するということでもありますので、基盤整備が、大体10アール、今200万ぐらいかかるそうなんです。そのうちの約25万を国が上乗せ負担するということでもありますから、非常に期待する事業であります。この事業を進める中で、農地中間管理事業が大きなポイントということでもありますので、何点かお伺いしてまいります。

一般的には、遊休農地などの農地で所有者がわからない場合は、農地の利用権を設定することはできません。しかしながら、中間管理事業においては、遊休農地は公示を行った後に、知事の裁定で中間管理機構が利用権を取得できることとなっているということではありますが、間違いはないかお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） そのとおりで間違いございません。具体的には、まず農業委員会が、遊休農地の権利者を確認できない旨の公示を6カ月間行った後に、農地中間管理機構にその旨を通知いたします。そして、通知を受けた機構は、知事に対し、遊休農地の利用権取得を内容とした裁定を申請します。そして、申請を受けた知事は、県農業会議の意見を聞いた上で、最低2週間の公告の後、この遊休農地を農業で利用することが必要かつ適当と認められるときに裁定を行いまして、その内容を機構等に通知し、公告いたします。この公告により、機構は、担い手に貸し付けることができるようになるものでございます。

○山下博三議員 遊休農地であっても、手続を踏めば、中間管理機構が利用権を取得でき、一定の要件を満たせば、昨年9月に施行された改正土地改良法により、県は農業者の同意や負担を求めずに基盤整備を実施できるとなったと理解してよいのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） そのような理解で結構でございます。遊休農地でありましても、農地中間管理機構が利用権を取得し、先ほど申しました5つの要件を全て満たせば、農業者の同意や負担を求めずに、基盤整備を実施できることとなります。

○山下博三議員 引き続き、お伺いします。昨年の土地改良法改正以降、県は、基盤整備と中

間管理事業の連携について、どのような取り組みを進めてきたのかお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 本県では、昨年9月の改正土地改良法施行後、全国に先駆けまして、県や関係機関・団体から成る協議会を設立し、事業を推進する体制を整えたところでございます。さらに、県内各地域でも、市町村やJAなどから成る事業推進チームを編成しまして、機構関連農地整備事業内容の周知や、要望地区の掘り起こし、地元での合意形成などに取り組んでいるところであります。

○山下博三議員 都城市において、平成28年7月の調査であります。市内の農地12万4,609筆のうち、相続等の手続が行われ、権利が明確になっている筆は、10万1,016筆であります。それ以外の農地については、農地の売買や機構を利用して農地を集約しようとする、相続人を探し出し、権利を明らかにするために多くの手間と経費がかかるため、中間管理事業等の活用も滞っているとされておりまして。

当初お伺いした所有者不明農地の問題と関連しますが、所有者不明農地については、国の制度改正で相続人の探索が簡素化され、農地の貸し出し公告を行うことで、不明な相続人の同意を得たものとみなして、機構に預けることができるということでありました。今回の国の所有者不明農地に係る制度改正の内容をしっかりと理解していただき、農業県として生産基盤の整備に活かしていくのか、早急に方向性を出すことが必要であります。そこで、中間管理機構が所有者不明農地に関する新たな制度を活用して預かった農地については、改正土地改良法に基づき、農業者の同意や負担を求めずに基盤整備ができると考えてよいのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 国におきましては、所有者不明農地に関しましても、農業者の負担や同意を求めずに基盤整備ができるよう、農業経営基盤強化促進法と農地法の改正が今国会で審議される予定と聞いております。具体的な制度設計等を含め、今後どのようなようになるのか、注視しているところでございます。

○山下博三議員 先ほど、農業産出額のところでも触れましたが、耕種部門の産出額の伸びが他の上位県に比べて低いのは、基盤整備率が低いことに起因しているのではないかと推察されます。そこで、基盤整備がおこなわれている本県において、耕種部門の生産力向上を進めるためにも、中間管理機構関連農地整備事業に積極的に取り組むことが重要と考えますが、県の考え方をお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 先ほども申し上げましたとおり、本県の農業産出額のさらなる向上を図るためには、耕種部門の生産力向上が重要であると考えております。そのためには、経営規模の拡大や高収益作物への転換が可能となるよう、区画の整理、拡大などを行う基盤整備を進めていく必要がございます。中でも、今回創設された事業は、小さな団地であっても、一定の要件を満たせば、農業者の負担はゼロで実施できるなど、中山間地域の多い本県にとって非常に有効な事業でありますことから、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、基盤整備を進めるに当たっての取り組み目標であります。本県の水田の整備率は、平均で40.9%であります。これは、県内の水田面積3万6,883ヘクタールのうち、20アール程度以上の区画整備が済んでいる面積の割合であります。今後、基盤整備を進

めるに当たって、どれぐらいの区画を目標に基盤整備を進めようとしていくのか、また、基盤整備や再整備が必要な面積はどれぐらいと把握されているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 整備区画につきましては、標準区画の30アールを目標に整備を進めているところであります。しかしながら、将来の大型機械化や自動化を考えますと、大規模な土地利用型農業に対応するためには、50アールや1ヘクタールといった大区画の整備も必要になると考えております。

次に、整備が必要な面積ですが、農振農用地内にある未整備の水田が約1万7,600ヘクタール残されております。現在、その中で真に整備すべき面積を把握するための調査を、地元の意向も確認しながら進めているところであります。できるだけ早く作業を進め、整備すべき地域を定めた上で、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 よろしくお伺いいたします。

東北地方の水田地帯においては、基盤整備率64.6%となっております。1筆当たりの平均面積は50アールであります。ちなみに、1ヘクタール以上の基盤整備率は12.4%となっており、今後、1筆5ヘクタール以上の大区画化を進めようとしております。

県は、第七次農業・農村振興長期計画においても、儲かる農業を実現するために、担い手への農地の集積・集約化や農地の区画拡大を進めていくこととされております。また、常任委員会においても、野菜等を効率的に生産するための基盤を広げるために、土地改良法の改正を踏まえ、積極的に基盤整備を進めると言われておりました。積極的に基盤整備を進めると言われる以上、将来、限られた土地利用型農業者で、

どの程度農地を活用して、どのような高収益作物をつくりたいのか、担い手の意向も把握しながら整備計画を進めるべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 基盤整備につきましては、農地を利用する担い手を中心に、関係する機関が連携することが重要であります。そこで、例えば、確実な収益が期待できるハウレンソウなどの加工・業務用野菜に水稻を組み合わせた輪作体系の確立を目指すなど、しっかりとした営農計画を作成した上で、整備を進めることとしております。そのため、先ほど申し上げました事業推進チームが一体となって、担い手の意向を踏まえた整備が図られ、収益の向上が実現できるように進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 基盤整備事業を実施するには、もう一つの大きな課題があります。基盤整備を推進する意欲を持つ担い手の問題であります。御存じのように、基盤整備事業を実施しようとする地域では、地域内農地の所有者などの意見を取りまとめ、整備及び換地を行うことへの同意を集めながら、事業に取り組む計画を策定することから始まります。

前回の質問で紹介した祝吉地区の整備事業に関しては、全体で約14ヘクタールの農地で表土の改良や畦畔の除去など、農地区画の拡大を図ろうと地域の有志が中心となって、さまざまな課題に取り組み、整備前は130筆あった10アールの区画の水田が、30アール区画を中心に61筆に拡大され、2メートルの農道も5メートルに拡幅されるなど、効率的で集約的な農業経営が行える地域となりました。

このように、所有者が分散している農地を整備して大区画や集積を図るためには、農地所有

者の理解をいただくために、意欲を持つ担い手の大変な苦勞が要ります。今後、5年、10年先になると、ますます土地持ち非農家がふえ、地域をまとめるということがかなり厳しくなると心配をいたしております。今後、基盤整備を担う意欲ある担い手の確保も待ったなしの状況がありますが、どのように理解し、進めていかれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 基盤整備を計画的にしっかり進めていくには、事業計画や営農、換地などを担当する人材のほか、事業全体を理解し、地域をまとめられる人材が不可欠であります。このため、現在、土地改良区役職員を対象に、さまざまな研修を実施し、スキルアップを図っているところです。さらに、今後は、機構関連事業を推進する中で、事業構想段階から事業完了後のフォローに至るまで、事業推進チームによる支援を通じまして、地域の核となる人材の育成を図ってまいります。

○山下博三議員 最後の質問になりますが、知事にお伺いいたします。農業生産を拡大するためには、効率的に農業経営を営まなければなりません。その課題として、私なりに3点についてまとめてみました。まず、担い手となる「人」をいかに確保していくかという課題、生産を行う「基盤」、すなわち農地や畜舎、園芸ハウスなどの施設整備をいかに図るかという課題、3点目に、限られた担い手の中で、本県農業を支えてもらうための農地の基盤整備、集積を早期に図らなければならないという3点の課題であります。本県の農地中間管理事業の農地の集積の実績については、目標8,400ヘクタールに対して3,334ヘクタールで、40%しか達成しておりません。本日の議論をしっかりと捉まえて進めていただくことを希望しておきます。

ここ数年で日本農業も大きくさま変わりしてまいります。5年後には、AI（人工知能）、IT技術を駆使した無人化トラクターやドローン等が飛躍的に伸び、いよいよ実用化の時代、まさしく「生産革命」が起きてくると思います。私は今回、特に基盤整備についてお伺いしてまいりました。それは、本県農業がこの生産革命に対応していくためには、大きくおくらせている基盤整備に特に力を入れるべきだと考えたからであります。ただ、大区画化に向けた基盤整備を全国平均に近づけようとする、莫大な予算獲得が必要となってまいります。最後になりましたが、決意のほどをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 農業の国際化や産地間競争が激化する中で、意欲ある農業者が積極的に経営に取り組むことができますよう、今御指摘がありましたような本県の農業の発展に向けた施策を、今後とも展開する必要があると認識しております。

本県は、基盤整備率が全国に比べて低い状況にあります。逆に捉えると、まだまだ高い潜在能力を有しているというふうに考えることもできようかと思えます。農業経営の効率化や生産性の向上などを可能とする農地の基盤整備の推進は、大変重要であると考えております。このため、基盤整備予算の獲得につきましては、私みずから国に対して必要性や効果等を説明し、予算の拡充や本県への配分について強く要望してきたところであります。

県議会を初め、各方面の御尽力によりまして、国の農業農村整備事業関係予算は順調に回復をしているところであります。引き続き、予算の確保と整備の推進に努めながら、本県農業の振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 かたい決意を語っていただきました。よろしく願いしておきたいと思いません。

今回、農政水産部長は、最後の議会になるだろうと思うんですが、最後に20問質問させていただきました。また温かく見守ってください。

農業の生産を振興するに当たって、基盤整備と人づくりは、深くかかわりのある課題であります。本県農業を支えていただいている家族経営体、法人経営体の皆さんが、力強く営農展開できる施策の推進をお願い申し上げ、質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○横田照夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時34分散会

3月6日（火）

平成 30 年 3 月 6 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (37 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田 照夫	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
警察本部長	郷治知道
選挙管理委員長	吉瀬和明
代表監査委員	高橋 博
人事委員会事務局長	原田 幸二

事務局職員出席者

事務局 長	甲斐正文
事務局 次長	上山伸二
議事課 長	長倉健一
政策調査課 長	谷口浩太郎
議事課 長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課 主査	沼口恭一郎
議事課 主任主事	森本 征明

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党の右松隆央でございます。

きょうは、県立高校の入学試験日であります。この日のために勉強を積み重ねてきた多くの受験生にエールを送るとともに、今まさに試験中であります我が娘にも、親として頑張ってもらいたいと、心から願っているところであります。

全国学力・学習状況調査の結果表をもとに、学校と家庭が一体となって、子供の確かな学力の定着を目指し、本県においてつくられた指標が、「宮崎の子どもの学力を伸ばす“ひむか3か条”」であります。ひむかの「ひ」は、人とつながるコミュニケーション、自分の考えをよく話す子供ほど学力が高い。「む」は、夢中になる読書、読書好きの子供ほど学力が高い。そして「か」は、確実な振り返り、授業の復習をする子供ほど学力が高い。この3か条を掲げ、本県は、学力を伸ばす取り組みを、家庭と学校現場において進めております。その中で、語彙力や読解力、想像力を育む読書について、本県はまさに、知事みずから「日本一の読書県」を提唱しておられます。ある人は、読書について、海面に浮かぶ氷に例え、表にあらわれる4分の1ほどの姿が学力で、海中に見えない4分の3の学力のベースになっているのが読書だと

言われる方もおられます。「日本一の読書県」を目指して、本県は目標値も掲げております。県内の児童生徒で「読書が好き」と答える子供が、現況の小学校で74.6%、中学校で66.7%を、平成32年度に80%に高めるとあります。各学校において具体的な取り組みとして、例えば、読み聞かせや朝の読書に毎日取り組む学校や、小中学校で連携して、読書通帳というものをつくり取り組む学校もあります。このように、本県において積極的に読書活動を推進していることは、大変評価をさせていただいております。そこで知事に、「日本一の読書県」を提唱される中、その手応えをどのように捉えておられるのか、あわせて、県の果たすべき役割も含めて、今後どのように推進していかれるのか伺いたいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

「日本一の読書県」についてであります。読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を豊かに生きていく上で欠くことのできないものであります。とりわけ子供にとりまして、読書は知的探求心を育むなど、学力の向上にもつながるものと考えております。そこで本県では、「子どもから大人まで、生涯にわたって読書に親しむみやざき県民」を目指し、「日本一の読書県」づくりに向けたさまざまな取り組みを進めているところであります。特に子供たちには、学ぶ意欲を持たせ、読書の楽しさを感じさせることが大切でありますので、小中学校においては、一斉読書のほか、PTAや地域と連携した読み聞かせや家庭読書の取り組みなどが行われており、子供たちの読書に親し

む環境づくりが、県下全域で徐々に進んできていると感じております。また、県立図書館では、配送システムを向上させたことにより貸出し冊数がふえるなど、県民の読書に対する機運の醸成が図られつつあると認識しているところであります。今後も、学校を初め、家庭や地域での読書活動推進のために、県の役割や方向性を明確にし、市町村、関係機関等と連携して、「日本一の読書県」を目指した取り組み——これは息の長い取り組みとなってまいります——をしっかりと進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○右松隆央議員 子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりに、今後とも尽力していただければと思います。

おおむね5年に一度策定される「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の中で、課題に挙げられる3点として、1つは、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向であること。2つ目に、地域における取り組みの差が顕著になってきていること。そして3つ目に、学校図書館資料の整備が不十分であることが挙げられております。また、学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員、いわゆる学校司書のみならず、全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習・読書活動を推進していく体制を整備することが重要であります。そこで教育長に、学校図書館の機能強化において、県内の公立小中学校における学校図書館図書標準の達成状況はどうなっているのか、そして、司書教諭並びに学校司書の配置状況はどうなっているかお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 国が行いました、平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」に

よりますと、本県の公立小中学校における学校図書館図書標準の達成率は、小学校66.5%、中学校50.4%となっております。8年前の調査結果と比べると、小学校36.5%、中学校17.4%の伸びが見られるところであります。また、司書教諭の配置率は、学校図書館法に定められました12学級以上の学校におきましては、100%であります。さらに、市町村が配置する学校司書の配置率は、小学校55.9%、中学校45%となっております。議員御指摘のとおり、学校の日々の読書活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書等の専門的な知識を持つ人材の配置や、学校図書館の整備充実を図るとともに、学校全体で読書活動を推進していく体制づくりを進めていくことが大切であると考えております。今後も引き続き、市町村教育委員会と連携しながら、学校における積極的な読書の推進に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県も学校図書館の充実に鋭意取り組んでおられますけれども、中学校においては、図書標準達成率、学校司書の配置率ともに全国平均より少し低目になっておりますので、今後も引き続き取り組みを進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

続いて、児童生徒の体力向上への取り組みについて伺ってまいります。スポーツ庁から、今年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」が公表されました。小学5年生、中学2年生の男女とも全国平均を上回っており、九州管内では、中学女子が1位、小学男女は2位、中学男子が3位となっております。福井県を初め、全国のトップクラスと比較をすれば、さらなる努力が必要になってまいります。結果はおおむね良好ではないかと感じております。その上で、さらなる体力向上を図っていくため

に、他県の取り組み事例も参照すべきものがあるかと思えます。例えば広島県では、6つの取り組みが功を奏して、全国でもトップクラスの結果を出すまでになりました。本県の取り組みとの違いだけを抽出しますと、公立学校の全児童生徒への県独自の体力調査を実施する際に、体力づくり改善計画作成のための集計ソフト及び計画様式を各学校に配付しており、その集計ソフトに児童生徒の調査結果を入力すると、前年度の県平均値や全国平均値との比較など、改善計画の作成に必要なデータが算出される仕組みになっていること。そして、教職員の指導力を高めるために、大学教授やスポーツトレーナーなどによる講義や実技の研修会を年間15講座開設していることなどが、参考点として挙げられるところであります。そこで教育長に、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」で成果を上げてきている本県の現状と、スポーツ推進県として今後さらに成果を上げていくために、どのような取り組みを進めていかれるかお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県では、平成20年度から国が実施しております「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に先駆け、平成16年度から、公立の全児童生徒を対象に独自の体力・運動能力調査を実施しております。各学校では、その結果の分析をもとに、具体的な数値目標や目標達成のための取り組みを盛り込んだ体力向上プランを作成し、体育活動に加え、姿勢を正す立腰指導や食育指導など、さまざまな取り組みを実践しております。また、県教育委員会では、保健体育教諭や養護教諭などで構成する体力向上推進委員会を設置し、全国平均を下回る項目への対応策や、生活習慣に係る情報などを取りまとめ、各学校へ提供しております。

あわせて、中学・高校の保健体育教諭等の小学校派遣を通じ、小学生の体力の向上を図っているところであり、これらの取り組みが成果につながっているものと考えております。県教育委員会といたしましては、小学校における体育活動の充実のため、昨年度から3校に配置をしている小学校体育専科教員の活用方法の拡充や、学校体育に係る講習会などにおける研修講師の選定を工夫するなど、体力向上に向けたさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今、本県が進めております3校、小学校体育専科教員の派遣の取り組みには、期待をしてみたいと思っております。

引き続き、学校教育の根幹となる学習指導要領について伺っていきます。各学校は、学校の教育目標を決めるに当たって、国の定める教育基本法や学校教育法、学習指導要領、そして各教育委員会が定める規則などに従って掲げてまいります。そして教師は、その教育目標を達成するために、児童生徒に日々教育活動を展開していくこととなります。どのような教育内容を与えていくか、これを教育課程の編成といい、各教科全ての領域にわたって、例えば、第1学年、何月何日、国語はこんな学習をする等々、きめ細かく編成されるわけではありますが、その指針となるのが学習指導要領になります。この学習指導要領は、おおむね10年に一度のサイクルで改訂になり、このたび新学習指導要領が、中央教育審議会の検討を経て、28年度に答申、改訂となり、今年度の周知徹底期間を経て、ことしの4月から、幼稚園を皮切りに全面実施となります。小学校は、来年度の教科書検定とともに先行実施され、32年度より全面実施。そして中学校は、31年度に教科書検定があり、33年

度から全面実施となります。この学習指導要領の改訂の趣旨、方向性やポイントを学校現場がしっかりと押さえ、教育課程の編成がなされることが、宮崎の教育力の向上、そして人づくりにつながっていくものと認識しております。そこで、今回の学習指導要領改訂の基本的な方向性ではありますが、2030年、12年後の変化の激しい社会のあり方を見据えながら、学校教育を通じて育てたい子供の姿として、「生きる力」の理念をより具体化し、確実に育むことが求められております。そこで、本県はこれまでも生きる力の育成に取り組んできたわけですが、これまでの取り組みを踏まえて、あすを担う本県の子供たちに、学校教育を通じて育てたい姿をどのように描いておられるか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 今お話のありましたように、今回の学習指導要領の改訂におきましては、従来から取り組んでおります子供たちの「生きる力」の理念をより具体化し、生きる力というものをしっかり育むことが重要視されております。このような状況を踏まえまして、学校教育を通じて子供たちにこのように育ってほしい姿として、次の3つを考えております。まず、社会的、職業的に自立した人間として、高い志や意欲を持って主体的に学びに向かい、個性や能力を伸ばし、人生を切り開いていこうとする姿。次に、対話や議論を通じて他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、多様な人々と協働したりしていこうとする姿。最後に、変化の激しい社会の中でも、よりよい人生や社会のあり方を考え、試行錯誤しながらも問題を発見・解決し、新たな価値を創造していこうとする姿であります。これらの3つの姿を目指した取り組みは、新しい時代に必要とな

る資質・能力の育成につながるものと考えております。今後も、新しい学習指導要領を踏まえつつ、子供たちの生きる力を育むことができるよう、学校の支援に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 四本教育長が答弁された、まさに生きる力、3つの子供の姿が、県内各学校の教育目標と連動していくことを願っております。

学校教育を通じて、「生きる力」の理念をより具体化し、確実に育むことが学校現場に求められる中で、教員がどのように子供たちを指導していくかが大変重要になってまいります。そこで教育長に、本県の子供たちの現状や課題を踏まえつつ、新しい学習指導要領に則して、学校現場でこれまで以上にどのような指導を求めているか、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 今回の改訂におきましては、「生きる力」を具体化するために、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性」等という資質・能力を総合的に育んでいくことが求められております。これらの資質・能力を育むために、各学校におきましては、まずは子供たちの実態を適切に把握するとともに、教育活動を通して子供たちが身につけなければならない力を明確にし、教科横断的な視点に立った教育課程を編成する必要があります。また、日々の授業におきましては、単元などの内容のまとまりごとに、子供たちに、何のために学ぶのか、何ができるようになるかという学習の本質的な意義を押さえた授業づくりを進めるとともに、これまでの教育実践の蓄積を生かして、主体的、対話的で深い学びの視点から、授業改善に取り組む必要があると考えております。今後も、県教育委員

会といたしましては、教師一人一人が、今回の改訂の趣旨等を十分に理解し、日々の教育活動を展開できるよう、研修の充実に努めてまいります。

○右松隆央議員 ぜひ、県内の先生方に、今回の改訂の基本的な考え方、特筆事項を吟味していただき、これからも絶え間ない授業改善がなされ、本県からすばらしい教員が数多く輩出されますことを、心から願っております。

今回の学習指導要領の主な改訂事項に、外国語教育の充実が挙げられております。グローバル化に対応した英語教育改革実施計画では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、小・中・高等学校を通じた英語教育全体で抜本的充実を図るとされ、新たな英語教育のあり方と、その実現のための体制整備が細かく項目立てられております。その中で、小学校中学年では、活動型で、週1～2こま程度で学級担任を中心に指導するとされ、小学校高学年では、教科型で、週3こま程度、英語指導力を備えた学級担任に加え、専科教員を積極的に活用するとされております。そこで、新学習指導要領で小学校における外国語教育が充実される中、中学年、高学年ともに年間35時間も授業時数がふえることになるわけですが、授業時数の確保をどのように図っていかれるか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 国は、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育を拡充し強化することなど、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を目指しております。このことに伴い、平成32年度から、小学校中学年における外国語活動の実施や、高学年での外国語教育の教科化が打ち出されており、小学校においては、

中・高学年で年間35時間の授業時数増への対応が求められているところであります。この年間の授業時数の増加に対応するためには、週当たりの授業時数の増加や、通常45分の授業を、15分の3回に分けて、朝自習の時間などで実施する短時間学習の活用等が考えられるところであります。県教育委員会といたしましては、これらの幾つかのモデルを市町村教育委員会に具体的に示しながら、各地域の実態に応じて適切な対応が図られるよう、支援を行っているところであります。

○右松隆央議員 ぜひ、短時間学習や各地域の実態に応じて、しっかりと進めていただきますことをお願いいたします。

引き続き、小学校の英語教育における指導体制の強化について伺ってまいります。さきの英語教育改革実施計画においては、小学校英語教育推進リーダーの加配配置や、外国語指導助手、いわゆるALTに過度に依存することなく、学級担任、そして専科教員の指導力向上も強力に推進していくこととなっております。そこで、2年後の32年度から全面実施される小学校の次期学習指導要領で英語が教科化されるに当たり、指導体制の強化にどのように取り組んでいかれるか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 小学校における外国語教育を充実させるためには、学級担任の指導力の向上が不可欠であります。また、英語指導力を備えた人材の活用等に取り組むことも必要だと考えております。県教育委員会といたしましては、学級担任の指導力を高めるために、今年度より、研究校として宮崎市3校、延岡市1校、日向市1校、三股町1校の計6校を指定し、指導方法等の研究を先行的に実施いたしております。この研究校の成果をもとに、平成30

年度からの3年間で、全ての学校の教員に対して研修を行い、自信を持って外国語教育に取り組んでいけるように努めてまいります。

また、専門的な指導力を有した人材を活用するという観点から、小学校英語枠採用教員の計画的な採用、配置を行いますとともに、宮崎大学と連携し、小学校の教員に中学校英語の二種免許を取得させるための認定講習を実施し、専門的な知識及び技能を持った人材の育成を図るなどしながら、指導体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、今年度からの研究校6校の成果をもとに、指導体制の強化をよろしくお願いいたします。

この項目最後に、スクールソーシャルワーカーの処遇や人員について伺ってまいります。スクールソーシャルワーカーについては、今から2年半前の一般質問で、子供の貧困対策の中で問わせていただきました。その際に、特別委員会で宮崎市内の小学校を訪問し、スクールソーシャルワーカーの方との意見交換を通して、改めて、その重要性和、一人一人の職務の負担が大きくなっている実態も述べさせていただいたところであります。また、教育と福祉のパイプ役として、貧困はもちろんのこと、不登校やいじめ、虐待などの問題に、家庭や学校と連携して対処する、極めて重要な役割を担うことから、その増員も強く要望させていただきました。その後、人員が、当時の8名から現在は12名にふえていることは、とても評価をさせていただいております。しかし、九州各県との比較をしても、県内の相談件数の推移からも、まだまだ足りない状況であることは、教育長とも共有している認識であると考えております。そこで教育長に、スクールソーシャルワーカー

の待遇改善とともに、さらなる増員ができないものか、お伺いいたします。

○教育長(四本 孝君) スクールソーシャルワーカーへの期待は年々高まっておりまして、各学校からの派遣要請も増加する中、本県におきましては、昨年度、配置人数を4名増員したところでございます。しかしながら、議員がおっしゃいますように、現在のスクールソーシャルワーカーの待遇あるいは適正配置数は、検討していくべき課題であると認識をしております。今後は、社会福祉士会、精神保健福祉士会等と連絡を密にとり合い、スクールソーシャルワーカーの人材発掘につながるような情報を収集したり、各関係機関の研修会に出向いて、本県の現状等を伝えていく取り組みを行ったりするなど、これまで以上に連携を強化することで、人材確保につなげてまいりたいと考えております。

また、スクールソーシャルワーカーの活用は、教職員の負担軽減、働き方改革にもつながりますことから、国庫負担の割合を引き上げるよう、国への要望を継続していくとともに、スクールソーシャルワーカーの待遇改善や配置数増加に向けて、引き続き、さまざまな工夫や努力を重ねてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ関係機関との連携を強化していただき、また、今年度から時給も少し上げておられるようですので、処遇改善と、さらなる増員に向けて力を尽くしていただきますことをお願いいたします。

2つ目の項目、本県の医療・福祉政策について伺ってまいります。

まずは、医師の地域偏在を是正する取り組みについてであります。厚生労働省は、昨年10月に開かれた医師需給分科会におきまして、都道

府県における医師確保対策の方針などを定める医師確保計画を、今後、医療計画に記載するよう義務づける方向性を示したところであります。現行の医療計画にある「医療従事者の確保」に関する事項では、都道府県の策定内容に量、質ともばらつきがあり、不十分な県も多く、医師偏在の解消には結びついていないとの指摘から、医師の地域偏在の状況を可視化し、医師不足地域への医師の派遣や、地域定着策などの施策の実効性を高める狙いがあるとされております。国の医師偏在対策のポイントとしては、都市部などに集中する偏在を解消するために、地域ごとの医師の過不足を指標化したり、医師不足地域で勤務した経験を重視し、一部の病院で、院長ら管理職になる際の評価項目に加えたり、そうした地域で勤務した医師を認定する制度も設け、認定医師であることを広告できるようにしたり、またさらには、医師不足の地域で勤務した医師や、派遣した医療機関への優遇措置も盛り込んでいると伺っております。そこで、国が昨年12月に取りまとめた医師偏在対策において、都道府県が策定することとされた医師確保計画の内容と、本県としてはぜひ、本省出身であります部長のもとで、厚労省の方向性を先取りして取り組んでいただきたいと思います。このように進めていかれるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今回の中間取りまとめでは、具体的な医師偏在対策の一つとして、都道府県が医師確保計画を策定することが示されております。その内容としては、医師数や医療施設の現状、人口や医療ニーズの変化等の分析を踏まえ、医師の確保方針を定めること。そして、その方針に基づき、国が定める医師偏在の度合いを示す指標を踏まえ、確保すべ

き医師数の目標を設定すること。目標を達成するため、医師養成過程を通じた医師の地域定着策等の対策を定めることとされております。また、医師確保計画には、医師が少ない地域での勤務を促す優遇措置等を盛り込むことになるとも考えております。今後、関係法令の改正とともに、医師の偏在の度合いを示す指標等が国から示される予定となっておりますが、県としましては、大学、医師会、臨床研修病院等の実務者レベルのワーキンググループをできるだけ早期に立ち上げ、国が今年度作成する予定の、医師の勤務先、専門医資格、出身大学等の情報を取りまとめたデータベースを活用し、医師配置の現状を分析するなど、医師確保計画の策定に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひとも、早期の対応をよろしくお願いいたします。

医師の地域偏在対策においては、キャリア形成プログラムの策定も極めて重要になります。今後、宮崎県医師修学資金の貸与を受ける地域特別枠での、宮崎大学医学部の入学者が順次卒業し、初期臨床研修期間を終え地域医療に従事する医師の増加に伴い、派遣調整の対象となる医師のキャリア形成上の不安解消に努めることが、地域偏在を是正していく有効な手だてになってまいります。貸与期間が6年の場合は、初期研修の2年を経た後、12年間のうちに義務履行をしていく必要があります。義務履行の指定医療機関は、県立の3病院や市立田野病院等も含まれる中で、西臼杵や美郷、高原などの国保病院や串間市民病院、えびの市立病院などの僻地での義務履行がどれほど進むかは、宮崎大学と連携し、派遣医師の就業モデルを示したキャリア形成プログラムの今後の策定内容に大

きくかかってまいります。そこで、本県における地域特別枠医師数の今後の推移と、キャリア形成プログラムをどのように策定していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 宮崎大学医学部では、医師修学資金の貸与を受ける推薦入試枠として、地域特別枠定員10名が設置され、平成21年度の制度開始から29年度までの間に77名が入学をしております。このうち、既に卒業し臨床研修や後期研修中の医師が18名、在学中の学生が58名となっており、今後、地域特別枠医師が毎年10名程度ずつふえることとなっております。これらの地域特別枠医師が、専門医等のキャリアアップや出産・育児等のライフイベントについて不安を感じることなく、医師が少ない地域や診療科において勤務できるようにするには、キャリア形成プログラムの策定が大変重要でございます。このため県では、現在、宮崎大学と地域特別枠医師の派遣方針について調整を進めておりまして、今後、大学、医師会、医療機関等で構成する県地域医療対策協議会において、派遣方針を決定し、これに基づいて診療科ごとのキャリア形成プログラムを策定してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 県の修学資金貸与者が義務履行の間に、医師として力をつけてくる10年目や13年目において、1年でも2年でも僻地医療に携わり、しかもキャリアアップにつながるようなプログラムの策定を、ぜひ要望させていただきます。

続いて、在宅医療の体制整備について伺ってまいります。まずは、在宅医療を推進するに当たっての実施体制の課題と強化についてであります。地域医療構想で病床数の削減が進められる中、病院中心のみとり傾向が続けば、いずれ

は医療機関で対応ができなくなることは自明であります。また、多くの人は、自分に死期が迫っても、できるだけ長く自宅で暮らしたいと考えるわけでありましたが、症状急変時の不安や、家族への負担を考えて、自宅で最期を迎えることは困難と考えるわけでありまして。自宅での死亡率は、都道府県でも大きな開きがあるのが実態で、本県は下位に位置しております。在宅医療体制の充実においては、24時間体制で在宅医療を実施する在宅療養支援診療所が、利用者にとっては心強いわけでありまして、医師や、特に看護職員の配置が難しく、届け出ができない医療機関が多いのも実態であります。しかし、在宅療養支援診療所が少ないにもかかわらず在宅死亡率が高い、例えば岐阜県の調査によれば、24時間対応をうたわないものの、実は在宅医療に取り組んでいる身近な医療機関の存在が大きいということがわかっております。そこで、本県で在宅医療を進めるにおいて、まずは県内の実態として、二次医療圏ごとの在宅死亡率、また、在宅死亡率と在宅療養支援療養所数との相関関係、さらには、自力で24時間対応が困難なため、あえて届け出はしないものの、みとりを行う在宅医療機関の施設などの把握をしておられるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 平成28年の人口動態調査によりますと、自宅での死亡率でございますが、全国平均の13.0%に対して本県は8.6%と下回っており、医療圏別では、宮崎・東諸県圏域の9.8%が最も高く、日南・串間圏域の7.2%が最も低くなっております。また、昨年12月時点の本県の在宅療養支援診療所数は111であり、二次医療圏ごとに比較をしたところ、在宅療養支援診療所の数が在宅死亡率に影響し

ている状況は見られませんでした。しかしながら、在宅療養支援診療所を含め、身近な医療機関によって、在宅でのみとりが支えられていると考えておりますので、今後、情報収集をしていく中で、みとりを行う医療機関の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 24時間対応にこだわらず、みとりを行う在宅医療機関をふやすこと、そして、本県が今、鋭意取り組みを進めている入退院時の情報を共有するルールづくりで、患者の支援が充実している病院をふやすことが、みとり普及の鍵とも言われております。そこで、今後、24時間にこだわらず、みとり対応ができる身近な在宅医療機関をふやしていくために、どのような取り組みを進めていかれるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 今後、在宅医療に積極的に取り組み、みとりの対応までできる医療機関をふやすためには、在宅での緩和ケアに取り組む医師による研修等により、在宅医療を担う医師の確保・育成を図るとともに、24時間対応といった医師への過重な負担を軽減していくことが重要であると考えております。このため県では、医師を中心に、訪問看護や訪問介護など多職種連携により、在宅での療養生活を支援する体制づくりを推進するため、県医師会や郡市医師会等と協力し、人材育成や参加促進のための研修会や情報交換会に取り組んでいるところでございます。また、一部の郡市医師会においては、在宅医療に取り組む医師をネットワーク化し、相互に補完し合う仕組みも生まれてきておりますので、これらの取り組みを参考としながら、市町村とも緊密に連携して、みとりも含め、実効性のある在宅医療体制の推進に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ医師会とも連携し、みとり対応ができる身近な在宅医療機関をふやす取り組みを進めていただければと思います。

在宅医療の推進には、訪問看護体制の確保も極めて重要であります。日本医師会総合政策研究機構によれば、診療所の在宅患者数と、それに対する医療スタッフの必要数は、例えば、診療所の在宅患者数が10人の場合は、医師、看護師とも1人で診られるところが、患者数が140人になった場合は、医師3名に対して、看護師は5倍近い14名の確保が必要になってまいります。さきの在宅療養支援診療所の届け出をしない理由は、24時間訪問看護の体制を確保できないのが一番の理由になっております。また、訪問看護を利用する高齢者が多い都道府県では、自宅で死亡する割合が高いという傾向も出ており、利用者数の一番多い長野県に対して、本県は、在宅死亡率と同様に訪問看護の利用者数は3分の1ほどで、全国でも下位に位置しております。そこで、本県における訪問看護ステーションの事業所数と高齢者の訪問看護利用者数、並びに在宅死亡率との関係をどのように分析しておられるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県の訪問看護ステーション数でございますが、平成28年度末が108事業所で、26年度末より28事業所ふえており、介護保険における訪問看護利用者数は、平成28年度の月平均の実績が2,413人で、26年度より357人ふえているところであります。また、みとりの対応が可能なターミナル体制加算の届け出事業所数は、平成28年度末が89事業所で、26年度末より35事業所ふえているところであります。そのような中で、本県の訪問看護ステーションの約65%が、看護職員が5人以下の

小規模な事業所であり、また、全国の訪問看護の利用率が約10%であるのに対して、本県では約4%となっており、全国よりも利用割合が低い状況にあります。国の統計によりますと、高齢者の訪問看護利用者数が多い都道府県では、在宅死亡率が高い傾向があるということが示されておりますことから、今後も引き続き訪問看護の体制づくりを進め、訪問看護を利用しやすい環境の整備を図っていくことが必要であると考えております。

○右松隆央議員 日本看護協会が作成した「訪問看護アクションプラン2025」では、2025年に向けて、在宅死亡率を、宮崎県は8.6%であります。全国平均の13%を、さらに、長野県の23%やフランス、オランダ並みの30%に引き上げるには、訪問看護に携わる人が今の3倍の15万人が必要とも明記されております。そこで、県として今後、訪問看護師を養成していく取り組みをどう進めていくのか、そして、在宅医療を支える訪問看護ステーションの経営基盤の強化、訪問看護師が在宅医療に専念できる経営環境の整備をどのように進めていかれるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 訪問看護師の養成・確保につきましては、活躍する訪問看護師を対象としたスキルアップ研修や管理者向け研修を行うとともに、訪問看護師を目指す看護学生への修学資金貸与や、新卒の訪問看護師の養成支援、潜在看護師などの訪問看護未経験者に対する体験研修などに取り組んでおり、平成28年末現在、訪問看護師の数は549名となっておりますが、在宅医療の推進を見据え、引き続き確保・充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、訪問看護ステーションにつきまして

は、今後、24時間対応やターミナルケア等の体制を強化するため、来年度から、訪問看護ステーション基盤強化事業に取り組む予定としており、既存の事業所を対象に、職員の新規雇用や育成等に要する経費を初め、記録作成等の事務負担軽減や情報共有を図るため、タブレット等のICT機器の整備への支援を行うこととしております。事業費は総額1,800万円、1事業所に対して最大150万円から200万円を予定しており、訪問看護師が業務に専念できる環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 県におかれましては、ぜひ、在宅医療に不可欠となる訪問看護の体制整備に、より一層力を尽くしていただきますよう、強く要望させていただきます。

在宅医療の最後に、知事にお伺いしますが、自宅でみとりを希望しながら、医療機関で最期を迎える人が多いというギャップ、そして、地域医療構想で病床数の削減が進められる中、県としても在宅医療を推進していく必要がありますが、今後、県民に対して在宅医療の普及啓発をどのように図っていく考えか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 国民の多くが、人生の最終段階においても、可能な限り自宅での療養を望んでいるという調査結果がある中で、本県の在宅死亡率は全国平均を下回っている状況にあります。今後、在宅で人生の最終段階を迎えることを可能とする医療体制の整備が、大変重要であると考えております。一方で、在宅でのみとりは、人の尊厳にかかわり、繊細な配慮や慎重な対応が求められますことから、県民一人一人が在宅でのみとりに関する理解を深めるとともに、家族や医師との話し合いなど、事前の準備を整えることも必要となってまいりま

す。昨今、人生の終わりのための活動ということで、終活ということが大変注目されるようになっておりますが、在宅でのみとり、医療分野における終活という見方もできようかと思いません。県といたしましては、在宅でのみとりを体験された家族や、医療・介護従事者の体験を広く知っていただくための取り組みを進めますほか、日ごろから県民の相談に応じ、人生の最終段階に寄り添う「かかりつけ医」や「訪問看護」の重要性につきまして、県医師会や県看護協会等関係団体と連携をしながら、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 在宅でのみとりは、決して簡単なことではないのですが、実際にかかわった人の満足度や看護エピソードなどの体験談集を作成するなどして、県民への普及啓発に努めていただきたく思います。

次に、農福連携について伺ってまいります。農業分野に障がい者が就労する農福連携が、本県でも広がりつつあります。働く場所の拡大と収入の向上を求める障がい者側と、高齢者や担い手不足に悩む農業側の双方のニーズが合わさる形となり、今後もさらに期待できる取り組みだと考えております。自治体が積極的に後押しを始めるところも出てきておりまして、昨年7月には都道府県によるネットワークが発足し、地域の課題が解決する新たな政策の柱にも位置づけされたところであります。農福連携が政策の柱として今後確立していくには、障がい者が加わることで、分業や生産性が上がり、今より強い農業をつくり出すことができるか。そして、農業者、企業、福祉関係者が、それぞれの強みを生かして密に連携をとることができるかが重要になってまいります。そのための自治体による支援スキームとして、先進県が取り組ん

でいる例としては、農家が直接障がい者を雇うことはハードルが高いため、福祉部門が就労支援センター等と連携し、また、農政部門がJA等と連携することで、情報を共有し、農家の作業依頼をJAや農業法人等が取りまとめ、福祉部門の窓口となっている障がい者就労支援センターに依頼し、就労支援センターが福祉事業所とのマッチングや契約を振り分けていくという、県レベル、現場レベル双方で、農業と福祉サイドが連携する形をつくっている県もあります。そこで、本県における農業活動に取り組む就労継続支援事業所の割合はどれぐらいあるのか。そして、農福連携の推進には、それぞれ窓口を設置してマッチング機能を充実させることが必要と考えるわけでありますが、今後、県として農福連携の支援スキームにどのように取り組んでいかれるか、農政水産部長と福祉保健部長に、それぞれお伺いします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業分野では、担い手の減少や高齢化が急速に進行しておりますことから、今後の強い農業づくりに向けましては、障がいのある方など多様な人材の確保や活用を図る、農福連携の取り組みを進めていくことが急務であると考えております。このため、来年度の新規事業としまして、「農福連携発！農林水産業ユニバーサル化促進事業」を本議会に御提案しているところでございます。この事業では、地域ごとに、農業や福祉に関する皆様方で構成する「農福連携推進会議」を設置し、農作業の細分化や効率化に向けた具体的な検討を行いますとともに、作業の見学会や体験会なども実施することとしております。今後、生産現場の課題やニーズ等を取りまとめ、福祉サイドへの橋渡しを行う窓口として、JAや農業法人等にも御協力をいただいで組織づく

りを進めるなど、農福連携のマッチング機能の充実に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 農業に取り組む就労継続支援事業所につきましては、平成24年6月時点で40事業所、平成29年4月時点では74事業所と増加しており、全体の約4割となっております。農福連携は、障がい者が農業に取り組むことで、就業機会の拡大が図られるとともに、社会参加と工賃等の向上につながる取り組みでありますので、この拡大に向けて、農業者と福祉事業所のマッチングの充実が重要であると考えております。このため現在、就労継続支援B型事業所の生産活動を紹介するウェブサイトを構築し、企業等の発注者と福祉事業所の受注者を結びつける取り組みを行っているところであります。今後は、この取り組みによる成果も見ながら、福祉サイドの受注窓口の設置も含め、マッチング機能の充実について検討するなど、障がい者の就業機会のさらなる拡大に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 非常に可能性が広がる答弁だと思います。ぜひ、強い農業と障がい者の充実感、農福双方にメリットが出てくるすばらしい農福連携のモデルを、本県から構築していただければと願っております。

この項目最後に、子ども食堂のネットワーク化の推進について問わせていただきます。本県では、子供の貧困対策に尽力される方々が各界各層におられ、その取り組みに心から敬意を表する次第であります。県議会としてできること、県行政としてできること、そして実際に現場で取り組まれている民間団体と、それぞれが連携し合う形で取り組みを進めていくことが、対策への大きな推進力になります。県議会とし

ては、一昨年に、「宮崎県家庭教育支援条例」を制定させていただきました。第13条に「多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化」とあります。障がいのある子供を抱える家庭や、経済的な不安を抱える家庭など、配慮を必要とする家庭に対し、NPO法人や社会教育関係団体など、県民みんなで支え合う環境づくりを促進する旨について規定しており、その運用が図られるよう要望し、県行政におかれましては、取り組みをしっかりと進めていただいております。

委員会では、県内外の子ども食堂を視察する機会もあり、子供たちの居場所として機能している現場をかいま見て、その意義と必要性を強く感じたところであります。また、子ども食堂を開設して長続きさせるためには、人、物、情報等をマネジメントする力も必要でしょうし、経営という観点に立てば、運営上の御苦労もあろうか感じております。そのような中、行政支援として、子ども食堂のネットワーク化を推進し、食材の供給や寄附などにおいてスケールメリットを生かしたり、さまざまな情報提供を行政が担うケースも出てきております。そこで、県内の子ども食堂における現状と、ネットワーク化の一層の支援にどのように取り組んでいかれるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県内では現在、子ども食堂の取り組みが広がってきておりますが、食材や資金、人材の確保といった運営面での課題や、子供への支援のあり方に悩みを抱える団体もあると認識しております。こうした中、昨年11月には、県内の運営団体が「みやざき子ども未来ネットワーク」を設立し、広くつながることにより課題を解決していこうという動きが出てきております。県としましては、

このような取り組みを支援するため、食材などの提供を希望する企業や、食品ロス削減に取り組む企業等とのマッチング、さらには、子供への支援を行う担い手の育成などに取り組んでいるところでもあります。また、中高生向けに進学や就職などのさまざまな支援制度をまとめた「桜さく成長応援ガイド」に、今年度、新たに県内の子ども食堂の取り組みを掲載し、周知を図っております。今後は、これらの取り組みを強化するとともに、県内の子ども食堂の活動に関する積極的な情報発信、民生委員を初めとする地域福祉の関係者や学校等との連携強化、さらには、スケールメリットを生かした食材の供給体制の充実などに取り組み、ネットワーク化の一層の促進に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今週には、みやざき子ども未来ネットワークにおいて、「子ども食堂部会」が立ち上がると伺っております。ぜひ県として、子ども食堂のネットワークの推進に大きな力をかしていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、最後の項目、本県の産業振興・経済政策について伺ってまいります。

県として経済の発展を図っていくためには、戦略や計画を策定していくこととなります。策定する際に、その土台となるのが県民経済計算や、産業活動にあるような経済指標になってまいります。人口減少、少子高齢化、地方創生時代において、いやが上にもまだまだ地域間競争を展開していかなければなりません。都道府県の経済力、産業力が顕著にあらわれる、さまざまな経済統計や産業統計の数値をいかに引き上げていくか。県として、戦略や計画を策定する意義は、自治体間の競争に勝ち抜いて、宮崎県

の価値を高めていくことに尽きると、私は認識いたしております。また、県内の各地域において、民間企業を初め、経済活動を行っている県民の誰が見ても、本県経済の将来像と目標値を共有し、自分たちの経済活動そのものが各種経済指標を動かしているという自覚と意欲の持てる計画を策定していくことが、重要な視点だと考えております。そこで、本県の産業、経済の底上げを図るために、経済に関連する重要な指標の引き上げにつながるような、産業ごとに見える化した振興計画、そして県内地域ごとに振興ビジョンを策定していくことが必要だと考えるわけではありますが、総合政策部長の御見解をお伺いします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 本県では、総合計画アクションプランの重点施策として、フードビジネスの振興、農林水産業の成長産業化、企業のグローバル展開支援などを盛り込んだ「産業成長プログラム」などを掲げ、地域経済を牽引する産業づくりに取り組んでいるところでもあります。しかしながら、本県産業・経済の振興を図るためには、議員からお話がありましたが、県民経済計算にあるような重要な経済指標の引き上げを数値目標とするなど、見える化を図るとともに、県内各地の資源や特性を生かした地域ごとの振興の方向性を明らかにし、具体的な施策を官民一体となって展開していく方策も、大変よい取り組みであると考えております。来年度は総合計画アクションプランの見直しの年に当たりますので、議員御指摘の視点も認識しながら、地域の資源と特性を生かし、これまでのよい流れを軌道に乗せられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひよろしくお願いいたします。引き続き、産業競争力の強化に向けた高度専

門人材の確保について伺ってまいります。地方創生時代において、移住政策と同様に、強固な産業基盤の構築に不可欠となる高度専門人材の確保においても、地域間競争が一層激しくなっております。本県も、高度専門人材の確保に向けて、例えば宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点など、取り組みを進めていることは評価をさせていただきます。一方で、他県の取り組み事例も当然参照していかなければなりません。石川県では、県外の大企業で専門的なキャリアを積んだ高度専門人材を採用し移住につなげた企業に対し、県が国の制度を活用し、人件費に係る経費の80%、上限で300万円を助成する新制度の活用が功を奏し、今年度4月からの運用で、既に40名を超える高度専門人材の確保と移住につなげております。そこで本県も、移住者獲得とともに、企業の競争力向上に直結する高度専門人材の県外からの獲得につなげた企業に対し、国の制度も活用した助成支援制度など、さまざまな施策を検討すべきだと考えておりますが、商工観光労働部長に御見解を伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 競争力のある企業を育成するために、販路開拓や生産性向上など豊富な経験を有する高度専門人材の活用は、大変重要であると考えております。このため県におきましては、平成28年1月にプロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県内企業の人材ニーズの把握に努めながら、都市部の高度専門人材とのマッチングを支援しているところでございます。この取り組みによりまして、2年間で11名の採用につながり、そのうち9名が県外から本県に移住し、現在県内企業で活躍されております。県といたしましては、今後、U I Jターンによる高度専門人材の活用を

さらに推進していく必要があると考えておりますので、国の制度の活用などを含め、企業支援の方策について、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ今後とも、国の制度も大いに活用していただいて、産業人材の確保に力を尽くしていただきますよう、お願いいたします。

最後の質問になります。今年度の地方創生、地域経済活性化において、キーワードの一つが「地域商社」になります。地域商社のビジョンとして最も重視するのは、生産者、事業者を支援すること、すなわち所得の向上につなげていくことにあります。特産品など商材はもとより、観光資源なども含めて、域外や海外市場という国内外への地産外商によって、域内に利益をもたらしていくという役割を地域商社が担うことになります。運営は、山口県など県レベルの地方自治体から民間事業者まで、さまざまな形態がとられております。地域産業の再生・発展には、首都圏や海外などの大市場への進出が不可欠となってくるわけではありますが、中小零細、ましてや個人事業主や生産者個々では、とても対応できるものではありません。例えば、販路を開拓する営業機能、最新の市場動向の調査、集荷在庫や物流機能、金融決済機能など、これらを担っていくことが地域商社に求められております。地域商社を長期的な成功へと結びつけるためには、まずは第1段階で、官民の資金で設立し、経営責任者には経験豊富な民間人を登用し、第2段階で、民間資本に切りかえ、純民間企業として確立していく手法もあろうかと考えております。加えて、成果をしっかりと生み出すためには、スケールメリットを出していくことが極めて重要であります。そこで、宮

崎県と銀行や経済連、さらには県内各分野の有力企業などオールみやぎの体制で、外貨のさらなる獲得に向けて、「地域商社みやぎ」のような生産者や事業者を県レベルで支援する体制が必要だと考えるわけではありますが、商工観光労働部長に見解をお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 生産者や事業者が外貨を獲得し発展していくためには、商品開発力や営業力を初め、さまざまな能力が求められますが、個別の取り組みでは限界があるため、県レベルでの地域商社的な機能を有する体制を構築していくことは、重要であると認識しております。このため県では、県内全域の物産振興を担う宮崎県物産貿易振興センターに経験豊富な専門人材を配置し、バイヤー等への営業代行や商品改良の助言などのほか、センターの口座を使った代金決済など、事業者等への支援に取り組んでおります。しかしながら、スケールメリットを生かした、より効果的な支援を行うためには、幅広い連携体制が必要と考えておりますので、まずはセンターを中心に、各種関係団体や金融機関等との連携を広げ、それぞれが持つ機能やノウハウ、ネットワークを活用したオールみやぎでの支援体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ取り組みを進めていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問の全てを終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。蓬原議長の後輩、県民連合宮崎、満行潤一です。

平昌オリンピックパシュートで、宮崎で合宿をしていた日本女子チームが、金メダルを獲得

しました。翌日の、開会初日の議会運営委員会で蓬原議長が、「パシュートとは追撃という意味であるが、我々議会もパシュートで頑張ろう」と挨拶をされたとのこと。確かに、決勝相手のオランダはメンバー全員がメダリストであり、個人個人のタイム合計では絶対勝てないはずの日本が、お家芸のチームワークで勝ったのです。チームワークがいかに大事かを物語っています。頑張ろう日本、頑張ろう宮崎、頑張ろう県議会という思いです。

若者の地元定着、U I J ターンの取り組みについてお尋ねいたします。

私は、生まれてこの方60年、一回も都城を転出、離れたことがありません。当時、40年前、私が在籍した都城高専では、その卒業生のほとんどが都会の大企業に就職する時代でした。しかし、私は地元に残りました。なぜかという、18歳のときに、母が妙に改まって「おまえには地元に残ってほしい」と懇願したからであります。長男の私が地元を離れることが、母にとってはとても寂しかったのでしょうか。また、こんな私でも、母は私のことを信頼してくれるのだと、子供ながらに感じ入りました。この言葉がなければ、私は、二十で都城高専を卒業して、今ごろ都会の電気会社で働き、来年は定年を迎えていたはずであります。都城を離れなかったことに後悔はしていません。都城に住んでよかったと感謝しています。昨日の部長答弁で、若者が県外に流出する理由として、「親元を離れたくない」「都会に住んでみたい」とのアンケート結果報告もありましたが、私は、都城に残り、母に親孝行ができたことにも感謝しています。だから、私は、若者が地元で定着でき、そして親孝行できる環境づくりをしていきたいと切に思っています。また、蓬原先輩も、

都城高専を卒業後、県外の大企業に就職し、その将来を嘱望されながらも、そのキャリアを捨て、地元発展に尽力するために地元でUターンをされた方です。

さて、2月24日土曜日に、有楽町にある、ふるさと回帰支援センターを訪問し、運営するNPO法人の担当者と、現状について意見交換をしてみました。ふるさと回帰支援センターへの問い合わせ、来訪者は年々急増しております。センター利用者の年代推移を見ると、20代、30代が年々増加、直近の数字では46%になります。また、相談者のU I Jターン別の分類では、Uターン希望が大きく増加しています。要するに、20代、30代のUターン希望が大きく伸びているということです。県内ではいまだに、周りがみんな都会に出るので自分もと、安易に流されている若者が多いのではないかと思います。昨年卒業した本県高校生の県内就職率は55.8%。企業説明会など実施されていますが、県内就職・地元定着を進めるためには、高校では遅過ぎると思います。小学校、中学校から、教育委員会と協力をして、保護者参加型の地元企業訪問、企業体験などを通して、宮崎の魅力アピールすることが、より重要ではないかと思います。知事に伺います。

防災対策についてです。

日本は地震から逃れられません。「地震が来るかもしれない」ではなく、「地震は必ず来る」。南海トラフを境に、北にユーラシアプレート、南にはフィリピン海プレートが、その横には太平洋プレートがあり、太平洋プレートは年8センチ、フィリピン海プレートは年3センチから5センチ、日本列島の下に潜ってきています。南海トラフ巨大地震の発生確率が年々上がるのは理の当然です。先人は、「災害は忘

れたころにやってくる」と教えています。「備えあれば憂いなし」、災害対策における基本姿勢を示す名言です。必ずやってくる災害の減災対策、防災対策を急ぎ、1人でも多くの命を守る。待ったなしの状況にある災害対策について伺います。

災害時の通信網の確保にアマチュア無線D-S T A Rを活用いただきたい。防災拠点庁舎にD-S T A R中継器設置スペースを確保いただきたいとの提案です。無線通信の特徴は、電話と違い一斉連絡が可能という点であります。1995年の阪神・淡路大震災のとき、ほとんどの通信手段が途絶えた中、アマチュア無線家たちの連絡網が、情報伝達や人命の救助に貢献しました。過去にも多くの災害時に、アマチュア無線は活躍し、ボランティア活動としての存在意義も大きく、注目を集めています。また、東日本大震災では、有線電話、携帯電話各社の設備が被災し、復旧までは通信が途絶える地域がありました。携帯電話は、被害がなくても通信がふくそうして、数日は一般の利用が困難となり、各地のアマチュア無線家が情報の孤立地域の支援を実施、無線機メーカーは支援物資としてアマチュア無線機を提供、総務省は特別措置として、緊急にアマチュア無線局の免許を発行、そういう動きがありました。内閣官房・政策課題・国土強靱化のホームページに、山口県のアマチュア無線ボランティアネットワークの活動事例が紹介されています。国の中央防災会議の防災基本計画が昨年4月に修正され、「携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。被災現場の

状況を（中略）収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること」と明記されました。

さて、D－STARは、JARL（日本アマチュア無線連盟）が当時の郵政省の委託によって開発した、アマチュア無線のデジタル機器です。阪神・淡路大震災での非常通信の経験と知恵を絞り込んで開発したアマチュア無線のデジタル方式なので、通常の交信を楽しめるだけではなく、非常通信に適した仕様になっています。日本赤十字社や自治体などを中心に、防災バックアップインフラとして導入が進んでいます。D－STARは、東日本大震災を契機に、さらに画像伝送アプリが開発されました。現在、Androidスマートフォンと連携し、撮った画像や位置情報を送受信できるアプリは1万人以上に愛用され、アマチュア無線が参加する各地の防災訓練などでも、被災地の状況を手早く伝送する情報ツールとして使われています。宮崎県防災士ネットワークにもアマチュア無線部会が発足いたしました。危機管理統括監の見解をお尋ねします。

以下、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

若者の県内定着についてであります。高校生の県内就職を促進するためには、高校生はもとより、保護者や教員等に対し、県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさをしっかり伝えていくことが、大変重要であると考えております。このため現在、県内企業と高校の接点づくりに努めるとともに、企業ガイダンスや企業見学会などを開催し、県内企業の魅力に直接触れる機会の拡大を図っており、このような取り組みによっ

て一定の成果が出てきているものと考えております。また、「ゆたかさ指標」を策定しまして、経済的側面だけで捉えることのできない、宮崎の暮らしの豊かさを伝える、そのような取り組みも進めているところであります。現在、依然として多くの若者が県外に就職している状況にありますので、今後とも、これらの取り組みをさらに強化しつつ継続していくとともに、小中学校の早いうちから、地域に視点を置いたキャリア教育の充実にも努めながら、若者の県内定着につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（田中保通君）〔登壇〕 お答えします。

アマチュア無線を活用した情報伝達体制についてであります。救命・救助を初め被災者支援など、防災対応を適切に実施するためには、防災関係機関の間だけでなく、市町村と住民・避難所等との情報伝達手段の確保が大変重要となります。このため市町村では、防災行政無線の整備や戸別受信機、衛星携帯電話の配備などに取り組んでいるところであります。しかしながら、議員からもありましたように、過去の大規模災害においては、防災行政無線や携帯電話等が使用不能となり、被災者支援に支障を来した事例があります。また、東日本大震災においては、市町村と避難所等との情報伝達に、タクシー会社やアマチュア無線団体の協力を得て、無線を活用した事例もあると伺っております。県としましては、非常時の情報伝達手段の確保について、今後、市町村やアマチュア無線団体等と意見交換してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。

ふるさと回帰支援センター移住希望地域ラン

キングでは、相変わらず山梨県、長野県、静岡県が上位ですが、宮崎県もここ近年、10位、10位、9位と健闘しています。アバウトに九州を移住希望地としている来場者も多く、福岡県や大分県とのセットでのアピールが有効ではないかと思えます。今後の取り組みに期待をしております。要望としておきます。

次に、宮崎空港にU I J ターン関連の情報発信コーナーの設置はできないか、お尋ねいたします。宮崎空港の年間搭乗者数は300万人、全国で堂々の11番目に位置します。本県での県内就職はもとより、Uターンにしる移住にしる、いずれにしても若者に焦点を当てた取り組みが重要になりますが、そのためには若者に魅力ある職場がないといけないと思えます。昨日の高校生へのアンケートでは、県外を希望する2番目の理由には「親元を離れたくない」、3番目は「一度は都会に出たい」、4番目は「賃金が高い」でありました。しかし、北陸の石川、福井、富山は県内就職率は90%以上です。同じ若者でなぜこう違うのか、入念な分析が必要です。さきの11月議会の部長答弁で、宮崎日機装の新卒者採用29名中、本県出身者28名、中途採用者の3割はUターン者との報告もありました。県内企業に頑張ってもらって、他県の企業と遜色のない賃金・労働条件の職場をふやす、何よりもそのことが急がれると思えますが、知事の見解をお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本格的な人口減少社会が到来する中、地域や本県産業の振興を図るためには、若者の県内定着を促進し、産業人材の育成・確保を図ることが重要であります。このため、産学官労官が連携して進めていく取り組みを体系的に取りまとめました、「産業人財育成・確保のための取組指針」を昨年末に策定

し、給与水準の改善を含む「働く場所の魅力向上」を、取り組みの大きな柱の一つに位置づけたところでもあります。先月には、産業人材の育成・確保について話し合う会議を開催し、その中で私から、経済団体や業界団体のトップの方々に対し、指針を踏まえた取り組みへの御協力をお願いし、とりわけ、初任給を含む処遇面の改善についても要請を行ったところでもあります。県内企業が厳しい経営環境にあることは十分に認識をしておりますが、引き続き県内産業の活性化を図りながら、関係機関との連携のもと、若者にとって魅力ある労働環境の整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 私の言い方がおかしかったんですけれども、部長に、宮崎空港にU I J ターン関連の情報発信コーナーの設置はできないか、お尋ねします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎空港は、多くの観光客などが訪れる本県の空の玄関口でありますので、移住・U I J ターンのPRを行う場所としては、非常に有効であると認識しております。県では現在、宮崎空港ビルの御協力を得て、総合案内所横の観光情報コーナーに、移住に関するリーフレットやチラシ等を置いているところではありますが、多くの方の関心を引きつける方法等についてさらに工夫するなど、より効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、防災対策に移ります。県内の避難タワーの設置状況はどうか、危機管理統括監にお尋ねいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 津波避難タワー等につきましては、県、市町合わせて、平成31年度末までに26基を設置することとしておりまして、今年度末までに15基が完成または完

成予定となっております。

○満行潤一議員 その避難タワーの名称はどのようなになっているのか、お尋ねします。

○危機管理統括監(田中保通君) 津波避難タワー等の名称は、建設した自治体において定めておりますが、例えば、延岡市の長浜地区避難タワーのように、設置場所の地区名をつけた名称となっております。

○満行潤一議員 そこで、共通の通し番号を付与してはどうかという提案です。日本語の通じない外国人、地域名称の読めない日本人にも大変有効だろうと思います。これは避難所にも同様な通し番号が有効ではないかと思えます。発想は、2016年4月にJR東日本・東京モノレールが始めた駅ナンバリング、共通の通し番号です。「JY01」は「JR山手線東京駅」という意味です。ぜひこういった番号の付与は検討できないか、お尋ねします。

○危機管理統括監(田中保通君) 津波避難タワー等の表示につきましては、地域住民にわかりやすいように、地区名をつけた名称をタワーの見やすい位置に掲示しているほか、全国的に統一運用されています、避難場所等をあらわすピクトグラム、マークを活用して、地域外からの来訪者でも迷わずに避難タワーにたどり着けるように誘導を行っております。津波避難タワーへ通し番号をつける御提案につきましては、迅速な災害対応に有用な面もあると思えますので、わかりやすい表示のあり方について、関係市町と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひお願いいたします。

避難所の問題ですが、これは今も出ていますが、避難所の整備が大変おこなわれている。私は、間借りの状態から、避難所が主で、ふだ

んは多目的に使う、そういう整備が急がれるのではないかと思っています。学校、社会教育施設の多くが避難所として市町村から指定をされています。しかし、学校のトイレや冷暖房設備の整備はおこなわれています。避難所では、特に高齢者に配慮したトイレの確保が重要です。太陽光発電と蓄電池整備による非常電源の確保なども喫緊の課題です。知事部局、市町村危機管理部局の主体的な避難所設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○危機管理統括監(田中保通君) 避難所は、国の基準に適合します公共及び民間の施設を市町村が指定することとなっております。学校施設のほか、コミュニティセンター、福祉センター、営農研修センターなど多様な施設が指定をされております。県では、熊本地震の教訓を踏まえまして、公立学校を含む全ての避難所を対象として、マンホールトイレや施設のバリアフリー化などに取り組む市町村に対して支援を行い、避難所機能の強化に努めているところがあります。学校以外の避難所を新たに整備することにつきましては、費用などの面で課題がありますことから、既存の避難所の機能強化がより早く進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 いずれにしろ、知事部局の主体的な整備を、ぜひお願いしたいと思えます。

次に、災害時の医薬品の備蓄状況について、担当部長にお聞きします。宮崎県災害医療活動マニュアルでは、「県災害対策本部(医療薬務班)は、市町村災害対策本部、薬剤師会、医薬品卸業協会等からの医薬品等の需給状況を把握する」となっていますが、現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○福祉保健部長(畑山栄介君) 大規模災害時

の医薬品等については、九州・山口9県災害時応援協定に基づく広域応援体制を整備しております。医療救護所で使用される医薬品等を、平成9年度から九州各県及び山口県で備蓄しております。備蓄量については、阪神・淡路大震災の負傷者の割合である人口の0.95%をもとに、人口の最も多い福岡県が被災した際の想定負傷者数の5万7,000人分としております。本県では、九州及び山口県の人口に占める本県の人口割合に基づき、3,000人分を備蓄しているところでございます。備蓄場所については、宮崎、都城、延岡の薬剤師会に1,000人分ずつ配置し、県薬剤師会に委託を行い、管理を行っているところでございます。

○満行潤一議員 ぜひ、関連団体と十分協議の上、頑張っていたきたいと思えます。

次に、ワイドFMの利用の周知についてお尋ねします。中波AM放送のFM補完中継局、通称「ワイドFM」であります。超短波のFM放送でAM放送を聞くことができる。まだ御存じない方も多いのが実態です。災害や電波障害に強い超短波の特性を生かしたワイドFMなら、AM放送が聞き取りにくい山間部、聞こえづらかったビルやマンションでも、AM放送と同じラジオの番組内容を聞くことができます。災害時には有力な情報源になると思えます。ワイドFMの周知が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○危機管理統括監（田中保通君） AMやFMのラジオ放送は、災害時における情報収集手段として大変有効であると考えており、県民に対し、非常持ち出し品の一つとして、携帯ラジオの備えをお願いしているところであります。議員からお話のありましたワイドFMは、AM放送をFMラジオで聞くことができる放送サービ

スであり、平成27年以降に国内出荷されたラジオ機器のほとんどで受信でき、また、スマートフォンでも聞ける機種やアプリがあります。FM放送は、電波が届きやすく、また送信アンテナが高い場所にあり、災害に強いという特徴がありますので、今後、ワイドFMとその受信が可能なラジオ機器等の備えについて、周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、健康長寿日本一の取り組みについてです。「〔大分県VS宮崎県〕先に、健康寿命日本一になるのは、どっち?!」、こういうタイトルを大分県のホームページで見つけました。両県が切磋琢磨して健康づくりを進められるよう、宮崎県がコラボレーション・ポスターを作成、宮崎県では、野菜摂取量の増加に向けて、野菜を積極的に食べる活動「ベジ活」を推進、大分県では、減塩マイナス3グラムを達成するために、「美味しい」塩分控え目の食事「うま塩レシピ」を家庭及び外食・中食へ普及していきます。シリーズで続いていまして、「『歩数』が多いのは、どっち?」「『食塩摂取量』が少ないのは、どっち?」「『野菜摂取量』が多いのは、どっち?」、ずっと続けているユニークな取り組みです。隣県とのコラボで、大変おもしろい、県民の関心を引く取り組みではないかと思えますが、この取り組み状況とその効果について、部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県ではこれまでも、県民の健康寿命の延伸を図るために、さまざまな啓発を行ってまいりましたが、健康を損なって初めて、その大切さに気づく方もおられるなど、啓発の難しさを感じていたところがございます。そこで、より多くの方に関心を

持っていただくため、本県同様、健康寿命日本一を目指す大分県とどちらが先に日本一になれるか競い合う演出を提案し、ポスターを作成するなど、両県が連携したPR活動に取り組んでいるところでございます。この取り組みについては、地元の新聞やテレビに取り上げていただくなどの反響もあり、健康づくりの機運の醸成に一定の効果を上げているものと考えております。今後とも、工夫を凝らした啓発に努めるなど、本県の目指す健康寿命日本一の実現を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、JR九州のダイヤ改正、ワンマン化についてです。吉都線の減便は3往復6便、最終列車は復活をしましたが、土日はありません。しかし、土日も部活帰りなど、利用者が多いと思います。車を持たない生活保護世帯や、低所得世帯の負担増になるのは確実です。この対応についてお尋ねいたします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 今回のダイヤ改正については、沿線自治体や九州各県とも連携し、JR九州に強く見直しを要請してまいりましたが、あわせて県独自で減便の影響を調査し、定時制高校の通学、高校生の部活動などの実情についても、JR九州に訴えてまいりました。その結果、九州で唯一、都城発の吉都線最終便について、平日のみの臨時便として運行されることとなったところでありますが、その他の減便の見直しは行われなかったところであります。このため県としましては、3月のダイヤ改正以降も、沿線自治体等の協力を得ながら利用者への影響を調査しつつ、今後のダイヤ改正も見据えて、引き続き、JR九州にしっかりと地元の声を届けてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 さらなる利用促進が不可欠だなどと思います。乗って残すローカル線。「環霧島周遊観光列車」、これもぜひやっていただきたい。提案ですけれども、「本格焼酎合戦、宮崎VS鹿児島」、こういうのはどうかな、福祉保健部から怒られそうですけれども。滋賀県の彦根市では、地酒電車が期間限定で走っています。純米酒電車3,900円、大吟醸電車5,500円。全国に誇る地域資源を活用して、隣県鹿児島県とのコラボなど、多彩な取り組みによる利用促進が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 吉都線の利用促進につきましては、これまで、小中学校の遠足や課外授業での団体利用補助など、地域内の利用をふやす取り組みを支援してまいりましたが、人口が減少している沿線の状況を踏まえると、今後は地域外からの利用もふやしていく必要があるものと考えております。そこで、お話しにもありましたが、肉や焼酎といった地元ならではの食の魅力を生かしたレストラン列車や、縁起のよい路線名を生かしたラッピング列車を官民一体となって企画するほか、吉都線を利用して霧島山麓にある神社などの観光スポットをめぐるツアーの企画など、地域の資源を活用した取り組みについて、新規事業として今議会にお願いしているところであります。これらの取り組みを通じて、地域外にも広く吉都線の魅力を伝え、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 沿線自治体とJRとの協議の場の確保も必要だろうと思います。県当局も定期的にJR九州との協議の場、意見交換の場を持っていたと思いますが、突然の今回の動きです。沿線自治体からすれば、寝耳に水の状態だろうと思います。ふだんからの沿線自治体とJ

Rとの協議の場の確保は重要だと思いますが、部長いかがでしょうか。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 昨年7月の輸送密度の公表や、今回のダイヤ改正による減便等を受け、吉都線の維持に向けて、沿線自治体とJR九州とが日ごろから協議することは極めて重要であると、改めて認識したところであります。そこで、JR九州に対して協議の場を要請するとともに、沿線自治体とJR九州のほか有識者などを交えて、より効果的な利用促進策等を検討する場について、先ほど答弁しましたが、利用促進に関する新規事業の中に盛り込んで、今議会にお願いしているところであります。県としましては、利用促進の取り組み強化に加え、このような将来を見据えた取り組みにより、JR九州や沿線自治体とも一体となって、吉都線の維持に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、貨客混載の今後の取り組みについてお伺いいたします。まず、年々増加しています運転免許自主返納の現状と、返納者に対する取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 昨年の運転免許の自主返納者数は、過去最高の3,958人に上り、そのうち65歳以上の方が3,870人で、全体の98%を占めております。これは5年前の約3倍となっており、本年は昨年をさらに上回るペースで返納がなされております。その要因は、高齢運転者の重大事故の多発や、昨年の道路交通法の改正による認知機能検査の強化などにより、返納に対する意識が高まったものと考えております。警察では、自治体や事業者と連携して、バスやタクシー料金の割引など、免許を返納された方のメリットの拡充を図ってまいりまし

た。また、本年2月1日から、免許返納者や家族の同意のもとで、返納者の情報を希望する市町村に提供する情報連絡同意書制度を開始しております。今後とも、免許を返納された方々に対する支援の充実に向けて、関係機関・団体との連携を進めてまいります。

○満行潤一議員 規制緩和による新たな貨客混載への期待は大きいと思います。中山間地の移動手段の確保につながればいいなと思っています。今ありましたように、高齢になって運転が不安だし、自家用車の維持管理費も大変だが、運転免許がないと、日々の買い物、通院などにも支障を来し、死活問題だという人たちの返納促進にもつながると思います。地域交通網維持のためにも、今後どう展開していくのか、県民の関心も高い貨客混載ですが、県の今後の取り組みについてお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 路線バスを初めとする地域公共交通は、通勤や通学、通院など、地域住民の日常の移動手段としての役割を果たしておりますが、急速な人口減少や少子化等によりまして輸送人員が減少しており、交通事業者の努力だけでは、その維持・確保が困難となってきております。このような中で昨年9月に、過疎地域において旅客運送と貨物運送の事業を掛け持ちできる貨客混載の規制緩和が行われ、タクシー等での貨物輸送が可能となったところであります。県では、こうした国の規制緩和を活用して、交通事業者等が取り組む貨客混載の実証実験などを内容とする新規事業を、今議会にお願いしているところであります。このような取り組みを通じて、幹線以外の末端輸送を担う事業者の収益確保に努め、地域公共交通の維持・確保を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、民間施設へのWi-Fi設置助成についてであります。観光みやぎき未来創造基金「外国人にもやさしい快適な国際観光」とあります。日本人も外国人も、鮮度の高いインスタ映えする情報発信をしているところに行きたがる。万国共通だと思います。さらなる外国人受け入れ環境をつくるためにも、民間施設がフリーWi-Fiを設置する際の助成はできないものかと考えます。部長お願いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県におきましては、平成27年度に、市町村や民間等も利用できるMIYAZAKI FREE Wi-Fiの基盤を構築し、その普及に努めているところであります。その結果、今年度末までには、導入市町村が15市町村に拡大する予定であり、宮崎駅や宮崎空港、飲食店等の民間施設も合わせますと、県全体で約500のアクセスポイントでの利用が可能となる見込みであります。県では現在、フリーWi-Fiの設置に対する助成は行っておりませんが、外国人観光客にとって快適な通信環境の整備は重要であると考えておりますので、今後、市町村や関係団体等と協議しながら、役割分担を含め、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、関係団体と協議の上、推進していただきたいなと思っています。

次に、働き方改革に移ります。東京では混迷をしておるようですが、ぜひ、働き方改革、時間外労働の短縮につながる取り組みになってほしいなど、切に願うところであります。

それにしても、行政の長時間労働、時間外労働の多さには、これを早く対策せないかなと思います。本当に労働基準法を遵守する意思が

あるのか、土曜日も日曜日もなく、自主的に長時間になっている一人一人に問いかけたいと思います。人事院の勧告、県人事委員会の中にも、リーダーが先頭に立ち、この縮減に取り組む、そのようにうたってはあります。都城市役所では、毎週水曜日、ノー残業デーに庁舎内を見回りし、真に必要な残業だけを認める、そういう体制が労使で確立しているとお伺いしました。法律違反だということを、当事者がまずは認識することだろうと思います。知事部局の時間外労働の削減に向けた取り組み状況について、お伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 時間外勤務の縮減は、職員の健康の確保はもとより、ワーク・ライフ・バランスの推進、あるいは公務能率の向上などの行財政改革の観点からも、大変重要な課題であると認識しております。このため知事部局におきましては、従来から、定時退庁日の設定、朝型勤務の拡大や、時間外勤務の事前命令の徹底などに取り組んできているところであります。また、今年度設置しました「働き方改革」推進会議におきましても、「公務能率の向上・長時間勤務の是正」を、改革の大きな柱の一つとして位置づけております。今後、そうした働き方改革に取り組む中で、職員の勤務時間の適正な把握のための具体的な手法等についても検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 教育委員会にもお尋ねしたいと思います。教育委員会と意見交換すると、「教職員には時間外という概念がない」、そのようにおっしゃる担当なんですけれども、それじゃいかんのじゃないかなと。当然、手当は出ないのかもしれないけれども、労働基準法が適用されている職種だということは認識をすべきだと思います。教育委員会として、教職員

の長時間勤務の改善についてどう取り組んでおられるのか、お尋ねします。

○教育長(四本 孝君) 県教育委員会では、「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」に基づきまして、調査・提出書類の削減やスクールソーシャルワーカーの増員などにより、教職員の負担軽減を図っているところであります。一方で、学校現場における負担軽減を図るためには、管理職の強いリーダーシップが不可欠でありますことから、先月、公立学校の全ての副校長、教頭を対象に開催いたしました「みやぎ学校マネジメントフォーラム」におきまして、職場環境改善のための研究発表や専門家の講演により、意識啓発を図ったところであります。今後とも、昨年12月に文部科学省が取りまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策」も踏まえながら、教職員が児童生徒に向き合い、本来の教育活動に専念できる環境づくりに、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 教育委員会、一生懸命頑張っていると思うんですが、実態はなかなか改善をされていないだろうと思います。

現在の学校の部活動のあり方が問題視されている。名古屋市は、小学校の全部、261校あるそうですが、部活動を廃止する方針を決定したと報道もされています。学校の部活動にしっかり休養日を設けようと、改善案を文科省が2016年6月に発表しています。既に20年前の1997年に、同じ問題で、当時の文部省の有識者会議で、中学校の運動部活動では週に2日以上休養日、平日の練習は2～3時間という答申が出されています。しかし、その後も全く改善されていない状況で、今回も、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

作成検討会議」が発足とかならざるを得ない状況だと思います。どう実態把握されているのか。教職員一人一人の部活動を含めた勤務時間の把握はどうなっているのか。教育長、再度お尋ねいたします。

○教育長(四本 孝君) 御指摘のとおり、部活動を含めた教職員の長時間勤務の是正に取り組むためには、まずは出退勤時刻を正確に把握することが必要であります。このため今年の9月から、全ての県立学校において、職員が部活動の時間も含めた毎日の出退勤時刻をパソコンに入力し、管理職がそれを把握する取り組みを開始したところであり、市町村教育委員会においても、同様の取り組みが広がってきているところであります。

○満行潤一議員 広がっていると。もっと急いでいただきたいと切に願うわけです。多くの教職員がおられる。一人一人の勤務時間の把握は、当然、管理職がその責務を負うんでしょうけれども、厳しいとは思いますが、ぜひ実効ある時間外の勤務時間の削減をしていただきたいと思っています。

会計年度任用職員制度が発足します。地方公務員法の一部改正により、一般職非常勤職員制度の新たな仕組みが整備をされ、民間の労働者や国家公務員との制度的な均衡を図る観点から、一般職非常勤職員の給与水準を継続的に改善しようとするものです。時間外勤務手当、通勤手当、退職手当、さらに期末手当については、相当期間にわたって勤務する者に対して支給する、そういう内容になっています。ブラック企業の本丸、官製ワーキングプアとまでやゆされる自治体でも、多くの臨時・非常勤職員が低賃金労働条件で働いています。その改善は長年の課題であり、早急に改善すべきものであり

ます。しかし、国主導の行財政改革により、正規職員は減少の一途をたどり、自治体によっては、職員の3分の1が非正規職員となっています。ここまでふえた非常勤職員の責任の一端は——いや、大半は国の責任と言っても過言ではありません。会計年度任用職員制度導入に伴う新たな財源の確保が必要になります。その財源を今の人件費枠内で手当てするとなれば、さらに職員の削減につながります。本末転倒であります。その財源は国に強く要望すべきと思いますが、部長いかがでしょうか。

○総務部長（桑山秀彦君） 知事部局におきまず臨時・非常勤職員につきましては、年度によって人数の増減は見られますが、緊急時における対応や、専門性のある特定の業務の遂行などを目的として、職務内容あるいは任用期間等を総合的に勘案しながら配置を行っているところであります。こうした中で、平成32年度から導入される会計年度任用職員制度につきましては、臨時・非常勤職員の任用・勤務条件を明確化する観点から、新たに創設されたものでありまして、御質問にありましたように、期末手当の支給なども可能となります。国においては、今後、制度導入による影響額調査を行い、地方財政措置について適切に検討を進めていく予定としております。県といたしましても、そうしたことから、国に対して十分な財源の確保がなされるよう要望してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ要望いただきたいと思っております。

次に、再生可能エネルギー推進という立場で、小水力発電、農業用水を活用した取り組みについてお尋ねしたいと思います。

9月議会でも質問しましたが、本県の再生可

能エネルギーは、全国と遜色ないレベルにあります。ただ、なぜか小水力発電だけが少ない。全国一になれないのは、小水力発電を伸ばせば見えてくる、そのように考えております。今回、農業用水を活用した小水力発電普及の提案であります。日之影町の小水力発電所が国、県の支援によって完成したと報道もされております。その利益は、用水路の維持経費や公民館活動に活用されるとのことです。農業用水の副次的利活用によって、売電収入という副収入がある。本県の取り組み状況について、農政水産部長、よろしくお願ひします。

○農政水産部長（大坪篤史君） 農業用水を活用した小水力発電は、安定した売電収入が得られ、土地改良区の運営基盤の強化や地域の活性化等に貢献するものであります。このため農政水産部では、企業局とも連携をしまして、小水力発電施設の整備を推進してきているところであります。昨年11月に完成しました日之影町の大日止鼻（おおひとすばる）小水力発電施設を含め、これまでに9カ所の施設整備を支援してまいりました。また、土地改良区や市町村に対し、研修会等を通じて施設整備に係る助成制度や先進事例の情報共有を図るなど、小水力発電の推進に向けた関係者の意識啓発に取り組んでいるところであります。今後とも、土地改良区や市町村等と連携をしまして、導入促進に努めてまいります。

○満行潤一議員 たくさん適地はあると思うんです。ただ、水利組合、土地改良区とかはノウハウを持たない。新たな事業展開ということで、尻込みをしているんだろうと思います。県企業局も一生懸命支援をいただいて、今日があると思うんですけれども、これは農業用水に限らず、県内の小水力発電の普及を、ぜひ関係部

局協力いただいて、実績を伸ばしていただきたい。お願いしておきたいと思います。

警察庁舎の改築計画であります。毎年1回は質問させていただいておりますが、今回、えびの署の新庁舎が完成いたしました。歴史的建造物である都城警察署の具体的な改築計画を、再度お尋ねいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 都城警察署の建てかえにつきましては、現在のところ具体的な計画はございません。警察署の建てかえにつきましては、厳しい財政状況でございますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分発揮できる施設整備をするという観点から、機能に支障のある警察署を最優先として、順次整備をしていきたいという方針であります。私も、昨年9月議会で御質問いただいた後、都城警察署を訪ねて現状を把握したところであります。御指摘のとおり、築後60年が経過しております同署は、老朽化が進んでいる状況にはありますが、ふぐあいに関しては都度修繕等を行い、警察署としての機能に支障がないよう必要な措置をとらせていただいておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○満行潤一議員 本部長の話を見ると、改築したいのはやまやまだと、でも、お金がないからという答えですね。本当に申しわけないんですけど、警察には金がないんですね。知事がゴーと言ってもらえば、来年の庁舎建設の計画に都城署はしっかりのとと思うんです。本部長も都城署に行っていたみたいですけど、ぜひ知事も大局的な視点で、都城署の一日も早い改築に向けて努力いただきたい。知事が「予算つけろ」と言ったら、すぐ「はい」となりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、警察音楽隊についてお尋ねいたします。全国で2番目に結成されました警察音楽隊は、ことしで創立70周年になります。ことしの定期演奏会には、残念ながら行けませんでした。これまでの活動の歩みについてお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 宮崎県警察音楽隊は、御指摘のとおり昭和22年8月に発足し、本年度創設70年を迎え、大阪府に次いで全国で2番目に古い警察音楽隊です。同隊は、演奏を通じて、県民の皆様に警察の活動について効果的に御理解いただくという役割を担っております。隊員は、兼務する他の業務の合間に時間を確保して訓練を行うとともに、県内各地における公的行事、小中学校等の音楽鑑賞教室、福祉施設の慰問などで、年間約40回、交通事故防止や地域安全などの啓発を織りまぜた演奏活動を行っております。

○満行潤一議員 本当に素晴らしい実績を残している本県の音楽隊だと思います。仕事をしながら兼務隊として頑張っている。ぜひ、みんなで応援しないといけないんだろうと思うんです。創立70周年という節目なんですけど、70周年記念事業はさきの定期演奏会だったという話も聞いたんですが、それ以外に70周年というイベントをできないものか。本部長、もう一回お願いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 本年度は、創設70周年という節目でありますので、大分県警察音楽隊に賛助出演を依頼して、定期演奏会を本年1月20日、メディキット県民文化センターにおいて、これまでより大きな編成で開催いたしました。演奏の合間に、高齢者の交通事故防止及びうそ電話詐欺の被害防止に関する講話を実施し、また、今回は特に、会場に制服の試着

等の警察官採用募集コーナーを設けたり、白バイ、災害警備装備品等の展示を行いました。約1,700名の来場がありまして、会場で記入いただいたアンケートで、「演奏がすばらしかった」「交通事故、うそ電話詐欺について、身近な問題として勉強になった」などの感想をいただいております。

○満行潤一議員 参加できなかったのは非常に残念なんですけど、今後とも、みんなで警察音楽隊を応援していきたいと思っていますので、ぜひよろしく願い申し上げたいと思います。

最後になりますが、株主の配当、優待の状況についてお伺いいたします。お聞きするところ、知事部局の所有する株券は13種類あるようです。そのうち総合政策部が所管する放送局等のメディア、航空関連7社について、配当及び株主優待の現状、活用状況をお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 御質問にありました、総合政策部で所管しております株式は8社でございます。その平成29年度の配当額は、民放テレビ局2社から400万5,000円、ケーブルテレビ3社から235万円、航空関連2社から219万3,000円となっております。このうち航空関連のANAホールディングスからは、国内線が片道普通運賃の50%割引で利用できる株主優待券が配付されておりまして、これは職員の県外出張の際に旅費の一部に充てるなど、有効利用しているところであります。

○満行潤一議員 総合政策部、主管しか聞きませんでしたけれども、ぜひ有効な利活用をいただきたいなと思っております。

大分早口で質問させていただいて、時間が少し残りましたけれども、全ての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕（拍手） それでは、午後の1番バッターとして登壇させていただきます。県議会自由民主党の徳重でございます。通告に従いまして、順次質問を行ってまいります。

まず初めに、知事の政治姿勢について伺います。

知事は、ことしが自身にとって2期目の仕上げの年であるとして、本会議冒頭、今後の県政運営に向けた所信を述べられました。任期中のさまざまな成果を取り上げるとともに、県政に明るい話題が相次ぐ中、このようなよい流れにさらに弾みをつけ、築いてきた成果を今後の発展に生かすため、平成30年度重点施策を掲げられたとのこととあります。一定の成果が上がっていることは事実でありますし、考え方も理解できるものであります。

しかしながら、今議会の冒頭で挙げられました、口蹄疫など未曾有の災害からの復興・再生や、先人の努力の上に立った交通インフラの充実などについては、もちろん知事の御尽力もあつての成果ではあります。県民誰もが、真っ先に取り組むべきだと考える課題ではないでしょうか。河野知事が特に注力した政策は何かといった声も聞かれるところでもあります。

そこで知事に、これまでの2期の実績について改めてお伺いしておきたいと思えます。

以上、壇上からの質問は終わりました、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

私はこれまで、口蹄疫などさまざまな災害からの再生・復興を図るとともに、交通インフラの整備の進展も追い風としながら、フードビジネスなどの成長産業や県内企業の育成など、本県発展の礎づくりに邁進をしております。その結果、食品製造業出荷額や農業産出額、食料品等の輸出額は、順調に伸びてきているところであります。

また、今後のさらなる飛躍に向けましては、本県が全国に誇る自然や文化、スポーツ環境といった資源を最大限に生かしていくことが重要であると考え、ユネスコエコパークなどの世界ブランドへの登録や、ナショナルチームの合宿受け入れなど、スポーツランドみやぎのブランド向上にも努めてきたところであります。

このような一定の手応えを踏まえながら、今後も、産業成長を揺るぎないものにしていくとともに、ラグビーのワールドカップでありますとか、2020年東京オリンピック・パラリンピックなどのゴールデン・スポーツイヤーズを生かす取り組みなどにも注力をしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 おっしゃるような成果の一方で、本県は本格的な人口減少社会を迎え、取り組むべき課題は山積しております。知事が就任された年の10月1日時点での県の推計人口は113万人余りでありましたが、昨年10月には109万人足らずと、6年間で4万人以上も減少しており

ます。これは九州各県を見ても、離島の多い長崎県、鹿児島県に次ぐ減少率であります。私は、この人口減少問題は、本県の社会経済の活力を低下させる非常に大きな問題であると考えております。知事は、本県の人口減少問題をどのように捉え、今後、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、お伺いしておきたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 本県の人口減少は、死亡数が出生数を上回る「自然減」と、転出者が転入者を上回る「社会減」が同時進行しております。今後の人口減少対策を考える上では、これから親となる若者世代の県内定着を図ることが最大の課題であると認識をしております。このような中、「産業人材育成・確保のための取組指針」を定め、高校生などの県内就職やU I J ターンの促進、成長産業の育成加速化などによる良質な雇用の場の確保、さらには、働き方改革や子育て環境の整備などに積極的に取り組んでいくこととしております。

企業や若者の意識を変え、若者が地元で定着できる仕組みを構築していくことは、なかなか一朝一夕にできることではない、簡単ではないというふうに考えておりますが、引き続きこのような取り組みを、市町村を初め産学官で十分に連携を図りながら粘り強く進め、人口減少のスピードにブレーキをかけつつ、県民一人一人が将来に明るい希望が持てる社会を築いてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 宮崎県の人口は、平成27年には1万706人、28年には8,206人、29年は7,819人減少しております。過去6年間で4万2,868人減少となっております。県内市町村の人口の推移を見ますと、人口減少が少ない市町村は、木城町が、平成23年と29年の比較ということで

しょうか、7年間でわずか5人しか人口が減少していません。都農町では、23年から26年まで、毎年、平均で173人減少していましたが、27年から29年までの3年間では、64人しか減少していません。100人以上も減少が減っております。このことを考えますときに、行政のきめ細かな政策が、人口減少を最小限に食いとめる方策ではないかと、私は考えております。ぜひとも人口減少対策は、知事を先頭に一丸となって取り組んでいただきますように、強く要望をしておきたいと存じます。

続いて、県民一人一人の経済的な豊かさも大変重要であると考えておまして、知事が就任されました平成22年度の1人当たりの県民所得は、222万6,000円で全国順位46位でありましたが、最近のデータである26年度では、238万1,000円、全国順位44位となっております。わずかながら上昇はしております。知事は県民所得の向上にこれまでどのように取り組んでこられたのか、考え方を伺っておきたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） 県民所得の問題であります。本県の企業というものが、全国と比べて中小企業、とりわけ零細企業の割合が高いことから、県民所得の構成要素である企業所得が低くなっております。近年改善傾向にあるものの、今御指摘がありましたとおり、1人当たり県民所得、全国順位44位となっております。

本県の課題は、企業の稼ぐ力を高めて、労働者への配分をふやしていくことでありますので、これまで、本県の強みを生かしたフードビジネスなどの成長産業や中核企業の育成などによります地域経済の推進力強化、また、企業の成長を支える産業人材の育成などに官民一体となって取り組んできたところであります。今後

とも、こうした取り組みを積み重ねながら、農林水産物を中心とした輸出の拡大や、増加するインバウンド需要の積極的な取り込みにも努めることによりまして、さらに県民所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひ努力いただきますようお願い申し上げておきたいと思いません。

次に、健康寿命日本一の取り組みについて伺ってみたいと思いません。

我が国は急速に高齢化が進行しております。平成37年、2025年には、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が30%に達し、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることを見込まれております。これに伴い、医療・介護・福祉サービスの整備や、増大する社会保障費への対応など、さまざまな問題が指摘されております。これがいわゆる2025年問題であります。このような課題に対応するため、現在、高齢者が自立して生き生きと生活できるための健康寿命の延伸に向けた取り組みが、全国的に進められております。特に宮崎県では、全国平均より約5年早く高齢化が進展していることから、課題への対応が急がれるところでもあります。

私は、2025年問題対策特別委員会の委員として、昨年10月に長野県を視察いたしました。長野県は、世界一の健康長寿を目指すプロジェクトを県民運動として展開しております。市町村や地域と連携する体制を構築しながら、熱心に取り組んでいるという印象を特に受けたところでもあります。このような中、本県においても、未来みやざき創造プランにおいて、「健康寿命男女とも日本一」との目標を立てておられますが、まずは、本県の健康寿命日本一に向けた取り組みの状況について、福祉保健部長にお尋ねしておきたいと思いません。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 県では、「健康寿命男女とも日本一」の目標を掲げ、市町村や団体、企業等から成る「宮崎県健康長寿社会づくり推進会議」を設置し、庁内各部署で連携を図りながら、健康長寿社会づくりを全県的に推進しているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、野菜摂取量の増加や運動習慣の定着等について、テレビCMやポスターの掲示等により啓発を図り、県民一人一人の生活習慣の改善を促す取り組みを行っております。また、健康によい生活習慣を選択できる社会環境を実現する観点から、経営戦略として従業員の健康の保持増進に取り組む、いわゆる健康経営を実践する企業や、地域の健康づくりに貢献する団体を表彰するなど、職場や地域において、健康に配慮した環境づくりを促す取り組みを行っているところであります。

○徳重忠夫議員 次にお尋ねしてみたいと思いますこと、特定健診について伺っておきます。県民が、自覚症状が出てから病院に行き、治療を受けるということは、病気が既に重症化してしまっている例も多く、健康寿命は短くなると思いますし、また、そのことが、医療費の増加にもつながるのではないかと考えております。このため、健康状態を客観的に指標で確認でき、病気の早期発見につながる特定健診の受診、そして、その後の特定保健指導の実施が重要となります。そこで、特定健診と特定保健指導の実施率の現状と課題について、福祉保健部長にお尋ねしてみたいと思います。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 本県の平成27年度の特定健診実施率は44.6%で、全国では41番目、特定保健指導の実施率は24.5%で、全国で10番目となっております。特定健診の実施

率向上が課題となっております。

保険者ごとに特定健診の実施率を見ますと、市町村国保が34.3%、中小企業の従業員が加入する協会けんぽが46.9%、大企業の従業員が加入する健康保険組合と公務員が加入する共済組合を合わせて65.5%となっております。特に、対象者を最も多く抱える市町村国保の実施率が低くなっております。市町村国保においては、40代、50代の働く世代の実施率が低いこと、また通院中であることを理由に健診を受けない方が多いことなどが課題であると考えております。

○徳重忠夫議員 特定健診等の実施率は余り高くないということですが、私は、県民が特定健診の大切さを認識し、もっと多くの方が定期的に受診していくための取り組みが必要ではないかと考えておるところであります。健康寿命の延伸を図るためには、特定健診等の実施率の向上が重要であると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（畑山栄介君） 市町村におきましては、休日や夜間の集団健診の実施や、がん検診との同時実施などの取り組みにより、受診機会の拡大に努めております。また、医療機関と連携し、かかりつけ医からも特定健診の受診を勧めてもらうとともに、診療に係る検査データを特定健診のデータとして活用するなど新しい取り組みも行っております。県としましても、こうした市町村の取り組みを支援するとともに、市町村や協会けんぽ等、県内全ての医療保険者で構成する保険者協議会を通じて、生活習慣病のリスクや特定健診の重要性を県民に広く啓発しております。

平成30年度からの第3期医療費適正化計画におきましては、平成35年度の特定健診実施率目

標を70%、特定保健指導実施率目標を45%と定めることとしておりますので、今後とも、受診機会のさらなる拡大や、県医師会を初め医療機関等との連携強化を図ることにより、目標値を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 いろいろと努力いただいていること、大変ありがたく思っています。健康寿命日本一に向けて、県ではさまざまな事業を実施しておりますが、私は、その中で、柱となるような取り組みを明確に県民に示すことが重要であると、このように考えています。そのような意味で、特定健診等の実施率の向上は非常に効果的な取り組みであると思っておりますので、今後、市町村とも十分に連携しながら、しっかりと取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

続きまして、林業大学校に関連して伺ってまいります。

まず、林業就業者の推移についてであります。現在、本県では、全国に先駆けて森林資源の充実が進み、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働等に伴い、伐採や再生林の生産活動が拡大しております。また、南九州地域は、全国的に見ても林業が盛んな地域であります。伐採後の再生林など適切な森林整備を行っていくためには、林業担い手の確保・育成がとても重要であります。そこで、本県及び隣接県の鹿児島県、大分県、熊本県における林業就業者の推移について、環境森林部長にお尋ねしてみたいと思っております。

○環境森林部長（川野美奈子君） 本県の林業就業者数は、国勢調査の結果によりますと、北海道に次いで全国2位でございますが、平成22年2,690人から平成27年2,222人と、前回調査に

比べ17%減少しているところでございます。また、隣接県における林業就業者数は、熊本県が1,927人から1,690人と12%の減少、大分県が1,381人から1,208人と13%の減少、鹿児島県が1,458人から1,307人と10%の減少をしており、いずれも減少傾向となっているところでございます。

○徳重忠夫議員 ところで、平成31年度に開講します林業大学校には、大いに期待をいたしているところでございます。先ほど、環境森林部長から、林業就業者の推移について御答弁をいただきました。林業就業者が減少している状況下にあつて、適切な森林管理を行うためには、林業の生産性を上げていく必要があると考えます。そのために、機械化や新たな技術の導入等によって、林業の生産性を向上させていく人材が求められていると、このように思っています。そこで、林業大学校における林業の生産性を向上させるための人材育成にどのように取り組まれるのか、お伺いしてみたいと思っております。

○環境森林部長（川野美奈子君） 議員御指摘のとおり、資源循環型林業を確立するためには、林業関係者が総力を挙げて生産性を高める必要がございます。そのためには、意欲と能力のある人材を育成していくことが極めて重要でございます。このため、林業大学校では、高性能林業機械の操作や、森林作業道の開設技術に加えまして、新たに、伐採から植栽まで一体的に行う一貫作業システムやICT等最新技術の研修などにも取り組むこととしております。

また、森林施業の集約化や経営改善など、経営管理能力の向上を図るための研修も実施し、技術力と経営力の両面から受講生のキャリアアップに取り組むこととしております。これらの研修を通じまして、高度な知識や技術を有

し、全国屈指の生産性の高い林業を実践する人材の育成に鋭意努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ただいま御答弁いただきましたICT等最新技術の研修など、生産性を向上させるために積極的に取り組んでいこうとされている姿、本当にありがたいことだと思っています。高度な知識や技術力を有する人材育成にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、お願いしておきたいと思っております。

続きまして、観光行政についてお尋ねいたします。観光みやぎき未来創造基金について伺います。

昨年の訪日外国人の旅行者数は、2,870万人と過去最多となり、一昨年比で約2割増という高い伸びを見せております。今後、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの開催が予定されており、国におきましては、2020年に4,000万人とする数値目標を掲げ、さまざまな施策を展開しております。

こういった中、本県におきましても、この好機を捉え、本県の強みを生かした誘客等により、世界から選ばれる「観光みやぎき」を実現するため、今回、平成30年度当初予算案におきまして、「観光みやぎき未来創造基金」の設置が提案されております。私としましても、ぜひともこのチャンスを逃すことなく、これまで以上に外国人観光客の誘致に取り組んでいただきたいと思いますし、お願いしております。

一方で、私は、外国人観光客の受け入れ対策も同様に重要だと考えております。今後、外国人観光客がふえていく中、この流れを一過性のものにしないためにも、例えば、施設や標識等の多言語化や、インターネット環境の整備と

いった利便性の向上にも取り組むことで、お客様に「また宮崎に来たい」と思ってもらえることも大事だと思います。今回設置される基金でも、受け入れ対策に取り組む予定であると伺っておりますが、今後、外国人観光客に対し、どのような受け入れ対策を行っていくのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県ではこれまで、観光案内板の多言語化や、市町村等と連携したフリーWi-Fi環境の整備などに取り組まるとともに、バス事業者による路線バスの乗り放題パスや車内の多言語放送の導入を支援するなど、外国人観光客の利便性向上に努めてきたところであります。今後さらに外国人観光客の満足度を高め、リピーターをふやしていくためにも、今回新たに設置する基金などを有効に活用し、観光地や宿泊施設等における多言語対応やガイド等人材の育成、情報通信環境の充実など、さらなる受け入れ対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひとも今後、インバウンドの受け入れ対策を推し進めていただきたいと思いますし、1点だけ気になることがございます。実は、先月行われました読売巨人軍の宮崎キャンプ60周年を記念したジャイアンツ対ホークスのOB戦の際には、都城市のビジネスホテルまで満室であったとお聞きし、大変驚いたところであります。OB戦が開催されるだけでもホテルがいっぱいになるわけですから、今回新たに基金を設置し、これまで以上のインバウンド対策に取り組んだ結果、本県にも外国人観光客が大勢訪れるようになったとしても、肝心の宿泊施設が受け入れられるのかと心配になったところであります。そこで、県内の宿泊施設の稼働率について、商工観光労働部長にお尋ねし

ておきたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 国の宿泊旅行統計調査によりますと、平成29年の平均客室稼働率は、全国が60.8%に対し、本県は53.0%となっております。その中で、本県では、多くのスポーツキャンプが実施される2月の客室稼働率が最も高く、65.2%となっており、ゴルフトーナメントなどが開催される11月とともに全国平均を上回っておりますが、そういう中でも、週末以外はまだまだ十分受け入れ可能な状況にあると伺っております。

○徳重忠夫議員 現時点においては、宿泊施設のキャパシティとしては、まだ余裕があるようではありますが、今後、大勢の外国人の観光客が訪れると、もしかしたら不足する事態も生ずるかもしれません。ただ、普通に考えれば、宿泊施設が不足するほどの需要が生じれば、恐らく民間企業が投資し、宿泊施設も整備されてくると思われれます。そのような民間が投資する状況に持っていかせるためにも、この基金を活用した取り組みやその効果が一過性のものにならないよう、基金の設置期間である5年後のことも見据えて、インバウンド対策にしっかりと取り組んでいただくようお願いしておきたいと思います。

次に、宮崎牛の海外輸出の取り組みについてお伺いいたします。

まず、宮崎牛の海外輸出と農家所得についてですが、今年2月に農林水産省が発表した2017年の農林水産物・食品の輸出額を見ますと、速報値ではありますが、前年比7.6%増の8,073億円となっております。この中で、牛肉の輸出量については、世界的な和牛ブームに乗って、前年比で41.8%増加し、2,707トンとのことでした。宮崎牛においても、知事みずから

海外でのトップセールス等を実施するなど、米国や東アジアに向けた海外輸出に積極的に取り組まれ、海外での宮崎牛のブランド力も高まり、販路を拡大していると聞いております。

一方、国内では、子牛価格の高騰や飼料価格の高どまりにより、宮崎牛を生産する和牛肥育経営にとっては、大変厳しい経営環境が続いております。そこで、宮崎牛の海外輸出への取り組みは、和牛肥育農家の所得確保にどのようにつながっているのか、農政水産部長に伺っておきたいと思います。

○農政水産部長（大坪篤史君） 県産牛肉の海外輸出量は、昨年度、過去最高となる280トン記録したところですが、本年度は1月末時点で既に317トンとなるなど、順調に推移しているところでもあります。輸出に取り組むことには、人口減少により、将来的に国内市場が縮小すると予想される中、マーケットを海外に求めることで、販売価格の安定や向上が図られるという効果が期待されます。

さらに、米国向けの日本産牛肉輸出量のうち、本県産が約4割を占めるようになったことや、台湾への日本産牛肉輸出の第1号となって大きな反響を呼んだことなど、海外での高い評価が宮崎牛の国内外のブランド力向上に貢献し、その結果、さらなる需要増になることも期待されます。今後とも、輸出拡大に向けた取り組みを推進することによりまして、宮崎牛の安定的な購買や取引量の増加を図り、農家所得の確保につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 次に、宮崎牛の国内販売対策について伺っておきます。昨年9月に開催されました第11回全国和牛能力共進会において、3大会連続の内閣総理大臣賞を受賞し、宮崎牛は国内で確固たる地位を築いたものと考えており

ます。宮崎牛は、生産基盤や飼養管理技術は全国トップクラスだと思いますが、一方で、国内の消費者に対して認知度が低いのではないかと考えております。国内消費者への認知度もさらに高めていく必要があると私は思っています。

より良き宮崎牛づくり対策協議会が、宮崎牛を取り扱うレストランや販売店を宮崎牛指定店として指定しておりますが、平成29年12月時点で国内に477店舗が指定されております。私は、この店舗数はまだまだふやしていく余地があるのではないかと感じておるところであります。そのために、全共で3大会連続内閣総理大臣賞を獲得した今こそ絶好のチャンスであり、自信と誇りを持って宮崎牛の国内販売を強力に進めていくべきだと考えております。そこで、宮崎牛は国内での販売も重要だと考えますが、国内販売戦略について、農政水産部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○農政水産部長（大坪篤史君） 宮崎牛につきましては、昨年の全共で獲得した「肉牛日本一」というアピールポイントを前面に打ち出しながら、認知度の向上や販路拡大などに取り組んでおります。具体的には、関東、関西、福岡などの大都市圏での宮崎牛指定店を核とした販売力の強化や、有名百貨店、レストラン、ホテル等での宮崎牛フェアなど、PRイベントの開催、さらには、食肉取扱業者への営業活動を通じた新規顧客の開拓などを進めているところであります。県としましては、全共の成果をフルに活用しまして、今後とも、関係機関と連携をしながら、宮崎牛のさらなるブランド力向上と販路拡大に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 次に、宮崎牛の海外輸出の取り組みについてお伺いしておきます。先月参加しました九州各県議会議員交流セミナーにおき

まして、九州の農林水産物の海外輸出に関して、講師である日本貿易振興機構（ジェトロ）の理事さんから、「海外輸出において、特に和牛肉は伸びている品目であるが、和牛は九州が産地であり、和牛肉の輸出を伸ばすことは九州の地方再生につながる。そのためには、九州一円の農畜産物の安全性を各県が連携して確保し、九州各県が統一的な取り組みを行う必要がある」という提言がありました。

現在、九州各県が取り組む和牛肉の海外輸出においては、各県における輸出認定工場での食肉処理がなされ、産地維持と商品の安定供給のための生産基盤対策が取り組まれております。また、輸出に向けたPRやフェア等の販売促進においても、各県それぞれのブランド牛が競い合うように活動しております。今後は、和牛肉輸出への取り組みを各県ごとに進められるのではなく、九州各県が連携した取り組みを行うことで、効率的な輸出を進めることも必要ではないかと考えております。そこで、宮崎牛の海外輸出における九州各県との連携について、どう考えられるのか、知事にお尋ねしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 本県ではこれまで、生産者や関係団体、県が連携をしまして、30年以上の長い年月をかけて宮崎牛ブランドを確立してまいりました。そのような中、全国第2位の飼養頭数を誇る和牛の一大産地となり、全共においては、史上初の3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞し、さらに、全国に先駆けて平成2年から対米輸出に取り組み、現在では、14の国と地域に対し、過去最高の300トンを超える輸出を行うまでとなりました。

また、全国和牛能力共進会がここまで注目を高め、非常に熱い戦いが展開しますのも、本県

が鳥取大会、長崎大会で大きく飛躍をした、そのことが全体のレベルアップにも貢献しているのではないかと自負をしておるところであります。私はこれらの成果を踏まえ、今後も全国の和牛生産をリードするという気概を持って、国内外へ向けた宮崎牛のさらなるブランド力強化に取り組んでいくことが重要であると考えております。

また一方で、議員の御指摘がありますように、海外における和牛の状況というのは、オーストラリア産和牛などが市場を席卷している状況もございます。日本産和牛を売っていくためには、和牛そのものの認知度向上や販路拡大にオールジャパンで取り組んでいくことも極めて重要であろうかと考えております。農水省におきましても、日本産和牛の統一ブランドマークを定め、連携をして取り組んでいく、そのような体制が今築かれているところでありまして、和牛のすばらしさを海外でPRする活動など、全国や九州で共同で取り組む機会があれば、本県としても積極的に対応してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 前向きな御答弁、ありがとうございます。私は、今後の本県農業の状況に鑑み、肉用牛農家戸数の減少による和牛肉生産量の低下も危惧され、安定的な海外輸出取引が継続していけるのか、大変不安を感じているところでもあります。そのため、今後の和牛肉の輸出については、各県ごとの取り組みだけではなく、「和牛産地の九州」として九州各県が連携することで、和牛肉の輸出量を確保し、統一したブランドによる輸出展開にも取り組む必要があると、このように思っておるところでございます。前向きな取り組みをよろしくお願い申し上げます。

それでは、次は、教育長にお尋ねしてまいります。教員の採用試験について伺います。

教員採用選考試験において、現役の教育学部の学生はなかなか合格できず、卒業後に臨時講師を続けながら何回も受験しないと採用にならないとの声を聞いております。そこで、過去3年間の教員採用選考試験の採用者の平均年齢と新卒者の割合について、教育長にお尋ねさせていただきます。

○教育長(四本 孝君) 本県の過去3年間の教員採用者の平均年齢は、平成28年度採用者が28.1歳、平成29年度が28.2歳、平成30年度が27.3歳であります。また、採用者に占める新卒者の割合は、平成28年度採用が13.1%、平成29年度が16.2%、平成30年度が23.4%となっております。年々その割合が高くなってきているところであります。

○徳重忠夫議員 平均年齢が28歳ということは、単純計算で大学卒業後6年経過しているわけでありまして、採用されるまでに5～6回の受験をしているということになります。また、採用者に占める新卒者の割合は、2割前後ということではありますが、これは民間企業と比べると、かなり低い割合ではないでしょうか。

今回、県教育委員会では、来年度の教員採用試験から、受験年齢をこれまでの41歳未満から60歳未満に引き上げ、事実上、年齢制限を撤廃することとされました。そこで、教員採用選考試験の受験年齢の見直しについて、その狙いを教育長にお伺いしておきたいと思っております。

○教育長(四本 孝君) 今後、教員の定年退職者の増加に伴いまして、採用者数の増加が見込まれます中、教員採用選考試験の競争倍率も低下傾向にあり、優秀な人材の確保が課題となっているところであります。このため、県教

育委員会では、来年度実施の試験から、受験年齢をこれまでの満41歳未満から満60歳未満に変更し、現在、学校現場で活躍している臨時講師を初め、幅広い年齢層からの応募を可能としたところでございます。

○徳重忠夫議員 このことによりまして、ますます新卒者が採用されにくくなるのではないかと危惧をいたしております。学校には、中堅やベテランの先生も必要だと考えますが、私は、若い先生をもっと採用すべきだと考えております。そこで、若い人材の確保のために、どのような取り組みを行っていかうとされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、採用後に即戦力となる人材を育成するため、本県の教員を志望する学生に対して、教員の職務を体験する「スクールトライアル事業」や、教員としての実践力を高める「宮崎教師道場」を開催しております。また、県内及び九州各県の大学を直接訪問して、教員採用選考試験の案内を行い、受験者の確保にも努めているところであります。

さらに、来年度からの教員採用選考試験の見直しの中で、若く優秀な人材を確保するために、他県の現職教員及び本県の元教員等を対象とした特別選考試験の出願資格となる勤務年数を5年以上から3年以上に短縮するとともに、宮崎大学教職大学院修了予定者を対象とした新たな特別選考試験を実施することといたしました。これらの取り組みにより、新卒者を初め幅広い年齢層から、人間性にあふれ、専門性にすぐれた人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。今後、教員の定年退職者が一層増加することに伴

いまして、全国で自治体間の教員の獲得競争が激化してくるとの報道もよく耳にするところでもあります。県教育委員会におかれましては、引き続き優秀な教員の確保に全力で取り組んでいただくように、強くお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、警察本部長にお尋ねいたします。シートベルトの着用について伺います。

全席シートベルトの着用が義務化されて10年近く経過しておりますが、いまだ守られておらず、特に一般道路では、後部座席のシートベルト未着用の車をよく見かけます。そこでまず、本県の一般道路におけるシートベルト着用率について、県警本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 本県の一般道路におけるシートベルトの着用率につきましては、昨年10月の調査結果によりますと、運転席が99.4%、助手席が93.7%、後部座席が35.8%で、特に後部座席は、全国平均36.4%を0.6ポイント下回る、全国26位となっております。

なお、過去2年の本県の後部座席での着用率を見ますと、平成27年が20.3%で全国46位、平成28年が32.7%で全国30位と、年々上昇しております。

○徳重忠夫議員 後部座席の着用率は、まだまだ30%前後ということで、大変低調であることがわかりました。このような中、大型クルーズ船の寄港による外国人観光客の来県など、本県を訪れる観光客のさらなる増加が見込まれ、それに伴って、レンタカーや大型観光バスの利用者がふえていくものと考えますが、一昨年、長野県において多数の死傷者が出たツアーバス転落事故のような大きな事故がいつ本県で起きないとも限りません。私は、事故の被害を最小限に抑えるのはシートベルトだと考えておりま

す。そこで、後部座席や観光バスの乗客のシートベルト着用徹底のための取り組みについて、警察本部長にお伺いしておきたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 議員御指摘のとおり、シートベルトの着用は、交通事故が発生した場合における、乗員の保護と負傷程度の軽減等に大変効果的であります。警察の取り組みとしましては、高速道路に限らず、一般道路におきましても、全ての座席での着用が義務化されていること、交通事故発生時において、被害軽減につながることを中心に、メディアへの発信、ポスター、チラシ等を活用した広報啓発や、各種講習の場におきまして着用指導等を行っております。

また、毎月10日と30日を全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日に指定し、その周知を図るとともに、街頭指導を強化しております。さらに、これまで、バス協会等を通じ、県下のバス事業者に対しまして、観光バス乗客のシートベルト着用徹底についてお願いをしておりますが、今後も所管の九州運輸局宮崎運輸支局等の関係機関・団体と連携して、着用徹底に努めてまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。大変努力いただいていることはよくわかりました。シートベルトの全席着用は、法律で定められた決まりでもあります。命を守る大切なものでもあります。警察として取り組む姿勢は評価しますが、シートベルト着用率日本一を目指して、バスの運転手が出発前にシートベルト着用をしっかりと確認するなど、警察からも徹底した指導がされるよう強くお願いしておきたいと、このように思っております。

それでは次に、選挙管理委員長にお尋ねしてまいります。選挙の投票率について伺ってまい

ります。

私の住んでいる都城市では、1月に市議会議員選挙が行われ、その投票率は43.46%と過去最も低い結果でした。住民に最も身近な市議会議員を選ぶ選挙であったにもかかわらず、投票率が50%を下回っており、半数以上の有権者が投票に行っていないということになります。この都城市議会議員選挙に限らず、最近、選挙の投票率が全般的に低迷しております。民主主義の根幹を揺るがしかねない事態ではないかと危惧しております。

選挙の時期になりますと、選挙を執行する選挙管理委員会では、多くの方々に投票に行ってもらうように、いろんな啓発活動に取り組んでおられますが、なかなか投票率の向上にはつながっていないように見受けられます。そこで、選挙啓発に取り組んでいるにもかかわらず、投票率が低迷している原因をどう捉えているのか、選挙管理委員長に伺っておきたいと思えます。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 選挙の投票率につきましては、天候やその時々々の政治情勢など、さまざまな要因に左右されます。しかし、「選挙に余り関心がない」あるいは「選挙によって政治はよくなると思う」といった選挙への関心低下や政治離れによる投票棄権も多いのではないかと思います。

選挙の際におきましては、選挙管理委員会では、さまざまな媒体を活用した広報や街頭啓発などを通じて、投票日の周知や投票の呼びかけを行っていますが、選挙や政治に関心のない有権者に対しましては、なかなか投票行動に結びつけることができず、投票率が低迷しているのではないかと考えております。そのため、従来の啓発活動に加え、政治と生活の結びつきにつ

いての理解を深め、選挙や政治への関心を高めることが重要だと考えております。

○徳重忠夫議員 なかなか投票率が上がらない中、公職選挙法改正によりまして、平成28年から選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられ、高校生を含む18歳、19歳の若い方々が、新しく有権者となったところであります。この法改正が行われた後、既に参議院議員通常選挙や衆議院議員総選挙が行われたところでありますが、選挙権年齢引き下げにより有権者となった18歳、19歳の投票率はどうなっているのか、選挙管理委員長にお伺いしておきたいと思っております。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 18歳選挙権が初めて国政選挙で導入されました一昨年の参議院議員通常選挙における本県の投票率は、18歳が38.54%、19歳が28.07%となりまして、18歳、19歳を合わせて33.61%と、いずれも県全体の49.76%を下回りました。昨年の衆議院議員総選挙におきましても、18歳が45.27%、19歳が22.49%となりまして、18歳、19歳を合わせて34.33%と、いずれも県全体の50.48%を下回りました。

なお、18歳のうち、高校3年生に相当する有権者の投票率は、衆議院選挙で53.67%と、県全体投票率を3ポイント以上、上回っているところでございます。

○徳重忠夫議員 大変低い状態になっておるようでございます。

ところで、若い世代の投票率は、他の世代と比べ低い傾向にあることから、18歳選挙権の導入に際しては、選挙管理委員会では、危機感を持って、これまで以上に啓発に取り組んでおられると思いますが、18歳、19歳の有権者に投票してもらうために、どのような取り組みをされてきたのかお伺いしておきたいと思っております。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 選挙管理委員会といたしましては、選挙権年齢引き下げを受けまして、平成27年度に、県教育委員会や私学振興会などと、主権者教育や啓発を連携・協力して推進するための協定などを取り交わしました。これを機に、当委員会の啓発事業の対象者を、従来の大学生や社会人だけでなく、高校生以上が参加できる形に見直して実施してまいりましたことに加え、学校や市町村選挙管理委員会等と連携しまして、選挙出前授業などに積極的に取り組んだところでございます。

また、平成28年度からは、実際の選挙を題材とした模擬選挙を学校で実施するためのマニュアルを作成しまして、各高校等で実施を直接呼びかけているところでございます。今後も、18歳、19歳を初めとします若者の選挙や政治に対する関心を高めるための取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 選挙管理委員会の取り組みを受けて、高等学校でも主権者教育が進められておりますが、小中学校においても、この主権者教育に取り組んでいることと思っております。

先日、2月17日にこの議場におきまして、若者が政治や選挙について意見を発表する「わけもんの主張」の新聞記事を目にいたしました。その記事には、最優秀賞に選ばれた専門学校生のコメントが載っていましたが、「「小中学校でもっと選挙について学ぶ必要がある。政治が自分自身の生活にいかに関与しているかということを通して教えていくべきだ」と強調した」という受賞者のコメントを見て、私も、主権者教育というものは、高校生になって行うものではなく、義務教育の段階から充実させる必要があるのではないかと考えたところであります。主権者教育に関して、小中学

校ではどのような取り組みがなされているのか、教育長にお伺いしておきたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 小中学校での主権者教育は、小学校6年の社会科におきまして、「政治は国民生活の安定と向上を図るために大きな働きをしていること」を考えさせたり、中学校3年の社会科におきましては、「選挙は、議会制民主主義を支えるものであること」を理解させたりするなど、学習指導要領に基づき、政治や選挙等に関する学習を行っているところであります。

また、県内各地の小中学校では、例えば、地域の課題について実際の議場で話し合う「子ども議会」や、生徒会選挙の際に、本物の投票箱や仕切りのある記載台を使った「模擬投票」を行うなど、将来、選挙権を持つことになる子供たちに対して、さまざまな体験を通しながら選挙に対する関心を高める取り組みを行っているところでございます。

○徳重忠夫議員 それぞれに努力いただいておりますが、私の考えを述べさせていただきます。小中学校の段階においても主権者教育を行っていることは理解できましたが、先ほど述べましたとおり、現在の投票率が低いという現状について、我々を含め、みんなで真剣に考えていかなければいけないと思っております。現在の2人に1人が選挙を棄権しているような状況が続けば、選挙結果を本当の意味での民意と呼べなくなる日が来てしまうかもしれません。これは民主主義の危機と言ってもよいでしょう。

現在の投票率を上昇させるために、選挙管理委員会でもさまざまな取り組みを行っているようですが、私は、投票率を上げるためには、子供たちにも一役買ってもらうことが大変

有効な手段ではないかと考えておるところであります。例えば、学校で学んだ選挙の大切さや重要性を家庭で話題にしたり、子供たちの口から両親に対して、「選挙には行かないかとやろ」「お父さん、お母さん、選挙に行ってください」と呼びかけたりするなど、家庭でも親子で語り合えるようになれば投票率は上がってくると、このように思っております。

学校や家庭、地域で、大人と子供が一緒に、日本の将来、宮崎の将来を語り合うようになれば、投票率の上昇にもつながっていくのではないかと考えております。県教育委員会で進められている取り組みを今後とも積極的に進めていただき、主権者教育がより充実したものになるようお願いして、私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○蓬原正三議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕 (拍手) 初めてしんがりを務めます。一般質問を行います。

「命もいらず、名もいらず、官位も金もいらぬ人は仕末に困るもの也」、これは、私淑する庄内藩の人たちに西郷隆盛が言った有名な言葉であります。そして、この後、こう続きます。「此の仕末に困る人ならでは、艱難を共にして国家の大業は成し得られぬなり」。つまり、命も名誉も投げ捨てなければ、リーダーとして国家の大業を成し遂げられるところには至らないと、西郷は言っております。明治維新から150年の節目となる本年、NHK大河ドラマ「西郷どん」がスタートしましたが、西郷隆盛の人気は、鹿児島にとどまらず、全国に大きく高まるものと思っております。

さて、その西郷隆盛は、「江戸の功臣、明治の賊臣」と言われておりますが、西郷自決の報

を受けた明治天皇は、西郷の死を知って以降、「西郷を殺せとは言わなかった」と言って、幾度も無念の涙を流したとの話もまた伝わっております。西南戦争から12年後となる明治22年の「大日本帝国憲法」発布の際に、西郷を西南戦争以前の「正三位」に復位させ、賊臣の汚名を解き放っている歴史からも、それを察するのは容易であります。

西郷に会った人は、敵も味方も皆、その人としての器量の大きさに引かれ、たちどころに西郷ファンになったと言われ、かの坂本龍馬は、勝海舟の紹介で初めて西郷に会ったときの感想を、「西郷というやつはわからぬやつだ。少しくたたけば少しく響き、大きくたたけば大きく響く。もしまかであるなら大きなばかで、利口であるなら大きな利口だろう」と言ったそうであります。「おてんとうさまに見られても、決して恥じることはない生き方をしなさい。どんな人間にも愛を持ち徳を持って接しなさい」、まさしく「敬天愛人」であります。政治家として心がけるべき、そして、あるべき姿と深く感じ入っております。

さて、知事は、さきの11月定例県議会におきまして、次期知事選への出馬意向を示されました。地方の中でも特に所得の低さや高齢化、さらには人口減少の急激な進行などと、幾つもの深刻な課題を抱える本県の知事として、2期8年の県政運営に、さらに1期を重ねたいという意欲を示されたのであります。そして、その際、宮崎県を愛する気持ちは、本県出身の誰よりも強いのだとの頼もしい表明もなされました。極めて厳しい状況下の本県において、知事としての責務を3期務めんとされるのでありますから、まさしく西郷の遺訓のごとく、県民のためなら命を賭すくらいの決意で、ある意味、

蛮勇とも言われるがままでの積極的な姿勢を、私は、あなたに期すのであります。

出馬意向表明の後、いよいよ2期目最後の本格予算を組み終えられた知事に、次の期に向け、何をなさそうと考えておられるのか、そのために何をどうしようと考えておられるのかお尋ねし、後は自席より伺ってまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

私は、これまでの2期7年、宮崎の発展のため、まずは口蹄疫等の災害からの復興、そして、「復興から新たな成長へ」を最大の使命と考え、フードビジネスやグローバルな市場開拓、地域経済を牽引する中核的企業の育成、農林水産業の成長産業化などに全力で取り組んでまいりました。その結果、農業産出額や食料品出荷額、輸出額なども順調に伸びてきており、今後は、この成長の流れをしっかりと軌道に乗せていく必要があると考えております。また、陸海空の交通インフラの維持・充実、中山間地域対策、医療・福祉の充実、さまざまな危機事象への対応など、引き続きしっかりと腰を据えて取り組んでいかなければならない課題も山積をしております。さらに、今後のラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック、国民文化祭などの開催を好機と捉え、地域づくりや文化の振興、観光・交流の拡大に着実につなげていかなければならないと考えております。

そのような中で、平成27年の国勢調査結果では、人口が10%以上も減少した市町村も出てきており、この深刻な人口減少問題への対応が喫緊の課題になっております。若者を中心とする社会減の解消、合計特殊出生率2.07の実現に道

筋をつけることは容易ではありませんが、早急にこの問題に対応しなければ、ますます人口の減少が進み、本県の活力は失われてしまう。今まさに、本県の将来にとって極めて重要な局面を迎えていると考えております。

私は、県民の皆様が次期県政を負託していただけるのであれば、宮崎県知事としてこうしたさまざまな課題に果敢に挑み、しっかりと結果を出していく。そして、県民の皆様が真の豊かさを実感できる「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指して、全身全霊を傾けて取り組んでまいりたい、そのように強く決意しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 今お答えいただきましたように、大変厳しい数字とか示されたわけですが、そんな中で、豊かさ日本一を目指しておられるわけですから、ぜひとも全力で頑張ってくださいと思います。

そしてまた、災害への対応についてですが、引き続いて伺ってまいります。

今回、約110億円の巨費を投じて整備される県防災拠点庁舎につきましては、既に工事が始まりまして、平成31年度末には供用がなされることになっております。そして、本庁舎につきましては、免震構造はもとより、大規模地震時におきましても、防災拠点としての機能を十分に確保できる構造とされており、県民の生命、財産の守護役として大きく貢献をなすものと信じております。しかしながら、いかに立派な拠点施設が整いましても、これが自然災害の発生あるいは威力そのものを制御できるはずはなく、また発生そのもの、つまり、発生したその時点での県民の生命を守れるという機能を有するわけでもありません。当然ながら、発生の瞬間に

においては、自分の命は自分で守るしかなく、その機能は、あくまでも発生後における人的・経済的被害をより小さく抑えるがための役割に限られるのであります。それがために県では、平常時における避難訓練が肝要であるとして、その推進に取り組まれておりますが、具体的には、どのような災害を想定し、どのような訓練がなされているのか、また、県が行う訓練のほかにはどのような訓練がなされているのか、参加者の状況及び評価などについて、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、毎年、総合防災訓練を実施しておりまして、開催地域における災害の特性に応じて、地震や津波、風水害、火山噴火などを想定しながら、地元自治体と連携した住民参加型の避難訓練にも取り組んでいるところであります。また、2年続けて国との合同での津波避難訓練も行っております。より多くの県民が防災訓練に参加できますよう、都合のよい場所・日時に自主的に取り組むことのできる訓練として、毎年11月には、県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」を実施しておりますが、平成27年度の開始以来、県民、事業者などの参加者が増加し、今年度は7万人を超える参加がありました。このほか、市町村や自主防災組織、学校などにおいても、地域の特性に応じた自然災害を想定し、避難所までの安全な移動や避難所運営などの訓練等を行っているところであります。しかしながら、訓練内容がマンネリ化したり、住民参加が少数になっている状況もありますので、今後、市町村と連携しながら、防災意識の啓発に取り組みますとともに、より多くの方に参加していただけるよう、訓練内容の充実、参加機会の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 シェイクアウト、7万人の参加ということであったわけではありますが、具体的には、県民はどういった形でそこに参加して、そして、その数についてはどういったカウントをされているのか。また、想定されている自然災害をいろいろ今並べられたわけではありますが、それらを対象とする自分の身の守り方につきましても、例えば津波や集中豪雨による土砂崩れなどのように、あらかじめ勧告や指示などを受けて、心して身を守る行動がとれる場合もあれば、地震や噴火、あるいは山津波などのように、予想しない中での危機事象発生の瞬間をどうやって生き延びて、その後始まる指示なり救助なりをどう待つか。しかもその対象者は、いつも定点に生活しているという状況にはないわけではありますが、それらを織り込んだ訓練なのか、再度、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) このシェイクアウト訓練は、地震が発生した際に身を守る行動をとるための訓練であります。まずは身を低くして頭をカバーし、じっとしているということでありまして、一定の時刻を定めて一齐に行うものであります。参加者の都合に応じて、別の日時に取り組んでもらうこともできるようにしております。この訓練には、県民に自主的な参加を呼びかけておりまして、自治会や学校・福祉施設、企業・団体などが、自発的に参加を決め、あらかじめ参加人数や訓練内容等について登録し、実施していただいております。今後、さらに多くの県民に参加いただき、実践をしていただきたいと考えております。

また、各地域で実施している避難訓練は日中に行うことが多く、訓練内容が毎回類似しているなどの課題も見受けられるところではありますが、地域によっては、夜間に津波避難訓練を実

施するなど、工夫した取り組みを行っている地域もあります。

災害がいつ、どこで、どのような規模で起きるのか、予測することは困難でありますので、災害が発生した場合、県民が適切な避難行動をとることができるよう、市町村と連携しながら、訓練の改善・充実を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 そしてもう一つ、訓練についてでありますけれども、国や県などでは、異常気象や地震などに関し、予報や予測を公表しておりますが、そういった中で、例えば台風につきましては、到達時間、気圧などについて大変高い精度で予報がなされるだけではなく、その到達に続いて起きる風の強さ、雨の量、高潮の高さなどについてまで詳しく予測し、周知がなされます。しかしながら、例えば草津市の本白根山での噴火のように、発生の後、初めてその事実が発表されるような大災害もあります。その発表予測がなされるか否かというのは、当然であります。自分で自分の命を守り抜くことの確実性、これを大きく左右するものであります。今、県民が予測し覚悟しておくべき深刻な自然災害についてはどういったものがあるのか。また、訓練のあり方についてはどうあるべきだと考えておられるのか。再度、知事の考え方を伺いたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県に深刻な影響を与える自然災害としましては、地震や火山の噴火、台風や集中豪雨等による風水害などがあります。最近では、霧島山の火山活動が活発化しており、新燃岳が再び噴火するとともに、御鉢、硫黄山でも小規模な噴火のおそれがあるなど、霧島山全体で警戒が必要な状況となっております。今この瞬間も、非常に活

発な活動が展開されておりまして、現地の状況を注視しますとともに、地元自治体との連携を深めているところであります。

近年、自然災害は激甚化しており、東日本大震災や草津白根山の噴火、九州北部豪雨など、想定を超える規模や想定していなかった場所で発生しており、正確な予測は困難であると受けとめる必要があろうかと思えます。災害による被害を最小限に抑えるためには、予想を超える災害の発生があるんだ、あり得るんだということを県民一人一人が認識し、災害が発生した場合、直ちに、自分自身の命を守る行動がとれるよう、さまざまな災害、時間、場所を想定した避難訓練に積極的に取り組んでいただき、まずは自助の力を高めることが大変重要であると考えております。

県としましては、県民が「常在危機」の意識を持ち、ふだんから命を守る行動について考えていただけるよう、啓発に一層取り組むとともに、市町村と連携して、さまざまな場面を想定した実効性のある避難訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今、災害に係る質問をしているのは、あと5日で東日本大震災から丸7年目、そういうタイミングがあって、それを思い浮かべましてやっているわけなんですけれども。先ほど、災害の発生に関しては、正確な予測は困難なんだというのが知事の答弁にありましたが、南海トラフを震源域とするマグニチュード8～9の地震、これについて、今後30年以内に発生する確率を70%ないし80%と見直されたのは、実際は予測困難なのに、あえてそのような数字を公表したということになりますのでありましょうか。この地震については、つい先日までは発生確率70%とされていたわけでありま

す。つまり、今回、上方への幅を10%持たせたわけでありましたが、この見直しについては、この変化は看過できないと専門家が判断して公表した。すなわち、専門家が、これは公表するに値するだけの精度があると判断した数字だと私は受けとめておるんですが、80%という確率についてはどのようにして決めているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震の発生確率は、国の地震調査研究推進本部において、毎年1月1日を基準日として公表されております。その計算方法ですが、南海トラフ沿いでは、過去の地震の発生状況を踏まえまして、「同じ場所で同じような地震がほぼ周期的に繰り返す」という仮定のもと、次の地震までの発生間隔は、前回の地震の規模に応じて変化するという時間予測モデルにより求められています。このモデルによりまして、前回の昭和東南海・南海地震から次に起きる地震までの平均発生間隔は、88.2年と推計されておりました。本年1月1日時点では72年が経過しているため、今後30年以内の発生確率は、70%から80%程度となっているところであります。

○坂口博美議員 この地球が誕生してからの歴史の長さ、そのスパンに比べると、ほんのちょっとしたそのリズムでというのもいかがかなとも思うんですけれども、東日本大震災の発生、先ほど申し上げましたように、2011年の3月11日でありました。では、その発生の前日、つまり同年の3月10日、この日に、今、統括監が答弁された手法で、翌日、3月11日の巨大地震発生確率を予測したとしたら何%という数字が出るのでありましょうか。

○危機管理統括監（田中保通君） 東日本大震災発生前日における翌日の地震発生確率につき

ましては、推計は行われておりませんでしたけれども、地震発生後に国の地震調査研究推進本部で発生直前の確率を推計しましたところ、10年以内の地震発生確率は4%から6%程度と算出されたところであります。

○坂口博美議員 10年で4～6%という、数字の上では、1日以内ということになると千分の何%という確率しかありません。しかし、答えは100%だったわけでありまして、今申し上げましたように、地震あるいは噴火などに係る発生予測については、その正解確率というのは極めて低くて、受けとめようでは、行政の言うことはあんまり当てにならないということにつながり、危機意識が低下するなどして、住民に対しての避難への呼びかけや住民の避難の実行などについても、期待する効果が逆になるのではないかと考えております。

さて、本県は、地理的・自然的条件から、さまざまな自然災害をこうむりやすく、特に台風や豪雨などについてはその最たるものであり、過去に幾度もその猛威に苦しめられてきております。例えば、平成17年の14号台風では、13名ものとうとい命が奪われ、五ヶ瀬川にかかる2つの鉄橋の崩落は、高千穂鉄道を廃線にまで追い込みました。実はこのときは、いわゆる郵政解散による総選挙のさなかでありましたが、県内で4,363戸もの建物が浸水するなどしまして、大混乱を招いたときでありました。今思いますに、災害に係る現在の知見などをもってすれば、これらの被害の中には、対応のいかんでは軽減できたものもあるのではないかと考えるところであります。このときの台風情報に係る気象庁や県の対応などについてはどのような評価をなされているのか、そのときの検証などについて、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 当時の災害対応につきましては、気象情報や防災情報が広域的なものだったため、市町村が十分活用できなかったことや避難勧告等の発令が遅かったこと、また、屋外スピーカー等からの避難の呼びかけが、激しい風雨により、屋内の住民へ伝わりにくかったことなどの指摘がありました。このようなことから、気象台や県では、土砂災害警戒情報の運用を始めるなど、降雨、水位状況の把握・伝達体制の強化や、避難勧告等の防災情報を県民に発信するメールサービスを始めたところであります。また、記録的な豪雨により河川水位が上昇し、山地の崩壊等で発生した流木などが相まって、高千穂鉄道の鉄橋流失といった施設被害が生じましたが、この被災状況を踏まえ、森林保全や河川改修等に取り組んでいるところであります。さらに、議員発議による「宮崎県防災対策推進条例」が制定されまして、県民、事業者、行政など、県民総力戦で本県の防災力強化に取り組む契機になったものと考えております。

○坂口博美議員 そういうこともありまして、山の大切さというのをとみに訴えているわけなんです。対応もやっているんですが、去年の18号台風——これは環境森林部長もですけれども——たくさんの流木が大変な被害をもたらしたわけなんです。依然、なかなか難しく、積み残した課題として残っているわけなんです。去年の九州北部豪雨では41名の方が犠牲となっております。そして、その中の32名、約8割の方は家中で被災されております。そしてまた、先ほど申し上げました平成17年の14号台風、このときの13名の犠牲の中の11名、これがやはり家中でありまして、8割になります。

ところで、静岡大学の防災総合センターが公

表している「近年の土砂災害による犠牲者の特徴」によりますと、2004年から2009年までの土砂災害や洪水災害、あるいは河川災害など、豪雨を原因とする災害での犠牲者368名を対象とした集計では、避難場所については、犠牲者数のうち、屋外が64.4%、屋内が35.6%であるのに対し、土砂災害では、屋外24.2%、屋内75.8%となっております。このように、土砂災害では屋内での犠牲者が際立っていることに対して、危機管理統括監は何を思われるか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 平成17年の台風14号、犠牲になられた13名のうち11名が、崖崩れ等の土砂災害により屋内で亡くなりました。11名の方が屋内にとどまった明確な理由とは不明でありますけれども、当時の激しい風雨により、避難の呼びかけが住民に届きにくかったことや、市町村が発令する避難勧告・避難指示のおくれ、雨量予測などの防災関係情報の活用不足などにより、住民の早期避難が十分に図れなかったのではないかと、大変残念に思っているところであります。このため、市町村長とのホットラインの開設など、避難勧告等の発令についてちゅうちょなく適切に判断できるよう支援したり、インターネット・携帯端末を活用して防災関係情報を配信するなど、住民が早目に避難することができるよう取り組んでいるところであります。今後とも、市町村との連携体制を強化するとともに、県民の防災意識の向上に取り組み、住民の早期避難を図ってまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 過ぎた時間に、もしというのではないんですけれども、屋内で亡くなった人たちが、もし早く家の外へ避難していたらどうだったかなという複雑な気持ちが湧くわけであ

ります。

さて、気象庁は、全国51カ所の観測地点における1日降雨量100ミリメートル以上の年間日数について、20世紀初頭の30年間平均値と最近30年間の平均値が、1地点当たり0.84から1.00への約1.2倍に増加したとしております。そしてまた、1日の降雨量だけでなく、ゲリラ豪雨のような短時間強雨の発生回数も、同様に増加傾向にあるとしております。

ところで、九州北部豪雨についてであります。そのとき、福岡県朝倉市では、短時間雨量や日雨量などの全てが、それまでの観測記録を更新し、例えば1時間雨量が129.5ミリ、24時間雨量は545.5ミリなどに及んだとの報道がなされました。ところで、この時間に朝倉市では、観測地点以外での解析雨量、つまり、雨量計とレーダーの観測の長所を組み合わせ補正した雨量でありますけれども、これが1,000ミリメートルにも達した場所もありました。このような現象は、地球温暖化も大きく影響していると言われており、今後さらにその傾向は続くものと思われま

す。また、近年は、マグマ活動の活発化への懸念も言われるなど、自然災害に係る周辺環境は大きく変わり、その危機が私どもに迫りきていることに県民がさらに敏感になり、災害発生時における身の処し方に、危機に対する緊迫感を強く実感させ、訓練への参加、避難呼びかけへの反応、これらを促すような情報の伝え方ができないものなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 風水害等によります人的被害を最小限に抑えるためには、住民みずからが早期に避難することが重要であります。避難勧告等が発令されても避難しない住民も多く、指揮をとる市町村長も苦慮されていると

伺っております。住民が避難しない理由の一つに、過去の経験をもとに現状を過小評価したり、自分は大丈夫であると思い込んでしまう「正常性バイアス」が働くことで、避難行動がおくれてしまうことがあると言われております。このようなことから、被害に遭う前に、住民みずから迅速に避難していただくためには、正確な情報とともに、危機が身近に迫っていることを実感できるように伝えることが大変重要だと認識しております。

東日本大震災の3月11日を前にしてのこの御質問でございますが、この2月に鹿児島で開催されました防災シンポジウムの様子をツイッターで拝見しましたが、東日本大震災で親族を亡くされたある女性が、できることであれば地震発生の3日前に戻りたいというようなことを言っておられました。そして、今、全国各地で被害が発生していない地域は、自分が帰りたいと思っている3日前の状況にあるんだというような形で警鐘を鳴らしておられました。そういう過去の教訓をしっかりと私どもも受けとめる必要があろうかと考えております。

近年、雨量や河川水位等の観測網の整備や気象予測技術の発達により、いつ、どこで、どのような風水害が起きる危険性が高まっているのかがわかる仕組みが整えられてきておりますので、これらの情報をもとに、いかに効果的に避難を促すことができるか、関係機関等と問題意識を共有して努力を重ねてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今、正常性バイアスがかかるんじゃないかと言われてきたけれども、避難をして、何でもなかったというときに、また空振りだったという感覚で受けとめるのではなく、自分自身のためにこれだけ大がかりな避難

訓練をやってくれたんだ、実態に物すごく近い訓練を自分が主人公としてやってもらったんだというような感覚で受けとめるように、それは私も含めてなんですけれども、そういう機運を醸成していただきたいということをぜひ期待しております。

いずれにしましても、自然災害の発生を抑制するということは、今日の科学や技術をもってしてもかなわぬことであります。そういった中、我が国ではこれまで、土砂崩れや火山の噴火、あるいは水害や地震等々、数々の被害を受けてきました。そして、多くのとうとい命が犠牲となるなどの結果、例えばハード面では、一定の構造基準を限度としての防災・減災対策が行われ、そしてまた、それが被災し、壊れたらまた長い時間と巨費を費やして復旧・復興を図るということがなされてきたわけでありまして。つまり、大規模な被害や犠牲に甘んじた後に防災基準などをまた見直し、そして事後対策をやるという繰り返しの歴史でありました。これらの反省から、とにかく守れる命は一つでも守り、経済社会への被害が致命的になることは断じて回避し、被災時には迅速なる回復が確保できる国をつくる。つまり、大規模災害等に備えた国全体にわたっての強靱な国づくりとして、国土強靱化政策の推進を決めたわけでありまして。

ところで、この政策では、国の示す基本方針に基づいて地域計画をつくるようにということ国は地方に求めておりましたが、本計画策定に際しての基本的考え方はどういうものであったのか、計画の概要とあわせ、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 本県の国土強靱化地域計画は、いかなる災害等が発生しよ

うとも、人命の保護、県及び社会の重要な機能の維持、県民の財産及び公共施設等の被害の最小化、迅速な復旧・復興が図られることを基本目標としまして、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することを基本的な考え方としております。

また、計画は、南海トラフ地震等の大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、その結果を踏まえまして、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な施策を、産業、交通・物流、国土保全など、13の分野ごとにまとめたものとなっております。また、この地域計画に基づいて実施されます取り組みについては、国が交付金や補助金を一定程度配慮し、地方自治体の取り組みを支援することとされております。

○坂口博美議員 その財源、国が一定程度配慮するとしているハード事業に要する経費についてであります。これにつきましても、通常の公共事業同様に、一般会計の中での予算づけとなるわけであり。そういった中での予算獲得のあり方ではありますが、これまでに進められてきた社会資本整備に対する投資効果などの事業評価、そして、国土強靱化のための施設として整備することとなる社会資本に対しての予算配分の考え方、これの間にはおのずと異なるものがあるかと存じます。そうなりますと、社会資本整備のための一般会計予算の枠の中で、それぞれ異なった角度からの評価結果をもって国への予算要求をすることになるわけですが、本県分のこれまでのような、生活の利便性の向上等に資するため等の視点から整備する社会資本、そして、国土強靱化のための施設として整備することとなる資本整備、それぞれの予算の確保についてどう考えておられるのか、

知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 道路や河川等の社会資本整備の推進は、地方創生や生活の利便性向上、さらには国土強靱化など、あらゆる施策の基盤となるものであり、極めて重要であると認識しております。このため、私自身が、あらゆる機会を捉えて、国に対しまして、地域経済の発展につながります高速道路などの交通ネットワークの整備、また、防災・減災対策としての河川などの整備につきまして、国の公共事業予算の確保や、本県への重点配分などを要望してきたところであり。さらに、切迫する南海トラフ地震や激甚化する豪雨など、大規模自然災害から県民の生命を最大限守るため、国土強靱化を加速して進めることができるよう、全国知事会等とも連携を図りながら、新たな予算枠の創設についても繰り返し要望しているところでもあります。今後とも、県議会や市町村、経済団体等と一緒にになりまして、必要な公共事業予算の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今、新たな予算枠の創設について国に求めていると言われましたけれども、具体的にはどのようなことを求めておられるのか、再度お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国土強靱化に資する社会資本整備には、多額な予算が必要となっており。既存の予算の枠内での配分となりますと、生活の利便性向上等の事業進捗にも大きく影響することが懸念されるわけであり。このため、国土強靱化に資する緊急性の高い対策を加速して進めることができるよう、例えば、東日本大震災を教訓に、緊急性が高く、即効性が高い防災・減災対策を全国的に実施するために創設され、平成27年度に廃止されたわけ

であります、全国防災対策費のような、新たな財政支援制度の創設を要望しているところでもあります。

○坂口博美議員 どういった費目であるにせよ、今の日本の財政状況のもとでは、一般会計からの歳出というのは、どこかをふやせばどこかを減らさなければならないという限界が、まずあると思います。私は、国土強靱化のための財源は、この際、会計的に独立させた形、今お答えがありましたように、全国防災対策費のように別会計というものを考えるべきではないか、そして歳入についても、その目的税というものを創設して確保がなされるべきで、森林税というのが今度始まりますけれども、それも国土保全、国土強靱化の中の一つの項目だと思うんです。ですから、それらをくるめた中から森林税にかわるものを森林行政に出していくというような、もっと壮大な国土強靱化、その財源、これらのあり方について、国に検討させるべき、そして実現を求めるべきではないかと思っております。

それから、そういったことで国土強靱化、公共事業を進めるには、その担い手である建設業の存在というのは不可欠であるわけですが、その建設業においては、我が党の黒木議員の代表質問にもありましたように、周辺環境は大変厳しく、県としても同じ認識を持っており、建設業の経営基盤の強化を図っていくという考え方を示されたわけですが、そして、そのために、まず、安定的事業量を確保すべく全力で努力するとのことでしたが、安定的な事業量とは具体的にはどのようなことなのか。また、国に対し、本県への予算の重点配分を求めていくとも答えられたわけですが、その際、何をもって本県への予算配分の重

点化を達成しようとしているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 安定的な事業量の確保とは、建設投資がピーク時から大きく減少する中で、高速道路を初めとする交通ネットワークの整備や、防災・減災対策などの社会資本整備を計画的に進めるために必要な予算を持続的に確保することでありまして、このことが、円滑な社会資本整備を担う建設産業の経営基盤の安定につながるものと考えております。

予算の重点配分につきましては、これまで、私が先頭に立って要望してきたところでありまして、今年度は、国土交通省から県及び市町村事業に対して、全国の伸び率を上回る当初予算の配分がなされたところでもあります。さらに、今回の補正予算におきましても、全国で12番目に多い予算額の内示をいただいたところでもあります。今後とも、国に対しまして——現在、本県におきましては、新たな企業の立地など、社会資本整備のストック効果が目に見えてあらわれてきております。こういう今だからこそ、社会資本整備がおくれた本県にも重点投資すべきであると強くアピールしますとともに、切迫する南海トラフ地震や激甚化する豪雨対策など、国土強靱化に向けた取り組みの必要性を強く訴えて、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 重点配分への理屈づけ、これはどこも同じだと思うんです。ですから、いかに足しげく、そして、県の置かれている状況あるいは考え方を理解していただけるか。それはやはり頻繁に出向くことかなと思っておりますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

そしてまた、同様に若手技術者の育成についても、黒木議員の質問に述べられたわけであり

ますが、若手技術者、新規就業者、そして中途離職者等の近年の動きはどうなっているのか、それについての御所見とあわせ、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 平成27年の国勢調査によりますと、県内の建設業就業者のうち、29歳以下の若年者は全体の1割程度となっており、平成12年以降、年々減少している状況にあります。この中で、昨年3月に県内の高校を卒業し、県内の建設業に就職した人数は136人ですが、近年、この数も減少傾向にあります。また、宮崎労働局によりますと、平成26年3月に県内の高校を卒業し、県内の建設業に就職した者の3年以内の離職率は、5割を超えており、その前年、前々年の就職者も同様であります。このような中でも、先月、産業開発青年隊の修了式が行われ、35名が県内の建設業関係に就職いたしました。将来の担い手として、その成長を期待しているところであります。しかしながら、建設産業の担い手を確保し、その定着を図ることは極めて厳しいものがあると認識しており、今後とも、危機感を持って取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 そしてまた、働き方改革の実現のために、週休2日の確立を進めるとも言われました。建設業においては、現場で直接工事に携わる人、本社や支店において社業にかかわる人など、さまざまありますが、こういった人たちを対象として週休2日制を図られるのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建設業は、他産業と比較して労働時間が長く、休日が少ないことが課題となっており、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善等、より働

きやすい職場環境づくりが必要となっております。このような中、昨年3月に国が策定した「働き方改革実行計画」に基づき、国土交通省においては、週休2日の推進などの各種の取り組みが行われているところであります。このため、県においても、昨年度から、建設工事における週休2日の確保や、女性を含め、誰もが働きやすい現場環境の整備に取り組んでいるところであります。議員御質問の、県が試行しております週休2日工事につきましては、国の取り組みを踏まえ、建設現場で実際の施工に携わる労働者を対象に実施するものであります。今後は、建設業に従事する全ての方々に週休2日を初めとする働き方改革が広がることを期待しているところであります。

○坂口博美議員 週休2日となると、当然、工事に要する期間というのは長くなるわけであり、そうすると、それに伴って、会社としては負担がふえることにはなりますが、これを改善しなければ、その実現には無理が伴うわけであり、それに係る考え方を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 県では、現在、週休2日工事の試行を行っているところでありますが、実施に伴う建設業者の負担を軽減することが大変重要であると考えております。このため、週休2日の実施による安全施設や現場事務所等の経費の増加対策として、本年2月から、国の取り組みを踏まえ、週休2日を達成した場合には、共通仮設費と現場管理費の割り増しを行うこととしたところです。さらに、週休2日工事の試行の拡大を図るため、受注者が希望すれば対象工事とする方式を、新たに追加したところであります。なお、週休2日の実施においては、工程調整の難しさや日給制の労働

者等の処遇などの課題もあることから、引き続き、建設業団体等とも連携を図りながら、週休2日工事の促進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 日給制労働者の処遇が課題として残るということでありました。共通仮設費と現場管理費の割り増しだけでは、この方たちの経費は直接工事費に計上されるわけでありますから、割り増しの影響はここには及ばないわけであります。それどころか、この人たちは現場に出て初めて所得できるわけですから、例えば週休1日が週休2日になると、仮にそれまで1カ月に25日働いていたとすると、今度は1カ月に4日休みがふえて21日分の賃金しか収入できなくなる。仮に1日1万円なら、月25万円から21万円への減収であります。ただでさえ人手不足の建設業の中でも、特に不足が著しい現場でありますから、これを引き金にさらに離職者がふえてしまう。この方たちが自分の意に添わず休まざるを得なくなる1カ月の中の4日は、積算の中に労務費の割り増しなど計上する必要があると考えますが、再度伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 週休2日を初めとする働き方改革の推進につきましては、国が開催するさまざまな会議において、議論が行われているところであります。私自身も昨年、九州ブロック部長会議に出席し、その際、日給制労働者などの賃金確保について課題提起したところであり、他県からも同様の意見が出されるなど、重要な課題として認識されていると考えております。このような中、国において、週休2日工事における労務費の積算のあり方について、さらなる検討が進められていると伺っております。今後とも、国の動向を注視するとともに、建設業団体等の意見も伺いなが

ら、職場環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 よろしく申し上げます。

この際、もう一点伺います。例えば4週8休を目指すも、結果として7休あるいは5休などとなってしまったような場合、さらには、外的な要因によって、施工計画上4週8休に限界があったなどの場合、その対価となる割り増し補正はどうなるのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 現在、県が実施している週休2日工事については、国の取り組みを参考に、4週8休の実現を目指し、試行しているものであります。今回の現場管理費等の割り増し補正の取り扱いについては、国に準じて、実際に4週8休を達成したことを実施工程表等で確認した場合に適用することとしております。なお、試行における休日については、例えば、当日が休日予定の日に、発注者が災害等の緊急時に作業を要請した場合、休日として取り扱うほか、受注者・発注者間の協議により、受注者の責によらないと判断できる場合についても、休日として取り扱うこととしております。県としましては、試行を始めたところであり、御質問にありますようなさまざまな課題があると十分認識しており、引き続き、週休2日工事の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしくお願いをさせていただきます。

次に、JR九州の問題について伺います。

旧国鉄が分割民営化された折に、JR九州には、輸送部門における将来の経営赤字分を補填し、路線を維持させるためとして、経営安定基金3,877億円が渡されております。平成27年5月の衆議院国土交通委員会において太田大臣は、

この基金はJ R固有の資金である旨説明していますが、知事はこの基金の帰属をどこだと考えておられるか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) J R九州など3社に設置されました経営安定基金につきましては、昭和61年の日本国有鉄道改革に関する特別委員会において、当時の運輸大臣が、「新会社の発足に当たって、三島会社に対して固有の資産として一定の基金を設定する特別の措置」と述べておりました、固有の資産であったと認識しております。

○坂口博美議員 当時は、後に総理大臣になる橋本運輸大臣だったわけですが、J R九州は、債務については、これを承継せずに国鉄に残したまま、基金だけを受け取って会社をスタートさせたわけでありまして、ですから、当時、この基金のことを手切れ金とやゆする人たちもありました。当時の国鉄により、これだけの大きな基金がどのように設置されたのか、知事にお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 経営安定基金は、J R九州など営業赤字が見込まれる3社が、国鉄から引き継ぐ鉄道事業を営むのに必要な資産であることから、日本国有鉄道改革法第12条に基づき、国鉄が必要な資金を債務として負担することにより、設置されたものであります。具体的には、国鉄から長期債務等を引き継いだ国鉄清算事業団が、土地やJ R株式の売却収入を財源として造成されたものであります。

○坂口博美議員 その基金が設置された折、国鉄は巨額な債務を抱え、既に破綻状態にありました。そのような状況下で、今の答弁のように、その国鉄が、全く別の法人であるJ R九州の固有の資産となる基金に対し、債務の責を負う。すなわち、その原資は国鉄が支払うなどと

いうことがなぜ可能であったのか、全く理解に苦しみます。ある意味、これは詐害行為にも当たるとはならないかとすら思いますが、このようなことがなぜ認められたのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) J R九州、J R北海道及びJ R四国が国鉄から引き継ぐ鉄道事業等につきましては、国鉄から長期債務を承継せず金利負担を負わないこととしても、なお損失が生じることが予想されたところでありまして、このため、これらの3社に基金を置き、その運用収益を事業の運営に必要な費用に充てることができるように措置することにより、健全な事業運営を確保し、公共交通ネットワークの維持を図るために認められた特別の措置であると考えております。

○坂口博美議員 このときの3社分の基金を合わせると、1兆3,000億円にもなるわけでありまして、解体が目前に決まっている破綻状態にある法人に、重ねて債務を負わすべく国鉄法の一部改正をやり、これを実行したわけでありまして、ところで、その後に公布されるJ R会社法では、この基金について幾つかの制約を課しておりますが、その一つに、今、答弁のありました公共交通ネットワークの維持があります。果たしてその認識をJ R九州は持っているのか、疑問に感ずるのでありますが、知事はどう思っておられるか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) J R九州の完全民営化に当たりましては、経営安定基金の公的な機能・目的を実質的に確保する観点から、将来の鉄道ネットワークの維持・向上に必要な鉄道資産への投資などに充当することとされたところであります。完全民営化に向けた法改正の国会審議の場におきまして、国土交通大臣は、「国鉄

改革において、JR九州は、経営安定基金によって不採算路線を含めた鉄道ネットワークを維持していくよう制度設計がなされている。それは民営化後も変わらない」と述べております。また、同じ場でJR九州の青柳社長は、「九州のネットワークの維持は、鉄道事業を中核とする当社にとって重要な役割である。今後とも、ネットワークの維持、活性化に努める」と答弁されておりますので、JR九州もそのように認識されているものと考えております。

○坂口博美議員 確かに青柳社長は、そのような発言を国会の場において幾度も繰り返しておるわけであります。加えて、その際に、「通勤・通学については、利便性の向上に努める」とまで明言しておるわけであります。大変立派な心がけと敬意を表するわけであります。しかし、その後がよろしくありません。今度はいきなり、減便やワンマン運転の拡大を行うとの考えを一方向的に示したわけであります。これに対する知事の考え方についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の減便等の発表や特急ワンマン運転の拡大につきましては、県議会を初め、沿線自治体や九州各県とも連携し、直ちにJR九州に強く見直しを要請しますとともに、県独自でも減便等の影響を調査しまして、県民の生活の実態、また県民の声というものを伝えてまいりました。その結果、吉都線の最終便への対応はなされた。これは九州で唯一、このような対応がなされたところでありますが、減便など全体の見直しは実施されなかったところであります。県としましては、今後のダイヤ改正も見据えながら、引き続き、JR九州に地元の声を届けるとともに、特急のワンマン運転についても問題が生じないかを注視し、検証についても求めていきたいと考えておりま

す。

○坂口博美議員 九州で宮崎だけが1便もとに戻せたというのは、これは評価したいと思います。今回のJR九州の行為というのは、乗客数の減等による輸送部門の経営に係る判断からのものであると伺っております。果たして、今回の減便や特急のワンマン化などでいかほどの経営への貢献があるのでありましょうか。JR九州では、鉄道事業部分でどの程度の赤字を生じ、今回行おうとしている減便等により、その改善にいかほどの貢献をなすとしているのか。会社側の説明について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） JR九州からは、2017年3月期の鉄道事業の収支は、実質的に87億円の赤字と伺っております。また、今回の減便などによります路線別の経営改善効果についてJR九州に改めて確認したところ、「調べていない」との回答でありました。

○坂口博美議員 減便あるいはワンマン化で節減できる金額では、今言われた87億円もの赤字には、いささかの効果もないことは明白であります。恐らく会社側は、さらなる減便はもちろん、今後、地方路線の廃止まで考えているのではないかとと思いますが、これについては、会社には公共交通機関としての重い使命があるのだということをしっかりと自覚、認識すべく、今回の問題を白紙へ戻すこととあわせ、強く訴えていくべきと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は、JR九州は、完全民営化後も、公共交通機関として路線の維持に重大な使命を負っているものと考えております。今回、一方向的な減便などの通告を受け、九州各県、沿線自治体とも改めて強い危機感を共

有したところであります。このため、九州各県などとも今後一層力を合わせて、JR九州に私が直接、地域の実情を訴え、地域住民の立場に立って路線の維持や利便性の確保を図っていただく。そのような努力を重ねてまいりたいと考えておりますし、地域の公共交通機関としての責務を今後とも果たしていくよう、強く求めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひ、主張すべきはしっかり主張していく必要があると思います。

今回の問題には、民営化に際し、まるでウルトラCとも言えそうな手法で造成された基金、これによって地方路線を維持させるという、極めて政治的な判断があったと考えるべきで、実質上の破綻法人の債務による基金設置がありました。そうであれば、これを認めた国にも、JR九州と同様に、その責任を果たさせることを求める必要があると考えます。あの基金を含め、清算事業団が負うこととした長期債務37兆1,000億円、この中の24兆2,000億円分は、その後、平成10年には国へと承継されているのであります。つまり、国民の負担へと迂回してきたのであります。なぜこのようなことが認められるのか。それは、鉄道事業の極めて高い公益性によるのだと思います。

知事は、当初この問題が浮上した折、マスコミ取材に対して、まだ正式発表ではないのでコメントはない旨の発言をされております。本当なら、そのとき知事は、そのような事態に至れば、いかに宮崎へのダメージが大きいかを感じて、顔色を変え、この勝負は正式発表前につけなくては、決定してからでは遅い、今、唯一の機会くらいの危機感と憤りを持つようであれば、11月議会での発言、「宮崎県出身のどなたよりも宮崎を思う気持ちは強い」の言葉も、

ただ私には空しく聞こえるわけであります。そしてまた、青柳社長にも、公益性の何たるかをよく理解させ、そして、JR九州を支える株主に対しても、極めて重大な公益性を有する企業の株主であることへの理解を得る努力を、社長の責任においてしっかりと果たしていただくべく申し入れるべきであると思います。

私どもが決して忘れることのできない口蹄疫での悲しい思い。あのときには、いかなる法律をもってしても殺すことはできなかったはずのおびただしい数の健康な家畜までをも犠牲としました。法律ではできなかったわけです、殺すことは。あのときに、法律を超えての殺処分という行為が許されたのは、それに優先すべく公共の利益があったからであります。日本の家畜が全滅することを防ぐという極めて大きな公益性、日本から畜産という産業が消えていく、これを防ぐという極めて大きな公益性があったからであります。あのときの畜産農家の気持ち、県民の気持ち、国に、青柳氏に、そして株主には、ここに学んでいただく必要があると思います。

壇上から申しあげましたように、「宮崎を思う心は、宮崎県出身の人以上のものを持っている」旨の発言を知事はなされております。しかしながら、再度申し上げますが、今回のJR問題に係る知事のコメントなどを聞くとき、果たしてそうかな、あなた以上の宮崎思いは県民の中に少なくはないやもしれぬとも思いました。耳痛く、また、心外な思いもあるやもしれませんが、「西郷どん」が始まったこの時期に、宮崎の大業を命にかえてでもなし得るリーダーであってほしいと願い、そしてまた、次期も間近に迫っておるということをあわせ考えながら、あえてこのことを知事にくどくどと申し上げま

した。ぜひとも県民の代表として命をかけていただきたい、筋を通していただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第54号及び第84号採決

○蓬原正三議長 次に、今回提案されました議案第1号から第84号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

まず、教育委員会委員及び公害審査会委員の任命の同意についての議案第54号及び第84号について、お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第54号及び第84号について一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第53号まで及び第55号から第83号まで並びに請願委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第53号まで及び第55号から第83号までの各号議案並び

に新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす7日及び8日は、常任委員会のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時から、平成29年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

3月9日（金）

平成 30 年 3 月 9 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田照夫	(同)

欠席議員 (1 名)

36 番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
------	------	--------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員長	濱砂 公一

事務局職員出席者

事務局 長	甲斐正文
事務局 次長	上山伸二
議事課 長	長倉健一
政策調査課 長	谷口浩太郎
議事課 長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課 主査	沼口恭一郎
議事課 主任主事	森本 征明

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第55号から第83号まで）

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成29年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第55号から第83号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、議案第83号については、原案主文のとおり棄却すべきものと決定し、その他の案件については、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第70号及び第72号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、国の平成29年度補正予算の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額全体としては、104億8,800万円余の減額となっておりますが、国の補正予算に伴う経費として233億5,900万円余が

増額計上されております。

歳入財源の主なものとしては、県税が24億8,000万円、地方交付税が24億5,100万円余、県債が22億3,500万円余の増額となる一方で、諸収入が90億5,900万円余、繰入金が80億6,400万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,774億3,400万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で6億100万円余の減額、特別会計で1,000万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は126億円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で66億2,300万円余の増額、特別会計で21億7,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,767億3,900万円余となります。

次に、日豊本線高速化調査の結果についてであります。

このことについて当局より、「大分一宮崎間及び宮崎一鹿児島間の日豊本線の高速化を検討するために必要な手法や費用についての調査を実施した結果、カーブを緩やかにする曲線改良や新型車両の導入、一部新線建設などの最大限の整備を実施した場合は、2,762億円程度の整備費用で、大分一鹿児島間において約1時間の時間短縮が見込まれる」との報告がありました。

これに対して委員より、「高速道路も含めた社会資本整備のおくれが、本県の経済発展を阻害していることは間違いなく、その解消に向けた県民の期待は大きいと思われるが、今後、この基礎データをどのように活用していくのか」との質疑があり、当局より、「平成27年度に実施した東九州新幹線の調査結果も含めて、今

後、国やJR等と議論していくための基礎資料として活用し、将来の高速鉄道網のあり方を検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、新燃岳を初めとする霧島山における火山防災対策についてであります。

このことについて委員より、今後の人的被害への懸念や、新燃岳の噴火に伴って降灰が確認されている露地野菜などの農家経営に対する影響を心配する声があったほか、火口からの警戒範囲や火山ガスの観測に関する質疑などがありました。

当委員会といたしましては、本県における霧島山の火山防災対策は喫緊の課題であることから、関係市町はもとより、関係機関や県関係部局と連携しながら、引き続き、被災状況の情報共有を図るとともに、県民の安全確保及び降灰対策などのさまざまな対策を迅速かつ的確に講じていただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で71億4,000万円余の減額、特別会計で5,900万円余の増額であり、こ

の結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,032億4,500万円余となります。

このうち、動物愛護センター運営についてであります。

このことについて委員より、「昨年4月に同センターが開所したが、どのように機能しているのか」との質疑があり、当局より、「県と宮崎市、そして動物愛護団体等とも連携を図りながら、毎週譲渡会を実施し、平均で86名もの参加をいただいている。ことし1月末の犬及び猫の殺処分数は446頭であり、昨年と同時期と比較して犬は77頭、猫は202頭減少していることから、その成果が上がっていると考えている。また、動物愛護の精神を育むための「いのちの教育」にも多くの小学校に参加いただいている」との説明がありました。

これに関連して委員より、「先般、県内で何十頭も犬を飼っていて、狂犬病予防法違反で逮捕された事例もあるので、そのような不適切な扱いについての苦情相談があった場合には、地域や警察とも連携しながら、適切な指導に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、児童相談所費についてであります。

このことについて委員より、「増額補正を行うとのことであるが、どのような実態があるのか」との質疑があり、当局より、「昨年度の一時的保護の延べ児童数が6,211名であったものが、今年度は12月の段階で既に6,800名を超えている。これは、乳幼児に関する虐待の相談がふえており、安全確保のために一時保護となったケースが多かったことによるものと考えられる」との答弁がありました。

また、委員より、「家庭における虐待を防ぐために、これからどのような対策が必要と考えるか」との質疑があり、当局より、「面前DV

等による心理的虐待が増加している傾向にあるが、保護者が虐待と認識せずに行っている事例もあることから、子供にとって何が虐待に当たるかということの理解を深めるための啓発に力を入れたい」との答弁がありました。

次に、県立病院経営改善事業についてであります。

このことについて当局より、「今年度委託した医療専門のコンサルタント会社が、各病院を定期的に回り、病院における課題とその解決策を、医師を含めた現場スタッフに提案し、各病院が医療提供体制や看護業務の効率化などに主体的に取り組んだ結果、今年度は、約2億5,000万円程度の収支改善が見込まれる」との報告がありました。

当委員会としましては、当事業の収支改善効果が確実にあらわれていることを評価するところでありますが、新病院建設に向けて、さらに地域連携を進め、病床稼働率を上げるなどの課題に積極的に取り組んでいただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてで

あります。

今回の補正は、一般会計で93億2,400万円余の減額、特別会計で2,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は335億3,200万円余となります。

このうち、企業立地促進補助金についてであります。

このことについて当局より、「今年度交付申請を予定していた一部の企業において、補助金算定のベースとなる雇用者数が計画数に達しなかったこと等により、約1億9,800万円余の減額となる」との説明がありました。

このことについて委員より、「雇用者数が計画数に達しなかった背景は、人手不足なのか、企業が計画を変更したからなのか。また、人手不足の場合、既存の中小企業等の人材確保に影響を与えてはいないのか」との質疑があり、当局より、「計画どおりに雇用が進んでいない背景として、全体的な人手不足を受け、地場企業を含めて人材確保に苦勞しているという話も聞いている。県内で人材を確保するためには、今後とも、UIJターンや早い段階でのキャリア教育なども含め、いろいろな方策を考える必要がある」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「今後、人口減少時代における人材確保対策として、例えば女性の社会進出や定年の延長などの多様な働き方に目を向けるべきである。人材確保を目的に本県へ立地する企業もあると思うが、人手不足の影響が地場企業に出ているのであれば、大所高所の視点で現状を捉え、時代に合った対策を検証することも必要ではないか」との意見がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で36億9,600万円余の増額、特別会計で6,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は749億600万円余となります。

次に、総合評価落札方式における低入札価格調査制度の取り扱いについてであります。

これは、国から、総合評価落札方式には最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度の活用等により、ダンピング受注の防止を徹底するよう要請があったことから、本年6月から当該制度を「土木一式・建築一式の特A級」で試行し、段階的に適用を拡大していくものであります。

このことについて委員より、「この制度がどのようにダンピング受注の防止につながるのか」との質疑があり、当局より、「新たに失格基準価格を設けるとともに、低入札調査基準価格を下回った場合、12の調査項目を設けて、かなり厳しく低入札価格調査を実施することで、ダンピング受注の防止になる。また、低入札調査基準価格以上の業者には10点という非常に大きい施工体制評価点を加点すること等が、ダンピング防止への相当なインセンティブになると考えている」との答弁がありました。

これに関連して別の委員より、「発注者として、受注者の健全経営と工事の品質確保が大事であり、低入札価格調査においてダンピングが疑われる者は排除すべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましては、低入札価格調査制度への移行に当たっては、品確法の趣旨に鑑み、ダンピング受注につながらないよう取り組みを徹底していただくことを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で24億6,800万円余の減額、特別会計で4,200万円余の増額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は195億8,800万円余となります。

次に、みやざき林業大学校(仮称)についてであります。

このことについて当局より、基本計画案等の説明があり、委員より、「林業の成長産業化のためには、山に一生をささげるほどの気概を持った方に応募してもらい、林業の担い手として育成することが必要であるが、そういった機運をどのように醸成するのか」との質疑があり、当局より、「若い世代に林業への理解を深めていただくことが重要となるが、これまで林業に関する情報が十分に行き届いていない実態もあった。このため、高校等のニーズを踏まえながら、生徒や保護者へきめ細かな情報が行き渡る仕組みづくりなどに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また別の委員より、「応募者をふやすためには、若者が憧れる学校にする必要もあることから、魅力ある大学校となるよう、校風や施設等

についても検討を重ねていただきたい」との要望がありました。

次に、耳川広域森林組合における不適正事案についてであります。

このことについて当局より、「当組合の元職員が出資金を着服していた事態を受け、今後は、県森林組合連合会と連携し、他の森林組合も含め、内部牽制機能の強化やコンプライアンス意識の啓発等の指導を強化するとともに、県が定期的に行っている常例検査については、検査項目を見直すなど、検査技術の向上に努める」との報告がありました。

当委員会といたしましては、森林の保全等において重要な役割を担う森林組合の健全な運営が確保されるよう、検査や指導等をより一層強化していただくことを要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で16億7,700万円余の増額、特別会計で100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は428億6,000万円余となります。

最後に、宮崎牛の国内外へのPR等についてであります。

このことについて当局より、「ロサンゼルスで開催されたアカデミー賞授賞式後のパーティーの食材として宮崎牛が採用され、ノミネート俳優や招待客等約1,500人に対し提供されるとともに、授賞式に先立って行われた披露イベントにおいては、世界各国のメディア約550社に対し、アカデミー賞公式シェフから、「やっと最高の牛肉に出会えた。オスカー像を贈りたい」と紹介されたことなどから、知名度アップに大きく貢献するものと期待している」との報告がありました。

当委員会といたしましては、世界から注目を浴びる場において、宮崎牛が披露され、好評を得たことは、非常に喜ばしいことであり、またとない好機であることから、関係団体と連携し、国内外へのPRやブランド力強化に存分に生かしていただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で25億3,000万円余の減額、特別会計で4億8,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,078億7,000万円余となります。

このうち、人件費等の減額についてであります。

このことについて委員より、「教職員の人件費や退職手当等の執行残を減らすため、翌年度の見通しを可能な限り精査した上で予算計上を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画(後期実施計画)についてであります。

このことについて当局より、「当計画におい

ては、1学年4学級以下の高等学校を対象とした新たな統廃合の予定はないが、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級を削減せざるを得ないことが予測される場合には、統廃合等の検討に入ることがある」との説明がありました。

これに関して委員より、「中学校卒業生数が平成元年度と比較して約50%にまで減少するなど、厳しい状況ではあるが、学校の存在は地域に大きな活力をもたらすため、高等学校の統廃合については慎重に検討していただきたい」との意見がありました。

当委員会としましては、今後も、子供たちにとってよりよい教育環境を提供していくため、各学校の特色づくりや魅力向上に努めるとともに、仮に高等学校の統廃合等を検討することとなった場合には、生徒や保護者、地域のニーズに適切に配慮しながら、適正規模に達しない学校を存続させるための地元市町村との連携や支援についても、十分に議論を深めていただくよう要望します。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億5,500万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は279億1,400万円余となります。

次に、交通事故の発生状況についてであります。

このことについて当局より、「交通事故発生件数は7年連続で減少しているものの、高齢運転者による事故割合は年々増加していることから、高齢者の交通事故防止に向け、自身の運転能力や認知機能低下の自覚を促す講習等に取り組んでいる」との報告がありました。

これに対して委員より、「交通事故の減少等

については、これまでの取り組みの成果に加え、どのような要因があると考えているか」との質疑があり、当局より、「交通事故発生件数については、少子化に伴う新規免許取得者の減少等により、県内の免許保有者数そのものが減少傾向にあること、また、高齢運転者の事故割合については、免許保有者に占める高齢者の割合が増加傾向にあることも要因として考えられる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、交通事故の発生状況等を報告する際は、少子高齢化の影響など、現在の社会情勢を踏まえた分析もしっかりと行っていただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○**蓬原正三議長** これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○**前屋敷恵美議員**〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました補正予算関連議案のうち、第70号及び第72号について、反対の立場から討論いたします。

まず、第70号の「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

企業立地促進法が地域経済牽引事業促進法に改正されたことに伴い、一定の要件を満たした者に対して県税の課税免除を行うとするものです。しかし、地域経済牽引事業促進法そのものに大きな問題点があることを指摘しなければなりません。

この促進法でうたう一定の要件を満たした者・企業は約2,000社と言われていますが、この企業を「地域経済牽引企業」として、税制優遇や補助金、規制の特例などの支援を集中させるものとなっていることです。また、この牽引企業が、自治体に条例の改廃や公共データの提供を提案できる地域版特区制度の導入や、これまで原則禁止としてきた1種農地、優良農地の転用を進出企業に認めるものとなっています。

この公共データの中には、都道府県の農業試験場が保有する種苗データや、学力テストの結果も、企業の求めに応じて提供されるとしています。また、民泊に関しても、自治体が条例で民泊の年間提供日数を定めても、牽引企業が法律上の上限まで引き上げるよう提案できることも認められるものとなっています。

幾つかの問題点を挙げましたが、このように、この地方版特区制度を含む地域経済牽引事業促進法は、さまざまな面で住民の命や暮らし、環境保全より、特定企業の利益を優先するものであり、本県での影響も危惧されるものです。ゆえに、本条例改正を認めることはできません。

次に、議案第72号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

国家公務員の退職手当の支給水準を、民間と均衡させるとして引き下げられたことに伴い、本県職員の退職手当も国に準じて引き下げるとするものです。

今回の措置により、退職手当の平均削減額は、約70万円の減額が見込まれ、2013年の退職手当引き下げに続く引き下げです。

これまで、職員給与についても、民間に合わせるとして引き下げが行われてきましたが、ますます国民所得は低く抑えられることになり、暮らしにも地域経済にも影響を及ぼすことは至ります。

しかも、官民均衡の確保を退職手当の支給基準とすることは、公務運営の公正・中立性の確保や、厳しい再就職規制と退職後も課せられる守秘義務、雇用保険の適用がないなどの公務の特殊性をないがしろにするものです。何より、公務員労働者とその家族の生活設計に大きな影響を及ぼすこととなる退職手当の引き下げは認められないことを述べ、以上、討論といたします。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第70号及び第72号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第70号及び第72号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第83号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第83号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案主文のとおり棄却すべきものであります。委員長の報告のとおり答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり答申することに決しました。

◎ 議案第55号から第69号まで、第71号及び第73号から第82号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第55号から第69号まで、第71号及び第73号から第82号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす10日から19日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、20日午前10時から、平成30年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時32分散会

3月20日（火）

平成 30 年 3 月 20 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田照夫	(同)

欠席議員 (1 名)

22 番	中野廣明	(宮崎県議会自由民主党)
------	------	--------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員長	濱砂 公一

事務局職員出席者

事務局 長	甲斐正文
議事課 長	長倉健一
政策調査課 長	谷口浩太郎
議事課 長 補 佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課 主 査	沼口恭一郎
議事課 主任 主 事	森本 征明

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第53号まで及び請願）

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成30年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第53号までの各号議案、請願第24号及び継続審査中の請願第22号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第32号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成30年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成30年度一般会計の予算規模は5,817億9,000万円で、前年度当初予算と比較して39億5,500万円、0.7%の増となっております。また、特別会計については、新たに国民健康保険特別会計を設置したことなどで76.2%の大幅増となり、公営企業会計につい

ては10%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、財政改革の取り組みを不断の取り組みとして着実に実行しながら、本県の抱えるさまざまな課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた施策について積極的な展開を図るため、「みやぎきの更なる飛躍と新たな挑戦」をテーマに取り組む予算として編成されたとのことであります。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が、個人県民税の増等により、前年度と比較して3.3%の増、地方消費税清算金は、清算基準の見直し等により4.2%の増、繰入金は、財源調整のための財政関係2基金からの繰り入れの減等により3.4%の減となっております。また、依存財源については、地方交付税が2.8%の減、臨時財政対策債も3.2%の減となっており、それらを合計した実質的な地方交付税額は2.9%の減となっております。

なお、県債残高については、平成30年度末で8,500億円程度となり、今年度末と比較して120億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高についても4,746億円程度となり、95億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、「観光みやぎき未来創造基金」を新たに設置することに加え、引き続き、地方創生に向けた取り組み、防災・減災対策の強化及び地域経済の活性化を積極的に推進する観点から、30年度においても特別枠を設け、総額63.8億円が措置されております。

収支不足額については、前年度より縮小したものの、201億円程度となっており、基金の取り崩しにより対応した結果、財政関係2基金の平成30年度末残高は245億円程度となる見込みであります。

次に、総合政策部の平成30年度予算について

であります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて131億900万円余で、前年度と比較して0.4%の増となっております。

このうち、新規事業「産業人財育成・確保緊急対策事業」についてであります。

これは、昨年12月に策定された「産業人財育成・確保のための取組指針」に基づき、若者の人口流出が著しい中で、女子大学生等を対象とした就職応援セミナーを開催するなど、さまざまな対策を講じるものであります。

このことについて委員より、「女子大学生等の人口流出が顕著のようであるが、こういった状況にあるのか」との質疑があり、当局より、

「短大や大学を卒業するころの20歳と22歳の人口転出超過数は、女性が男性に比べて2倍程度になっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「女性の県内定着は、産業人財の確保という観点だけでなく、男性の地元定着や、ひいてはその後の婚活といった広がりも期待できるので、積極的に展開していただきたい」との要望がありました。

次に、総務部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,430億7,400万円余で、前年度と比較して8%の減となっております。

次に、対話と協働による県政の推進についてであります。

このことについて委員より、総合政策部の予算審査の中で、「知事とのふれあいフォーラム」のこれまでの成果について質疑があり、当局より、「フォーラムでの意見交換の中で、例えば、高齢化が進行し、有害鳥獣の駆除を行う狩猟者の人材確保が困難との声があったことか

ら、市町村と連携し、狩猟免許の取得経費の一部を来年度から助成することとしている」との答弁がありました。

また、総務部の予算審査の中では、「円卓トーク」について同様の質疑がなされ、当局より、「西都・児湯ブロックにおいて、固定資産評価審査委員会の共同設置などがこれまでに実現した」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、広聴活動等を通じて地域の課題を的確に把握し、県政に可能な限り反映するという姿勢で取り組むとともに、その対応状況を地域にフィードバックするなどして、対話と協働による県政を積極的に進めていただくよう要望します。

次に、「JR九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求める意見書」についてであります。

委員協議において委員より、「国鉄の分割民営化の際、JR九州には3,877億円の経営安定基金が設置され、その運用収益で不採算路線等の損失を補い、引き続き鉄道ネットワークを維持することとされていた。しかしながら、JR九州は完全民営化に当たって、その基金の大半を九州新幹線の関係経費などに充当した一方で、今回、地域路線の大幅な減便等を行った。この問題は国の関与もあることから、委員会発議で、国に対し意見書を提出すべきではないか」との提案がありました。

このことについて別の委員より、「今回の問題は、関係自治体との協議がないままに進められた一方的な行為で、県民の暮らしを守る上で重要なことなので、その提案に賛同する」との意見や、「JR九州からは、公共交通機関としての使命・役割や、基金の原資が税金であったとの認識が余り感じられず、将来的には廃線の

懸念もあるので、県議会としての意思をここで表明しておくべき」との意見もありました。

その後、これらを踏まえて当局とも議論がなされ、県民生活に直接かかわる重大な問題であることから、「県勢の発展を担う行政と、住民を代表する議会が同じ方向を向き、将来の地域路線の維持及び利便性の確保に向けて、力を合わせて取り組んでいくことが重要である」との認識が確認されたところであります。

このようなことから、今回の意見書の提出に至ったところであり、意見書の内容は、委員協議や審査でのやりとりを踏まえた上で、JR九州が不採算路線を含めた鉄道ネットワークを維持する責務と、鉄道輸送を行う公共交通機関としての使命・役割を果たされるよう、国の立場から、同社に対し指導することを強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外23件であります。継続審査中の請願1件を含め、慎重に審査をいた

しました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第22号については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と、新しく創設された国民健康保険特別会計予算1,157億6,100万円余を含む特別会計を合わせまして2,231億1,900万円余であり、前年度の当初予算と比較して103.3%の増となっております。

このうち、「福祉で働こう！ひなたの人材確保推進事業」等の人材確保対策についてであります。

このことについて委員より、「福祉の人材不足は、仕事がきつい、給料が安い等の現状がその原因ではないかと考えるが、提案されている事業は、この原因に対応したものになっているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「今後、後期高齢者が増加していく中、特に介護の職場を選択する人をふやすことが必要である。このため、介護の仕事の魅力を伝えることや、介護の職場の労働環境を改善することで、UIJターンを含む新規就労者をふやすとともに、離職者を減らすことが重要である。また、県内外で人材を取り合う状況が見られる中、県内の福祉系高校の卒業生は県内就職率が高く、効果的な実習システムなどにより定着率も高いことから、このような進路選択を促進する取り組みも必要である。今回提案した事業を含め、関係課で連携しなが

ら、さまざまなアプローチによって人材を確保してまいりたい。なお、給与については、来年の消費税増税が前提であるが、キャリアを積んだ介護福祉士に対して給与加算制度が手当てされると聞いている」との答弁がありました。

次に、新規事業「依存症対策総合支援事業」についてであります。

このことについて当局より、「依存症に係る相談窓口の設置や、各支援機関で構成する検討会の開催など、総合的な支援体制を構築する」との説明がありました。

これに対して委員より、「県内の依存症患者はどのくらいいるのか」との質疑があり、当局より、「国の平成25年の推計データから本県分を計算した場合、アルコール依存症9,000人、薬物依存症1,000人、ギャンブル依存症2万5,000人程度と推計される場所である」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「本県は1人当たりのアルコール消費量やパチンコ台数が全国でも上位であるので、予備群を合わせるともっと多いのではないかと思われる。依存症が自殺率の高さに関係している可能性も考えられ、また、スマホゲーム依存などの新たな社会問題も出てきている。依存症については、断酒会などグループでの支え合いも有効と聞いているので、実態把握を進めながら支援体制を整えていただきたい」との要望がありました。

次に、議案及びその他で報告された宮崎県医療計画など8本の計画の策定、変更についてであります。

このことについて委員より、「計画を実効性のあるものにするためにどのように取り組んでいくのか、意気込みを伺いたい」との質疑があり、当局より、「今年度は、さまざまな計画を

見直し、また計画期間をそろえていくといった大きな改革の年であった。2025年に向けて、計画を実行するために、きちんとPDCAを回しながら進捗管理を行い、医療と介護の連携をどう具体化していくかという観点を踏まえながら、3年後の中間見直しに向けてしっかり取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「特に医療計画に関しては、医師の地域偏在に強い危機感を持っていることから、宮崎大学や医師会とも連携しながら真摯に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、健康寿命についてであります。

「健康みやざき行動計画21(第2次)」見直し計画に関連して、当局より、「国が公表した都道府県別のデータによると、本県の健康寿命は、男性72.05歳、女性74.93歳で、前回調査からの全国順位比較は、男性が8位から23位、女性が4位から25位になった」との説明がありました。

このことについて委員より、「今回、本県は大きく順位を下げる結果となり、残念である。計画をつくっても、健康寿命の全国順位が下がるようでは意味がないので、この原因分析が重要である」との意見があり、当局より、「年齢区分ごとの結果を確認したところ、75歳以上の高齢者において、健康上の問題で日常生活に支障がある割合が特に高い傾向が見られた。このため、ロコモ対策を推進することが有効と考えられるほか、若いころからの生活習慣が大事であることから、今後、健康経営の推進などの対策に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計当初予算の収益的収支は、収益324億3,000万円余、費用323億5,300万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は7,600万円余の黒字であり、前年度の当初予算と比較して6,500万円余の増となっております。

このうち、新規事業「県立延岡病院心臓脳血管センター（仮称）整備事業」についてであります。

これは、県北地域の循環器疾患及び脳血管障害への迅速、的確な医療を行うため、延岡病院に心臓カテーテル室2室、血管造影室1室を備えたセンターを新たに整備するものであります。

これに関連して委員より、「医師の確保はどのような状況か。また、今回の施設の充実で研修医の受け入れ増につながるのか」との質疑があり、当局より、「延岡病院の心臓カテーテル手術は循環器内科で行っているが、同診療科の医師は、昨年度から1名ふえ、現在6名の体制となっている。また、施設整備については、医師の派遣元の大学病院からの要請に基づくものであり、今後の研修医の増加が期待される。なお、延岡病院での研修医の実績はゼロが続いていたが、来年度は3名の初期臨床研修が決定している」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、

渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、請願については引き続き審査すべきとの意見もありましたが、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて491億6,800万円余で、先端産業高度化支援事業による立地企業への貸付金や「観光みやざき未来創造基金」の計上等により、前年度と比較して15%の増となっております。

このうち、若年者の県内就職促進に関する事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「「知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進事業」は、高校生の県内就職促進を図る観点から重要な事業と考えているが、小中学生を対象にした取り組みはないのか」との質疑があり、当局より、「早い段階から、ふるさとである本県で働くことの意義を伝えることは非常に重要だと考えている。当部では来年度、ものづくり技能士育成事業において、小中学校に技能士を派遣する取り組みの中で、新たに延岡・日向管内で教育委員会のキャリア教育支援センターと連携して、ものづくり講話と体験教室を実施する取り組みも行うこととしている」との

答弁がありました。

これに関して委員より、「人口減少が進む中で、若年者を県内に残すためには、教育委員会と連携して子供目線での調査を実施し、施策に反映していくことも必要である。また、将来を見据えて、県内就職への流れを定着するための施策も講じておくべきである」との意見がありました。

次に、本県における観光施策の展開についてであります。

このことについて当局より、「今回創設予定の「観光みやぎき未来創造基金」を活用して、食やスポーツ・文化等の強みを生かした誘客に取り組み、国内はもとより海外からも選ばれる観光地みやぎきとしてのブランド力を高め、交流人口の一層の拡大と、それに伴う本県経済の活性化を図っていききたい」との説明がありました。

これに関連して委員より、「これまでの事業効果をきちんと検証し、課題を明確にした上で、戦略的に事業を組み立てる必要がある」との意見や、別の委員より、「まずは景気の動向に左右されない、宮崎にしかない柱となる観光をつくり上げることが必要ではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「スポーツランドみやぎの成果は認めるところだが、スポーツが絡まない時期の宿泊客誘致に課題があるので、滞在型観光の実現に向けた施策も充実していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、既存事業の効果や課題をしっかりと検証し、ターゲットを定めた事業等を戦略的に展開するとともに、宮崎にしかないオンリーワンの観光をつくり上げた上で、県、市町村及び関係団体等が一体となっ

て、さらなる誘客促進施策を展開していただくよう要望します。

次に、「ラグビーワールドカップ2019」を活用した本県への誘客対策についてであります。

このことについて委員より、「大会期間中に、これまでの東アジアとは異なる欧米豪からの観客等の来県が想定されるが、具体的にはどのような誘客対策を考えているのか」との質疑があり、当局より、「海外から全国で約40万人の来訪が見込まれるので、本県の知名度向上のため、海外市場誘客促進PR事業等により、世界で認知度の高いガイドブックに記事を掲載するなどの情報発信を行うとともに、欧米豪の観光ニーズを把握しながら、具体的な対策を講じてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ラグビーワールドカップ2019は、東京オリンピック・パラリンピックまで1年を切った中での開催となり、機運が高まっていくのか懸念がある。九州では、福岡、大分、熊本県で試合が開催されるが、数値目標を立てて本県に誘客することは考えているのか」との質疑があり、当局より、「今のところ数値目標までは立てていないが、今後、何らかの目標を立て、しっかりと対策を講じてまいりたい。また、イングランド代表チームに本県への合宿誘致を働きかけているので、この機会に本県の良好なスポーツ環境をしっかりとPRしてまいりたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて720億7,500万円余で、前年度と比較して1.3%の増となっております。

このうち、美しい宮崎づくりの推進に関する事業についてであります。

これは、昨年11月に策定した「美しい宮崎づくり推進計画」に掲げる3つの重点施策に関する事業を全庁的に展開し、官民協働による美しい宮崎づくりを推進するものであります。

このことについて委員より、美しい宮崎づくりの全体予算の今年度との比較について質疑があり、当局より、「主な事業の積み上げでは大幅に金額が増加している。何よりも全庁的に連携して取り組むことが重要だと考えている」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「推進計画の中では、宮崎を美しくする人づくりも定められているので、景観だけではなく、子供から大人までがボランティアとして活動できるような人づくりも行い、宮崎国体などでの来県者からすばらしい県だと言われるような取り組みをしっかりと行っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、推進計画の重点施策関連事業について全庁を挙げてしっかりと実施し、アダプトロード普及啓発事業等の県民協働の美化活動に関しては、コンテストの実施など、県民のやりがいを引き出しつつ、機運醸成にもつながるような取り組みを行うことも検討していただくよう要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第22号、第46号、第47号及び第48号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて224億3,400万円余で、前年度と比較して2.0%の増となっております。

このうち、「みやざき再生可能エネルギーづくり推進事業」についてであります。

このことについて委員より、再生可能エネルギーの導入状況に関する質疑があり、当局より、「宮崎県新エネルギービジョンにおいて、太陽光、バイオマス、小水力の3つを重点的に取り組むものと位置づけており、太陽光とバイオマスについては、現時点において平成34年度の目標値を大きく上回っている。一方、小水力については約7割にとどまっていることから、関係部局と連携し、さらに力を入れて取り組む必要がある」との答弁がありました。

これに対して委員より、「群馬県では小水力発電の適地を公表することにより、民間企業等による事業化が促され、地域振興にもつながっている。そういった事例を参考にしながら、小水力の導入目標が達成できるよう取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、荒廃溪流等流木流出防止対策事業につ

いてであります。

このことについて委員より、「近年は局地的な豪雨が多発しており、流木災害の危険性が高まっている。大量の流木が発生すれば、河川氾濫や家屋の損壊等の甚大な被害をもたらすことから、今まで以上に対策を強化していただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて400億3,700万円余で、前年度と同程度となっております。

このうち、新規事業「農福連携発！農林水産業ユニバーサル化促進事業」についてであります。

これは、農山漁村における多様な人材確保のため、農林水産業、福祉関係者の相互理解や障がい者の参画に向けたマッチング体制などを整備し、農林水産業のユニバーサル化を促進するものであります。

このことについて委員より、農福連携の現状について質疑があり、当局より、「農業者からのヒアリング等によると、特別な技術を要しない選別や収穫などの作業を障がい者の方に丁寧に行ってもらっており、さらに雇用をふやしていきたいとの声もある。ただ、人材の確保については、信頼できる知り合いからの紹介が多く、マッチングが円滑に行われていない現状があることから、その仕組みづくりに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農福連携は障がい者の経済的自立や農林水産業の人材確保など、さまざまな課題解決に資することが期待されることから、それぞれの障がい特性に応じた職場環境の改善等に取り組んでいただくよう要

望いたします。

次に、新規事業「水田高度利用産地育成支援事業」についてであります。

これは、米政策の見直しに対応し、水田農業の持続的発展を図るため、需要に応じた米の生産や土地利用型高収益作物の導入により、水田の高度利用と高収益化を進めるとともに、水田農業を支える担い手の育成を加速化し、本県の水田農業経営モデルを確立するものであります。

このことについて委員より、「どのように水田の高度利用等を推進するのか」との質疑があり、当局より、「水田においては、これまで飼料用稲等を作付して生産調整を行ってきた経緯があり、野菜等を組み合わせた輪作は定着していないことから、この事業において輪作作物の導入実証等を支援し、農業者の見本となる経営モデルを確立してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、米政策の見直しにより、農業者は栽培作物や生産量、販売先等を主体的に考え、判断することが必要となるため、農業者の経営力向上を図る対策を進めるなど、水田農業の構造改革を着実に実行していただくよう要望いたします。

次に、公共工物品質確保強化事業についてであります。

これは、公共工物品質確保を図るため、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構に委託して、施行体制の点検を実施するものであります。

このことについて委員より、「この事業は、平成19年度に入札が一般競争入札へ移行したことで落札率が低下し、手抜き工事等による品質低下が懸念されたことから、その対策として始

まったものであるが、当時と状況が違う今でも必要なのか」との質疑があり、当局より、「品確法等の改正により、適正な額の請負代金での下請契約の締結などについて、今まで以上に点検の充実が求められるようになったこと、また、点検の現場における指導が担い手への技術継承にも資することなどから、現在においてもこの事業は必要と考えている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「当初とは目的が変わってきていることから、事業のあり方を改めて検証する必要がある」との意見がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○**新見昌安議員**〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の平成30年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益51億5,000万円余、

事業費50億6,300万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は8,600万円余であります。

また、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億7,400万円余、事業費3億5,600万円余で、収支残は1,800万円余であり、地域振興事業会計予算は、同じく事業収益2,400万円余、事業費2,300万円余で、収支残は100万円余であります。

このうち、企業局課題研究連携推進事業についてであります。

これは、県の試験研究機関と連携し、企業局に関連する課題の研究・調査を実施するものです。

このことについて委員より、研究テーマの内容について質疑があり、当局より、「具体例として、小水力発電機器の効率化や太陽光発電機器におけるメンテナンスの合理化などを考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、研究成果の実用化により、より効率的な経営の実現を期待するとともに、さらなる地域貢献へとつなげていただくよう要望します。

次に、教育委員会の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,110億8,300万円余であり、前年度予算と比較して1.1%の増となっております。

このうち、「子どもの学びを支える学力向上推進事業」についてであります。

このことについて当局より、「これまでの学力向上に関する取り組みの中で、学校間の差、基礎・基本の確実な定着、活用する力の育成の3つの課題が明らかとなっており、今回の改善事業では、活用する力を高めるための対策につ

いて、大学等と連携し、指導主事や現場の教員等によるチームを編成して検討を進めていく」との説明がありました。

これに関連して委員より、「校長を中心として学校全体で学力向上に取り組むことが重要である。市町村と連携して、県全体で学力向上に関する機運の醸成を図っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、事業の成果が学力向上につながるように、しっかりとした実態把握と分析を行い、その結果に基づいた各学校への適切な支援を行っていただくよう要望します。

次に、県立高校と県内企業のネットワーク強化事業についてであります。

このことについて委員より、「県外就職率が特に高いところは調査しているのか」との質疑があり、当局より、「工業系及び水産系において、県内就職率が5割を下回っている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「商業系の高校や総合学科などにおいては県内就職率が高く、中には8割を超えている学校もある。県内一律の取り組みを実施するのではなく、県外就職者の傾向などをしっかりと分析した上で、課題に対する効果的な取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会事務局等の組織改正についてであります。

このことについて当局より、「施策の一層の推進を図るとともに、行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しの観点から、4月1日付で組織改正を行う」との報告がありました。

今回の改正は、事務局を総括し、部局横断的

な施策を実施するための総合調整機能の役割を担う「副教育長」の設置や、学校種に応じて速やかに専門的かつ適切な指導及び助言を行う体制を構築するため、学校政策課を分離再編し、「高校教育課」と「義務教育課」を設置するなどの内容となっております。

このことに関連して委員より、「今回の改正とあわせて、学力向上の取り組みなど、それぞれの事業の位置づけを見直し、子供の発達段階や事業手法に応じた施策展開ができるよう、改めて整理していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、改正の趣旨にのっとった組織運営となるように、今後の事業立案や取り組みを推進していただくよう要望します。

次に、公安委員会の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計267億1,300万円余であり、前年度予算と比較して5.5%の減となっております。

このうち、新規事業「科学捜査力維持のための鑑定機器整備事業」についてであります。

このことについて当局より、「現在使用している鑑定・分析機器は、導入から相当期間が経過し、メーカーサポートが終了することなどから、機器を更新整備して鑑定・分析体制を維持する」との説明がありました。

これに対して委員より、「犯罪が複雑多様化する中で、こうした高度な科学技術や高性能鑑定機器の必要性は高まっている。迅速かつ的確な捜査が行えるように、社会の動きや犯罪情勢を見きわめながら、必要な機器等については整備を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、津波等の災害時における避難誘導対策についてであります。

このことについて委員より、警察の基本的な考え方を問う質疑があり、当局より、「徒歩避難を原則としており、誘導に当たっては、各所管において最寄りの重要交差点に立ち、住民を誘導することとしている。また、警察官自身の命も守るため、一定時間が経過したら、住民とともに避難するように指導を徹底している」との答弁がありました。

これに対し委員より、「災害対策においては、警察官も含め、1人でも多くの死傷者を減らすことが非常に重要である。警察官一人一人が避難場所をしっかりと把握し、迅速に誘導できるよう引き続き努力していただきたい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございま

す。日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、日本共産党を代表して、今議会上程議案のうち、議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号について、反対の立場からその理由を述べて討論いたします。

まず、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計予算」についてです。

政府の新年度予算案は、大企業や富裕層優先で国民には冷たいアベノミクスの本質は変わらず、義務教育費国庫負担金の減額を初め、社会保障の自然増削減や大企業への減税など、格差と貧困を一層拡大する一方、憲法9条改憲策動に合わせて大軍拡への道を踏み出す重大な予算となっています。また、今年度も地方交付税は前年度を下回り、臨時財政対策債も減額です。

こうした国民犠牲が続く中で、県民の暮らしや地域経済、基幹産業である農業や中山間地域をどう守っていくのか、地方自治体の役割、本旨が問われています。本年度予算は、一般会計で5,817億9,000万円、基本方針は「みやぎきの更なる飛躍と新たな挑戦」が位置づけられ、重点施策も掲げられていますが、福祉の充実で安心できる暮らしの位置づけが見当たらないことは残念です。予算の全体では、県民の暮らしや福祉、教育や文化、農業、地場産業の振興、県土の保全など欠かせない予算であります。問題も含んでおり、同意できないものです。

第1に、国主導の福祉・社会保障の施策で果たして県民の命と暮らしが守れるのかという問題です。

今年度も進められる地域医療介護総合確保基金事業は、これからの高齢化に対応とする地域医療構想のもとに、病床の削減が行われ、病院から施設へ、施設から在宅への流れがつけられますが、本来、必要な医療や介護がしっか

りと保障され、人としての尊厳が守られるものでなくてはなりません。今改めて、公的介護保険制度の創設は何だったのかが問われる事態です。また、ことしから始まる国保の都道府県化で、国保の抱える構造的問題は何ら解決されないことです。

貧困対策や子育て支援において、県民の暮らしの実情や県民要求が真剣に受けとめられているのか。中でも、放課後児童クラブの受け入れの不十分さや、子供医療費助成事業については、毎年、予算は減額され、就学前までの乳幼児医療費助成事業にとどまっていますが、事業拡大の予算の位置づけが問われていると思います。

第2に、農業予算では、農産物対策費や畜産振興費等が大幅に増額されています。攻めの農業も必要な部分はあるでしょうが、後継者不足が叫ばれる中、今、必要なのは、家族農業を支え、持続可能な農業にするための価格保障や所得補償の予算、後継者対策の予算など、農家を直接支援することではないでしょうか。また、中山間地対策も同様です。

第3に、雇用対策や地域経済のかなめである中小企業への支援対策です。企業誘致対策と比べると差のある中小企業金融対策や小規模事業所対策をしっかりと進めて、県内企業を元気にすることが大事であり、そのことが高校生の県内就職の促進にもつながるものです。また、誘致企業による雇用の促進は、正規雇用や労働条件の整備など、県民が安心して働ける場をふやすことです。

ほかにも県民の願いが届かない部分が随所に見受けられますが、自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を求めたいと思

います。

次に、議案第4号「平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」、議案第29号及び第38号については関連しますので、あわせて討論いたします。

今回提案されました各号議案は、いずれも新たな国民健康保険法による国保の都道府県化の2018年4月1日施行予定に伴う特別会計予算と関係規定の改定です。

我が党は、国保の都道府県化そのものに反対してきました。それは、これまでも申し述べてきましたが、国保を都道府県化すれば、現在、国保の抱える問題、高過ぎる国保税が国民の貧困世帯をより貧困にしているという現状の解消ができるのかにあります。

今後は、県が市町村ごとの納付金や標準保険料率を提示し、市町村へ100%の納付を義務づけることとなります。しかし、全国的に見て、保険税の平均収納率は90%です。市町村は、90%の収納率でも納付金が100%になるように保険税を設定することとなります。当然高い保険税になるということです。

ところが、新年度の保険税を見ると、総じて前年度を下回っているようですが、新制度のスタートに当たって、特例として激変緩和措置が設けられることによるものです。しかし、平成35年度までの6年間の措置にすぎません。

全国を見ると、保険税の増加幅が大きい市町村には、さらに10年まで延長するとした県、8年に延ばした県、福島県などは期間は設けないとするなど、他県は、住民の負担につながる保険税の高騰を何とか抑えたいとする意向がうかがえます。

皆医療保険として始まった国民健康保険制度は、当初、国保財政の70%あった国庫負担

が1984年には約50%に低下し、現在では23%程度でしかなく、減らされた国庫負担の穴埋めを、市町村が一般会計や基金を取り崩して繰り入れを行い、高過ぎる国保税の軽減に充て運営してきました。

しかし、今後は、都道府県化により、保険税の高騰を抑えるための給付の抑制、受診抑制が迫られることは必至であり、国民の命や健康より医療費の削減ありきが国保の都道府県化の主要な目的であることは明らかです。

国民に必要な医療を保障する国民皆保険を持続させるためには、国庫負担の抜本的引き上げによる保険税の引き下げこそ必要です。国保加入者の願いは、暮らしを成り立たせ、払うことのできる妥当な保険料で安心して受診できる公的保険制度です。このことを改めて強く申し上げておきたいと思います。

次に、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

本議案には数件の改定が提案されておりますが、その中の「土壌汚染対策法の一部改正による県条例の改定」については賛成できません。

そもそも2002年制定の本法律は、国民の健康保護を目的として、土壌汚染のおそれがあると判断される土地に対する調査等を定めたものです。不十分さもあり、2009年改正で規制強化がなされてきました。しかし、今回の法改正で事前届けにかえて事後の届けを認めることや、土壌汚染処理の委託義務に例外を設けるなど、規制緩和が行われ、その中で、汚染土壌処理業に譲渡及び譲受等の規定が新たに設けられたことによる本県条例の改定です。本来の法の目的を後退させるものであり、賛成できません。

次に、議案第32号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」についてです。

本議案は、住基ネットを通じて都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供ができる事務に、宮崎県育英資金貸与条例による債権の回収に関する事務及び道路交通法による放置違反金の納付命令または徴収に関する事務を追加するとするものです。

住基ネットを利用して事務の簡素化を図ろうとするものですが、この都道府県知事保存本人確認情報は、氏名、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、そして、これらの変更履歴を含むものとされており、個人番号等が含まれることからしても、個人情報を守る上での懸念は大きく、賛成できません。

最後に、議案第40号「宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

障害者総合支援法の改定に伴い、新たに自立生活援助サービス等を新設するものです。自立生活援助では、グループホームなどの施設入所者の地域生活への定着に向け、定期的な巡回訪問により相談助言を行うとしていますが、グループホームを利用する軽度障がい者からは、グループホームから追い出されるのではないかと懸念が広がっています。

○**蓬原正三議長** 前屋敷議員に申し上げます。時間が参っております。

○**前屋敷恵美議員**(続) 厚労省は、約5,000人の削減目標を掲げていますが、まさに軽度障がい者にひとり暮らしを求め、施設外しにつながりかねない本条例改定には賛成できません。

以上、各号議案に対して意見を述べ、討論いたします。(拍手) [降壇]

○**蓬原正三議長** 次に、来住一人議員。

○**来住一人議員** [登壇] 私は、日本共産党を

代表いたしました、ただいま前屋敷議員が述べました議案以外の同意できないものについて討論をしたいと思います。

まず、議案第46号から第49号については、林道事業、国営西諸土地改良事業、農政水産関係建設事業及び土木事業の執行に伴う市町村の負担金徴収を行うものであります。

本来、国・県の直轄事業は、それぞれが責任を持って執行すべきことであります。全国知事会は、直轄事業負担金制度改革が地域主権確立に向けた重要な課題であるとして、負担金制度の廃止を求める提言を行っております。市町村に負担を求めることは、こうした提言に全く逆行するものであります。

次に、議案第50号「宮崎県医療計画の変更について」及び第51号「宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について」は、あわせて討論いたします。

2014年に制定された医療介護総合確保推進法は、2025年の高齢者人口のピークに備えて、地域における医療・介護の一体化、費用の適正化の名のもとに、その抑制を図ろうとするもので、地域医療構想では、病床の機能区分ごとの病床数の必要量、居宅等における医療の必要量などの具体化とともに、入院病床の削減や介護抑制を本格化させ、病院から施設へ、施設から在宅への流れをつくり、高齢者に在宅での暮らしを押しつけるもので、高齢者のみならず、県民の安心できる医療や介護の体制を根底から覆すことにつながるものであります。

今回のいずれの計画の変更も、こうした国の方針のもと、国が介護療養型医療施設を2023年に廃止するとして、新たに創設する介護医療院への転換が見込まれるもののみを反映したとされています。しかし、この介護医療院が真に療

養病床転換の受け皿になり得るのが問われるものであります。

各医療機関が報告した2025年の病床機能報告は1万5,775床であるのに、県の地域医療構想は1万1,037床と、実に約4,600床も少なくなっており、真に必要な医療が提供されないと思われまます。政府は、地域医療介護総合確保基金を使って病床削減を加速させようとしていますが、医療の総合確保を掲げながら、サービスの縮小を促すものとなっています。

また、特別養護老人ホーム等の入所基準を介護度3以上に制限するもとの、養護老人ホームの定員1,803人、軽費老人ホームの定員700人は現状維持とし、一方、有料老人ホームのニーズは高まっているなどとしていますが、改めて、公的介護保険制度とは何か厳しく問われているものであります。一人一人が尊厳を持って生きられるような計画こそ必要であると考えまます。

次に、議案第52号「宮崎県歯科保健推進計画の変更について」は、歯や口腔の健康が、子供たちの成長にとっても、県民一人一人の生涯においても、健康を保つ上で重要なことであり、評価するものであります。私どもが問題としているのは、虫歯予防策としてフッ化物の塗布や洗口が位置づけられ、推進目標値を引き上げ、推進しようとしていることであります。

フッ素やフッ化物の使用については、その安全性や効果について、医療の専門家の中でも意見が二分しております。WHOは、6歳未満の子供へのフッ化物洗口を推進しない見解を出しております。フッ化物は希釈して使用するといえ、自己判断のできない子供への使用を心配する保護者は決して少なくありません。フッ化物洗口を希望するか否かの選択肢は、当然設け

るべきであります。フッ化物洗口の対応を、保育所や幼稚園、学校などで目標値を定めて推進することは、中止すべきであると思います。

次に、議案第53号「みやぎ子ども・子育て応援プランの変更について」述べます。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援新制度のもとに作成され、平成31年度が最終年度であります。今回の変更は、市町村における教育・保育に係る量の変更や、認定こども園を200園にするなどの目標の修正などあります。

しかし、子ども・子育て支援新制度により、保育制度改革のもとに保育の市場化を目指しスタートした認定こども園は、さまざまな規制緩和のもとで多くの問題を抱えております。また、子育て支援の充実をうたうプランであります。病児保育事業や放課後児童クラブなどにおいては、実態を踏まえたものになっておらず、さらに、子育て支援のかなめとも言える子供医療費助成制度の拡充が位置づけられていないことを指摘しておきたいと思っております。

最後に、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について述べます。

本請願について、委員長報告は継続審査ということですが、採択を求めるものであります。

本請願は、一昨年9月に提出された「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」を取り下げ、無料化の上限を限定せず、短期間に1万人を超える賛同署名を添えて昨年9月に改めて提出されたものであります。このような経過から、本請願は、本定例会を含め、実に7回の定例会において審議されてまいりました。

我が党は、定例会ごとに、採択を求める立場

から討論を行い、県民生活と子供をめぐる現状からも、少子化対策の重要な柱としても、子供の医療費助成制度の拡大が県民的課題であること、この制度の全国的及び県内での広がりを明らかにするとともに、この制度と財政についても、県全体の予算規模から実現可能な制度であることを申し上げてまいりました。また、県民の県政への参加と請願権、請願権と県議会のあり方についても率直に述べてまいりました。したがって、本日は述べることはいたしません。議員各位の賢明な判断をお願いしたいと思います。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号及び第46号から第53号まで採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号及び第46号から第53号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第21号まで、第23号から第28号まで、第30号、第31号、第33号から第37号まで、第39号

及び第41号から第45号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第21号まで、第23号から第28号まで、第30号、第31号、第33号から第37号まで、第39号及び第41号から第45号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第24号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第24号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○蓬原正三議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、みやざき経済振興対策特別委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の経済振興、雇用対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

本県の経済は、九州財務局宮崎財務事務所がまとめた昨年4月の宮崎県内経済情勢報告によると、「緩やかに持ち直している」とされており、個人消費も緩やかな持ち直しの動きが続いています。また、雇用情勢については、人手不足がバブル期並みに深刻な状況となっています。

平成27年国勢調査によると、本県の労働力人口は54万4,236人で、平成7年以降、減少傾向となっています。少子高齢化などのほか、若者の県外流出もその要因の一つと考えられます。昨

年3月に卒業した高校生の県内就職率は55.8%で、12年連続で50%台と低迷し、若者の県外流出が長期的な課題となっております。一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより、労働力も東京一極集中がさらに加速することが危惧され、危機感を持って取り組む必要があります。

今後、本格的な人口減少社会が想定される中、喫緊の課題である人口減少対策、その中でも若者の県外流出に歯どめをかけるためには、良質な雇用の場の確保は極めて重要です。そのため、農林水産業を初めとする本県産業の振興、企業誘致の推進に取り組む必要があります。しかしながら、緩やかな国内景気の回復を背景に、全国と同様に本県も人手不足は逼迫しており、本県の産業振興、企業誘致を図る上で、人材の確保は重要な課題の一つと考えます。

このような認識のもと、当委員会では、「産業振興に関すること」「企業立地に関すること」「雇用の維持・人材確保に関すること」を調査事項と決定しました。

以上の内容について積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、産業振興についてであります。

県では、みやざき産業振興戦略を策定し、雇用の受け皿となる中小企業の振興、本県の特性や強みを生かした成長産業の育成に、戦略的に取り組むこととしています。本県産業の振興を図る上で、県内企業の99.9%を占める中小企業や小規模事業者が、外貨を稼ぐ力をいかに高めるかが重要であります。そのため、産学金労官による各プラットフォームや各相談機関は、重

要な役割を担っています。

意見交換を行った関係機関からは、「本県の平成26年工業出荷額は約1兆5,000億円程度で、平成22年の出荷額と比べると、伸び率は16.4%で全国トップであるが、本県の持つ可能性をより一層PRしながら、商工業者のやる気を高めていきたい」との話がありました。

工業出荷額は伸びておりますが、県内企業の稼ぐ力の伸び代は、まだ十分にあるものと考えます。今後とも、本県の可能性をしっかりと県内企業にPRすることで、県内企業が稼ぐ力を高める原動力になるものと考えます。

県当局には、産学金労官によるプラットフォームの支援などにより、みやざき産業振興戦略の各プロジェクトに掲げる平成30年度目標を達成し、みやざきモデルの構築、さらには本県ならではの稼ぎ方の確立につなげるよう要望します。

次に、企業立地についてであります。

本県における企業立地は堅調な推移を示しており、平成28年度の企業立地件数は、大型案件を含む49件で過去最高となっております。

当委員会では、県内外の自治体の特色ある企業誘致の取り組みを初め、全国的な企業立地の動向を調査しました。企業立地の動向について、近年は、海外での知的財産権の侵害や、国内での産業集積によるコスト低減など、国内での事業活動を重視する企業がふえており、海外ではなく国内を強化する動きが高まっています。また、都市部は人手不足で、企業の地方進出が加速しており、企業が自治体に求める強化対策は、人材の確保となっております。

訪問した日南市では、最初に進出したIT企業の説明会で、採用予定10名に対し約360人もの人が集まり、日南市に進出すればいい人材が確

保できるという話が広まって、現在のIT企業の進出につながっているとのことでした。

県当局には、企業誘致の推進に当たり、優遇制度による支援に加え、採用などの人材確保においても積極的に取り組み、市町村と連携を図りながら、自治体間競争において他県との差別化を図ることを要望します。

一方、平成24年度から28年度までの立地企業における最終雇用実績を見ると、正規職員の割合は約61.5%、非正規職員の割合は約38.5%となっており、業種により差が見られるものの、非正規職員による雇用の割合は約4割と高くなっています。

県当局には、本県が目指す良質な雇用の場の確保の観点から、立地企業に対し、正規職員での採用を積極的に働きかけるよう要望します。

最後に、雇用の維持・人材確保についてであります。

当委員会では、各産業における担い手確保の取り組みを初め、若者の県内就職促進及び早期離職防止の取り組み、女性や高齢者などの潜在的な労働力確保の取り組みなど、広範囲にわたり調査を実施しました。

県が実施した、人材不足に関するアンケート調査結果によると、県内企業の約7割が人手不足と感じています。調査先からは、「平成27年卒の高校生の県内就職率が全国最下位となり、経営者も危機感を持っている」との話がありました。

本県の産業振興を図るためには、人材不足は大きな課題であり、県や教育委員会、産業界などが一体となり、特に、若者の県内就職促進に向けた取り組みを加速させることが肝要であると考えます。

県当局には、関係団体と意見交換を重ねるな

ど、連携を図りながら、キャリア教育の充実や職場環境の改善など、若者の県内就職促進の取り組みを推進するよう要望します。

また、当委員会で、外国人技能実習生の受け入れ状況を調査したところ、本県においては、実習生が、企業や農家で技術や技能をしっかりと学び、母国で活躍していただくという国際貢献の役割を果たしている一方で、実習生という名の労働力となっている側面も見られたところです。実習生を受け入れる企業や農家は、実習生に対する賃金に加え、送り出し機関への入会金や管理費まで費用を負担し、実習生を確保している状況であり、本県産業における人手不足を痛感したところです。

県当局には、本県の産業を支える外国人技能実習生の受け入れ状況の把握に努め、実習生の受け入れ体制に対する支援などを検討するよう要望します。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、当委員会の調査活動を通じて、例えば、企業立地における交通インフラの課題や、また、建設業における働き方改革の課題など、本県が取り組むべきさまざまな課題に直面したところです。

平成30年度は、宮崎県総合計画アクションプランの最終年度で、新規企業立地件数など各施策における目標達成に向け、より一層加速した取り組みが求められます。

また、人口減少対策については、特に若者の県外流出抑制の取り組みなどを喫緊の課題として捉え、本県が目指す人口減少に対応した社会づくりと「新しいゆたかさ」への挑戦に向け、オールみやぎきで取り組んでいただくことを強く要望して、当委員会の報告といたします。

(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、海外経済戦略対策特別委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、海外経済戦略対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

昨年度、海外経済戦略対策特別委員会を設置し、「みやざきグローバル戦略」に沿って所要の調査活動を行ってまいりましたが、本県が取り組むべき課題や委員会において調査すべき事項は数多くあり、「今回の調査が一過性のもので終わらないよう、引き続き取り組んでいく必要がある」との委員会報告を踏まえ、本年度も同委員会を設置いたしました。

当委員会では、昨年度の同委員会の調査活動も踏まえ、本県が抱える課題を絞り込み、「海外展開に向けた取組に関すること」「インバウンド及びアウトバウンド対策に関すること」「海外との交流促進に関すること」を調査事項として決定し、積極的に所要の調査活動を行ってまいりました。

時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、海外展開に向けた取組についてであります。

本県の農畜水産物の輸出実績は年々伸びており、昨年度の輸出額は過去最高の約34億円となりました。主な輸出先は東アジアが大半を占めており、中でも台湾への輸出額が前年と比べて大きく伸びています。

台湾においては、日本産牛肉が昨年9月に輸入解禁となり、その直後に輸出した宮崎牛は、最初に到着した日本産牛肉として大きな反響を

呼びました。宮崎牛は、昨年、全国和牛能力共進会で3大会連続の内閣総理大臣賞を受賞したほか、地理的表示保護制度に登録されるなど、さらなる輸出の拡大が期待されます。

当委員会では、農業関連団体、企業との意見交換を行い、輸出における今後のあるべき方向や、国内最大級の輸出拠点としての強化に向けた取り組み状況等についてお話を伺いましたが、今後ともさまざまな流通経路を使いながら、本県の農畜産物が海外に展開されることを期待いたします。

また、自社製品の海外展開に取り組む県内企業との意見交換も行い、海外展開の取り組み状況についてお話を伺いました。企業からは、「現地にいきなり行っても、自分たちだけでは全くわからず、時間もかかり苦労する。行政などからの紹介がないと難しい」などの意見を伺いました。海外での取引においては、行政等が後押しをすることは相手の信頼度につながるとともに、相手国の政府関係機関との関係も大事だと考えます。

また、農業や水産物を営み、自社製品の海外展開に取り組まれている企業を訪問し、その取り組み状況について意見交換を行いました。

水産物を営む企業からは、「中国はさまざまな書類を要し、ヨーロッパは放射能検査証明も求められる」といった状況や、「養殖業は外国人技能実習生の受け入れができないので、何とかしていただきたい」などの意見を伺いました。今後、このような課題解決に取り組むことで、より円滑な海外展開につながるものと感じました。

また、農業を営む企業からは、「海外での営業は、現地小売店との信頼関係の構築が大事」という意見や、「九州の野菜・果樹の味がわか

る人たちが営業をすれば、もっと販売は広がる」などの意見を伺いました。販路の開拓・拡大につながる大切な意見だと感じました。

海外展開に取り組む県内企業の課題を聞き、期待に応えるよう、行政ができる部分と企業自身に行動してもらうべき部分の役割分担を明確にし、その連携を図りながら、輸出拡大につながる施策に取り組んでいくよう要望いたします。

次に、インバウンド及びアウトバウンド対策についてであります。

まず、国際航空ネットワークに関して、宮崎空港に発着する3つの国際定期航空路線は、みやざきグローバル戦略を推進する上でも欠かせない重要な交通基盤です。今年度、ソウル線では、アジアナ航空が冬期増便した上に、イースター航空も新規就航し、台北線では、今月から1便増便し、再び週3便体制となっており、各種取り組みの成果があらわれています。

当委員会では、台湾で調査した際に、チャイナエアラインから、今回の台北線1便増を決断したということに加え、「今後、4便、5便とふやし、最終的には毎日運航を目指していければと思う」、また、「将来に向けては、宮崎から台湾第二の都市の高雄に飛ばせる機会がないか常に研究している」とのお話もお伺いいたしました。これらが実現されるよう、本県としてもさらなる取り組みに努めなければならないと考えます。

次に、新規路線に関して、本県では、中国やタイなどをターゲットに情報収集やセールスを実施しているとのことですが、誘致先のニーズを把握しながら、他県の就航状況も踏まえつつ、新規路線の開拓に向けて取り組むよう要望いたします。

次に、国際海上ネットワークに関してであります。

本県では、県内港湾の利用促進や航路の維持・充実を図るために、港湾機能の向上やファーストポートの実現に向けて取り組んでいるところであります。

コンテナ航路については、世界的なコンテナ船社の経営状況の悪化と貨物量の減少の中、油津港でもコンテナの取扱貨物量が減少したため、寄港していた韓国航路は昨年10月から休止となりました。同港に寄港している他の航路の取扱貨物量も減ってきています。今後、ポートセールス等の積極的な展開により利用をお願いするなど、現行航路の存続には十分努め、航路の維持・充実を図っていくよう要望いたします。

次に、海外との交流促進の取り組みについてであります。

海外への展開促進や海外からの誘致推進を図っていくためには、幅広い分野において、海外の自治体や民間企業等との交流を促進し、これまで培ってきた海外の人的ネットワークをさらに強化・拡大することで、経済やグローバル人材の交流につなげていく必要があります。今後は、これまでの経験を生かし、県と市町村、民間等の役割分担を明確にするとともに、それぞれの対象国に対する戦略を十分に検討し、取り組んでいくよう要望いたします。

また、本県でも企業のグローバル化や労働力不足に対応していくために、海外から多くの有能な人材を受け入れていく時代がやってきており、企業からのニーズに行政の対応を求められることも想定しておかなければなりません。そのため、予想される対象国とどのように連携をとるか、今のうちから検討していくよう要望い

たします。

以上を委員会報告書の概要として報告いたしました。海外調査で訪れたベトナムや台湾は日本に対して友好的で、意見交換等を行った限りでは、本県が活躍のできる場は多くあると感じました。また、この海外調査で訪問した調査先における人材養成の取り組みは、技能者や働き手が不足していく中で、参考とすべき事例だと考えます。

みやぎきグローバル戦略は、来年度、集大成の年となります。戦略で定める成果指標の最終目標値が達成されるよう、また、戦略の目的である「外貨の獲得、ビジネスチャンスの創出」が図られ、5年後、10年後に本当の意味での成果が出るよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、みやぎきグローバル戦略を通して、世界に向けたさまざまな取り組みが、本県及び県民にとってより実り多きものとなるよう、そして、引き続き本県が世界とともに成長していくことを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、2025年問題対策特別委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、2025年問題等に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国においては、人口減少や高齢化が進む中、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、急増する社会保障費への対応や医療・介護サービスの維持向上が喫緊の課題となっております。

こうした課題に対応するため、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や、地域包括ケアシステムの構築等により、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図るための取り組みが進められています。

また、少子高齢化に伴う人口減少という大きな課題を抱える中で、既存の縦割りの制度では効果的で適切な解決策を講じることが難しい課題や、既存の制度のはざまにあって、制度による解決が困難な課題があります。このような課題を解決するためには、地域の力を強化するとともに、公的な機関がさまざまな分野で縦割りに対応するのではなく、連携・協働しながら包括的に支援を行っていくことが必要となります。

国においては、地域住民や多様な主体が、さまざまな課題に対して「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域をともにつくっていく社会、いわゆる地域共生社会の実現を目指していくこととしています。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、2025年問題等に対する本県の課題の解決に向けて調査を行う観点から、「2025年問題に関すること」「高齢者等対策に関すること」「子どもや高齢者等に係る新たな地域共生社会に関すること」を調査事項と決定いたしました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、2025年問題についてであります。

当委員会では、医療・介護分野の課題を初め、生産年齢人口の減少に対応した労働力の確保や、後継者不足により廃業が進む中小企業等

の事業承継などの地域経済の課題に対しても調査を行いました。

今後、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取り組みや、地域医療構想の実現に向けた地域医療構想調整会議での議論が本格化する中で、県の果たす役割はますます重要になってくるものと考えます。

まず、地域包括ケアシステムについてであります。県内全域で効果的な介護予防に取り組んでいくためには、先進的に取り組んでいる市町村の事例を展開することが有効であります。当委員会では、地域における住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて継続性の高い介護予防に積極的に取り組んでいる都城市を調査いたしました。

県当局には、こうした都城市を初めとする先進自治体の取り組みを県内全市町村に波及させるよう要望します。

また、地域で活用できる資源には自治体間で大きな差があることから、特に医療・介護資源が不足している中山間地域等においては、高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、広域連携の推進や民間サービスの参入を促進する支援策の充実を図るよう要望します。

また、地域医療構想については、委員会において複数の委員から、「病床の再編は、病院の経営にかかわる問題であるので、県は病院と危機感を共有しながら議論を進めてほしい」との意見がありました。

県当局には、医療機関における経営の視点も十分踏まえた上で、地域医療構想調整会議において、危機感を共有しながら、地域医療介護総合確保基金を十分活用し、病床の機能分化、連携を進めるよう要望します。

また、健康長寿社会づくりについては、本県

はメタボ該当者及びメタボ予備群の割合が全国平均より高い状況ですが、特定健康診査の実施率は全国平均より低く、下位に位置していません。糖尿病などの生活習慣病の有病率は認知症の有病率にも影響していると考えられているため、県当局には、健康寿命の延伸に向け、特定健康診査の実施率を向上させる取り組みを一層推進するよう要望します。

また、介護人材の確保については、厚生労働省が2015年6月に発表した需給推計によると、2025年には、本県において約4,300人の介護職員の不足が見込まれています。本県にとっても、介護人材の確保は喫緊の課題であります。

県当局には、国の方針に沿って、他県の活用事例も参考にしながら、地域医療介護総合確保基金を十分活用し、積極的に対策を進めるとともに、介護専門職が専門の業務に集中できるよう、介護助手等の人材の育成も検討するよう要望します。

また、地域経済の課題に関しては、今後、少子高齢化で労働力人口のさらなる減少が見込まれることから、高校生の県内就職率の向上を図ることは喫緊の課題であります。

県当局には、県内高校生に対して宮崎のよさをアピールし、全庁挙げて郷土愛の醸成に取り組むよう要望します。

あわせて、高齢者の就業促進の観点から、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者が年齢に関係なく働き続けられる環境整備を一層推進するよう要望します。

また、県内企業等の事業承継については、本県の休廃業・解散率は全国で2番目に高く、今後も団塊世代の経営者の引退が想定されるなど、本県経済、ひいては地域の維持・活性化に影響を及ぼす大きな問題であり、その対策は喫緊の

課題であります。県当局には、休廃業・解散に伴って喪失される雇用を初めとする影響を把握するとともに、必要な事業承継の対策を充実するよう要望します。

次に、高齢者等対策についてであります。

まず、高齢者の権利擁護についてです。県では、県内どこでも成年後見制度が利用できるよう、市町村社会福祉協議会が法人として後見受任できる体制づくりに必要な人材の養成研修を、昨年度から実施しています。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が一層高まり、ますます後見を担う弁護士、社会福祉士等の専門職が不足することが見込まれていることから、県当局には、市民後見人等の養成を一層進めるよう要望します。

また、地域における高齢者の見守り・支援体制については、全県下において構築していく必要があることから、県当局には、各市町村の見守り・支援体制の状況を把握するとともに、十分な体制整備が進むよう、支援等を行うよう要望します。

また、生きがいつくりの受け皿となっている老人クラブについては、クラブ数及び会員数ともに年々減少傾向にあることから、県当局には、自治会などから老人クラブへの加入につながるような連携のあり方を検討するとともに、役員確保への行政支援について研究を行うよう要望します。

最後に、子どもや高齢者等に係る新たな地域共生社会についてであります。

調査先においては、地域住民が誰でもいつでも集える居場所をつくり、そこを拠点として、子供や高齢者、障がい者を含む全ての人がお互い支え合い、助け合いながら生活していける社会

を目指したさまざまな活動が行われていました。こうした取り組みが、国が目指す「我が事・丸ごと」の地域づくりにつながるものと考えます。

近年、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により家族または地域内の支援力が低下しているという状況の中で、地域全体で支える力を再構築することが求められており、地域から孤立しない取り組みを進めていくことが重要であります。そのためには、かなめとなる人材とその人を支える人材の育成・確保を図ることが、地域共生社会の実現に向けた取り組みを大きく後押しするものと考えます。県当局には、地域共生社会のトップランナーを目指して、人材の育成・確保を初めとする取り組みを積極的に進めるよう要望します。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、これらの提言をまとめるに当たり、1年間にわたって調査活動を進めてまいりました。

2025年問題を含め、人口の高齢化は決して恐れるものではありません。団塊の世代を含め、元気で意欲のある高齢者が活躍でき、地域で皆が支え合える社会づくりを通じて、地域社会の活力を維持・発展させることは十分可能であると考えます。

当委員会の提言を踏まえ、市町村、関係機関・団体等と連携し、県民一人一人がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいただくことを要望いたします。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はあり

ません。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成30年 3 月 20 日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第3号

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

議員発議案第4号

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

平成30年 3 月 20 日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 総務政策常任委員長 二見 康之

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

J R九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求める意見書

平成30年 3 月 20 日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎

井本 英雄

田口 雄二

新見 昌安

松村 悟郎

後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な全面解決を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第6号まで
追加日程

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 ただいま議題となっております、議員発議案第4号「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論いたします。

本決議は、大阪府・大阪市が誘致、開催を目指している2025年国際博覧会を支持するとともに、誘致実現に向けた取り組みを支援、協力していこうというものであります。

日本共産党は、国際博覧会が持つ産業や技術の進歩、展望を示し、広く教育的に広げようという理念そのものに反対するものではありません。しかし、大阪府・大阪市が国際博覧会を誘致しようとしている会場との関係で、問題を指摘しなければなりません。本決議は、誘致しようとする博覧会の会場については明記しておりませんが、大阪府・大阪市が一体となって目指している誘致先が、埋立地である夢洲（ゆめしま）であります。

第1に、大阪府が国際博覧会の誘致を表明している夢洲では、カジノを含む統合型リゾートIRの事業が計画されていますが、この計画を促進する切り札として、国際博覧会の誘致に力を入れていることを指摘しなければなりません。

夢洲でのIR整備に向け、埋立工事が前倒しされ、また、地下鉄・JRの延長、道路の拡幅

など、関連事業費だけでも1,000億円を超えるとされ、IR構想だけで巨大開発を進めれば大阪府民の批判をまともに受けることになるため、国際博覧会の誘致を表明することで批判をかわそうとする狙いがあると言われます。

第2に、国際博覧会の会場が、カジノに隣接して建設されるという問題であります。読売新聞が昨年11月に行った世論調査では、「大阪府と大阪市が、国際博覧会会場の予定地の近くにカジノを含む統合型リゾートを誘致することを検討しています。こうした施設を誘致することに賛成ですか、反対ですか」の問いに、52%が反対を表明しております。

カジノなどのギャンブルは、刑法第185条及び186条で禁じている賭博であります。カジノの問題は、本議場で議論されてきたところであり、カジノは、成長戦略どころか何の価値も生み出さず、社会的荒廃を招くことは明白で、国際博覧会の理念とは相入れないものであります。

第3に、夢洲は、産業廃棄物を受け入れながら埋め立てを進めてきていることから、土壌汚染が懸念されており、国際博覧会のテーマとされている「健康・長寿への挑戦」とは大きく矛盾するものと言わざるを得ないということであります。

ましてや、近い将来、南海トラフ大地震が起きる可能性が大きいと指摘されているもとで、大地震、大津波により大きな被害を受けるおそれがある夢洲に、半年間にわたって大勢の人々を集中させようとする計画は、余りにも無謀と言わなければならないと思います。

国際博覧会の夢洲への誘致について問題点を述べましたが、本決議に同意することは、以上のような問題点を無条件に是とすることを意味

しますので、本決議に同意できないものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

ます。

これをもちまして、平成30年2月定例県議会を閉会いたします。

午前11時54分閉会

◎ 議員発議案第4号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第4号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号から第3号まで、
第5号及び第6号採決

○蓬原正三議長 次に、議員発議案第1号から第3号まで、第5号及び第6号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時53分開議

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開き

資

料

平成30年2月定例県議会日程

27日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
2. 22	木	本会議	開会 議事録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 議会期上程 議案 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
23	金	休 会	(議 案 調 査)	
24	土		(閉 庁 日)	
25	日			
26	月		(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
27	火			一般質問通告締切 12:00
28	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
3. 1	木			
2	金		一 般 質 問	請願締切 16:00
3	土	休 会	(閉 庁 日)	
4	日			
5	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 (会派提出) 17:00
6	火		一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
7	水	休 会	常任委員会 (補正)	
8	木			
9	金	本会議	常任委員長審査結果報告(補正) 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
10	土	休 会	(閉 庁 日)	
11	日			
12	月			
13	火			
14	水		常任委員会 (当初)	
15	木			議員発議案締切 (会派提出を除く) 17:00
16	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会
17	土		(閉 庁 日)	
18	日			
19	月		(議 事 整 理)	
20	火	本会議	常任委員長審査結果報告(当初) 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



議案の送付について

平成30年2月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成30年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 平成30年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第6号 平成30年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 平成30年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第9号 平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第12号 平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 平成30年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成30年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成30年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 平成30年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 観光みやざき未来創造基金条例
- 議案第29号 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第32号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 宮崎県産科専門医研修資金貸与条例
- 議案第34号 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 宮崎県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例
- 議案第38号 宮崎県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第46号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第47号 国営西諸土地改良事業（一期）執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第48号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第49号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第50号 宮崎県医療計画の変更について
- 議案第51号 宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について
- 議案第52号 宮崎県歯科保健推進計画の変更について
- 議案第53号 みやざき子ども・子育て応援プランの変更について
- 議案第54号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第55号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第56号 平成29年度宮崎県開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成29年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 平成29年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成29年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成29年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成29年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成29年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 平成29年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成29年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第73号 宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

- 議案第74号 県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
議案第75号 都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第76号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
議案第77号 工事請負契約の締結について
議案第78号 工事請負契約の締結について
議案第79号 工事請負契約の締結について
議案第80号 工事請負契約の変更について
議案第81号 財産の処分について
議案第82号 民事訴訟事件の和解について
議案第83号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について
議案第84号 公害審査会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

2月28日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	井本 英雄	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	黒木 正一	13:00~15:00	

3月1日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	岩切 達哉	10:00~11:40	休憩
4	公 明 党	重松幸次郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

3月2日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	愛みやぎき	函師 博規	10:00～11:00	
2	日本共産党	来住 一人	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	松村 悟郎	13:00～14:00	
4	自由民主党	中野 廣明	14:00～15:00	

3月5日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	県民連合宮崎	渡辺 創	10:00～11:00	
6	自由民主党	外山 衛	11:00～12:00	休憩
7	公明党	河野 哲也	13:00～14:00	
8	自由民主党	山下 博三	14:00～15:00	

3月6日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	右松 隆央	10:00～11:00	
10	県民連合宮崎	満行 潤一	11:00～12:00	休憩
11	自由民主党	徳重 忠夫	13:00～14:00	
12	自由民主党	坂口 博美	14:00～15:00	

議案 委員会審査結果表

[議案](平成29年度補正予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第55号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)	可決	可決	可決	可決	可決
第56号	平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第57号	平成29年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第58号	平成29年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)		可決			
第59号	平成29年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第60号	平成29年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第61号	平成29年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第62号	平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第63号	平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第64号	平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第65号	平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第66号	平成29年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第67号	平成29年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第68号	平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第69号	平成29年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第70号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第71号	宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	可決				
第72号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第73号	宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例		可決			
第74号	県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第75号	都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例			可決		
第76号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第77号	工事請負契約の締結について			可決		
第78号	工事請負契約の締結について			可決		
第79号	工事請負契約の締結について			可決		
第80号	工事請負契約の変更について			可決		
第81号	財産の処分について			可決		
第82号	民事訴訟事件の和解について				可決	
第83号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決について	主文の とおり 棄却す べき				

議案・請願 委員会審査結果表

[議案](平成30年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成30年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成30年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	平成30年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計 予算		可決			
第6号	平成30年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	平成30年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特 別会計予算			可決		
第10号	平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーシ ョン施設特別会計予算			可決		
第11号	平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	平成30年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	平成30年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	平成30年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算					可決
第18号	平成30年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業) 予算					可決
第19号	平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予 算					可決
第20号	平成30年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正 する条例				可決	
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第23号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第24号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第25号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例		可決			

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第27号	市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第28号	観光みやざき未来創造基金条例			可決		
第29号	宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第30号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第32号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第33号	宮崎県産科専門医研修資金貸与条例		可決			
第34号	宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第35号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第36号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第37号	宮崎県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例		可決			
第38号	宮崎県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例		可決			
第39号	宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第40号	宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第41号	宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第42号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第43号	後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第44号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	可決				
第45号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第46号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第47号	国営西諸土地改良事業(一期)執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第48号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第49号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第50号	宮崎県医療計画の変更について		可決			

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第51号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について		可決			
第52号	宮崎県歯科保健推進計画の変更について		可決			
第53号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更について		可決			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願		継続			
第24号	建設業の健全な経営に関する諸施策の対策強化についての請願			採択		

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成30年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成30年度宮崎県一般会計予算	3月20日・可 決
" 第2号	平成30年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	"
" 第3号	平成30年度宮崎県公債管理特別会計予算	"
" 第4号	平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	"
" 第5号	平成30年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	"
" 第6号	平成30年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	"
" 第7号	平成30年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	"
" 第8号	平成30年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	"
" 第9号	平成30年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別	"
	会計予算	
" 第10号	平成30年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーシ	"
	ョン施設特別会計予算	
" 第11号	平成30年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	"
" 第12号	平成30年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	"
" 第13号	平成30年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	"
" 第14号	平成30年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	"
" 第15号	平成30年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	"
" 第16号	平成30年度宮崎県育英資金特別会計予算	"
" 第17号	平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	"
" 第18号	平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）	"
	予算	
" 第19号	平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	"
" 第20号	平成30年度宮崎県立病院事業会計予算	"
" 第21号	県営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部を改正	"
	する条例	
" 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第23号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第24号	都市公園条例の一部を改正する条例	"
" 第25号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改	"
	正する条例	
" 第26号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正す	"
	る条例	

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	市町村立学校職員の給与等に関する条例及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3月20日・可 決
〃 第28号	観光みやざき未来創造基金条例	〃
〃 第29号	宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第33号	宮崎県産科専門医研修資金貸与条例	〃
〃 第34号	宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第35号	宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第36号	宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第37号	宮崎県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例	〃
〃 第38号	宮崎県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例	〃
〃 第39号	宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第40号	宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第41号	宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第42号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第43号	後期研修医研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第44号	宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例	〃
〃 第45号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第46号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第47号	国営西諸土地改良事業（一期）執行に伴う市町村負担金徴収について	3月20日・可 決
〃 第48号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第49号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第50号	宮崎県医療計画の変更について	〃
〃 第51号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について	〃
〃 第52号	宮崎県歯科保健推進計画の変更について	〃
〃 第53号	みやざき子ども・子育て応援プランの変更について	〃
〃 第54号	教育委員会委員の任命の同意について	3月6日・同 意
〃 第55号	平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	3月9日・可 決
〃 第56号	平成29年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第57号	平成29年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第58号	平成29年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第59号	平成29年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第60号	平成29年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第61号	平成29年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第62号	平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第63号	平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第64号	平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第65号	平成29年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第66号	平成29年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第67号	平成29年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)	3月9日・可 決
〃 第68号	平成29年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第69号	平成29年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第70号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正 する条例	〃
〃 第71号	宮崎県税条例及び宮崎県産業廃棄物税条例の一部を 改正する条例	〃
〃 第72号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第73号	宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第74号	県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正す る条例	〃
〃 第75号	都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基 準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第76号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第77号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第78号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第79号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第80号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第81号	財産の処分について	〃
〃 第82号	民事訴訟事件の和解について	〃
〃 第83号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に対する裁決 について	3月9日・諮問答申
〃 第84号	公害審査会委員の任命の同意について	3月6日・同 意
議員発議案 第1号	宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正 する条例	3月20日・可 決
〃 第2号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃
〃 第3号	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川 の河道掘削の予算の確保を求める意見書	〃
〃 第4号	2025年国際博覧会の誘致に関する決議	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第5号	J R九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求め る意見書	3月20日・可 決
〃 第6号	北朝鮮による日本人拉致問題の早急な全面解決を求 める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(収支報告書等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（以下「<u>証拠書類</u>」という。）を添付しなければならない。</p> <p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 第10条の規定により提出された収支報告書及び<u>証拠書類</u>（以下「<u>収支報告書等</u>」という。）は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(収支報告書等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の収支報告書には、<u>政務活動報告書の写し及び政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し</u>（以下「<u>政務活動報告書等</u>」という。）を添付しなければならない。</p> <p>(収支報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 第10条の規定により提出された<u>収支報告書及び政務活動報告書等</u>（以下「<u>収支報告書等</u>」という。）は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 [略]</p> <p>第10章 秘密会（第90条・第91条）</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定（第92条～第99条）</p> <p>第12章 規律（第100条～第108条）</p> <p>第13章 懲罰（第109条～第115条）</p> <p>第14章 会議録（第116条～第119条）</p> <p>第15章 協議又は調整を行うための場（第120条）</p> <p>第16章 議員の派遣（第121条）</p> <p>第17章 補則（第122条）</p> <p>附則</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、<u>招集地に宿所又は連絡所を定め、議長に届け出なければならぬ</u>。これを変更したときも、また同様とする。</p> <p>2 会期中における連絡は、<u>すべて前項の宿所又は連絡所あてとする。</u></p> <p>（出席催告の方法）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 [略]</p> <p>第10章 <u>公聴会及び参考人（第90条～第95条）</u></p> <p>第11章 <u>秘密会（第96条・第97条）</u></p> <p>第12章 <u>辞職及び資格の決定（第98条～第105条）</u></p> <p>第13章 <u>規律（第106条～第114条）</u></p> <p>第14章 <u>懲罰（第115条～第121条）</u></p> <p>第15章 <u>会議録（第122条～第125条）</u></p> <p>第16章 <u>協議又は調整を行うための場（第126条）</u></p> <p>第17章 <u>議員の派遣（第127条）</u></p> <p>第18章 <u>補則（第128条）</u></p> <p>附則</p> <p>（宿所又は連絡所の届出）</p> <p>第3条 議員は、<u>宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならぬ</u>。これを変更したときも、また同様とする。</p> <p>（出席催告の方法）</p>

<p>第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） 第 113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員 又は招集地における議員の宿所若しくは連絡所に文書又は口頭を もって行う。</p> <p>（会議録の記載事項）</p> <p>第 122条 [略]</p> <p>2 議事は、速記法又は議長が適当と認められた方法によって記録する 。</p> <p>（会議録の保管）</p> <p>第 125条 会議録は、議長が保管する。</p>	<p>第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） 第 113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員 又は議員の住所（第3条（宿所又は連絡所の届出）の規定による 届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又 は口頭をもって行う。</p> <p>（会議録の記載事項）</p> <p>第 122条 [略]</p> <p>2 議事は、録音又は議長が適当と認められた方法によって記録する。</p> <p>（会議録の保管）</p> <p>第 125条 会議録（歴史資料として価値があるものを除く。）は、 議長が保管する。</p>
---	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議員発議案第3号

洪水回避等を目的とした流量確保のための 中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって、国会及び政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大森理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
国土交通大臣	石井啓一殿
内閣官房長官	菅義偉殿

議員発議案第4号

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、イノベーションの創出や観光客の増大により大きな経済効果をもたらすとともに、2020オリンピック・パラリンピックに続き、全世界に向けて我が国の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、関西圏域のみならず、本県においても、観光をはじめとする産業の振興や、交流人口の拡大などを通じた活性化が期待できるものである。

よって、本県議会は、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、国内の機運醸成など、国や地元大阪府・大阪市、経済界による誘致実現に向けた取組を支援し協力していくものとする。

以上、決議する。

平成30年3月20日

宮 崎 県 議 会

J R九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求める意見書

旧国鉄が分割民営化された折、J R九州には、営業赤字を生じることが見込まれたことから国鉄の長期債務を承継しないこととした上で、その運用益によって、不採算路線も含め将来にわたり事業全体の営業損失を補うことができるよう、3,877億円の経営安定基金が設置されたところである。

また、J R九州の完全民営化に当たっては、経営安定基金の公的な機能・目的を実質的に確保する観点から、将来の鉄道ネットワークの維持・向上に必要な鉄道資産への投資などに充当することとされたところであり、完全民営化に向けた法改正の国会審議の場において、当時の国土交通大臣は、「国鉄改革において、J R九州は、経営安定基金によって不採算路線を含めた鉄道ネットワークを維持していくよう制度設計がなされている。それは民営化後も変わらない。」と述べている。

このような中で、J R九州は、平成28年10月に完全民営化されたが、平成30年春のダイヤ改正においては、利用者が少ないことを理由に、大幅な在来線普通列車の減便、運行区間の短縮や特急ワンマン運転の拡大を決定した。

J R九州によれば、これらは、鉄道ネットワークの維持に向けた収支改善のための取組の一環であるとのことであるが、関係地方公共団体との協議もないまま鉄道路線の利便性や安全性を損ねる一方的な行為であり、今後、更なる利用者の減少を招き、将来的には不採算路線の廃止につながるのではないかと不安が広がっている。

また、九州の鉄道ネットワークは、通勤や通学、高齢者の通院・買い物など地域住民の命と暮らしを守る生活路線であることに加え、観光交流や地域間交流の基盤としての役割・機能を持っており、九州全体の活性化にも悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、このような状況を斟酌し、「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第36号)」附則第2条の規定に基づく「利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持」等を図るための指針の趣旨を十分勘案した上で、不採算路線を含めた鉄道ネットワークを維持する責務と、国鉄を引き継ぎ、鉄道輸送を行う公共交通機関としての使命・役割を果たすよう、J R九州に対し指導することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
国土交通大臣	石井啓一殿
内閣官房長官	菅義偉殿

議員発議案第6号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な全面解決を求める意見書

北朝鮮が拉致を認めた平成14年の日朝首脳会談から15年経ったが、この間北朝鮮は、日朝政府間協議において合意された拉致被害者及び特定失踪者らに関する再調査について報告を行わないだけでなく、昨年8月及び9月には、我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射し、核実験を強行するなど、我が国をはじめとする北東アジア地域、さらには国際社会の平和と安定を著しく損なう重大な挑発行為を行っている。

このような状況の中、北朝鮮は平昌オリンピックを契機に韓国との外交交渉を行い、南北対話が続く限り、新たな核・ミサイル実験を行わないと表明し、更に非核化の意思も示し、米朝関係正常化のための「米国との対話の用意があること」を表明した。

この表明に対し米国大統領は、5月までに北朝鮮と会談を行うことを表明した。

これまで、我が国は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な解決を求めてきた。

よって、国会及び政府は、今回の米朝会談を絶好の機会と捉え、米国並びに関係各国と緊密な連携を行い、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な全面解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	野田聖子	殿
外務大臣	河野太郎	殿
拉致問題担当大臣	加藤勝信	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	—	—	—	
厚 生	—	1	1	
商 工 建 設	1	—	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	1	2	

新規請願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第24号	受理年月日	平成30年3月1日
請願者住所・氏名	宮崎市橋通東2-9-19 一般社団法人 宮崎県建設業協会 会長 山崎 司		
請願の件名	<p>建設業の健全な経営に関する諸施策の対策強化についての請願</p> <p>(要旨) 建設業の健全な経営に関する諸施策の対策強化についての請願</p> <p>(理由) 建設業を取り巻く環境は、公共投資額は下げ止まりになっているものの、依然として厳しい状況が続いており、現場従事者の高齢化や若年入職者の減少と地方への建設投資の減少などにより、かつてない経営環境に直面しています。特に、担い手の確保・育成は、極めて深刻な状況となっており、その対策が急務となっております。</p> <p>このような状況に対し、建設業界としても、様々な取り組みを行っているところでありますが、この窮状を打開するためには、安定した事業量の確保のもと、経営基盤を強化し健全な経営を維持していくことが不可欠であります。</p> <p>しかしながら、本会会員の経常利益を見ますと、利益率1%未満の企業が、約45%と半数近くを占めており、従業員に対する処遇改善や担い手の確保・育成、また、会社経営に必要な設備投資等に踏み込めないのが現状であります。</p> <p>建設企業は、適正な利潤があつて、はじめて労働環境の改善や雇用の拡大が図れるものでありますが、工事量が減少している中においては、会社を運営していくために、採算を度外視してでも、受注せざるを得ない場合も少なくなく、入札においては、厳しい受注競争の中で、失格ぎりぎりでの応札を余儀なくされているのが現状であります。結果として、落札額は、適正に算出された予定価格から大きく乖離し、十分な利潤を確保することは困難な状況となっております。</p> <p>いうまでもなく、建設業の使命は、社会資本の整備はもとより、自然災害発生時の緊急対応や復旧活動により県民の安全・安心を守ることにあり、また、地域の経済や雇用を支える基幹産業としても大きな役割を担っております。</p> <p>つきましては、このような建設業界の現状をご賢察いただき、企業の「適正な利潤」が確保され、建設産業の安定と「担い手の</p>		

	確保・育成」が一層推進されますよう、当局に対し諸施策の改善を求めています。お願いいたします。
紹介議員	中野 一則

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 高田 慎吾 (署名 10,187筆)		
請願の件名	<p>子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願</p> <p>[請願趣旨]</p> <p>現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも7人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成29年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが15自治体、小学校卒業までが6自治体で、通院でも、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。また、今年度中に延岡市・日南市・国富町で助成の拡充が予定されており、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>全国的には、入院では大分県や沖縄県など24県、通院でも三重県や徳島県など15県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をさせていただきたく、請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月22日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（坂口博美議員、岩切達哉議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第84号上程 知事提案理由説明
2月23日	金	休 会	（議案調査）
2月24日	土		（閉庁日）
2月25日	日		
2月26日	月		（議案調査）
2月27日	火		
2月28日	水	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・井本英雄議員、 宮崎県議会自由民主党・黒木正一議員）
3月1日	木		代表質問（県民連合宮崎・岩切達哉議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
3月2日	金		一般質問（函師博規議員、来住一人議員、松村悟郎議員、 中野廣明議員）
3月3日	土	休 会	（閉庁日）
3月4日	日		
3月5日	月	本 会 議	一般質問（渡辺 創議員、外山 衛議員、河野哲也議員、 山下博三議員）
3月6日	火		一般質問（右松隆央議員、満行潤一議員、徳重忠夫議員、 坂口博美議員） 採決（議案第54号、第84号）（同意） 議案・請願委員会付託
3月7日	水	休 会	常任委員会（補正）
3月8日	木		
3月9日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第55号～第83号） 討論（議案第70号、第72号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第70号、第72号）（可決） 採決（議案第83号）（諮問答申） 採決（議案第55号～第69号、第71号、第73号～第82号）（可決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月10日	土	休 会	(閉庁日)
3月11日	日		
3月12日	月		常任委員会 (当初)
3月13日	火		
3月14日	水		
3月15日	木		
3月16日	金		特別委員会
3月17日	土		(閉庁日)
3月18日	日		
3月19日	月		(議事整理)
3月20日	火	本 会 議	<p>常任委員長審査結果報告 (議案第1号～第53号及び請願)</p> <p>討論 (議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号に反対) (前屋敷恵美議員)</p> <p>討論 (議案第46号～第53号に反対、請願第22号継続に反対) (来住一人議員)</p> <p>採決 (議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号、第46号～第53号) (可決)</p> <p>採決 (議案第2号、第3号、第5号～第21号、第23号～第28号、第30号、第31号、第33号～第37号、第39号、第41号～第45号)</p> <p>採決 (請願第24号) (採択)</p> <p>採決 (継続審査・調査案件) (委員長の申し出のとおり決定)</p> <p>特別委員長調査結果報告</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号～第6号追加上程</p> <p>討論 (議員発議案第4号に反対) (来住一人議員)</p> <p>採決 (議員発議案第4号) (可決)</p> <p>採決 (議員発議案第1号～第3号、第5号、第6号) (可決)</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 横 田 照 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 議 員 岩 切 達 哉